

各支部の29年度事業計画について

【 目 次 】

北 海 道	1
青 森	8
岩 手	17
宮 城	26
秋 田	39
山 形	53
福 島	61
茨 城	68
栃 木	78
群 馬	99
埼 玉	106
千 葉	113
東 京	124
神 奈 川	138
新 潟	149
富 山	161
石 川	169
福 井	176
山 梨	182
長 野	191
岐 阜	202
静 岡	210
愛 知	217
三 重	226
滋 賀	232
京 都	240
大 阪	249
兵 庫	259
奈 良	267
和 歌 山	282
鳥 取	300
島 根	310
岡 山	323
広 島	330
山 口	342
徳 島	349
香 川	358
愛 媛	376
高 知	385
福 岡	393
佐 賀	404
長 崎	415
熊 本	423
大 分	433
宮 崎	442
鹿 児 島	452
沖 縄	461

平成29年度 事業計画（北海道支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>(1)健康保険制度・事業等の周知にかかる取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部評議会の開催(年5回)と会議体の更なる活性化 ・健診・レセプトデータを活用した支部職員による事業所等の訪問 ・「健康事業所宣言」事業の実施 ・健康増進月間の策定による総合的イベントの実施 <p>(2)行政・医療関係団体等との連携・発信強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道、連携した自治体、医療関係団体との「健康づくり包括協定」の効果的な運用 ・経済団体、業界団体、マスコミ等との連携 <p>○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>(1)北海道支部医療費適正化総合対策の実施(詳細は項目毎に記載)</p> <p>○ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>(1)医療機関に対するジェネリック医薬品使用促進の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立病院に対する働きかけ <p>(2)加入者及び事業主への周知広報の更なる強化(軽減額通知の実効性向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品をはじめとした薬に関する様々な生活情報についての広報 ・後発医薬品調剤体制加算薬局へジェネリック医薬品希望シール等を配付 <p>(3)北海道薬剤師会等との協力連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師会研修会において協会のジェネリック医薬品使用促進の取組等に関して説明 ・北海道薬剤師会とジェネリック医薬品使用促進に関する事業の連携 ・北海道後発医薬品安心使用協議会においてジェネリック医薬品使用促進等に関する意見発信

○地域医療への関与

- ・医療審議会及び北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会における意見発信
- ・保険者間の連携、取組みの強化(保険者協議会機能他)
- ・支部で行った地域医療に関する分析結果等について広報ツールを使用した情報発信
- ・北海道国民健康保険運営協議会に参画し意見発信

○調査研究の推進等

- (1)事業所カルテ作成
- (2)地域医療に関する分析
- (3)喫煙状況報告書作成
- (4)分析用データベース整備
- (5)ジェネリック医薬品等の分析

○広報の推進

- (1)定期広報物の更なる内容充実(定期広報物、HP、メルマガ等)
 - ・疾病予防や健康情報、ジェネリック医薬品などに関する様々な生活情報の発信
 - ・健康事業所宣言にかかる健康経営の取組み事例紹介等の広報
- (2)新たな広報手法の模索
 - ・マスコミやデジタルコンテンツの効果的活用
- (3)適正受診の啓発勧奨にかかる広報強化【医療費適正化総合的対策】
- (4)健康経営に関する事業所に対する啓発(各種広報・メルマガ・パンフレット等の作成・配付)
- (5)喫煙習慣のある男性加入者に対する禁煙啓発チラシの作成・配付
- (6)メールマガジン新規登録獲得のための啓発
- (7)経済団体・業界団体の広報媒体を利用した広報

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>○サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)健康保険給付(傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料)のサービススタンダードを申請の受付から給付金の振込みまでの期間を10営業日以内(書類不備による返戻等・担当医師への照会が必要な場合等を除く)と設定し、着実に実施 (2)サービススタンダード以外の健康保険給付及び資格関係届等に関する早期処理の実施 (3)出産育児一時金・高額療養費の未申請者に対する申請勧奨(ターンアラウンド)の実施 (4)任意継続被保険者用しおりの作成(周知と加入者サービス向上を目的に作成する) (5)新規適用事業所等に対する健康保険制度の周知 (6)事務担当者に対する健康保険給付制度の周知 (7)お客様満足度の向上(お客様満足度調査等の結果を踏まえた窓口サービスの向上を図る) (8)申請書にかかる郵送化の更なる拡大 (9)業務の標準化等による業務効率の向上 <p>○限度額適用認定証の利用促進</p> <p>○窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)加入者等の利便性維持及び向上 (2)出張相談窓口にかかる体制の見直し <p>○被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)被扶養者資格再確認業務の的確な実施 <p>○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)柔道整復施術療養費の施術内容等にかかる審査強化 (2)柔道整復施術療養費の適正化(負傷原因照会を通じた適正受診の周知)【医療費適正化総合的対策】 (3)はり・きゅう・あんま・マッサージ療養費の適正化(医師照会・患者調査の実施)【医療費適正化総合的対策】
-------------------	---

○傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

- (1)効果的な審査・調査の実施及び審査担当職員の定期的な研修実施【医療費適正化総合的対策】
- (2)事業主への立入検査の積極的な実施【医療費適正化総合的対策】
- (3)適正申請のための定期広報を通じた加入者及び事業主等への周知【医療費適正化総合的対策】

○効果的なレセプト点検の推進

- (1)内容点検における効果的なレセプト点検の強化
- (2)資格点検における効果的なレセプト返戻及び返還事務の実施
- (3)外傷点検における効率的かつ的確な求償・返還事務の実施
 - ・第三者行為届案内パンフレットを活用した届出促進
 - ・保険証適正使用パンフレットを活用した注意喚起
- (4)医療費適正化を目的とした医療費通知の実施

○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- (1)資格喪失後受診防止のための資格喪失済保険証の回収強化及び未返納者リストデータ分析による事業所指導等の実施
- (2)任意継続被保険者の無資格受診防止のための制度周知及び事業所指導
- (3)医療機関におけるオンライン資格確認業務について、実施医療機関の利用率の向上を図る

○積極的な債権管理・回収業務の推進

- (1)発生した債権の早期回収及び未納者に対する効果的な納入督促の実施

○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- (1)健康保険委員研修会(対話集会)の開催(全道16か所・年2回以上)
- (2)新任事務担当者に対する健康保険給付等実務講習会の開催(半期1回)
- (3)健康保険委員のモニター制度を活用したアンケートの実施(年1回・支部事業運営への反映・サービス向上)
- (4)健康保険委員表彰の実施(研修会等の活用)

	<p>(5)健康保険委員に対する情報提供(広報紙「協会けんぽほっかいどう」の毎月発行・「健康保険相談の手引き～平成29年度版～」等の配付)</p> <p>(6)健康保険委員の委嘱者数拡大(平成28年度末健康保険委員人数を上回る)</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>○保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進協議会の開催(年2回)と会議体の更なる活性化 <p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：被保険者の喫煙率の減少(24年度生活習慣病予防健診受診者喫煙率 43.2%からの低減)</p> <p>下位目標：①事業主が分煙・禁煙について理解を示し、社内の喫煙対策を実施することにより、喫煙者を減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ②加入者が分煙・禁煙について理解を示し、自ら禁煙する者を増やす ③PDCAと更に有効な対策を立案するためにデータ分析を進める <ul style="list-style-type: none"> ・支部職員が事業所を訪問し、事業所内の分煙・禁煙対策について要請 ・経済団体、業界団体、マスコミ等との連携 ・支部ホームページ上に煙草に関するページを作成(内容拡充) ・札幌市及び北海道医師会と連携し、市内の小学生を対象とした煙草に関する講座を開催 ・喫煙習慣のある男性加入者に対する禁煙チラシの作成 ・北海道支部加入者にかかる喫煙状況報告書を作成 ・調査分析から見た喫煙率の検証 ・支部保健師が事業所を訪問し、分煙・禁煙にかかる健康づくり講座を実施 ・健康保険委員研修における事業所担当者による禁煙事例発表 ・集団健診会場における禁煙啓発 ・禁煙希望者に対し、禁煙支援(セルフモニタリング)の提供

	<p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 685,882人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 65.0% (実施見込者数: 446,000人) ・事業者健診データ 取得率 15.0% (取得見込者数: 103,000人) <p>○被扶養者(受診対象者数: 241,538人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 22.4% (実施見込者数: 54,000人) <p>○健診の受診勧奨対策</p>
	<p>(3) 特定保健指導の推進</p> <p>○被保険者(受診対象者数: 116,900人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 6.4% (実施見込者数: 7,500人) (内訳) 協会保健師実施分 4.5% (実施見込者数: 5,300人) アウトソーシング分 1.9% (実施見込者数: 2,200人) <p>○被扶養者(受診対象者数: 4,200人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 2.4% (実施見込者数: 100人) <p>○保健指導の受診勧奨対策</p>
	<p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラボヘルス)</p> <p>○経済団体と連携した禁煙支援事業の開催</p>
	<p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <p>○二次勧奨実施予定人数: 3,422人</p> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 16人</p> <p>※未受診者リスト3か月分からサンプル抽出のうえ、1か月平均13名程度勧奨し10%程度を実施見込。</p>

	<p>(6) 各種業務の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康増進月間の展開(健康づくり講演会の開催、健康関連イベントへの出展・参画) ②出前健康づくり講座・健康相談会の実施 ③ウォーキング事業の実施 ④ラジオ体操の普及促進 ⑤協会けんぽ独自の集団による特定健診と歯科検診の同時実施
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>○組織の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)業務実施状況の確認にかかる自主点検の実施(年2回) (2)各種委員会(コンプライアンス・リスク管理等)によるリスク管理等の強化 <p>○人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)階層別・業務別研修(制度改正等)等の実施 <p>○業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)「お客様の声」・「事務処理誤り」等の事例共有、再発防止とサービス改善、支部内業務の改善および効率化意識の更なる醸成 (2)業務改善委員会の開催による業務改革推進強化(四半期1回) <p>○経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)一般事務経費及び運営経費等の管理・検証とコスト意識の醸成 (2)業務効率の向上による時間管理の厳格化(超過勤務時間の縮減)

平成 29 年度 事業計画（青森支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき3つの目標；①「医療等の質や効率性の向上」、②「加入者の健康度を高めること」、③「医療費の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者および事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <p>具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・事業主からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等、(2) 以下に掲げた各事項について積極的な取組を行う。</p> <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <p>① 平成 30 年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画、第3期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>② 各種審議会等に積極的に参加し、地域医療政策の立案などに関して協会の意見を発信して行く。なお、意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。</p> <p>③ 地方自治体や医療関係団体等との間で医療情報の分析や保健事業における連携を強めるとともに、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなどの連携推進を図る。</p> <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>① 医療費適正化対策の一環として、支部の実情に応じたパイロット事業に取り組む。</p> <p>② 協会けんぽに付与された事業主に対する調査権限を必要に応じて活用し、現金給付の審査の強化を図る。</p> <p>③ 「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的対策を、関係機関と連携しつつ積極的に立案・実施していく。加えて、協会が収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。</p>

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」を達成するため、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。

- ① ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの対象範囲の更なる拡大を図るとともに、使用促進効果を着実なものとするよう、年度内に 2 回の通知を継続する。
- ② 事業所、加入者、医療機関等へジェネリック医薬品希望シール、Q & A、リーフレット等を配布するとともに、青森県薬剤師会等と連携し、健康保険委員研修会等で説明を行うなど、きめ細かな普及啓発に努める。
- ③ パイロット事業として青森県薬剤師会と連携して「ジェネリック医薬品アドバイザー薬局」指定事業に取り組み、更なる使用促進の広報に努める。
- ④ 地域・薬効ごとの使用状況等の分析に取り組み、新たな施策の検討などを目指す。
- ⑤ 青森県後発医薬品安心使用促進協議会へ積極的に参画し、意見発信を行う。

(5) 地域医療への関与

上記(2)「平成 30 年度に向けた意見発信」で掲げた事項のほか、地方自治体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

(6) 調査研究の推進等

- ① 医療・介護に関する情報の収集・分析を的確に行うため、各種情報リストや医療費分析マニュアル等を活用し、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。
- ② ジェネリック医薬品の使用促進のため、地域・薬効ごとの使用状況の分析に取り組む。(再掲)
- ③ 保険者機能の発揮に向けて、GIS(地理情報システム)の活用により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的に分かりやすい分析結果の提供に取り組む。

(7) 広報の推進

- ① 支部ホームページやメールマガジンを活用した積極的な情報提供を継続する。

	<p>② 地方自治体や関係団体が行う健康セミナー等へ積極的に関与し、協会の取組を紹介するとともに、連携による広報や各種メディアへの情報発信を強化する。</p> <p>③ アンケート等により、加入者・事業主から直接意見を聞き、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を行う。</p> <p>(8) 的確な財政運営</p> <p>財政運営の状況を適切に把握し、協会の中長期的に楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、加入者のみならず広く関係者の理解を得るための情報発信を行う。</p> <p>(9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>① 健康保険事業に関する知識の向上および事業所における広報・相談・各種事業推進のため、委員を対象とした研修会の内容等の充実を図る。</p> <p>② 健康保険委員表彰を実施する。</p> <p>③ 日本年金機構や関係団体と協力・連携を図りながら、新規適用事業所や未選任事業所に対する勧奨等により、委嘱者数の更なる拡大に努める。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>① 加入者等のご意見・苦情等への適切な対応、お客様満足度調査の結果を踏まえた職員研修の実施や電話対応マニュアルの改善により、更なるお客様サービスの向上を図る。</p> <p>② 現金給付のサービススタンダード達成に向け、的確な進捗管理を行うとともに、事務処理誤りの発生防止に努め、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>③ 健康保険給付などの申請については、郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知する。</p> <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>① 限度額適用認定証の利用について、事業主や健康保険委員等に対して各種広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。</p>

② 高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した支給申請書を送付し、申請を勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

地域の実情を踏まえ、支部窓口のほか、引続き3市の年金事務所に職員を配置し、各種申請等の受付や相談業務を行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

無資格受診の防止ならびに高齢者医療費に係る拠出金等の適正化に資するため、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得つつ再確認作業を着実にを行う。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ① 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を行うとともに、必要に応じ施術者に照会する。
- ② 加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ① 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の審査強化に努める。
- ② 審査で疑義の生じた案件は、支部の保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。

(7) 効果的なレセプト点検の実施

- ① 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。
- ② 内容点検においては、点検効果額向上計画を策定し自動点検マスタ等のシステムを最大限活用し、点検効果額の向上に努める。
- ③ 点検員のスキルアップを図るため、支部内研修・医科検討会、査定事例の収集・共有化、外部委託業者のノウ

	<p>ハウ取得を進め、機能的な点検体制の確立に努める。</p> <p>(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 帳票アウトソースによる保険証返納催告に加え、電話による催告を早期に行う。 ② 資格喪失後や被扶養者削除後の保険証返却・回収について、医療関係団体と連携してポスター等で広報するほか、健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。 ③ 保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。 <p>(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権の早期回収を図るため、文書・電話・訪問による催告のほか、顧問弁護士名による文書催告を活用するとともに、法的手続きによる回収の強化に努める。 ② 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整スキームを積極的に活用し、回収に努める。 ③ 交通事故等による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ④ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人宛の求償事案においても適正に請求する。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、データに基づいた効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>また、第一期「データヘルス計画」の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認および結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。</p> <p>【上位目標】</p> <p>喫煙対策を柱とした事業を展開し、運輸業・建設業等で働く男性（40～64歳）のリスク保有者割合を減少（特に、喫煙率については29年度までに50.0%未満に減少）させることを目標とし、次のことを実施する。</p>

【下位目標】

- ① 業種団体組織自体が、働く人の健康づくり支援を意識するようになる。
- ② 事業主の理解が深まり、会社ぐるみで生活習慣改善に取り組む。
- ③ 事業主・従業員が受動喫煙に関しての知識を持ち、職場の受動喫煙防止対策に取り組む。

【主な事業】

- ① 「健やか隊員育成プログラム」等、職場における健康づくりセミナーを開催する。
- ② 健康宣言・健康経営に係るサポートを展開するとともに、健康宣言事業所に対するインセンティブ顕彰を実施する。

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。また、健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性向上を図る。

- ◎特定健康診査 実施率 65.0% (実施見込者数：144,400人)
- 被保険者 (40歳以上) (受診対象者数：169,493人)
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 60.0% (実施見込者数：101,690人)
 - ・事業者健診データ 取得率 12.0% (取得見込者数：20,340人)
- 被扶養者 (受診対象者数：52,770人)
 - ・特定健康診査 実施率 42.4% (実施見込者数：22,370人)

(3) 特定保健指導の推進

第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。また、被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。

- ◎特定保健指導 実施率 22.0% (実施見込者数 : 5,482 人)
- 被保険者 (受診対象者数 : 22,940 人)
 - ・ 特定保健指導 実施率 22.0% (実施見込者数 : 5,046 人)
 - (内訳) 協会保健師実施分 15.6% (実施見込者数 : 3,588 人)
 - アウトソーシング分 6.4% (実施見込者数 : 1,458 人)
- 被扶養者 (受診対象者数 : 1,960 人)
 - ・ 特定保健指導 実施率 21.5% (実施見込者数 : 422 人)

(4) 重症化予防対策の推進

- ① 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない加入者に対して、確実に医療に繋げるよう、文書勧奨および保健指導の実施を進める。
- ② 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐため、主治医の指示に基づき保健指導を行う。

(5) 受診勧奨対策

- ① 被扶養者を対象とした「まちかど健診」「まちかど保健指導」を継続実施する。
- ② 特定健診未受診者を対象とした、文書による受診勧奨を継続実施するとともに、Webチラシを利用した広報を行う。
- ③ 健診・保健指導の受診率・実施率の向上に向け、支部幹部職員の事業所訪問による事業主等への働きかけを継続する。
- ④ 職員の事業所訪問により「事業者健診データ」提供を依頼する際に、生活習慣病予防健診の優位性をアピールするとともに、未受診者への受診勧奨と保健指導の受け入れを要請する。

(6) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組 (コラボヘルス)

「データヘルス計画」による協働事業や「健康宣言」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

	<p>(7) その他の保健事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県や市町村等が開催する健康づくりイベントに参加（ブースの出展等）し、加入者のヘルスリテラシーの向上および関係団体との連携を推進する。 ② 青森県歯科医師会との連携により、特定健康診査に合わせて歯科検診、口腔ケア指導を実施し、歯の喪失と生活習慣病の発症予防に取り組む。 ③ 「健康づくり推進協議会」を開催し、広く提言・助言を仰ぐことにより、中長期的な観点から支部の保健事業の円滑かつ効果的な推進に努める。 ④ 肝炎ウイルス検査費助成事業を県と共同で行う。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 28 年度に導入した新たな人事制度の適切な運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。 ② 個人情報保護や情報セキュリティに関する規定等の順守、アクセス権限・パスワードの適切な管理に努める等、コンプライアンスの更なる徹底を図る。 ③ リスク管理について、大規模自然災害が発生した場合であっても、支部事業の継続・早期の復旧を図るため、引き続き事業継続計画の整備を進める。 <p>(2) 人材育成の推進</p> <p>新たな人材育成制度の導入に伴い、OJT・集合研修・自己啓発を組み合わせた研修の定着化を推進するとともに、定期的なジョブローテーションを実施すること等により、創造的な活動ができる人材の育成を図る。</p> <p>(3) 業務改革・改善の推進</p> <p>業務・システム刷新の機能やデータを十分に活用した業務の実施ならびに業務の平準化を徹底し、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。</p> <p>(4) 経費の節減等の推進</p>

	<ul style="list-style-type: none">① 物品等の調達に当たっては競争入札を実施するとともに、消耗品のWeb発注を活用した適切な在庫管理等により、引続き経費の節減に努める。② 調達や執行については調達審査委員会において適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表し透明性の確保に努める。
--	--

平成 29 年度 事業計画（岩手支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体・関係機関との連携（※「(3) 地域の実情に応じた事業運営の推進」において詳細記載） ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進（※「(5) ジェネリック医薬品の更なる使用促進」において詳細記載） ・ 関係団体と連携したセミナーや健康イベントの実施 ・ 意見発信力強化のためのマスコミとの関係強化 ・ 関係団体と連携した医療費、健診データ等の分析と保健事業における活用、及び分析結果の発信 ・ 岩手県、健康いわて21プラン促進協議会、岩手県がん対策推進協議会、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会、保険者協議会等における情報、意見発信 <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体、関係機関との連携、意見発信（※「(3) 地域の実情に応じた事業運営の推進」において詳細記載） <p>(3) 地域の実情に応じた事業運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議会の定期的な開催と、意見・提案を踏まえた事業運営の推進 ・ 関係団体と連携した医療費、健診データ等の分析と保健事業における活用、及び分析結果の発信（再掲） ・ 岩手県、健康いわて21プラン促進協議会、岩手県がん対策推進協議会、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会、保険者協議会等における情報、意見発信（再掲） ・ データヘルス計画の確実な実施【医療費適正化】 <p>《関係団体・関係機関との連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県とのより一層の連携体制の強化と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・ 医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との県民の健康づくりに関する覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための連携した取組みの推進 ・ 経済関係5団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、経営者協会、経済同友会）との覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・ 地方自治体との連携体制の構築と、住民の健康的な生活実現のための取組みの推進

- ・その他、保険者協議会における他保険者などの関係団体との連携体制の構築と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進

(4) 医療費適正化の総合的対策の実施 ※詳細については、各事業項目を参照

- ・データヘルス計画の確実な実施
- ・ジェネリック医薬品の更なる使用促進
- ・現金給付適正化のための審査強化
- ・効果的なレセプト点検の推進
- ・適正受診の啓発・勧奨

(5) ジェネリック医薬品の更なる使用促進【医療費適正化】

- ・ジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額通知書の送付
- ・関係団体と連携した使用促進の取組みの実施
- ・セミナー等における参加者に対する使用促進の取組みの実施
- ・県内保険薬局への使用促進の依頼

(6) 地域医療への関与

- ・県の医療審議会、地域医療構想調整会議、保険者協議会における意見発信

(7) 調査研究の推進等

- ・調査研究事業（ビッグデータを活用した支部の特徴と対策）の実施

(8) 広報の推進

- ・日本年金機構との連携による広報の実施（納入告知書用チラシ）
- ・「社会保険いわて」への記事提供
- ・健康保険委員専用広報紙による広報の実施
- ・メールマガジンの定期発行および登録者数拡大

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手日報と連携した健康川柳コンクールの実施 ・ 岩手日報への「健康経営」推進等に関する広告の掲載 ・ 限度額適用認定証制度の周知 ・ 健康保険委員アンケート等の実施による加入者の意見の把握およびその意見を活かした事業の推進 ・ 関係団体等が開催するセミナー等の機会を捉えた協会けんぽのPR活動の推進 ・ 地元生活情報誌や新聞等を活用した健康づくりの啓発、岩手支部のPRや事業、制度の周知 <p>(9) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会けんぽの財政状況をマスコミや関係団体等へ発信 <p>(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険委員専用広報紙およびメールによるサポートの実施 ・ 社会保険委員会、社会保険協会、および日本年金機構と連携した研修会の開催及び支部事業運営への協力依頼 ・ 健康保険委員表彰の実施 ・ 納入告知書同封チラシ等を活用した定期的な委嘱勧奨 ・ 新規適用事業所に対する委嘱勧奨 ・ 年金事務所算定説明会や各種研修会における委嘱勧奨 ・ 文書による委嘱勧奨 ・ 事業所訪問の際の委嘱勧奨 ・ 健康川柳コンクール受賞作品の選定における健康保険委員による協力
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービススタンダードの管理を徹底の上、10営業日以内の着実な支払いの実施 ・ 高額療養費、出産育児一時金の未申請者に対する支給申請の案内の実施（ターンアラウンド） ・ 任意継続保険料の還付金未請求者に対する還付金請求の案内の実施（ターンアラウンド） <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主等に対する広報の実施

- ・医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進の実施
- ・高額療養費申請市町村に対する利用勧奨

(3) 窓口サービスの展開

- ・窓口混雑時の職員のバックアップによるお客様満足度の向上
- ・丁寧な説明、迅速な対応によるお客様満足度の向上

(4) 被扶養者資格の再確認及び医療費適正化の啓発

- ・被扶養者資格の再確認の実施
- ・無資格受診防止に向けた啓蒙活動実施（3月・9月事業所案内文送付・任意継続保険説明会の実施、社保研修会報告ほか）

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化【医療費適正化】

- ・多部位、頻回の申請等における、柔道整復療養受診者及び柔道整復師への負傷原因照会の実施
- ・はりきゅう、あんまマッサージの療養費にかかる医師、受診者への照会の実施
- ・はりきゅう、あんまマッサージの適正受診に向けた啓蒙活動推進

(6) 傷病手当金、出産手当金の不正請求の防止【医療費適正化】

- ・疑義のある申請等について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において協議し、情報を共有して支部全体で対応。また、事業所への立ち入り調査の適宜実施（状況に応じ年金機構と連携）。
- ・資格疑義申請書の返戻、役員の給付申請に関する報酬確認等、適切に実施
- ・傷病手当金の審査における、年金機構に対する年金受給額等の照会の実施

(7) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るための各点検を実施する。

○システムを活用した効率的な点検業務の推進

- ・自動点検マスタの効率的活用と、月次サイクルでのメンテナンス体制の構築

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他支部査定事例検証による新たな着目点の発掘 ○点検員のスキルアップを図るため支部独自研修を実施、情報の共有化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師による支部内研修を2回実施 ・ 他支部参考事例の情報交換を行い、月次で情報共有を実施 ○外部委託点検業者のノウハウ収集により機能的な点検体制の確立と点検強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委託点検業者の査定事例を共有 ・ 外部委託点検業者への情報提供 <p>(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金機構との連携強化による失効保険証の早期回収の実施 ・ 証未返納者が多い事業所に対し文書、架電による注意喚起 ・ 業者への委託による、事業所に対する早期証回収強化 <p>(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権担当者会議の開催による、支部内の債権状況の把握及び効果的な回収の実施 ・ 債権回収計画に基づいた計画的な督促業務の強化及び支払督促等の法的手続きによる回収の実施 ・ 返納金等の各種債権における、新規発生分の早期回収に重点を置いた回収率の向上 ・ 債権回収強化月間の実施 ・ 無資格受診により生じた返納金の清算に係る保険者間調整について、初回の催告文書に同封し一律送付 <p>(10) 適正受診の啓発・勧奨【医療費適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失後受診防止に係るチラシの作成および配布 ・ 資格喪失後受診防止に係るポスターの作成および配布 <p>(11) 限度額適用認定証制度の周知（再掲）</p>
3. 保健事業	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診、保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用したデータヘルスの確実な実施

	<p>【データヘルス計画】</p> <p>上位目標：脳卒中死亡率全国ワースト1からの脱却</p> <p>下位目標：①高血圧に関するリスク割合の減少 ②高血糖に関するリスク割合の減少 ③喫煙に関するリスク割合の減少 ④メタボに関するリスク割合の減少</p> <p>・データヘルス計画第1期の最終年度であり第1期の実施結果を含めて第2期の計画の策定を行う。</p> <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：166,686人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率47.3%（実施見込者数：78,760人） ・事業者健診データ 取得率30.1%（取得見込者数：50,220人） <p>○被扶養者（受診対象者数：46,752人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率23.8%（実施見込者数：11,150人） <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入事業所等に対する翌年度の健診受診勧奨 ・被扶養者で特定健診未受診者への再勧奨 <p>(3) 特定保健指導の推進</p> <p>○被保険者（受診対象者数：27,601人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率15.1%（実施見込者数：4,154人） （内訳）協会保健師実施分 11.4%（実施見込者数：3,135人） アウトソーシング分 3.7%（実施見込者数：1,019人） <p>○被扶養者（受診対象者数：1,304人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率6%（実施見込者数：78人） <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入事業所に対する特定保健指導利用勧奨 ・被扶養者に対する利用勧奨 <p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）</p> <p>【岩手支部「いわて健康経営宣言事業」実施項目】</p> <p>○宣言登録事業所数を伸ばす取り組み</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報媒体での登録勸奨 ・宣言登録勸奨文書の送付 ・事業所訪問による宣言登録の勸奨 <p>○既宣言事業所に対する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問による、宣言時の取り組み内容の丁寧な説明 ・事業所訪問による、見える化したデータの提供（ヘルスケア診断シート・生活習慣予防WEBによる情報提供） ・宣言登録1年後のチェック結果の提供 <p>○本事業を広く周知・浸透させる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわて健康経営アワードの実施 ・各種研修会等における事業説明 ・支部の広報媒体や新聞などメディアを用いたアワード受賞事業所、健康経営宣言事業所等における取組事例の紹介 <p>【その他のデータヘルス計画における取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種・業態の特性に合わせた職場の健康づくり支援（スモールチェンジ） ○職場ヘルスアップサポート ○働き盛りから始める食育講座
	<p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二次勸奨実施予定人数 1,060人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 15人（該当見込数）
	<p>(6) 各種業務の展開</p> <p>【健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防健診の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施機関の増

	<ul style="list-style-type: none"> ・一健診機関あたりの実施件数拡大 ・受診しやすい環境整備 <p>○事業所健診データ取得推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関や委託業者による事業所に対する勧奨 <p>○特定健診の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプション健診を含めた協会けんぽ主催による集団健診の拡大 ・対象者への受診に必要な情報提供 ・がん検診の同時実施など市町村との連携強化 <p>【保健指導】</p> <p>○被保険者の特定保健指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導中心の保健指導の推進 ・アウトソーシングの拡大 ・事業者健診データを活用した保健指導の推進 <p>【その他】</p> <p>○関係団体との連携によるウォーキング大会等を通じた健康づくり事業の推進</p> <p>○歯科医師会と連携した歯科健診事業の実施</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>○組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネージャー会議、支部全体研修による情報の共有と協力連携体制の強化 ・本部研修の伝達および支部独自研修によるコンプライアンス、個人情報保護の遵守徹底、ハラスメント発生の防止 <p>○人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部研修へ職員の派遣と伝達研修の実施 ・事務処理内容、待遇等サービス向上、レセプト点検、保健師スキルアップ等について支部独自の研修を実施 ・事業所訪問、各研修会での事業説明による営業力・発信力等の向上

	<ul style="list-style-type: none">・ 中堅職員・若手職員を中心とした、業務改善策の提案・取組み・ パイロット事業の提案に向けた取組み <p>○業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、標準化、業務品質の向上の推進・ 支部のCS向上を図るため、サービス向上委員会の開催 <p>○経費削減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 調達の実行における見積競争、企画競争入札等の推進・ 空調、照明管理の徹底等による電熱費の削減・ 事務経費削減計画に基づく職員のコスト管理意識の啓発
--	--

平成 29 年度 事業計画（宮城支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <p>①「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <p>具体的には、医療等の質や地域の医療費、健診データを分析するとともに、宮城支部が作成した「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づく取組の実施状況については、P D C A (計画、行動、点検、実施) + D S (工夫、速度) サイクルの強化を図る。</p> <p>②事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言制度」の普及、登録事業所拡大に向けて、宮城県や東北経済産業局等の関係機関・団体と連携した取り組みを行い、更なる事業主による健康づくりをサポートする。</p> <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <p>①平成 30 年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画、第3期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>②県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対しても他の医療保険者と連携して提言を行うとともに、積極的に医療審議会をはじめとした各種協議の場に参加するなど、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、県・市町村や医療関係団体（医師会等）と宮城支部との間で締結した医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定に基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。</p> <p>(3) 宮城支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>①支部の独自性を活かしたパイロット事業等および特別計上予算事業化した医療費適正化対策をさらに推進する。</p> <p>②資格喪失後受診の抑制のため、全国展開された医療機関における資格確認業務については、実施医療機関の利用率の向上</p>

を図る等、その効果を高めるための取組を実施する。

③現金給付や保険診療の適正化、資格確認事業実施医療機関の効果を高めることなどを目的とし、医療事務担当者説明会を開催し、医療機関等と連携を図る。

④後期高齢者医療に係る協会けんぽ内のインセンティブ制度について、平成 29 年度の試行的運用を的確に実施する。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

①ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、きめ細かな方策を進める。

- ・加入者の立場に立った適切な広報の推進と拡大
- ・医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを引き続き実施
- ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額軽減通知の年 2 回の実施
- ・宮城県後発医薬品安心使用促進協議会での使用促進に向けた意見具申
- ・保険者協議会、国保運営協議会等の関係機関への協会けんぽの取組みについての情報提供
- ・宮城県、市町村、関係団体と連携した医療費適正化啓発イベントやセミナーの共同開催

②平成 28 年度に実施した宮城支部における高血圧治療者に着目したデータ分析結果並びに年齢、薬効別に把握した宮城支部の使用強化すべきポイントを分析したうえで、宮城県、関係団体等へ意見発信するとともに、使用促進に係る意識醸成を進める。

(5) 宮城県をはじめ関係方面への積極的な発信および地域医療への関与

①上記(2)の「平成 30 年度に向けた意見発信」で掲げた事項のほか、地方公共団体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

②県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体および関係する機関に対して提言を行うとともに、宮城県保険者協議会の活動を活発化し、他の医療保険者と連携を図りながら、医療費適正化の総合的な対策を含めた地域医療に対する意見発信を行う。

(6) 調査研究の推進等

- ①医療・介護に関する情報の収集を行い、分析検討会にて各種の情報リストや医療費分析マニュアル等を活用し、外部有識者との連携を図りながら職員への統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析をデータヘルス計画とも連動し取り組む。
- ②「学会参加の報告及び学会参加費用等に係る取扱要領」の基準を満たしている学会や調査研究報告会での報告、学術誌や調査研究報告書への投稿等について取り組む。

(7) 広報の推進

①保険者機能を発揮した協会の取組みについての広報の実施

- ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて加入者・事業主や関係機関等に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。
- ・健康経営の意識醸成に向け、宮城県、関係機関等と連携し健康づくりの積極的な取り組みを事業所等へ広く情報発信を行う。
- ・経済団体・社会保険労務士会等を通じて、定期的な協会活動の広報を実施する。

②継続的な広報の実施

- ・保険者機能を発揮した協会の取組みや地域ごとの医療提供体制や健診受診率を分かりやすい情報にし、加入者・事業主にお伝えするツールとして、ホームページ、メールマガジンを充実させるほか、納入告知書同封チラシ等の定期的なお知らせを実施する。
- さらに、協会の発信力を広げるため、宮城県、市町村、関係団体との連携による広報、メディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。

③保険料率等に関する広報の実施

- ・協会けんぽの中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等、加入者・事業主の理解が得られるような広報活動を進める。

④地方自治体等とのセミナー等の共同開催

- ・地方自治体や関係団体(医師会等)と健康セミナー等を積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

⑤大学等でのセミナーの開催

・大学において、未来の国民皆保険制度の支え手となる学生の制度理解を深めるため、健康保険制度等に関する説明会を開催する。

⑥利用者の意見の反映

・加入者・事業主が必要としている情報をお伝えするという視点から、各種研修会やアンケート等により、加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

⑦適正受診の啓発

・救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう広報を推進することで、医療費の適正化を図る。特に、病気になりやすく、医師不足である乳幼児から小児に対する時間外等受診の適正化のため、夜間安心コールやこどもの救急ホームページの周知広報を実施する。

⑧疾病予防の広報

・インフルエンザ等その時期にあった疾病予防について、ホームページやメールマガジン等の定期的なお知らせを通じ、加入者に対して正しい対処法を周知する。

(8) 健康保険委員の活動強化と委嘱拡大

①健康保険委員は、健康保険に関する事業主・加入者からの相談への対応や健康保険事業への意見発信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている。より一層、健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、協会は、健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。

(9) 的確な財政運営

①評議会及び各方面からの意見を反映して、支部の自主性を発揮し、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが、適切に働くような財政運営を行う。

②被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために、喫緊に講じなければならない方策の検討を、政府等へ働きかける。

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <p>①お客様満足度調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、更なるサービスの改善に取り組む。また、お客様満足度調査等を実施し、その結果をもとに加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 <p>②サービススタンダードの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「傷病手当金等支給申請の受付から給付金の振込までの期間を 10 営業日以内」とするサービススタンダードの状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 <p>③接遇の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上（CS研修の実施）を図るなど、お客様の満足度を高める。 <p>④申請の郵送化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険給付などの申請については、郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。 また、任意継続加入案内書類一式を退職者が多い事業所へ配布し、任意継続加入者の更なる郵送促進を図る。 <p>⑤利用者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意継続被保険者保険料の口座振替や前納による納付、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスの利用促進を更に行う。 <p>⑥制度改正等の事業主・加入者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバー等の制度改正については、事業主・加入者に対して、各種広報や健康保険委員研修会等において速やかに周知を行う。 <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部ホームページや支部発行の各種広報誌、各種団体発行の会報誌、健康保険委員研修会、医療事務担当者説明会などにより事業主、加入者、医療機関へ周知を図る。 ・引き続き医療機関窓口等に、限度額適用認定申請書の設置を依頼し、利用者の更なる増加を図る。 ・高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。
-------------------	--

(3) 被扶養者資格の再確認

- ・被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ①多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請、及び任意に抽出した申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについては、必要に応じ施術者に照会、管轄厚生局への情報提供を行う。
- ②柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるため、パンフレット等を研修会等で配布するほか、支部広報媒体での周知広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ③施術者への適正な保険請求の周知に向け、厚生局との連携を強化し、集団指導等の機会を活用するほか、施術者に対する申請書不備等による返戻時を活用するなどし、更なる周知に努める。

(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ①傷病手当金・出産手当金の申請のうち高額な標準報酬月額申請や、資格取得直後に申請されたものについて、重点的に審査を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において検証を行う。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ日本年金機構と連携し事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。
- ②資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請された傷病手当金・出産手当金について、本部からの支払済データを活用し、これらの事業所に対して、日本年金機構と連携し調査を実施するなど、審査を強化する。
- ③傷病手当金の長期受給者については、必要に応じて、本人及び事業主に対して照会を行う。また、傷病手当金と障害・老齢年金との調整について該当の可能性がある者に対し事前に周知するとともに、資格喪失後の年金受給について確実に確認、周知することにより適正化を図る。

(6) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を効

- 果的に実施する。特に内容点検は、支払基金の原審査と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、
- ①点検効果向上計画を策定・実施するとともに、毎月点検効果向上会議を開催し、進捗状況の管理を徹底することにより、点検効果額の向上を目指す。
 - ②内容点検においては、自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システムを活用した効率的な点検を徹底する。
 - ③支払基金支部との打ち合わせ会を定期的で開催し、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。
 - ④点検員のスキルアップを図るため、査定事例を集約・共有化し、研修を実施する。また、点検員の勤務実績に応じた評価を行う。
 - ⑤内容点検業務の一部について外部委託を引き続き実施し、レセプト点検件数の拡大と点検業者のノウハウを取得し、活用することにより点検員のスキルアップと競争意識の促進によりレセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引き上げる。
 - ⑥加入者一人あたりの目標点検効果額
・診療内容等査定効果額 28年度を上回る
- (7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化
- ①資格を喪失した加入者の保険証の回収(一般被保険者分)については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話による三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、電話催告時には、資格喪失届、被扶養者異動届(削除の場合)提出時の保険証添付について周知徹底する。電話催告については、委託業者を継続して活用し、効果的に実施する。
 - ②事業主や加入者に対しては、資格喪失後(又は被扶養者削除後)は保険証を確実に返却していただくよう、チラシなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
 - ③保険証未回収の多い事業所に対しては、文書、電話、訪問により改善要請を行うほか、社会保険労務士会や業界団体を通じて依頼を行い、回収強化を図る。
 - ④日本年金機構と連携し、資格喪失届、被扶養者異動届(削除の場合)提出時の保険証添付を徹底する。又労働局職業安定課と連携し、ハローワーク窓口に戻却保険証の早期返却を促すチラシを設置する。
 - ⑤効果的な保険証の回収については、保険証回収プロジェクトチーム会議を定期的で開催し、更に対策の強化を図る。

	<p>(8) 積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <p>①資格喪失後受診等により発生する返納金債権については、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに顧問弁護士を積極的に活用し早期回収に努める。また、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。</p> <p>②債務者との連絡を取りやすい休日・夜間の架電の外部委託により早期回収を図る。</p> <p>③交通事故等が原因による損害賠償債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。また、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。</p> <p>④債権回収会議を毎月開催し、全職員への周知・共有を図るとともに効果的な回収に努める。</p> <p>⑤6月・9月・11月・2月を債権回収強化月間とし、支部全体で電話催告を実施するなど、債権回収強化に取り組む。</p> <p>⑥資格喪失後受診等により発生する返納金債権のうち、市町村国保に療養費として請求できる納付困難者に対する返納金債権については、市町村国保との清算を行う保険者間調整を積極的に実施する。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>メタボリックシンドローム該当者割合全国ワースト1位からの脱却を目指し、各種情報を活用し予防・健康づくり事業として、特定健診・特定保健指導の実施率の増加、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少に向けた事業展開を実施する。</p> <p>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>データヘルス計画については、第一期の最終年度であることから、これまでの各積極的支援策の進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。</p> <p>上位目標：富谷市・黒川郡（2町1村）の協会けんぽ加入者のメタボリックシンドローム（腹囲）（血圧）（脂質）（喫煙）割合の減少</p> <p>下位目標：</p> <p>①地域の家族の方が、健診を受診するようになる。（健康づくりの動機づけ）</p> <p>②地域の加入事業所や被保険者を対象とした健康づくりに対する啓発活動を行う。</p> <p>③健康・医療費情報を分析し、加入者の健康課題を明確にする。</p> <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p>

第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。さらに、健診が保健事業の起点であることを再認識し、事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴等の分析を行い、効率的かつ効果的に取得できるセグメントを選定し、効果的にアプローチを行う。

また、平成30年度から第三期特定健康診査等の計画については、協会として特定健診の項目の見直しに対応するとともに課題の洗い出しと対策の検討を行う。

<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

未受診事業所には、これまでの通知中心の勧奨に加え、医療機関と連携することにより受診勧奨を強化・加速化する。

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供し受診率向上のための連携強化を図る。また、協会主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：265,388人）

・生活習慣病予防健診 実施率67.5%（実施見込者数：179,030人）

・事業者健診データ 取得率9.0%（取得見込者数：24,000人）

○被扶養者（受診対象者数：83,554人）

・特定健康診査 実施率31.7%（実施見込者数：26,500人）

○健診の受診勧奨対策

(3) 特定保健指導の推進

特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診当日特定保健指導を実施できる医療機関との連携を強化し、また、事業所訪問により特定保健指導を実施できることが可能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。

被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、オプション健診直後などに、保健指導を受けられる体制を整備する。

健診結果から明らかになった保健指導の改善効果を、事業主や対象者に示し、特定保健指導の案内事業所に対し、受け入れ率を向上させる。また、業種・業態健診データの分析結果などを活用し、事業主、業種団体、市町村等と連携を進めて、保健指導を推進する。

○被保険者（実施対象者数：44,058人）

- ・特定保健指導 実施率 18.4%（実施見込者数：8,109人）
（内訳）協会保健師実施分 12.0%（実施見込者数：5,304人）
アウトソーシング分 6.4%（実施見込者数：2,805人）

○被扶養者（実施対象者数：2,809人）

- ・特定保健指導 実施 3.9%（実施見込者数：110人）

○保健指導の受診勧奨対策

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）

- ・データヘルス計画に基づいた富谷市・黒川郡（2町1村）の事業所に対する健康づくり事業を強化する。
- ・職場健康づくり宣言認定事業所の健康づくり活動の実効性を高めるため、事業主等を支援することで従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

(5) 重症化予防対策の推進

生活習慣病の重症化を防止し医療費適正化およびQOLの維持を図るため、健診結果、要治療域と判定された未治療者に対し、確実に医療に繋げる取組みを進める。

糖尿病性腎症予備群に対し、透析導入を防ぐため、受診勧奨・受診後主治医の指示に基づいた保健指導を行なう。

○二次勧奨実施予定人数 1,200人

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 10人

(6) 各種業務の展開

刷新システムの機能やデータを活用し、保健指導の勧奨を積極的に行うとともに、業務の平準化を徹底する。

また、支部における「健康づくり推進協議会」などの意見を聴取するとともに、パイロット事業や支部における好事例の成果等を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努める。

地方自治体との連携については、覚書・協定の締結等に基づく、健康づくり事業を具現化するとともに、その事例を保険者協議会や地域・職域連携協議会等を通じて行政機関や他保険者と共有し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。

	<p>さらに、重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取組を行う。</p> <p>(7) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職場健康づくり宣言事業所に対する事後フォローのための情報提供事業 ②職場健康づくり宣言事業所拡大による健康経営の普及啓発推進事業 ③「宮城県」「仙台市」と連携した受動喫煙防止対策宣言施設登録事業 ④ヘルスアップ事業 ⑤「職場のこころの健康づくりセミナー」の開催 ⑥「職場のメンタルヘルスケア対策相談」委託事業 ⑦健康づくりに関する事業所への出前講座の実施 ⑧健康づくりに関する事業所への情報提供 ⑨宮城県・市町村・大学・薬剤師会等と連携した各種健康づくりイベント、セミナーへの参画
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ①組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制(ガバナンス)、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ・衛生委員会をはじめ、各種委員会やプロジェクトチームを整備し、内部統制環境強化や職場環境の充実化を図る。 ②実績や能力本位の人事の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用し、その評価を適正に処遇に反映させることにより、発信力・営業力・訴求力が発揮されているかといった創造的な実績の評価や能力本位の人事を推進する。 ③協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。 ④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワード

の適切な管理等を常時点検し、徹底する。

⑤リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理向上のための研修を行い、平時からの訓練や支部会議での検討など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

①「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成を推進する。

宮城支部内において、積極的に職員に対するグループ内外の人事異動を実施し、複数業務対応が可能となる業務スキル習得を推進する。

「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

その他、多様な研修機会や通信教育講座活用による自己啓発の手段などを整備し、自学自習風土を醸成する。

②各種研修会・セミナー実施に際して、職員に求められるプレゼン、データ分析能力等を高めるとともに、各種スキル向上のため、外部講師および外部研修会等の活用を積極的に実施する。

(3) 業務改革の推進

①業務精度の向上

- ・よりよいサービスの標準化を目指し、東北ブロックの業務改革会議等への参加により、創意工夫を提案・検討し、具体的な改善を実現していく。
- ・業務システム刷新の機能等を十分に活用した業務を実施するとともに、業務処理の基準に沿った活動の適正状況を定期的に確認し、業務精度の向上を目指す。
- ・業務プロセスのシステム支援強化を更に進めるため、システムの改善要望等について意見を発信していく。

②業務の効率化

- ・受付業務、健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、アウトソースを活用するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、要員の適正化を図る。

③目標指標達成並びに検証指標の意識付け

- ・各事業の目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底するとともに、検証指標を意識した取り組みを行う。

(4) 経費の節減等の推進

- ①サービス水準の確保に留意した業務の実施方法の見直しの検討を行うとともに、競争入札の実施、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
 - ②調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
- また、予算執行計画に基づく期中の執行状況(率)を的確に把握し、経費削減に向けた効果的・効率的な取り組みを実施する。

平成 29 年度 事業計画（秋田支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>①「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。</p> <p>②健康経営宣言事業のエントリー数拡大のため、商工会議所等と共同で各種研修会や広報を通じ、健康経営宣言のメリットについて情報発信する。</p> <p>③自治体・医療関係団体・各業界団体等と締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施する等連携推進を図る。併せて協定の締結先の拡大を図る。</p> <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <p>①平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>②秋田県医療審議会の委員の立場から県の政策関係部局に提言を行うとともに、自治体の医療政策・介護政策の立案に積極的に支部の意見を発信していく。</p> <p>また、自治体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。</p>

<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>①国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。 本部主導のもと、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを年度内に 2 回実施するほか、加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、正しい医薬品の使い方等の知識の普及のため、加入者への適切な広報を実施する。</p> <p>②東北厚生局・県等の行政機関や医療関係団体等と協力連携して医療機関・薬局への働きかけを行い、地域における積極的な啓発活動を推進する。また、保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、引き続き秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会へ参画し、意見発信を積極的に行っていく。</p> <p>③秋田県薬剤師会と共同での各種イベント開催や、広報の相互協力連携により、総合的なジェネリック医薬品普及に努める。</p> <p>④医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。</p> <p>(4) 調査研究の推進等</p> <p>①支部における医療費や健診結果の現状（全体像）を把握し、地域や職域の特性等を分析することによって医療費適正化対策の優先順位を明確化し、重点的に取り組む事項の絞り込みを行う。また、医療費分析による実態や課題を提示することによって、関係方面に対して説得力のある説明を行うとともに、広報等を通じて加入者への意識づけを図る。</p> <p>②保険者機能の発揮に向けて、平成 28 年度に導入した GIS（地理情報システム）の活用推進等により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供する等、各種事業の推進に活用する。</p>
-------------------	--

<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(5) 広報の推進</p> <p>①保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組み等について、タイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。更に、協会の発信力を広げるため、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。</p> <p>②加入者の健康度を高めるため、健診受診率の向上、保健指導率の向上、重症化予防対策、健康経営宣言事業エントリー数増加等に向けたきめ細やかな広報を実施する。</p> <p>③自治体や医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感と取組みを示す。</p> <p>④中小企業関係団体と連携して、各種行事やライフイベント等の場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行う等、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを更に進めるための効果的な啓発活動を実施する。また、支部職員や保健師・管理栄養士による講演を積極的に実施する。</p> <p>⑤支部データヘルス計画に基づき高血圧リスク保有者の減少を図るため、関係団体への情報発信と加入者の健康意識の向上に向けて積極的な広報等を実施する。</p>
-------------------	--

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <p>①加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に現場にフィードバックし、さらなるサービスの改善に取り組む。また、お客様満足度調査等を実施し、その結果をもとに創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組む。</p> <p>各種申請書の受付、相談等の窓口サービスや電話対応については、契約職員を含む担当職員の研修を実施し、接客マナーや説明スキルのレベルアップにより、総合満足度の向上を図る。</p> <p>②傷病手当金等現金給付の支給申請の受付から給付金振込までの期間については、サービススタンダード(10営業日)を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ適正な支給を行う。</p> <p>③健康保険給付等の申請については、郵送による申請を促進するため各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。併せて、「郵送による申請手続」に関するチラシをあらゆる機会を通じて各方面へ配布し、郵送化を促進する。</p> <p>④任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替と前納による納付を推進する。</p> <p>⑤インターネットを活用した医療費の情報提供サービスの利用促進を更に行う。</p> <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。</p> <p>また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。</p> <p>(3) 被扶養者資格の再確認</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行う。</p>
-------------------	--

2. 健康保険給付等

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。審査で疑義が生じたものは、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。なお、資格取得直後に申請され、かつ標準報酬月額が高額な傷病手当金・出産手当金について、本部より提供された支払済データの確認を確実にを行う。

(6) 効果的なレセプト点検の推進

①診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るため、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検は、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、支部においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例を集約・共有化し、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

②内容点検業務の一部について外部委託を引き続き実施し、レセプト点検の質を一層向上させる。点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額の更なる引き上げを行う。

③社会保険診療報酬支払基金と定期的に意見交換・協議を行いながら審査の適正化を推進する。

2. 健康保険給付等

④外傷点検による負傷原因照会により労災が疑われるレセプトに関しては、業務グループとの連携を密にし、更なる情報共有を図る。また、加入者や事業所に対しては厳正に調査確認を行い、健康保険による給付の適正化に努める。

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。更に、訪問を取り混ぜた催告を行い、保険証の回収を強化する。なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。併せて保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

(8) 積極的な債権管理・回収業務の推進

①不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。

②交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。また、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。

③傷病手当金と障害年金との調整により、返納金が生じる可能性がある傷病手当金受給者に対し、事前案内を的確に行う。

2. 健康保険給付等

(9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員は、健康保険に関する事業主・加入者からの相談への対応や健康保険事業への意見発信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている。より一層、健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。また、これまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。

3. 保健事業

(1) データに基づいた保健事業の推進

健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。

<データヘルス計画>

上位目標：「こしゃるど 健康長寿 あきた」

男性の脳心血管イベント（脳卒中、心疾患など）予防のために、高血圧のリスクを改善する
～平成27年度から平成29年度の、男性の血圧リスク保有率の上昇を3%未満に抑制する～

- 下位目標：1. 血圧リスク保有者で、未受診者や特定保健指導対象外の加入者が、高血圧改善・予防に努める
2. 血圧リスクの高い運輸業界が対策を講じることにより、従業員も高血圧改善・予防に取り組む
3. 血圧リスク改善・予防にむけ、県民の理解が深まる

- ①より効果的な保健事業を推進するために健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用及び分析し、事業所・加入者の特性や課題を把握したうえで支部データヘルス計画のPDCAを十分に意識して実施する。
- ②支部データヘルス計画の目標である高血圧リスク保有者の減少を図るため、加入者の健康意識の向上に向けて積極的な広報を実施するとともに、協定に基づき、運輸業界団体に対して健康管理全体での支援活動を実施する。
- ③加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとの基本的方向性に沿って、「健康づくり推進協議会」における委員からの提言を活かしながら、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。

3. 保健事業

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。

①健診受診率目標値

支部全体目標値 65.0%

<内訳>

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：135,576人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 50.0%（実施見込者数：67,788人）
- ・事業者健診データ 取得率 23.4%（取得見込者数：31,724人）

被扶養者（受診対象者数：45,012人）

- ・特定健康診査 実施率 40.0%（実施見込者数：18,005人）

②健診の受診勧奨対策

<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

㊦受診者と支部の間に位置する健診機関から協力を得ながら、支部職員や保健師・管理栄養士による事業所訪問を実施し、生活習慣病予防健診の受診率の向上や事業者健診データ取得を促進していく。また、生活習慣病予防健診実施機関の新規開拓を推進する。

㊧事業者健診データの取得は、健診実施率向上の重要な取組みであり、事業主の理解を得られないことが大きな障壁となっているため、これまでの通知による勧奨に加え、外部委託を活用する等訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。

㊨県・労働局・医師会・社労士会・他関係団体の協力を得て、効果的な事業者健診データの取得に努める。

3. 保健事業

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

㊦受診者の利便性の向上を図るため、市町村で行うがん検診との連携を強化するとともに、連携が図れない地域については支部主催の集団健診に「オプション健診」等を加え、健診受診率の向上を目指す。

㊧被扶養者の受診券や未受診者への受診勧奨を自宅（被保険者宅）へ送付し確実に情報が届くようにする。

㊨県・医師会・自治体・関係団体の協力を得て、現在試験的に実施している県との共同事業である郡市医師会の受診勧奨を積極的に実施する。

(3) 特定保健指導の推進

二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。

①特定保健指導実施率

支部全体目標値 23.3%

<内訳>

被保険者（受診対象者数：18,400人）

実施率 24.5%（実施見込者数：4,508人）

・協会保健師実施分 22.0%（実施見込者数：4,048人）

・アウトソーシング分 2.5%（実施見込者数：460人）

被扶養者（受診対象者数：1,500人）

実施率 8.3%（実施見込者数：125人）

② 保健指導の受診勧奨対策

㊦健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証に基づき効果的な保健指導を実施する。

㊧事業所の業態区分別の健診データの分析結果や健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、関係団体と連携を進めて保健指導を推進する。

<p>3. 保健事業</p>	<p>㊦特定保健指導については関係団体との合同研修会等を開催し、支部の保健師・管理栄養士のスキルを向上させるとともに、外部委託化を積極的に促進し、保健指導終了者の増加を図る。</p> <p>㊧チームカンファレンスや研修会の機会を設け、支部保健師・管理栄養士のレベルアップを図り、PDCA を意識した事業を展開し、継続率の向上を図る。</p> <p>㊨被扶養者の保健指導終了者の増加を図るため、各地域の利便性を考慮した健康相談会を実施する。</p>
	<p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）</p> <p>①データヘルス計画の目標である高血圧リスク保有者の減少を図るため、協定に基づき運輸業界団体に対して、健康管理全体での支援活動を実施する。</p> <p>②事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への働きかけを行う。更に、加入事業所に「健康経営宣言」を勧奨し、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。</p> <p>③「健康経営宣言」事業を活用し、県や関係団体と共同で保健事業の実効性を高める（アンケートを実施し、PDCA サイクルをまわす）。</p>
	<p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <p>重症化予防へのアプローチとして、要精密検査の方に医療機関への受診勧奨を継続して行っていくとともに、「健康だより」の発行や各年齢層をターゲットとした啓発活動により、加入者に広く知識を普及させる。</p> <p>①二次勧奨の実施</p> <p>35歳以上の健診受診者について、高血圧・耐糖能異常の治療対象者のレセプトを確認し、未受診者を対象に文章等で受診勧奨を実施する。（二次勧奨実施予定人数 600人）</p>

<p>3. 保健事業</p>	<p>②糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <p>県で作成するプログラムと大館市立病院で実施している事業に関して医師会の協力のもと効果的に実施し、糖尿病腎症による透析を予防もしくは延期し、加入者にとっての QOL を維持することで健康寿命の延伸を図る。合わせて医療費適正化に努める。(糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 5人)</p> <hr/> <p>(6) 各種業務の展開</p> <p>①保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談・普及啓発等、地域の実情に応じて創意工夫を活かして保健事業を推進する。</p> <p>②協会加入の飲食店や小学校等への働きかけを通じて、たばこの害と禁煙・分煙・防煙に関する正しい知識を提供する。また、健康で快適な環境を構築するために、関係団体と一体となって受動喫煙防止事業の啓発活動を展開する。このほか、無関心層へのアプローチとして、関係団体との共同企画によるイベントやフォーラム等を開催し、県全体として健康に関する意識を高めていく。</p> <p>③県薬剤師会と共同で、加入者に対して高血圧対策に対する減塩事業等を展開し、積極的な啓発活動に取り組む。</p> <p>④「第二期健康日本21」に盛り込まれている歯と口腔の健康づくりに関して、県口腔支援センター・県歯科医師会と歯科健診や保健指導などの事業を展開していく。また、訪問先の事業所で保健師等による積極的な予防活動の推進を図り、糖尿病との関連疾患であること等広報や関係団体と一体となったイベント等の啓発活動を展開する。</p> <p>⑤県がん対策室が設置する「秋田県がん検診推進協議会」に委員として参画し、関係団体と連携を強化して県民総ぐるみ運動「県民こぞってがん検診運動」を展開し、がん検診の受診率向上を図る。</p> <p>⑥国の施策と連携し、肝炎やエイズ等の感染症やメンタルヘルス関連に対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。特に、メンタルヘルス対策としては、事業所における集団学習の実施、広報による正しい知識の普及に注力する。</p>
----------------	--

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>①組織運営体制の強化 毎週定例の幹部会議を実施し、支部内の部門間連携を強化する。また、グループ内においても定例的にミーティングを実施し、担当者間の協力連携を密にしながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の適切な運営を推進する。</p> <p>②実績や能力本位の人事の推進 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用する。その評価を処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p> <p>③協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着 平成 28 年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。</p> <p>④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。</p> <p>⑤リスク管理 リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスクの防止対策を立案・実施し、検証を行う。</p> <p>(2) 人材育成の推進</p> <p>①「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。</p>
----------------------	---

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>②職員のスキル向上や知識の習得のため、外部講師等による支部内研修の充実を図る。</p> <p>③業務・システム刷新の機能等を十分に活用して業務の見直しを図ることにより、職員の企画業務への重点化を進める。</p> <p>(3) 業務改革・改善の推進</p> <p>①お客様サービス第一主義の基本方針のもと、支部の職員全体が業務改善に向けた新しい発想や創意工夫等について、日常的に高い意識を持ちながら自ら考え積極的に行動し、グループ内ミーティングや会議等のあらゆる機会を通じて、スピード感をもって業務改善に取り組む。</p> <p>②北海道・東北ブロック業務改革会議等を通じて他支部と情報交換を行い、自支部の具体的な業務改善に結びつける。</p> <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <p>①適正な労務管理による超過勤務時間の縮減、及び事務所光熱費等の管理費節減に努める。</p> <p>②調達や執行については、調達審査委員会のもと、引き続き競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努めるとともに、ホームページ上で調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>
----------------------	--

平成 29 年度 事業計画（山形支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後保険者として実現すべき目標「医療費の質の効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けた働きかけを行う業務を更に強化</p> <p>①医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析 ②地域医療のあり方に対する必要な意見発信 ③地方自治体・保険者協議会・医療関係団体（医師会等）をはじめ関係機関との連携の強化 ④山形県との「健康づくり推進に向けた包括的連携に関する覚書」に基づいた連携協力の推進 ⑤山形市、米沢市、酒田市との「健康づくり包括協定」に基づいた共同事業の実施</p> <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信 平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを実施</p> <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ①資格確認事業の実施拡大 ②後期高齢者医療に係る協会けんぽ内のインセンティブ制度について、平成 30 年度からの本格運用に向け、平成 29 年度の試行的運用に基づいた対策の検討</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 【目標】ジェネリック医薬品の使用割合・・・前年度を上回る 国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年度中に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」の達成を目指し、以下を実施</p> <p>①軽減額通知、各種媒体を通じた加入者への適切な広報 ②医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関等への働きかけを実施</p> <p>(5) 地域医療への関与 ①地方公共団体等が設置する健康づくりに関する検討会等へ関与し、意見発信や働きかけを実施</p>

	<p>(6) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療費・健診データ等の分析の実施及び内外への発信に向けた資料の作成・活用 ②GIS（地理情報システム）を活用し、加入者等へ視覚的にもわかりやすい分析結果の提供 <p>(7) 広報の推進</p> <p><u>【目標】 メールマガジンの新規登録件数・・・前年度を上回る</u></p> <p><u>ホームページのアクセス件数・・・前年度を上回る</u></p> <p><u>ホームページの利用目的達成度</u></p> <p><u>インターネットによる医療費通知の利用件数・・・前年度を上回る</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①ホームページ、メールマガジン、広報誌等の活用 ②テレビ・新聞などメディアへの発信力の強化 ③アンケート等加入者からの意見を踏まえた広報 ④県、市町村、関係団体との連携による広報 ⑤各種研修会を通じた事業所担当者への協会事業の周知 <p>(8) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ①協会けんぽの取組み・中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担のあり方等についての情報発信
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①加入者等の意見や苦情等を踏まえたサービスの改善・向上 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者、事業所担当者等への情報提供（事務手続きなどに関する冊子）はウェブ上での配布を継続実施 ②サービススタンダードの適切な管理と着実な実施 <p><u>【目標】 健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（7営業日）の達成率 100%</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ③窓口、電話の接遇の質を高め、お客様の満足度向上 <p><u>【目標】 お客様満足度・・・前年度を上回る</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ④郵送による申請の一層の促進 <p><u>【目標】 申請・届出の郵送化率・・・前年度を上回る</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤任意継続被保険者保険料口座振替の利用促進 <p><u>【目標】 任意継続被保険者の口座振替利用率・・・前年度を上回る</u></p>

(2) 限度額適用認定証の利用促進

- ① 限度額適用認定証の利用に関する周知広報
 - ・ 広報誌等による広報、医療機関に用紙を配置
- ② 高額療養費未申請者に対する申請手続きの勧奨

(3) 被扶養者資格の再確認

- ① 日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施

(4) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ① 多部位（3部位以上）・頻回（月15日以上）の申請に対する文書照会の強化及び照会を活用した適正受診の促進
- ② 審査会で特に指摘された請求に対する患者照会等、重点的な審査の実施
- ③ はり灸・あん摩マッサージの療養費請求に対する同意医師照会・患者照会の実施
- ④ 装具等の療養費に関する負傷原因の確認・医師照会の実施
- ⑤ 施術所に対する調査強化

(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ① 担当医師、審査医師、本人、事業主への照会の実施
- ② 事業所に対する調査権を積極的に活用し不正請求を防止
- ③ 不正請求の疑いのある申請に対する現金給付適正化プロジェクトチームを活用した支部全体での取り組み強化
 - ・ 傷病手当金・出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が83万円以上である申請について、特に重点的に審査

(6) 効果的なレセプト点検業務推進

【目標】 加入者一人当たり診療内容等査定効果額・・・前年度を上回る

加入者一人当たり資格点検効果額・・・前年度を上回る

加入者一人当たり外傷点検効果額・・・前年度を上回る

加入者一人当たり内容点検効果額・・・前年度を上回る

- ① 点検効果額向上に向けた点検効果向上計画の策定・着実な実施
 - ・ レセプト点検システムを活用した点検業務の充実、強化
 - ・ 査定事例の共有化と集約
 - ・ 自動点検等システムを活用した効果的な点検の徹底
 - ・ 研修の充実、点検員のスキルアップ等による点検技術の底上げ

	<ul style="list-style-type: none"> ・内容点検業務の一部について外部委託を引き続き実施し、レセプト点検の充実と質の一層の向上 <p>(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <p><u>【目標】 保険証回収率・・・前年度を上回る</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①的確な周知により資格喪失後の保険証を使用した受診の防止 ②文書、電話、訪問による回収督促及び事業主への啓発を行い保険証の早期回収強化 ③保険証未回収が多い事業所へ資格喪失届の保険証添付を周知 <p>(8) 重複・頻回受診者、重複投薬者への対応等、適切な受診行動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①月 20 件以上の重複・頻回受診、重複投薬の抽出・把握及び適切な受診行動を促す文書送付 ②月 4 件以上医科レセが存在する者に対し、かかりつけ医やかかりつけ薬局の推進を目的としたパンフの送付 ③診察券やお薬手帳一体型カバーを配布し、重複投薬・禁忌服薬の防止を呼びかけるパンフの送付 <p>(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <p><u>【目標】 債権回収率・・・前年度を上回る</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①返納金債権については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収を強化 ②資格喪失後受診による返納金債権については、保険者間調整のスキームの積極的な活用 ③損害賠償金債権については、損害保険会社等に対する早期の折衝による確実な回収 ④現金給付について、傷病手当金と年金の併給調整の周知による早期回収の促進 ⑤傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案の適正且つ速やかな請求の実施 <p>(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康保険委員活動への支援 ②健康保険委員表彰の実施 ③委嘱者数の拡大
<p>3. 保健事業</p>	<p>データに基づいた保健事業の推進</p> <p>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析</p>

結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。

①山形支部データヘルス計画（第一期）

【上位目標】平成 29 年度末までに置賜地区建設業（40 歳以上男性）の血圧値を改善する。

（Ⅰ～Ⅲ度高血圧の割合を H29 年度末までに山形支部平均以下とする。）

※参考：H25 で 32.3%→28.7%以下

【下位目標】

- 1) 重症化予防に関して、現在行っている未受診者の受診勧奨に加え、ハイリスクに至る前の予備軍の段階で介入する
- 2) 特定保健指導を推進し、高血圧リスクの改善を図る
- 3) 事業所および市町村との連携により、職場・地域・家族を主体とした保健事業を実施

②山形支部データヘルス計画（第二期）

平成 30 年度から実施する第二期データヘルス計画について策定する

（1）特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

①被保険者の健診受診率向上に向けた施策

【目標】○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：152,147 人）

・生活習慣病予防健診 実施率 71.0%（実施見込者数：108,100 人）

・事業者健診データ 取得率 10.5%（取得見込者数：16,000 人）

○健診の受診勧奨対策

- ・広報媒体の積極的活用
- ・生活習慣病予防健診の未受診事業所に対する受診勧奨業務の推進
- ・事業者健診データ取得の促進
- ・健診機関に対する健診推進インセンティブによる健診実施件数の拡大

②被扶養者の健診受診率向上に向けた施策

【目標】○被扶養者（受診対象者数：41,999 人）

・特定健康診査 実施率 37.7%（実施見込者数：15,850 人）

○健診の受診勧奨対策

- ・県及び市町村とのがん検診を含めた受診勧奨にかかる連携強化

- ・前年度未受診者に対する早期の受診勧奨
- ・山形支部独自健診の実施（どうび健診等）

(2) 特定保健指導の推進

①被保険者の実施率向上に向けた施策

【目標】○被保険者（受診対象者数：22,214人）

・特定保健指導 実施率 24.1%（実施見込者数：5,345人）

（内訳）協会保健師実施分 20.3%（実施見込者数：4,500人）

健診機関実施分 2.5%（実施見込者数：550人）

ヘルスケア事業者委託分 1.3%（実施見込者数：295人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・未実施事業所への勧奨
- ・土曜日および休日を含め事業所のニーズに合わせた特定保健指導の実施
- ・特定保健指導実施委託機関（健診機関等）との連携強化及び健診当日初回面接等の推進
- ・専門事業者へのアウトソーシングによる特定保健指導の実施

②被扶養者の実施率向上に向けた施策

【目標】○被扶養者（受診対象者数：1,300人）

・特定保健指導 実施率 4.6%（実施見込者数：60人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・特定保健指導実施委託機関への勧奨業務の委託

③健診・保健指導の効果

【目標】

・メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率・・・前年度を上回る

・特定保健指導利用者の改善状況・・・前年度を上回る

(3) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）

①データヘルス計画による協働事業

- ・「健康パワーアップぷらん」の実施

②「やまがた健康企業宣言」事業による健康維持・増進

	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまがた健康企業宣言」事業所の拡大及び支援 ・「やまがた健康企業宣言」事業所の取組みと支援により、従業員の健康保持を推進 <p>(4) 重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二次勧奨実施予定人数 1,000人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 5人 <p>①未受診者への受診勧奨の実施</p> <p>②糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐため、主治医の指示に基づいた保健指導を実施</p> <p>(5) 各種業務の展開</p> <p>①保健事業の効果的な推進を目的とした「健康づくり推進協議会」の開催</p> <p>②イベント参加者への協会けんぽの認知度アップ並びに健康意識の啓発</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <p>①組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部内の部門間連携を強化 <p>②実績や能力本位の人事の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度の適切な運用 <p>③福利厚生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の健診・再検査等の受診の促進 ・衛生管理委員会における職場の作業環境等の確認 <p>④協会の理念を實踐できる組織風土・文化の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会のミッションや目標の徹底、研修の充実 ・山形支部中期ビジョンの実施により、協会の理念実現に向けた職員の意識改革 <p>⑤法令等規律の遵守（コンプライアンス）・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・個人情報保護に関する研修の実施 ・各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理 ・コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会の開催 <p>⑥リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主点検による適切な業務の確認

	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理体制の整備（防災点検、防災訓練への参加、消防計画書の整備等） <p>(2) 人材育成の推進</p> <p>「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「OJT(On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着 ②支部研修の充実、オンライン研修、通信教育講座の斡旋など研修機会の確保と支援 <p>(3) 業務改革・改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務改革会議等におけるより良いサービスの標準化 ②支部内業務改善委員会において業務の見直しを検討 ③職員のコア業務や創造的業務への重点化の推進 <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職員一人一人のコスト意識を高めるとともに、適切な在庫管理の徹底等により事務経費削減 ②節電対策による経費削減 ③調達や執行における透明性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・調達審査委員会の適切な運用 ・ホームページによる調達結果等の公表 <p>(5) 事務処理誤りの発生防止</p> <p>【目標】 発生件数・・・0件</p>
--	--

平成 29 年度 事業計画（福島支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>① 保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」それぞれの実現すべき目標に向けて、事業主及び加入者に対し、積極的な働きかけに努めるとともに、平成30年度から開始される第7次医療計画、第3期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）等の策定にあたっては、将来のあるべき姿を踏まえ、福島県の政策関係部局や地方公共団体等の関係者、関係機関に対し、加入者及び事業主を代表した立場で、積極的な意見発信や働きかけを行う。</p> <p>② 平成30年度より新たに導入が予定されている支部に対するインセンティブ制度を見据え、福島支部の取り組みを検証し必要な対策を講じる。</p> <p>(2) 関係機関との連携及び協同事業の推進</p> <p>① 地方自治体等との協同施策立案・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業連携協定（覚書）」に基づく、協同事業（イベント・広報等）を実施（伊達市、郡山市、福島市）するとともに、対象自治体の拡充を図る。 ・福島県と連携し、「チャレンジふくしま県民運動」などの取り組みを通じ、県民の健康づくりに積極的に取り組む。 <p>② 各種団体との連携及び協同事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）と連携した保健事業等の推進 ・福島県経済各団体と連携し「健康事業所宣言」事業の拡充を図る。 ・福島県内の保険者から構成する福島県保険者協議会でのデータ分析や協同事業の推進を図る。 ・事業連携協定締結団体との協同事業の充実を図る。 <p>(3) 医療に関する情報の収集・分析・活用</p> <p>① 地域の医療費や健診データの収集・分析</p> <p>② 分析結果を活用した事業企画・評価及び各種協議会等における意見発信への活用</p>

③ 他保険者と連携した調査分析

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

全国的に福島支部の使用率が低い状況にある中、次の取り組みを推進することで使用率向上を図る。

- ① ジェネリック医薬品軽減額通知の送付（年2回）
- ② 薬剤師等を対象とした「セミナー」等の開催
- ③ 福島県後発医薬品安心安全使用促進協議会等での情報提供・意見発信
- ④ 加入者への啓発・広報、希望シールの配布
- ⑤ 使用割合の都道府県格差、地域格差を検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討
- ⑥ 医療機関ごとの後発医薬品の使用状況等を分析し、分析結果をもとに情報提供を通じ使用促進を働きかける。

(5) 地域医療への関与

- ① 来年度に予定されている医療計画、医療費適正化計画の見直しや国民健康保険制度改革等を見据え、加入者・事業主を代表する立場で、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや積極的な意見発信を行う。
- ② 自治体の各種協議会等への積極的な参画及び加入者・事業主目線での意見発信

(6) 健康保険委員との連携強化と委嘱数拡大

- ① 健康保険委員への積極的な情報提供及び内容の充実を図る。
- ② 関係団体（年金事務所等）と連携した研修会の開催
- ③ 健康保険委員表彰の実施
- ④ 委嘱数拡大のための取組強化

(7) 広報の推進

- ① タイムリーな広報の実施
- ② 各種研修会やアンケート等による意見を踏まえ、加入者・事業主が必要としている情報を、わかりやすく提供する。
- ③ 適正な届出・医療機関の適切な利用等健康保険事業の円滑な実施のための積極的な広報の実施を図る。
- ④ メディアへの発信力を強化し、広く広報を図る。

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に活用 ② 本部研修や伝達研修による職員の能力・待遇レベルの向上 ③ 給付申請の受付から振込までの日数を 10 営業日以内とするサービススタンダードの達成と適切な管理 ④ 事務処理の適正化・効率化 ⑤ 任意継続保険料の口座振替・前納納付の推進 ⑥ 郵送による申請を促進するための周知 ⑦ 事故防止 <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 限度額適用認定証の仕組みを周知 ② 高額療養費支給申請の勧奨を実施 <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>支部の実情に合わせた効率かつ効果的なサービスを提供</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>被扶養者状況リストの配付・回収・確認作業を確実に実施</p> <p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>多部位かつ頻回の申請について加入者への文書照会を実施</p> <p>(6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高額な標準報酬月額 of 加入者や資格取得直後の加入者からの申請について、審査を強化 ② 必要に応じて事業主への立ち入り検査を実施 <p>(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p>
-------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ① 資格喪失者等の保険証の早期回収の強化 ② 医療機関における資格確認事業の実施 <p>(8) 積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 催告状、電話、戸別訪問に加え、顧問弁護士による催告、内容証明郵便、法的手続き等について早期対応による債権回収の強化 ② 第三者行為による損害賠償金の早期回収 <p>(9) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資格点検の的確な実施 ② 外傷点検の的確な実施 ③ 内容点検の的確かつ効率的な実施により点検効果額の向上を図る ④ 内容点検の一部外注実施により点検の質を向上させる。 ⑤ 医療費通知の実施 <p>(10) 震災関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康保険一部負担金免除証明書発行 ② 健康保険一部負担金還付
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>第一期データヘルス計画の最終年度にあたり、PDCA サイクルを的確に回し目標達成に向けて取り組みの強化を図るとともに、事業の結果を総括し支部の実態を反映した新たな第二期計画を策定する。</p> <p>上位目標：高血圧対策として、高血圧リスク保有者、未治療者の減少及び重症化予防を図る。</p> <p>下位目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「健康事業所宣言」をする事業主の増加。 ② 高血圧要治療者への受診勧奨を行うとともに、喫煙者に対しては、禁煙を勧奨する。 ③ CKDの重症化予防を自治体・医療機関と連携して行う。

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

① 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：245,045人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 64.7%（実施見込者数：158,605人）
- ・事業者健診データ 取得率 10.2%（取得見込者数：25,000人）

② 被扶養者（受診対象者数：69,974人）

- ・特定健康診査 実施率 30.0%（実施見込者数：21,000人）

③ 健診の受診勧奨対策

- ・新規適用事業所等に対し生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。
- ・事業者健診データを取得するために文書や電話、訪問による勧奨を行う。
- ・健診機関インセンティブによる事業者健診データ取得数拡大等の取組み強化を図る。
- ・事業者健診結果データ提供の覚書を締結する健診機関を増やす。
- ・被扶養者へ協会主催の集団健診「出張0円健診」と「オプション健診」の拡大を図る。

(3) 特定保健指導の推進

① 被保険者（受診対象者数：36,721人）

- ・特定保健指導 実施率 24.2%（実施見込者数：8,900人）
（内訳）協会保健師実施分 21.2%（実施見込者数：7,800人）
アウトソーシング分 3.0%（実施見込者数：1,100人）

② 被扶養者（受診対象者数：2,184人）

- ・特定保健指導 実施率 3.5%（実施見込者数：76人）

③ 保健指導の受診勧奨対策

- ・生活習慣病予防健診と同日型の特定保健指導について、事業所（主）向け利用勧奨の広報を行う。
- ・事業者健診結果票に特定保健指導オプトアウト様式を同封する健診機関を増やす。
- ・特定保健指導外部委託機関と連携し実績向上を図る。

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

① 「健康事業所宣言」実施事業所数の拡大とサポート体制の充実。

- ・関係団体等との連携や文書、事業所訪問等による勧奨により参加事業所数の拡充を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県への働きかけを通じ、「健康事業所宣言」事業所を対象とした「健康づくり優良事業所（仮称）」認証制度及び表彰制度を構築することにより、「健康事業所宣言」事業の拡充・質的充実を図る。また、国が進める「健康経営優良法人認定制度」の普及を目指す。 ・事業所カルテを見直し、より有用な情報提供を行うとともに、事業所の健康づくりの取り組みの参考としていただく、「健康づくりの手引き（仮称）」を作成し「健康事業所宣言」事業の更なる拡充を図る。 <p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 二次勧奨実施予定人数 1,461人 ② 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 10人 <p>(6) 各種業務の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康づくり推進協議会の意見を聞きながら効果的な取り組みを進める。 ② 小学校における「健康教室」 ③ 健康チャレンジキャンペーンの実施
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <p>支部内の組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな人事評価制度の適切な運用・活用を図る。 ・コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底 <p>(2) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新たな人材育成制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を活用し、関係機関との調整・協働、適切な意見発信などができる人材の育成に努める。 ・支部の実情に応じた研修テーマを設定し、支部研修の充実を図る。

	<p>② 組織風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none">・ 職員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々の業務を通じて職員を育てる組織風土の醸成に努める。 <p>(3) 業務改革の推進</p> <p>業務課題の改善</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支部内で積極的に創意工夫を行い、業務の改善とサービスの向上に取り組むとともに業務改革会議で本部提案を行う。 <p>(4) 経費節減等の推進</p> <p>職員のコスト意識の徹底、競争入札等による経費節減及び調達における透明性の確保</p>
--	--

平成 29 年度 事業計画（茨城支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、直接的に働きかけを行う業務をさらに強化する。</p> <p>具体的には、地域の医療費、健診データ、疾病動向等を収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づく取組みの実施状況については、次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、PDCAサイクルの強化を図る。</p> <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <p>平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対しても他の保険者と連携して提言を行うとともに、積極的に各種審議会に参加するなど、地域医療政策の立案に参画し、意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。</p> <p>(3) 茨城支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>医療費適正化をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権限を必要に応じて活用し、審査の強化を図る。</p> <p>また、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者と連携しつつ、主体的に取り組んでいく。</p> <p>県、市町村、各種委員会の場へ積極的に参画し、協会が収集・分析したデータを活用して、意見や情報を発信</p>

するほか、関係団体等との覚書締結等を通じて保険事業等の連携推進を図る。

【具体的な取組み】

- 茨城県主催等の各種委員会（茨城県医療費適正化計画策定委員会、茨城県保険者協議会、茨城県地域・職域連携推進協議会）に積極的に参画し、情報発信を行う。
- 茨城県の医療費適正化や健康づくり事業等について、保険者の枠を超えて連携を図る。
- 25年度に締結した茨城県との覚書に基づき、データ分析のほか、県民の「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目指した取組みを連携・協力して進めることにより、効率的な保健事業を推進する。
- 26年度に締結した茨城県医師会との覚書に基づき、生活習慣病の発症及び重症化予防などの施策で連携強化を図り、県民の健康増進を図る。
- 27年度に締結した筑波銀行及び常陽銀行との「健康経営促進にかかる連携・協力に関する覚書」により、さらに健康経営の取組み推進を図る。
- 28年度に締結した茨城労働局との覚書に基づき、労働者の健康づくりを一層促進するため、連携・協力した取組みを進める。
- その他、日本年金機構、厚生局、支払基金、各保険者等との連携を強化し、効率的・効果的な事業運営を推進する。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の使用促進（更なる数量ベースの引上げ）により、医療費の適正化を図る。

【数値目標】

使用割合（数量ベース） 28年度を上回る

<参考>

平成28年9月分 茨城支部 実績：66.5%
(全国計 実績：67.5%)

【具体的な取組み】

- お薬手帳や保険証に貼れる希望シールを同封したジェネリック医薬品Q&Aの冊子を活用し、加入者や保険薬局に配布することで周知を図り、利用しやすい環境整備に努める。
- ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知するサービスをさらに拡大して実施すると

	<p>もに、その効果を分析し、効率的な使用促進に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意見発信を行い、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ○ 地域毎や薬効毎の使用割合を分析し、関係団体へ意見発信するなど、効率的な使用促進を働きかける。 ○ 引き続き様々な機会を捉えて積極的にPRを展開し、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。 <p>(5) 広報の推進</p> <p>加入者の視点に立った広報を行うため、広報内容を支部全体で協議し発信に努める。</p> <p>また、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みや、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を視覚的にわかりやすくした情報について、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。</p> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 納入告知書同封チラシ、リーフレット、ポスター等を活用した広報の強化 ○ 各種広報紙への広告記事掲載 ○ ラジオCM等のメディアを活用した広報 ○ 健康イベントへの参加による協会事業のPR ○ ホームページ、メルマガの活用による幅広い層への情報発信 <p>(6) 的確な財政運営</p> <p>協会の中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等についての情報発信を強化し、事業主及び加入者のみならず、県民からのより一層の理解が得られるよう活動する。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者の声及びお客様満足度調査の結果を基に、迅速に改善策を実施することでサービス向上を図る。 ○ 健康保険給付を正確・迅速に処理し、サービススタンダード達成率100%を年間を通じて維持する。 ○ 加入者の利便性を高めるため、郵送による申請手続きを促進する広報を強化する。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、加入者や事業主への広報を実施するとともに、医療機関の窓口に限度額適用認定申請書を配置し、利用促進を図る。また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

各種申請書の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所へ職員を配置するなど、効率的かつ効果的な窓口サービスを提供する。

また、各年金事務所協会窓口の利用状況を随時把握するとともに、郵送化の進捗状況を踏まえ、支部並びに年金事務所窓口の体制の見直しを検討する。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者に対し文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会の際、適正受診のための広報を実施する。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、積極的に事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検

の各点検を実施する。特に内容点検は、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指し、医療給付の適正化を図る。

【数値目標】

加入者1人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース） 28年度を上回る

【具体的な取組み】

以下の取組みを強化することで点検員の意欲を高め、点検効果額のさらなる向上を目指す。

- 支払基金との会議を毎月開催し、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。
- 毎月、再審査結果の確認会を開催（点検員全員出席）のうえ情報共有を徹底し、点検員のスキルアップに努める。
- 内容点検員の業績（点検件数、再審査件数、容認件数、容認額、容認率等）を本人に通知し、点検技術の向上に対する意欲を高める。
- レセプト点検員を対象とした研修会を開催し、点検員の人材育成（スキルの向上）を目指す。
- 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底する。

（8）資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収を徹底し、資格喪失後受診の削減を図る。

特に、保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届への保険証添付について周知を図る。

【具体的な取組み】

- 資格喪失後の保険証回収率を向上させ債権発生を抑制するため、年金事務所と連携し督促チラシ等を送付するほか、催告状の再送付、電話督促等を強力に推進する。
- 保険証の未回収が多い事業所に対して、注意喚起文を送付し、回収率の向上を図る。さらに、事業所に訪問し、督促および指導を行う。
- 資格喪失後は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を図る。

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については早期回収に努め、文書や電話による催告のほか、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど、債権回収の強化を図る。

【具体的な取組み】

- 時効の中断措置及び償却処理を的確に行うとともに、債権回収に係る法的手続きを実施する。
- 毎月、支部長をトップとする債権回収対策会議を開催し、メンバー間の現況確認の共有化を図るとともに、遅れがみられる場合は対応策を協議する。
- 返納金等の各種債権について、引き続き新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。
- 債権回収率を向上させるため、催告状の送付（定期的に再送付）及び夜間の電話による納付勧奨を徹底実施する。
- 再三の文書催告で無反応である債務者に対し、弁護士名を活用した催告状を送付し、回収率の向上を図る。
- 債務者に対して早期に保険者間調整の周知を実施し、積極的に活用することで債務者の負担軽減を図り、確実な回収に努める。

(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

研修や広報活動等を通じて、健康保険事業等に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

【具体的な取組み】

- 健康保険委員の資質向上のため、年金委員との合同研修会を年2回開催する。また、研修会開催にあたりアンケート結果をもとに内容の充実を図る。
- 健康保険委員向けの広報誌を定期的に送付する。
- 各事業所に対し、委嘱勧奨文書送付及び電話勧奨を徹底する。（新規適用事業所のほか、業種や規模等から効果的なアプローチを図る）

3. 保健事業

(1) データに基づいた保健事業の推進

【上位目標】

- 茨城支部被保険者のメタボリックリスク保有割合を減らす
※平成 26 年度に健診を受診した 40 歳～64 歳の被保険者を追跡調査。平成 29 年度の健診結果と比較してメタボリックリスク保有割合を 2%以上減少させる。

【下位目標】

- 生活習慣の改善や早期受診など重症化予防に取り組む人を増やす。
 - ・健康保険委員研修会等で、県医師会や保健所のドクター等による健康セミナーを行う。
 - ・未治療者に対する受診勧奨業務を継続して実施するとともに、二次勧奨文書を送付する際に医療機関への受診を強く促すチラシを同封する。(県医師会との協定に基づき連携して作成)
 - ・茨城県立健康プラザと連携したウォーキング事業を推進する。
 - ・35 歳～39 歳のメタボ予備群に対し保健指導を行う際、医療機関への受診を促す。
- 事業主が従業員の健康管理に対する理解を深め、自ら健康づくりに取り組む事業所を増やす。
 - ・業種団体の会合などで、健康に対する投資をアピールする。(健診の受診や保健指導への理解を深める)
 - ・中小企業団体と連携し、健康経営意識の浸透を図る。(事業所健康度診断カルテも積極的に活用する)
 - ・茨城県禁煙認証制度を活用し、事業所での受動喫煙防止を推進する。
- トラック団体をはじめ、運輸業界で生活習慣の改善に必要なスモールチェンジに取り組む人を増やし、健康増進を図る。
 - ・運輸業の事業所に支部の職員や保健師が出向き、事業所健康度診断カルテ等により情報提供を行うことで、自社の特性や健康課題を理解してもらい、健診受診や保健指導の利用向上へ繋げる。
 - ・業種団体発行の広報誌に、協会けんぽで作成した記事の掲載やチラシ同封を行うことで、運輸業のリスク保有割合が他の業種より高いという特性を理解して行動してもらおう。

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：238,565人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率：58.5%（実施見込者数：139,700人）
 - ・事業者健診データ 取得率：16.5%（取得見込者数：39,500人）
- 被扶養者（受診対象者数：71,112人）
 - ・特定健康診査 実施率：31.0%（実施見込者数：22,100人）
- 生活習慣病予防健診受診率向上施策
 - ・事業所への受診勧奨（事業所規模別にアプローチ方法を調整）
 - ・健診機関との意見交換、連携強化（健診機関との情報共有、実地調査などの指導強化、新規契約先の拡大）
 - ・新規適用事業所への保険事業案内送付（毎月約100社に健診案内パンフレット等を送付）
 - ・社会保険労務士との連携による受診勧奨協力
 - ・ラジオ広報を活用して、広く加入者、事業主に情報発信を行う。
 - ・新規契約健診機関の拡大（県内の地域偏在を解消し、自宅や事業所から近く受けやすい環境を整備する）
- 事業者健診データ所得率向上施策
 - ・データ提供の同意のあった事業所からの健診データの確実な取得
 - ・新規のデータ提供事業所獲得（県/労働局、県医師会、社労士会、茨城県トラック協会との連携）
 - ・健診結果（紙）の回収と入力（生活習慣病予防健診を利用しない福祉、医療の業種を中心に実施）
 - ・生活習慣病予防健診受診率の低い事業所（5,000）に対し、紙の健診結果取得を強化する。文書通知、電話勧奨、さらに職員による訪問等、一連の枠組みで勧奨する。
- 特定健診受診率向上施策
 - ・県、市町村広報との連携（県広報誌への掲載や、保険者協議会との連携で県内各所に特定健診受診勧奨ポスターを設置）
 - ・受診券送付時に市町村集団健診スケジュール等を同封
 - ・市町村での漏れ者（未受診者）健診への参加（未受診者にがん検診の同時受診を促すチラシを同封して封書で送付）。年度内に2回目の勧奨を行い、さらなる受診者の掘り起しを行う。

(3) 特定保健指導の推進

- 被保険者（受診対象者数：37,811人）
 - ・ 特定保健指導 実施率：16.0%（実施見込者数：6,052人）
（内訳）協会保健師実施分 11.7%（実施見込者数：4,426人）
アウトソーシング分 4.3%（実施見込者数：1,626人）
- 被扶養者（受診対象者数：2,497人）
 - ・ 特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：250人）
- 特定保健指導の実施率向上施策
 - ・ 被保険者への施策（保健指導成功者のインタビュー記事配布、外部委託先健診機関の拡大、活性化、特定保健指導専門会社との委託契約、県/労働局/県医師会との連携による勧奨、リレー制の活用、保健師/管理栄養士のスキルアップ等）
 - ・ 被扶養者の保健指導未利用者への勧奨（勧奨ハガキ等で対象者を招集し保健指導を実施）
 - ・ 被扶養者の集団保健指導の実施可否検討（他支部の事例を参考に市町村等との調整を検討）

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

- 「データヘルス計画」の確実な実施や地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。（再掲）
 - ・ 健康経営視点からの事業所介入、特に、運輸業等や健康保険委員事業所へ働きかけを行う。また、県内2つの地銀と覚書を締結して、金利優遇の融資が受けられるインセンティブを付与することで健康経営の促進を図る。

(5) 重症化予防対策の実施

- 未治療者に対する受診勧奨（高血圧、糖尿病の重症化予防対策として本部で行う1次勧奨に加え、支部にて県医師会連携した2次勧奨を実施）

(6) 各種業務の展開

- 関係方面との連携
 - ・ 保険者協議会の活性化（保健事業の推進に向け部会員として積極的に活動）
 - ・ 県/保健所/市町村との連携（健康まつり等への参画により積極的に連携を強化。覚書をもとに茨城県、県医師会、茨城労働局との積極的な事業連携）
- ウォーキング推進事業（茨城県立健康プラザと連携したウォーキング推進）

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁煙推進事業（茨城県禁煙認証制度と連携した事業所禁煙推進） ○ 健康支援店推進事業（茨城県「茨城健康づくり支援店」と連携した健康支援店推進）
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部及び支部との連携強化や新たな人事制度の適切な運用により職員の意識改革・モチベーション向上を図る。 ○ コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理について定期的に研修等を実施し、職員意識の徹底を図る。 <p>(2) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 階層別・業務別研修に積極的に参加するとともに、通信教育講座等の活用により自己啓発に努める。 <p>(3) 業務改革・改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務改善提案活動を積極的に取組むことで、業務効率の改善を図り、お客様サービスの向上を目指す。 <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間を通して光熱費削減策に取り組む。 ○ 事務経費削減計画を踏まえ、競争入札を推進するとともに適切な在庫管理を行うことで、経費の削減に努める。

平成 29 年度 事業計画（栃木支部）

項目	実施内容等
事業運営の基本方針	協会けんぽの事業計画基本方針を踏まえ、「栃木県医療費適正化計画（第Ⅱ期）」に基づき、「とちぎ健康 21 プラン（第 2 期）」との調和を図りながら、「健康長寿とちぎづくり推進条例」に基づき設立された「健康長寿とちぎづくり推進県民会議」の幹事団体として、積極的に地域の保険者としての役割を実践する。
1. 保険運営の企画	<p>1. 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <p>(1) データ及び加入者意見の収集・分析 (2) 「データヘルス計画」の確実な実施 (3) 地域医療のあり方に対する必要な意見発信 (4) 保険者機能の発揮に向けた他支部との情報交換 (5) サービス向上を含む適正な給付業務の推進 (6) 効果的なレセプト点検の推進 (7) 健康保険給付の審査強化</p> <p>※(1)～(7)の具体的取組事項については、次項以降に詳細を記載</p> <p>2. 健康経営普及事業の推進</p> <p>県内中小企業への健康経営普及事業を継続実施する。また、事業所が「健康経営」の取り組むことを社内外に表明する「健康宣言」事業所の拡大を推進する。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>(1) 「健康諸表」を活用した事業所への啓発活動</p> <p>①健康格付型バランスシート（HCS ヘルシーズ）による見える化により分かりやすく丁寧な広報を行い、協定・覚書を取り交わしている関係団体との連携を主としながら、コラボヘルスによる県民運動的な推進を図る。</p>



- ②健康格付型バランスシート（HCS ヘルシーズ）の改良やマニュアル類の整備を行う。
- ③事業所の健康状態の現状や取り組み状況を評価した「健康諸表」を事業所の取り組み段階に応じて提供し、健康経営の普及啓発を行い、さらに健康宣言へとつなげる。
- ④健康宣言後事業所の取り組みのサポートを行い、1年間の取り組み実施後、評価指標となる「PL 型健康度判定表」を提供する。判定結果に基づき、次の1年間の取り組みを決定するとともに、優秀な事業所には経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」へのエントリーを促す。

(2) 関係団体等との協力・連携（コラボヘルス）

- ①行政や関係団体等と連携し、健康経営普及に向けたセミナー等を実施。
- ②マスコミへの情報提供により、各種メディアを通じた普及啓発を行う。
- ③協定・覚書を新たな団体と結ぶなど、連携先の拡大を図る。

(3) 共通の評価指標を活用し、民間事業者が提供する「インセンティブ」を加入事業所・加入者が利用することができる仕組みを検討する。

3. 平成 30 年度に向けた意見発信

平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。

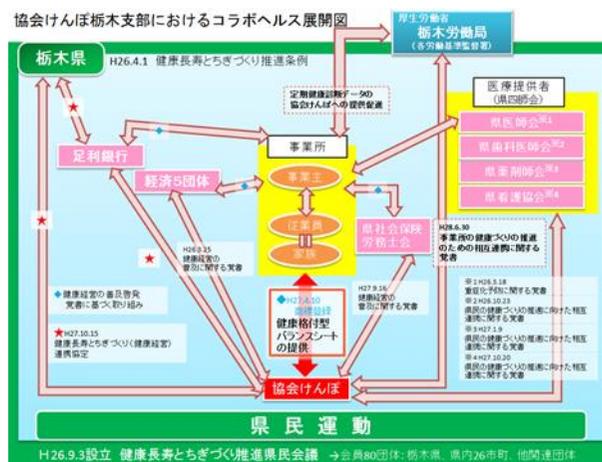
【具体的事項】

(1) 審議会等への参画及び意見発信

- ① 県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対し他の医療保険者と連携して提言を行う。
- ② 医療審議会、医療介護総合確保推進協議会、地域医療構想調整会議、医療費適正化計画協議会や国民健康保険運営協議会において、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。
- ③ 意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータを活用し、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。

(2) 協定に基づく連携の強化

- ① 県や医療関係団体（医師会等）等の協定締結機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報など連携の推進を図る。



4. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化施策を更に推進する。また、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県・市町や他の保険者と連携し積極的に立案・実施していく。

【具体的事項】

(1) 現金給付の審査強化

- ① 協会けんぽに付与された事業主への調査権を必要に応じて活用し、年金事務所と連携しながら現金給付の審査強化を図る。

(2) 医療機関における資格確認事業

- ① 参加医療機関における利用件数の拡大を図るため、訪問による利用勧奨を行い、無資格受診の減少に努める。

5. ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進

加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。

【具体的事項】

(1) 更なる使用促進への環境整備

- ① 「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」への参画に向け、栃木県等の関係団体への働きかけを行う。

(2) 広報の実施

- ① 「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」及び「栃木県保険者協議会」「栃木県薬剤師会」等関係団体との連携による広報を実施する。
- ② セミナー開催等、地域における積極的な啓発活動を実施する。

(3) 「ジェネリック医薬品希望シール」の配布

- ① 各種研修会やセミナー等で配布する。
- ② 商工団体等への設置を依頼する。

	<p>(4) 医療機関や調剤薬局への効果的な事業展開</p> <p>①GIS（地理情報システム）等を活用し、ジェネリック医薬品使用割合等のデータを用い、医療機関別の切り替え率等見える化し、医療機関等へ文書勧奨・訪問による働きかけを行う。</p> <hr/> <p>6. 地域医療への関与</p> <p>上記3. の「平成30年度に向けた意見発信」で掲げた事項のほか、県・市町が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。また、協会本部からの情報（意見発信等の方針等）を収集し意見発信する。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>(1)とちぎ健康21プラン推進協議会や地域・職域推進協議会において、加入者・事業主の立場に立った意見発信や共同事業の提案</p> <p>(2)地域医療構想における二次医療圏ごとの疾病別流入流出状況のデータ分析の経年調査の実施</p> <hr/> <p>7. 調査研究の推進</p> <p>医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析する。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>(1)協会が保有するレセプト・健診・保健指導データを最大限に活用した医療費分析の実施</p> <p>①GIS（地理情報システム）を活用した、可視化した分析結果の提供を行う。</p> <p>(2)県及び他の医療保険者との医療費情報等の分析</p> <p>①保険者協議会における医療及び健診データの共同分析を実施する。</p> <hr/> <p>8. 広報の推進</p> <p>保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には</p>
--	---

県民全体に広く理解いただくため、積極的な情報発信を行う。

【具体的事項】

(1) 定期的かつ、加入者の視点に立った情報の発信

- ① 定期広報紙による広報を実施する。
- ② ホームページ、メールマガジンやモバイルサイトの整理・充実を図る。
- ③ メールマガジンの登録件数の拡大を図る。
- ④ 封筒裏面を活用した広報を実施する。
- ⑤ 救急医療をはじめ、地域の医療資源が公共性を有し、かつ有限であることについて、医療の受け手であり、支え手でもある加入者の意識が高まるよう、県、医療関係者とともに広報に努める。

(2) 県、市町、関係団体との連携による広報および、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などメディアへの発信力強化

- ① 商工会議所等、関係団体の機関誌への広報記事定期掲載を促進する。

(3) 分かりやすく、加入者に響く広報の実施

- ① アンケートや研修会などの機会を通じ、加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を広報活動に反映させる。
- ② 年金事務所と連携した新規に社会保険へ加入した事業所向けの研修会を実施する。
- ③ 関係団体等の開催する研修会等へ積極的に赴き、タイムリーな広報・啓発活動を実施する。

9. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員には、健康保険に関する事業主・加入者からの相談への対応や、健康保険事業への意見発信などの健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいているが、より一層の活動強化を図るため、研修や広報活動等を通じ、健康保険事業に対する理解の促進等の支援を行う。

【具体的事項】

	<p>(1) 健康保険委員活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康保険委員向け定期広報誌を作成し送付する。 ②年金機構と連携し年金委員・健康保険委員の合同研修会を開催する。 <p>(2) 健康保険委員委嘱者数の更なる拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新規適用事業所への通知及び電話による勧奨。 ②一定規模以上の事業所への通知および電話による勧奨。 ③特定保健指導訪問時の勧奨。 ④年金委員のみの委嘱事業所への通知および電話による勧奨。 ⑤健康格付型バランスシート提供事業所及び職場体操 DVD 提供事業所への勧奨。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>1. サービス向上のための取り組み</p> <p>【具体的事項】</p> <p>(1) 加入者等のご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で共有化し、さらなるサービスの改善に結びつける。また、お客様満足度調査や窓口アンケートの結果を基に、創意工夫したサービスの改善に取り組む。</p> <p>(2) 傷病手当金等の現金給付の支給決定については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。なお、今年度についても、平成 22 年 5 月から継続中のサービススタンダード 100%を厳守する。</p> <p>(3) 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教育研修等への参加および支部内研修を実施する。 <p>(4) 申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を継続推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「協会けんぽのしおり」等を各種研修会・社会保険事務説明会の際に資料として配布を行い、有効に活用する。

(5) 郵送による申請を促進するため、わかりやすい記載要領の作成及び健康保険委員によるサポート等の環境整備を進め、HP・リーフレット等による広報を実施するほか、各種研修会等において周知を行う。

①申請書類設置場所の担当者への研修の実施。

②年金機構にかかわる各種届は、原則、高崎事務センターへ郵送することの周知をすることにより、相乗的に郵送化率の向上を図る。

(6) 健康保険委員・社会保険事務説明会等の研修会を通じて、制度改正・保険給付手続き等の周知を図る。

(7) 任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替や前納の利用促進を積極的に広報する。また、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスの利用促進を、更に行う。

①インターネットを使用した医療費情報照会サービスの普及に向けての広報を実施する。

(8) 事務処理誤りの防止

①発生原因や再発防止策について職員が深く理解し、同様の事務処理誤りを発生させない体制を構築する。

②「事務処理誤り“ゼロ”月間」を設け、事務処理誤り発生防止に向け、職員の意識を高める。

2. 限度額適用認定証の利用促進

【具体的事項】

(1) 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、引き続き医療機関窓口限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。

(2) 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。

3. 窓口サービスの展開

【具体的事項】

- (1) 各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえ、効率的かつ効果的に窓口サービスを提供する。
- (2) 年金事務所窓口体制の見直しに当たっては、地域の特性・利用状況等を考慮のうえ、サービスの低下とならないように配慮する。
- (3) 窓口職員に対し、実務研修を実施する。

4. 被扶養者資格の再確認

【具体的事項】

- (1) 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
- (2) 被扶養者資格再確認について、保険料負担の軽減につながる大変重要な事務であることを、研修会や各種広報を活用し加入者及び事業主に周知を図る。
- (3) 提出された被扶養者異動届については、高齢者医療費に係る拠出金の算定方法が、毎月の加入者（被保険者＋被扶養者）の人数等に応じて算出されていることから、速やかに確認を行い、年金機構に引き継ぎを行う。

5. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

【具体的事項】

- (1) 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）

の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し、柔道整復についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(2) 回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者や保険給付を受けた者等に対し照会等を行う。

(3) 支部に設置している給付適正化プロジェクトチーム会議が主体となって、照会業務の進捗管理、強化計画及び対応について協議検討を行い、具体策の指示をする。

(4) 柔整、あんま、マッサージ等の施術に関わる療養費の支給について適切な利用が図られるよう、啓発を図る。

6. 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

【具体的事項】

(1) 保険給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上であるものについて、重点的に審査を行う。

(2) 審査で疑義が生じたものは、支部に設置している保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業所への立入検査を実施し、不正請求を防止する。

(3) 本部から提供される支払済データに基づき、不正請求が疑われる事案については支部全体で対応するとともに、速やかに厚生局に対し立入検査の承認申請を行い、日本年金機構と連携し、調査及び審査に取り組む。また、必要に応じて厚生局に情報提供する。

(4) 加入者に対し、適正な申請の促進を図るための周知を行う。

7. 海外療養費支給申請における重点審査

【具体的事項】

(1) 海外療養費の審査・支給事務については、平成 28 年 10 月から神奈川支部に集約されたことから、申請書を受け付けた際には、速やかに回付する。

8. 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

【具体的事項】

(1) レセプト点検全般として、効果的な点検を実施するため、システムの機能を十分に活用し、本部の方針に基づいた点検業務を引き続き充実強化する。そのためには、レセプト点検推進会議のPDCA強化により、点検効果向上計画を引き続き策定実施し、職員、点検員全員が数値目標を共有し、スケジュール管理、進捗管理を行いながら、点検体制の強化に努める。

(2) 資格点検については、資格点検エラーレセプトについて、医療機関照会実施後、返戻・返納決議等事務処理の早期処理を目指す。

(3) 外傷点検については、

- ① 関係機関との連携を強化するとともに、負傷者に自主的に負傷原因届を提出してもらえる様に引き続き加入者の啓蒙を行う。
- ② 医療機関に配布した啓蒙ポスターの効果や第三者行為届の利用状況等も確認しながら、更なる環境整備を図る。
- ③ システムを活用した事跡確認等による求償事務の適切な進捗管理を実施するとともに、損保会社に対する債権に関しては収納状況を常に確認し早期収納に向けた進捗管理・回収を実施する。

(4) 内容点検については、システムを活用した点検を徹底（自動点検機能の効果的活用、汎用任意抽出機能のテンプレート管理）するとともに査定事例の集約、共有化、研修の実施、研修受講後の伝達等により、点検員のスキル

アップを図るとともに、再審査結果の分析を強化し、診療内容等査定効果額を更に引き上げる。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

(5) レセプト内容点検業務の一部外注化（平成 29 年 1 月から 12 月までの 12 か月間）については、競争性を十分意識し点検業者のノウハウを取得し活用することにより、点検業務の質の向上を図り、点検効果額の引き上げに努める。

9. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

【具体的事項】

(1) 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書や電話による催告を早期に実施する。さらに、訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、保険証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。

(2) 事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会、社会保険事務説明会等を通じ周知を行う。

(3) 日本年金機構との事務連絡協議会で、現状の確認や回収率向上の依頼を引き続き行う。

(4) 社会保険労務士へ保険証の早期回収依頼を引き続き行う。

10. 積極的な債権管理・回収業務の推進

【具体的事項】

(1) 不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電

	<p>話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。</p> <p>(2) 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。</p> <p>(3) 交通事故等が原因の損害賠償金債権で損害保険加入者については、損害保険会社等に対し早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</p> <p>(4) 傷害事故や自転車事故等での損害保険未加入者については、加害者本人に対し適正に請求する。</p> <p>(5) 債権管理回収会議の毎月定期的な開催と必要に応じた随時開催による着実な債権管理と確実な債権回収業務の強化を図る。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>データに基づいた保健事業の推進</p> <p>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。</p> <p>1. 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>【具体的事項】</p> <p>(1) 第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。</p> <p>① 健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性の向上を図る。</p> <p>② 健診が保健事業の起点であることを再認識し、効率的かつ効果的な健診データの取得を行うため、事業所規模、</p>

業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析に基づき対象を選定しアプローチを行う。

- ③健診機関等の関係機関との連携について、地域の特性に合わせた動機づけを強化し、受診勧奨を強化、加速化する。
- ④健診の推進に向け、目標と進捗状況を本部・支部とで共有し、一体となって目標達成に向けて進捗管理を徹底する。

(2)被保険者の健診受診率向上に向けた施策を実施する。

- ①未受診事業所には、これまでの通知・架電中心の勧奨に加え、外部委託（関係団体や健診実施機関等）を活用することで訪問による勧奨を強化する。
- ②健康宣言などの事業所の健康づくりの入り口として健診を位置づけ、健康格付型バランスシートを活用して事業主の理解を深め、受診や事業者健診データの提供に結び付ける。

(3)被扶養者の健診受診率向上に向けた施策を実施する。

- ①地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底する。
- ②連携が図れない地域については、協会主催の集団健診を実施するとともに、「オプション健診」や個人負担の検査項目の追加を提案するなど、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。

<数値目標>

○被保険者 対象者 186,903 人 (40 歳以上)	・生活習慣病予防健診	実施率 60% (112,412 人)
	・事業者健診データ	取得率 17% (31,774 人)
○被扶養者 対象者 56,829 人	・特定健康診査	実施率 28% (15,912 人)

2. 特定保健指導の推進

【具体的事項】

(1) 第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。

- ① 特定保健指導の利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。
- ② 被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。

(2) 健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。

- ① 生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。

(3) 業種・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町別健診データの分析結果を活用する。

- ① 事業主、商工会や業種団体、市町等と連携を進めて保健指導を推進する。
- ② 保健指導効果に関する要因分析の結果を活用し、保健指導者のスキルアップや介入方法について見直しを進める。

(4) 「健康格付型バランスシート」等を事業所に提供し、「自社の健康度」をわかりやすく伝えることで、事業所・加入者との距離を縮め、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診・保健指導を受けられることができるよう働きかける。

<数値目標>

○被保険者 対象者 28,783 人	・ 特定保健指導 (協会保健師実施分)	実施率 19.4% (5,584 人)
	(アウトソーシング)	13.0% (3,742 人)
		6.4% (1,842 人)
○被扶養者 対象者 1,330 人	・ 特定保健指導	実施率 6.6% (88 人)

3. 重症化予防対策の推進

【具体的事項】

(1) 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

①糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。

②未治療者（血圧・血糖検査）への受診勧奨（一次、二次勧奨）

(2) 栃木県糖尿病重症化予防推進協議会（以下、協議会）に被用者保険代表として参画し、意見発信を行うとともに、加入者に対する糖尿病治療の必要性に関する認識を深める。

(3) 栃木県医師会や健診実施機関と連携し、協議会で策定した糖尿病重症化予防プログラムに取り組める体制を構築し、プログラムに基づき円滑な予防事業を実施する。

<ハイリスクアプローチ>

糖尿病の予防啓発が必要と判断したものに実施。

<ポピュレーションアプローチ>

情報提供該当者に対し案内を送付し、糖尿病啓発セミナーを開催し、

参加者に対してアンケート調査を実施する。

4. 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）

「データヘルス計画」による協働事業や「健康宣言」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援す

ることで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

【具体的事項】

(1) データヘルス計画

(上位目標) 健康経営の普及啓発を推進し、健診受診率向上、保健指導の徹底によりメタボリックシンドローム該当者および予備軍該当者を25%減らす。

- (下位目標) 1. 健康長寿とちぎづくり推進条例に基づき、地域・職域連携推進協議会、覚書締結の具体的な取り組みとして、県医師会、宇都宮市等と連携し、栃木県の健康課題の解決を目指す。
2. 健康格付型B/Sを活用しながら加入事業所へ健康経営の普及を行い、健康宣言を促す。また、宣言内容を積極的に取り組む事業所を増加させる。
3. 児童生徒等に健康づくりの大切さを学ぶ機会を設け、質の高い生活習慣の構築、意識啓蒙を図ることでメタボ関連リスクの少ない人が増える。

- (具体策) 1. 医師会・行政等と連携した重症化予防啓発
2. 健康課題改善事例の発信
3. 健康宣言優良事業所表彰
4. 児童・生徒・学生への健康づくり意識啓蒙

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策

- ①保健師による事業所での集団学習や各種研修会での講話を行うなど、正しい知識の普及啓発を図る。
- ②必要に応じ、産業保健総合支援センター等、専門の相談窓口の紹介を行う。

(3) 受診勧奨対策

- ①市町（国保）との合同健診・保健指導事業
- ②健診実施機関による受診勧奨事業
- ③事業者健診データ取得強化事業
- ④生活習慣病予防健診・特定健診PR事業

	<p>(4) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①出前健康相談（イベント出展）を活用した脳卒中予防事業 ②モバイルサイトでの情報発信（柄の葉ヘルシーだより） ③事業所訪問による健康づくり事業の戦略構築のための分析事業 ④特定健診受診率アップのための調査分析事業 <p>5. 各種業務の展開</p> <p>【具体的事項】</p> <p>(1)「健康づくり推進協議会」などの意見を聴取するとともに、パイロット事業や他支部における好事例の成果を迅速に展開・共有し、効果的な事業を実施する。</p> <p>(2) 地方自治体との連携については、覚書・協定の締結等に基づく、健康づくり事業を具現化するとともに、その事例を保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等を通じて、行政機関や他保険者と共有し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大に積極的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各種団体のイベント等への出前健康相談、ならびに共同での保健事業実施。 ②市町(国保医療課や健康増進課等)と連携し、丁寧な広報を実施するとともに、特定健康診査の受診率向上に向けた健診事業を推進する。 ③既に覚書・協定等を締結している関係団体と連携し、保健事業を実施するとともに、他の関係団体との連携拡大を図る。 ④健康長寿とちぎづくり推進県民会議における重点プロジェクトに基づいた事業を支部保健事業と連動して推進する。 ⑤県や市町との連携を強化し、行政（国、県、市町）の施策を活用し、加入者の疾病の予防や健康増進のための普及啓発を推進する。
4. 組織運営及び業務改革	1. 組織や人事制度の適切な運営

【具体的事項】

(1) 組織運営体制の強化

支部と本部での適切な支援・協力関係、内部統制（ガバナンス）の確保、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

- ① 経営会議を核とした内部統制の確保
- ② 支部独自各種委員会の定期開催及び活性化

(2) 実績や能力本位の人事の推進

協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。

(3) 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、人事評価制度の見直しの他、職員に期待する職員像を示すとともに、等級ごとの職員の役割を明確化する等の人事制度全般の改定の実施、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

(4) コンプライアンス・個人情報保護の徹底

- ① 内部・外部の通報制度の実施
- ② 研修等を通じた順守の徹底
- ③ 各種規程・ルール of 順守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し徹底
- ④ 自主点検の厳正なる実施
- ⑤ 「コンプライアンス実践状況チェックシート」及び「個人情報チェックシート」による自己点検の実施

(5) リスク管理

- ① 適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析。

②リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制の整備。

2. 人材育成の推進

【具体的事項】

役割定義を踏まえ、各階層に求められる能力や知識を習得できるよう、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。

(1)「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着

- ①外部講座など、職員の研修機会を確保する。
- ②通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。
- ③プレゼンテーション能力、説明能力、文書作成能力のある人材の早期育成を図る。
- ④支部内人事ローテーションを実施する。

(2)「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土の醸成

3. 業務改革・改善の推進

【具体的事項】

(1)創意工夫の提案・検討と具体的な改革・改善の実現

- ①当支部の所属する第2ブロック業務改革会議を通して、より良いサービスの標準化を図る。
- ②「業務効率化推進委員会」を中心にお客様目線に立った業務改革を本格的に推進する。

(2)職員のコア業務や企画的業務（医療費適正化のための総合的対策や「データヘルス計画」の確実な実施、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）への重点化

- ①業務・システム刷新の機能を十分に活用した業務の実施。
- ②職員の配置等の不断の点検。

4. 経費の節減の推進

【具体的事項】

(1) 経費の節減

- ①職員のコスト意識を高め、サービスの水準の確保に留意しつつ業務の実施方法の見直しを行う。
- ②競争入札の実施。
- ③消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理。
- ④事務用品等の支部内リサイクルの推進（リサイクルコーナーの充実）

(2) 適切な調達、予算執行

- ①調達審査委員会における調達、予算執行の適切な管理。
- ②ホームページにおいて調達結果の公表し、透明性の確保に努める。

平成 29 年度 事業計画（群馬支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析 ・ 「データヘルス計画」の確実な実施 ・ 地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る <p>「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づく取組の実施状況については、次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、PDCAサイクルの強化を図る。</p> <p>(1) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <p>平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>県・市町村や医療関係団体（医師会等）と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、それに基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関における資格確認事業の推進 ○ データヘルス計画を確実に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり事業の促進

- ジェネリック医薬品の更なる使用促進
 - ・ 医療関係団体（医師会等）及び群馬県（薬務課）等の関係団体への情報提供と協力要請を実施
 - ・ 保険者協議会における各保険者との情報共有
 - ・ 軽減額通知書の発行（本部一括）
 - ・ 広報による周知活動の強化
 - ・ 関係団体と協力したジェネリック医薬品使用促進にかかるセミナー等の実施
 - ・ 本部より提供されたジェネリック情報ツールを活用した関係団体等への意見発信
 - 地域医療等への関与
 - ・ 群馬県保健医療対策協議会、同地域保健対策協議会への参画
 - ・ 群馬県地域医療介護総合確保懇談会への参画
 - ・ 群馬県保険者協議会への参画
 - ・ 元気県ぐんま21推進協議会の参画
 - ・ 群馬県地域・職域連携推進協議会及び県内各地区地域連携推進協議会の参画
 - ・ 群馬県後発医薬品適正使用協議会の参画
 - ・ 前橋市、高崎市、桐生市、藤岡市、富岡市、館林市、沼田市、みなかみ町、大泉町国民健康保険運営協議会の参画
 - 適正受診の啓発と勧奨
 - 現金給付（傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等）の審査強化
 - 医療給付の審査強化（レセプト点検）
 - 債権発生抑制と早期回収
 - 保健事業の効果的な推進
 - 関係方面への積極的な意見発信
- (3) 調査研究の推進等
- 外部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。
 - 本部から提供されるデータ等を基に地域の医療動向を支部独自で分析し、ホームページを中心に加入者へ発信

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体や保険者協議会等から地域の医療に係る情報を収集 ○ GIS（地理情報システム）の活用推進等により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供する等、各種事業の推進に活用する。 <p>（４）広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所向けの定期的な広報物「ぐんまだより」「社会保険ぐんま」を利用した広報 ○ 事業所向けのリーフレットによる協会けんぽの事業周知 ○ ホームページ・メールマガジンを活用した、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報等について加入者の役に立つ広報を推進 ○ 地域の特性と費用対効果を踏まえたマスメディア（新聞・ラジオ等）広報 ○ 年金事務所等の申請書設置場所を活用した制度周知と広報 ○ 健康保険委員と連携した更なる広報の推進及び電話勧奨、事業所訪問等による新規委嘱数の拡大 ○ アンケートや各種研修会を利用した加入者・事業主の声の把握 ○ 関係団体等と共同で健康セミナー研修会等を開催し、広く加入者及び関係者に協会の取組みを周知する ○ 健康づくり事業の促進を図る広報の実施 ○ 健康保険事務説明会の開催 ○ 事務担当者向け冊子の作成など <p>（５）的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等についての情報発信を強化し、事業主及び加入者のみならず、県民からのより一層の理解が得られるよう活動をする
2. 健康保険給付等	<p>（１）サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受付から振込までのサービススタンダードの適切な管理（受付から支払まで 9 営業日以内の実施）と達成率 100%の維持 ○ お客様満足度調査等を実施し、創意工夫を活かしたサービス改善を図る <p>（２）限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。

(3) 窓口サービスの展開

- 県内5年金事務所の協会窓口について、利用状況等及び届書の郵送化の進捗状況を考慮のうえ、サービス低下とならないよう効率的かつ効果的な窓口体制について検討
- 窓口職員のスキルアップに努め、窓口マニュアルに基づく質の高いサービスの提供
- 各種申請書について郵送による申請を広報、研修会において周知する。

(4) 被扶養者資格の再確認

- 無資格受診の防止を図るため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- 多部位（3部位）、頻回（15日以上）及び長期間（1年以上）申請に係る、加入者等に対する文書照会及び適正受診の促進

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- 標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後、高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて審査を強化する。
- 不正請求が疑われる申請案件に対し、「保険給付適正化プロジェクトチーム会議」を活用し、適切な対応について検討
- 調査が必要な申請案件について、年金事務所等の関係機関と連携のうえ立入調査の実施

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- 資格喪失時の保険証未回収者に対する催告状の早期発送及び電話による催告
- 資格喪失後受診者が多い事業所に対して、保険証を確実に返却していただくよう事業所訪問により注意喚起を行うことにより保険証の完全回収を推進

(8) 積極的な債権管理・回収業務の推進

- 新規発生債権の未返納者に対する、文書での催告や電話による納入督促の優先的取組みの実施
- 返納金等未返納者に対し業務フローによる納付催告の実施
 - ・ 弁護士名による納付催告の実施
 - ・ 国保との保険者間調整を積極的に活用した確実な回収
 - ・ 催告しても未払いの者に対し支払督促等による法的手続きの実施
- 支部内における債権回収体制の強化

	<p>(9) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容点検において点検効果向上化計画の策定・実施による点検効果額の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動点検等システムを活用した効率的な点検の徹底 ・ 点検員のスキルアップを図るための査定事例の集約及び共有化 ・ 点検員のスキルアップを図るための勉強会や研修の実施 ・ 点検員の勤務成績に応じた評価 ・ 審査医師による点検員の指導充実 ・ 支払基金との再審査事務打合せ会の実施 ・ 点検効果額の向上を目的としたレセプト内容点検業務の一部外注化 ○ 資格点検の的確な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格エラーレセプトの確実な点検の実施 ・ 支払基金との資格事務打合せ会の実施 ・ オンライン資格確認業務の効果的使用の推進 ○ 外傷点検における求償事務の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故等が原因によるものは、損害保険会社へ早期折衝による確実な回収 ・ 傷害事故等個人求償案件の適切な請求 ○ 医療費通知の発送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費通知の対応 ・ 高額査定通知の発行 ○ 適正受診指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多受診者へ適正受診指導の実施、並びに不正受診の防止
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくり推進協議会の開催（年2回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情を踏まえて、保健事業を総合的かつ効果的に推進を図るため、健康づくり推進協議会を開催し、必要な提言や助言を支部の保健事業に反映させる <p>(2) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数： 219,439人）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 58.2% (実施見込者数 : 127,730 人) ・ 事業者健診データ 取得率 16.2% (取得見込者数 : 35,590 人) ○ 被扶養者 (受診対象者数 : 71,068 人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 35.9% (実施見込者数 : 25,513 人)
	<p>(3) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者 (支援対象者数 : 33,317 人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 14.5% (実施見込者数 : 4,831 人) <ul style="list-style-type: none"> (内訳) 協会保健師実施分 8.2% (実施見込者数 : 2,720 人) アウトソーシング分 6.3% (実施見込者数 : 2,111 人) ○ 被扶養者 (支援対象者数 : 2,118 人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 4.1% (実施見込者数 : 87 人)
	<p>(4) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健事業の表彰制度 (保健指導の実施率の高い事業所、健康事業所宣言事業所等に対して実施) ○ 健診実施機関等との協力連携強化 (健診機関及び特定保健指導委託機関の拡大等を図る)
	<p>(5) データヘルス計画</p> <p>(上位目標) 生活習慣病予防健診受診者 (40 歳以上) の血圧リスクの低下を図る 42.7%→40.0% (平成 29 年度)</p> <p>(下位目標) 加入者及び事業主が群馬の健康課題について理解するように図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントや事業所訪問、保健指導訪問による健康づくりの広報 <p>加入者及び事業主が健康づくり対策についての実施促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康事業所宣言「生き生き健康事業所宣言」事業を行うことで、事業主による従業員の健康づくりのサポートを実施 ・ 関係団体と連携し、健康づくり事業の展開 (運動セミナー等を開催) <p>加入者の身体活動量の増加を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動量計を用いた活動量調査事業所の拡大を図る <p>要治療者の受診勧奨</p>

	<p>(6) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスメディア広報による受診勧奨の実施 ○ 事業者健診結果データの提供依頼を関係団体、健診機関等と協力連携の強化を図るとともに外部委託事業者を活用し、取得率の向上を目指す ○ 来所による特定保健指導を実施 ○ 市町村と連携した特定健診の受診勧奨の拡大を図る ○ 検診車による集団健診の拡大を図る（特定保健指導及びオプション健診を組ませでの実施）
4. 組織運営及び業務改革	<p>(7) 重症化予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐための主治医の指示に基づき、保健指導を展開するために、未治療者の受診勧奨対象者への継続した係りを持つことを通じて、医師会等との関係を構築していく。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな人事制度の運用・活用 ○ 人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己啓発等のためのオンライン研修や通信教育等の受講を促す ○ 各種委員会および支部内研修等により法令遵守、危機管理、個人情報保護、情報セキュリティ（アクセス制限、パスワードの適切な管理）等の徹底を図る ○ 本部で開催される階層別研修、業務別研修の「伝達研修」を確実に実施し、職員のスキルアップを図る ○ 消耗品等使用量削減、節電対策等により経費削減を図る

平成 29 年度 事業計画（埼玉支部）

項目	実施内容等
	<p>「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、地域との連携を基本に取り組んで行く。</p>
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 地域との連携強化</p> <p>①県の政策関係部局をはじめ、県及び市町村が開催する各種協議会等に参加するなど、県や市町村の医療政策等の立案に積極的に参加し、協会けんぽの情報を発信していく。</p> <p>②県、市町村と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における協働事業を実施するなど、情報の共有及び連携の強化を図る。</p> <p>③協会けんぽの財政状況や医療保険制度の現状等の情報を地域の経済団体等に対し発信するとともに、連携の強化を図る。</p> <hr/> <p>(2) ジェネリック医薬品のさらなる使用促進</p> <p>①ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果を通知するサービスを実施するほか、ホームページ、メールマガジンや納入告知書同封チラシ等により加入者へ適切な広報を実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。</p> <p>②ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用したお知らせを作成し、薬剤師会等へ働きかけを行う。※ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース） 平成 29 年度目標 76%（H28.9 現在使用割合 68.2%）</p> <p>③ジェネリック医薬品に関して GIS 等を活用した分析に取組み、地域ごとの特性等を可視化したうえで、ジェネリック医薬品使用促進に繋げる。</p> <hr/> <p>(3) 調査分析の推進</p> <p>①レセプト情報や健診データ等を活用し、地域ごとの健康特性や疾病動向・受療動向、医療費などの現状を把握し、医療費等の分析に取り組む。</p> <p>②健保・国保の健診結果データ等の調査分析事業について、県を中心とした健診データ解析の協働作業を実施する。(1. (1) ②の再掲)</p>

	<p>(4) 広報の推進</p> <p>①加入者等に対する情報提供や広報については、ホームページやメールマガジン等により、加入者の立場から分かりやすい各種情報を発信するほか、広報リーフレット「埼玉だより」等を定期的に発行する。 また、メールマガジンの登録者数の拡大を図る。</p> <p>②県・市町村・関係団体との連携による広報、新聞やテレビ・ラジオなどのメディア等への発信力を強化する。また、保健事業や医療費適正化に対する取り組みについて、加入者・事業主や関係機関等へ情報発信を行う。</p> <hr/> <p>(5) 加入者サービスの充実</p> <p>①新規加入事業所を対象にした説明会を開催し、健康保険制度等の理解を深めてもらうとともに協会けんぽと事業所の距離を縮めることで事業運営の円滑化を図る。</p> <p>②健康増進や介護に関するサービスを提供する取り組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス」の参加企業数を増やし、よりよいサービスを加入者等に提供する。</p> <p>③アンケート等を実施し、加入者・事業主から直接意見を聞き、創意工夫を凝らした事業を実施する。</p> <hr/> <p>(6) 健康保険委員と連携した事業の推進</p> <p>①健康保険事業等に対する理解をさらに深めるため、研修会を開催する。</p> <p>②健康保険委員との連携を強化するため、健康保険委員向けの情報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するほか、健康保険事業等に関するパンフレットを作成する。</p> <p>③事業所訪問の際に健康保険委員の委嘱勸奨を行うなど、健康保険委員の委嘱者数の拡大に努める。 ※平成 29 年度末目標 3,000 名 (H28.12 現在 1,968 名)</p> <p>④健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施する。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上の取り組み</p> <p>①サービススタンダード 100%の継続実施と適切な管理と適正な支給を行う。</p> <p>②加入者に、健康に対する意識を高めていただくことを目的とし、医療費通知を送付する。</p> <p>③高額査定通知を実施計画（毎月）に基づき実施する。</p> <hr/> <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>①事業主や健康保険委員等にチラシやリーフレットによる広報を実施する。</p> <p>②医療機関の窓口限度額適用認定申請書を配置し、利用促進を図る。 100 床以上 約 200 機関</p>

	<p>(3) 窓口及び電話サービスの効率化 電話による効率的なサービスを提供するとともに、最適な窓口体制のあり方を検討する。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認 ①高齢者医療費に係る拠出金等の適正化のため、被扶養者資格の再確認を的確・迅速に行う。 ②未提出事業所に対し積極的に文書・電話催告を行う。</p> <p>(5) 適正な給付業務等の推進（現金給付の審査強化） ①傷病手当金・出産手当金の審査強化 ・標準報酬月額が83万円以上である申請等で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトを活用し、給付の適正化を推進する。 ・疑義のある保険給付請求に対しては立入検査等の調査を行い、適正化及び不正請求防止に努める。 ②傷病手当金と各種年金給付との調整の適正な実施 ・老齢退職年金給付受給予定者、障害厚生年金との調整該当者等に対して併給調整のリーフレットを配布する。 ・定期的に抽出されるデータにより併給調整の必要が認められた被保険者に対し、既に支給された傷病手当金の更正決定を確実にを行う。 ③柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・多部位かつ頻回等の申請について加入者に対する文書照会を強化し、疑義のある請求については、随時、施術所への照会を行う。 ・文書照会時にパンフレットを同封し、適正受診についての知識の普及を図る。</p> <p>(6) 債権の管理と回収の強化 ①債権回収について、文書・電話等の強化月間を設け効果的な回収を図る。 ・現年度債権について、定期催告と併せて6・12月の強化月間を設定し電話催告も同時に行う。 ②支払督促等、訴訟等法的手続きを実施する。 ・勤務先調査等により、差押を背景に納付協議を有利に進める。 ③資格喪失後受診による返納金催告の際に保険者間調整の電話・案内送付等を行う。 ④無資格受診の債権発生防止を目的とし、加入者本人と事業所に対し資格喪失後の保険証の返納について理解・協力を求め回収率の向上を図る。 ・加入者に対し早期催告状を送付する。 ・事業主に対し文書・電話・訪問等による債権発生防止の説明を行う。</p>
--	---

	<p>(7) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>①資格点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無資格受診防止のための広報を「埼玉だより」等を活用し年間2回以上行う。 ・資格関係誤り等について、計画的に医療機関照会等を実施し、的確な返納処理を行う。 <p>②外傷点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病名の精査など効率的な抽出条件の設定等を行うことで、業務上及び第三者行為に該当するレセプトの点検を強化し、保険給付費の返還の向上を図る。 ・不送達となった傷病原因照会文書を事業所に送付し、回答率の向上を図る。 <p>③内容点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検効果向上計画を引き続き策定・実施する。 ・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。 ・点検員のスキルアップを図る査定事例の集約・共有化・研修を実施する。 ・支部と点検委託先相互の査定事例、点検ノウハウの共有を図り効果額の向上に繋げる。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診履歴や年齢、性別、住所等の情報を分析し、効果的な健診受診勧奨を図る。 ・人工透析へ移行する過程の治療環境及び糖尿病と歯周病等の関連データの分析を行い、効果的な重症化予防策に繋げる。 ・第一期データヘルス計画を検証し、平成30年度からの第二期データヘルス計画を策定する。 <p>(2) 特定健診の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>①被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施（40歳以上被保険者） 【100人以上】「健康経営サポートカルテ」等の活用、支部職員の訪問による勧奨推進。 【30人以上】外部委託業者等による主に訪問、電話による勧奨促進。 【5人以上】文書による勧奨実施。 ・生活習慣病予防健診の実績向上、事業者健診結果データの提供を積極的に取り組む健診機関等と連携し、健診推進インセンティブを用いた受診の促進を図る。 ・新規加入事業所への生活習慣病予防健診実施を促進する。 <p>②被扶養者（特定健康診査）の受診促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ主催の集団健診の実施を拡大する。（H28年度、10市23日開催）

	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体と連携して特定健診と「がん検診」との同時受診を推進するとともに、協会けんぽ以外の保険加入者との合同健診を実施することで受診しやすい環境を整え、被扶養者の受診を促進する。 ・健診結果から統計的な年齢を図るツールを活用し、未受診者へ受診の啓発を図り、継続的な受診につなげる。(平成 29 年度埼玉支部パイロット事業) <p>(3) 特定保健指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町や健康づくり推進の協定を締結している関係団体等と連携した特定保健指導を実施する。 ・支部内保健師、管理栄養士の充足を図り、保健指導体制の確立を図る(平成 28 年度 14 人)。 ・被保険者の特定保健指導の推進のため、外部委託による保健指導を促進する。 ・集団健診の受診者に対する健診結果説明会にて特定保健指導を同時に実施する。 ・支部窓口での来所による特定保健指導を実施する。 <p>(4) 健康経営の推進(コラボヘルス)(データヘルズ計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の健康経営を推進するため、訪問や文書送付による健康宣言参加事業所の拡大を図る。 ・埼玉県信用保証協会との連携事業や「健康経営サポートカルテ」を活用しながら事業主の健康づくり意識の醸成を図る。 ・社会保険労務士、中小企業診断士等と連携した事業主の健康づくり事業を推進する。 ・事業主の健康づくり意識の醸成を図るため、県・市町村・関係団体等と連携して、健康経営や糖尿病等をテーマとしたセミナーを開催する。 <p>(5) 糖尿病等の重症化予防(データヘルズ計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な文書による勧奨や電話等による未治療者への治療勧奨を推進する。 ・糖尿病重症化予防プログラムを活用し、かかりつけ医と連携した糖尿病等重症化予防事業を推進する。(プログラム利用予定者 50 人) ・埼玉県医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携により、効果的な糖尿病等の重症化予防事業を推進する。 <p>(6) その他の保健事業</p> <p>地方自治体等や関係団体と連携して健康相談、健康教育、「がん検診」や「歯科検診」等の各種検診を実施し、健康づくりに関する保健事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所等と連携した研修会等を通じ、事業所での健康づくり事業を働きかけを実施する。 ・市町村における「がん検診」との合同健診を推進する。 ・埼玉県、埼玉県医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携したイベントを実施し、健康相談を通じて特定健診の受診促進を図る。 ・メディアを活用した保健事業の推進に向けた広報を実施する。
--	---

	<p>(7) 特定健康診査及び特定保健指導の実施目標</p> <p>①特定健康診査（受診対象者数 被保険者 450,781人、被扶養者 138,935人） 生活習慣病予防健診受診者数 225,000人 （実施率 49.9%） 事業者健診結果データ提供者数 100,000人 （実施率 22.2%） 特定健診受診者数 60,000人 （実施率 43.2%）</p> <p>②特定保健指導（該当者数 被保険者 69,225人、被扶養者 5,280人） 特定保健指導（被保険者）終了者数 6,000人 （実施率 8.7%） 特定保健指導（被扶養者）終了者数 220人 （実施率 4.2%）</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織運営体制の強化</p> <p>①本部と支部、支部内のグループ間の連携を強化するとともに、必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ②新人事評価制度を適切に運用するとともに、評価者の育成に努める。 ③職員の健康づくりを推進するため、定期健診及びストレスチェック等を実施し、支部としての健康経営を実践する。</p> <p>(2) 協会の理念を実践できる組織風土の定着</p> <p>加入者の視点に立ったサービスの向上、リスク管理を意識した業務の遂行、基本に立脚した事務処理、創意工夫に富んだ組織風土を定着させる。</p> <p>(3) コンプライアンス・個人情報保護の徹底法令等規律の遵守</p> <p>コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会及び個人情報保護委員会を開催（年2回）するとともに、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、自主点検（年2回）を行い、各種規定の遵守を徹底する。</p> <p>(4) リスク管理の徹底</p> <p>リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検やリスク管理能力の向上のための研修の実施、リスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理を徹底する。</p>

	<p>(5) 人材育成の推進</p> <p>①本部研修参加者による支部内伝達研修の実施をするとともに、支部研修計画を策定し、外部講師による研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。</p> <p>②職務に関する幅広い知識や視野を養うため、計画的なジョブローテーションを実施する。</p> <hr/> <p>(6) 業務改革・改善の推進</p> <p>①業務改善検討委員会を開催（年6回）し、職員からの改善提案を検討する等、業務改革・改善の推進を図る。</p> <p>②全国のブロック単位で設置された業務改革会議においての改善案を具体的に実施する。</p> <hr/> <p>(7) 経費削減等の推進</p> <p>①電気使用量の実績等を職員に周知するなど、コスト意識の向上を図るとともに超過勤務時間の削減及び光熱費等の事務所管理費を節減する。</p> <p>②消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減に努める。</p>
--	--

平成 29 年度 事業計画（千葉支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、千葉支部から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、以下の取組みについて確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データヘルス計画の実施および検証 ・ 「健康な職場づくり宣言（以下「健康宣言」という。）」事業を通じた事業所における健康づくり支援 ・ 地域医療構想調整会議への参画 ・ 医療に関する情報の収集と分析 ・ 医療に関する情報の加入者への提供 ・ 県・市町村など関係方面への積極的な発言 ・ 他の保険者・関係機関との連携や共同事業の実施 ・ データ分析による効果的な保健事業の実施 ・ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 禁煙事業の推進 等 <p>(2) 千葉支部評議会の一層の活性化 支部の事業運営状況や本部の動向について、毎月開催の評議会において定期的に報告し、評議員意見を支部運営に反映させて、自主自立の運営を図る。</p> <p>(3) 平成 30 年度に向け意見発信 平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対しても他の医療保険者と連携して提言を行うとともに、積極的に各</p>

種審議会に参加するなど、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県・市町村や医療関係団体（医師会等）と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、それに基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。

（４）地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。現金給付については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権限を必要に応じて活用し、審査強化を図る。また、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的対策を県・市町村及び他の保険者等と連携し、立案・実施する。

（５）ジェネリック医薬品の更なる使用促進

国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。

具体的には、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通ずるサービスの対象範囲の更なる拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内に 2 回の通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シール等の配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。また、医療機関関係者、薬局関係者への働きかけやセミナー等の開催を通じて地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。医療機関関係者、薬局関係者への働きかけにあたり、医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを有効活用していく。

（６）地域医療への関与

策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。

（７）加入者・事業主に響く広報の推進

①ホームページの充実

「申請書・届出書作成支援サービス」等の新機能を広報し、加入者・事業主の利便性が向上するようホームページを充実させる。

②メールマガジンの配信

メールマガジンをより多くの加入者・事業主の方々にお届けできるよう、各種広報を通じて、新規登録件数 400 件を目標とする。また、毎月初旬に定期的にメールマガジンを配信し、健康保険に関する疑問や保健師による健康づくり情報をお届けする。

③県・市町村や関係団体との連携による広報活動等の推進

保険料率や保健事業の広報について、市町村や関係団体との連携を図り、記事記載やポスター掲示にご協力いただくよう働きかけをし、より多くの加入者の方々に情報提供を実施する。また、地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で支部の取り組みに合致するものに対して積極的に共同開催し、広く関係者に協会けんぽの存在感を示し、認知度を高める。加えて、地域医療構想の認知度が 14%程度であることを踏まえ、医療圏ごとの課題や方向性等について加入者にわかりやすく広報するとともに、救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限であることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の認識が高まるよう、広報に努める。

④各種郵送物への広報チラシの同封

納入告知書（日本年金機構で発送）に同封する広報チラシを活用し保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した支部の取組みをタイムリーに情報を提供する。また、生活習慣予防健診や特定健診のご案内にも、加入者の受診動機付けにつながる広報チラシを同封して受診率の向上を図る。

⑤健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』の発行

健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』を年 4 回発行し、健康保険委員への情報提供を充実させる。

(8) 的確な財政運営

被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために、喫緊に講じなければならない方策について検討し、関係方面へ発信していく。

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>①加入者のご意見の分析 さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について迅速かつ正確に把握、分析し、支部内の創意工夫を活かしたサービスの改善・向上に結び付けることにより、お客様満足度を向上させる。</p> <p>②サービススタンダードの達成 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を 100%達成するため、事務処理状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。健康保険給付などの申請についてはホームページやチラシ等の各種広報を強化・充実させ、郵送による申請促進を行う。任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。</p> <p>③健康保険委員の委嘱の推進 健康保険委員の委嘱者数の目標を 1, 8 0 0 名として拡大を図る。また、健康保険に関する広報・相談・各種事業の更なる推進のため連携を強化する。</p> <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>①限度額適用認定証の利用促進 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関の窓口限度額適用認定申請書を配置し、さらなる利用促進を図る。 また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開 効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、窓口業務担当者向けの受付フローチャートを作成配布することにより知識の向上を図り、正確で迅速な窓口サービスを展開する。また、加入者本位の理念を引き続き徹底して、窓口対応における親切丁寧な接遇を推進する。 なお、年金事務所窓口の見直しに当たっては、サービス低下とならないように配慮する。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p>
-------------------	---

被扶養者資格の再確認については、高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図ることが目的であり、引き続き当該事業の重要性をより分かり易く、周知広報した上での確に実施する。

(5) 傷病手当金・出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進

① 傷病手当金・出産手当金

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する等、不正請求を防止する。審査医師を活用し、担当医師照会、日常生活状況照会を通して審査の強化を行う。

② 柔道整復療養費の照会業務の強化

柔道審査委員会における審査委員に整形外科医を2名委嘱し審査委員会において厳格な審査をし、給付の適正化を促進する。多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、明らかに不自然な請求については、柔道審査会や厚生局に情報提供する。なお、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 効果的なレセプト点検の推進

医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。内容点検については、レセプト点検効果向上計画に基づきレセプト点検を確実に実施し、下記の効果額目標の達成を目指す。

【達成目標】

全国平均を下回る場合は全国平均以上を、全国平均を上回る場合は前年度の効果額以上を目標とし達成を目指す

《具体的な取り組み》

- ① 自動点検マスタのメンテナンスを定期的実施し精度を上げて点検業務の効率化を図る。
- ② 点検員のスキルアップのために、毎月2回の支部内の勉強会や外部講師等による点検研修を実施する。
- ③ 全国の査定事例を収集し、自支部内の点検業務に活用する。
- ④ 支払基金との協議を前年度同様に毎月実施し、疑義事例の解消に努める。

⑤支部内の内容点検を充実させること、業者のノウハウを活用して点検員のスキルを向上させること等を目的として内容点検の一部外部委託を実施する。

(7) 無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化

①日本年金機構で実施する一次催告とともに支部作成のチラシと返信用封筒を同封することで保険証の早期回収を図る。さらに、日本年金機構での資格喪失処理後、概ね2週間程度で支部からの二次催告を行い、保険証の早期回収を図る。

②納入告知書に同封する広報チラシ等により、保険証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。

③返納金債権が多数発生する事業所へ文書・訪問・電話により、保険証の早期回収について依頼を行う。

④資格喪失後受診の防止を周知するチラシを作成して特定健診受診券送付時に同封し、退職後は保険証を使用できないことについて啓発を図る。

(8) 積極的な債権管理回収業務の推進

①前年度を上回る回収率を目標として、文書催告・電話催告・訪問催告等を確実に実施し、早期回収を図る。

②資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し回収に努める。

③法的手続（支払督促等）を積極的に推進し、債務名義を取得後も弁済しない者については強制執行を行い、回収を図る。

④弁護士と契約を結び、弁護士名での文書催告を実施する。

⑤交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収を図る。

3. 保健事業

(1) データに基づいた保健事業の推進

- ①データヘルス計画の最終年度として、PDCAサイクルを回しながら計画した各種事業の目標達成に努めるとともに、経過検証と分析結果を評価し、支部の実態に即した第二期計画を策定する。
- ②事業所や業種、地域等のデータ分析結果に基づいて、自治体、他の保険者等の関係団体と協定の締結も視野に入れながら情報共有・協力連携を図り、健康づくりや生活習慣改善に向けた事業を効果的に展開する。
- ③特定健康診査の受診率向上に向けた取組を初めとした保健事業全般について、協会が保有するデータを最大限に活用し、「健康宣言」を行った事業所を中心に主体的な取組を促す保健事業を展開する。

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

<被保険者の健診>

①受診しやすい環境整備の取組

- ・新規生活習慣病予防健診実施機関の拡充を目的とした医療機関に対するアンケートを実施
- ・健診機関の少ない地域における検診車による受診機会の増加を図る。

②生活習慣病予防健診実施機関との連絡調整

- ・目標健診実施数を達成できるよう進捗管理を実施

③年度途中での新規適用事業所に対し、DM送付後、電話勧奨を外部委託により実施

④生活習慣病予防健診を利用していない事業所に対し、電話又はDM送付後の訪問勧奨を健診実施機関等への委託により実施

⑤年度途中で加入した任意継続被保険者及び被扶養者に対し、DMによる受診勧奨を実施

⑥商工会議所・商工会等の関係団体が会員事業所に対し実施している健診を生活習慣病予防健診へ切替依頼を実施

⑦事業者健診データ取得向上

- ・データ取得勧奨業務委託の実施（社会保険労務士会等）
- ・労働局等との連名文書を活用し、商工会議所・商工会等の関係団体及び事業所へ提供依頼を実施し、提供いただける事業所が受診している健診機関へデータ作成に関する協力依頼を図る。

⑧低受診率の事業所へ職員による生活習慣病予防健診受診勧奨や事業者健診データ提供依頼を訪問により実施

<被扶養者>

①受診券を被保険者の住所へ直接送付

②集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対して、集団健診DM送付

③集団健診の実施がない地区における環境整備の取組

- ・ オブショナル健診や個人負担の検査項目の追加等を提案した協会けんぽ主催の集団健診の実施
- ・ 市町村が実施する特定健診やがん検診との同時実施
- ・ 他支部での事業等を参考とし、受診率向上に関する検討を行う。

ア) 被保険者 (40歳以上)

(受診対象者: 313,480人)

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率: 67.9% (実施見込者数: 212,853人)
- ・ 事業者健診データ 取得率: 9.0% (取得見込者数: 28,213人)

【合計】被保険者健診受診率 実施率: 76.9% (実施見込者数: 241,066人)

イ) 被扶養者 (40歳以上)

(受診対象者数: 94,176人)

- ・ 特定健康診査 実施率: 25.4% (実施見込者数: 23,921人)

【合計 (被保険者・被扶養者)】

- ・ 健診実施対象者数: 407,656人 実施率 65.0% (実施見込者数: 264,987人)

(3) 特定保健指導の推進

<被保険者>

①特定保健指導の外部委託実施機関の拡充

②関係機関へ働きかけ契約保健師等のマンパワー確保

③事業所訪問による保健指導の勧奨

- ・事業所毎の健康情報を作成し、事業所の保健指導の受診意識を高めるような働きかけを実施
- ④特定保健指導時に測定機器を使用した健康測定を行い、対象者の健康管理意識の向上を図る。

<被扶養者>

①協会けんぽが主体で行う特定保健指導の実施。その際、測定機器を使用した健康測定を行い、対象者の健康管理意識の向上を図る。

②健診と特定保健指導をセットで委託する、協会けんぽの個別健診保健指導の実施

③外部委託実施機関の拡充

ア) 被保険者（実施対象者数：53,035人）

- ・特定保健指導実施率：14.4%（実施見込者数：7,637人）

（内訳）

協会保健師実施分：8.6%（実施見込者数：4,561人）

アウトソーシング分：5.8%（実施見込者数：3,076人）

イ) 被扶養者（実施対象者数：2,416人）

- ・特定保健指導実施率：6.2%（実施見込者数：150人）

【合計】*特定保健指導実施対象者数：55,451人 実施率 14.0%（実施見込者数：7,787人）

（4）重症化予防対策の実施

①加入者のQOL維持や医療費適正化のため、糖尿病性腎症で人工透析導入の可能性の高い加入者や糖尿病やその予備軍に対する支援を行う。

②保健指導実施時に健診結果で要治療域と判定されながら治療を受けていない者や慢性腎不全（CKD）の疑いのある者に対し医療機関の受診勧奨を行う。

③重症の可能性の高い方に対し本部からの一次勧奨後に支部からの効果的な二次勧奨を行い、重症化予防を図る。

(5) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

- ①データヘルス計画に基づき、「健康経営」の普及促進を図るため、事業所毎の健康情報を作成し、訪問することで事業主の健康意識の向上を目指す。
- ②健康宣言を行った事業所が主体的に健康づくりに取り組むよう、関係団体と連携した支援策を検討・実施する。
- ③「健康宣言」を行った事業所のうち、宣言項目が同じ事業所の担当者に対し、健康セミナーを開催する。

(6) 各種事業の展開

- ①データヘルス計画の一環として禁煙プロジェクトを継続して実施し、受動喫煙防止・個人の禁煙・事業所の取組等について啓発していく。また、事業所単位で様々な禁煙支援を実施し、事業所の喫煙環境の改善、個人の禁煙につながる支援を行う。
- ②食育について、保健指導時等を活用し事業所や加入者に啓発を行う。
- ③事業所及び加入者に対してインターネットを利用した情報提供サービスを活用し、健康意識の醸成を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

- ①支部内の部門間連携を密にするとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制を強化する。
- ②協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用することにより、実績や能力本位の人事を推進する。
- ③平成 28 年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土の更なる定着を図る。

(2) 人材育成の推進

- ①「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。
- ②職員一人ひとりが、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。
- ③本部が実施する研修に積極的に参加し、研修後は支部内において伝達研修を実施し、研修内容の共有を図る。また、定例の進捗会議を通じて職員間の情報共有及び担当者の説明力の向上を図る。

(3) 業務改革の推進

- ①業務改革会議等を通じて、より良いサービスの標準化を目指す。また、支部の業務サービス向上委員会において、お客様満足度向上及び効果的・効率的な事業の検討を行う。
- ②定型的な業務や繁忙期業務についてはアウトソーシングを推進し、企画立案業務等の重点化を進める。

(4) 経費の節減等の徹底

- ①職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等を徹底して経費を節減する。
- ②調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果を公表し透明性を確保する。

(5) 事故防止の徹底

コンプライアンスを徹底させるために、職員全体を対象とした研修を実施する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理を月に1度点検し、徹底する。

平成 29 年度 事業計画（東京支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>（１）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第３期）」に基づき、今後、保険者として「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」の実現を目指し、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、直接的な働きかけを更に強化する。</p> <p>具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者等の考えを収集・分析するとともに、「東京支部データヘルス計画」（慢性腎臓病（CKD）の重症化予防による透析導入の回避・遅延及びコラボヘルス「健康企業宣言」）の確実な実施や地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第３期）」に基づく取組の実施状況については、次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、PDCAサイクルの強化を図る。</p> <p>（２）平成 30 年度に向けた意見発信</p> <p>平成 30 年度に実施される東京都保健医療計画、医療費適正化計画、東京都高齢者保健福祉計画、国民健康保険制度改革（東京都による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿を見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>東京都の政策関係部局をはじめ、各種協議会など、東京都・区市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参画し、支部の意見を発信していく。支部の意見発信に当たっては、支部が収集・分析したデータの活用に努める。また、東京都・区市町村や医療関係団体（医師会等）と支部との間で医療情報の分析や保健事業等における連携を図り、それに基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。</p> <p>（３）地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>医療費適正化対策を更に推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、医療費適正化のための総合的な対策を東京都や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。</p> <p>加えて、支部が収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。</p> <p>① 東京都など関係方面への積極的な発信</p> <p>ア. 加入者・事業主の保険料負担軽減のため、加入者・事業主と一体となった取組みを推進する。</p>

イ。「東京都健康推進プラン 21（第二次）推進会議」との連携をはじめとする東京都の政策関係部局、区市町村、各種協議会など、都・区市町村の医療政策・介護政策に積極的に参加し、意見を発信する。

- ② 連携・協働に関する覚書を取り交わしている自治体（世田谷区・葛飾区・中野区・品川区・日野市・多摩市）と協力し、健康に関するイベントの開催、健康づくりに関する共同事業を実施する。
- ③ 「健康企業宣言東京推進協議会」を構成する 12 団体（東京都・健康保険組合連合会東京連合会・東京都商工会連合会・東京都商工会議所連合会・東京商工会議所・公益社団法人東京都医師会・公益社団法人東京都歯科医師会・公益社団法人東京都薬剤師会・東京都社会保険労務士会・一般社団法人東京都中小企業診断士協会・東京都総合健康保険組合協議会・一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会）と連携、協力し、中小企業における健康経営・健康づくりの取組みを促進する。
- ④ 他の保険者との連携や共同事業の実施
 - ア. 連携・協働に関する覚書を締結していない自治体等と医療情報の分析や保健事業の連携に関する協定を締結するなど連携を推進する。
 - イ. 健康保険組合、区市町村、後期高齢者医療広域連合等の他の保険者との連携を推進する。

（４）ジェネリック医薬品の更なる使用促進

国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の使用割合の更なる向上に向け、以下の施策を実施する。

- ① ホームページ・メールマガジン・ラジオ番組・Web サイト等を活用した積極的な広報を推進する。
- ② 患者の意思表示を容易にする「希望シール」等を継続配布する。
- ③ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスを年度内に 2 回の通知を継続実施する。
- ④ 使用促進に向けたセミナーを開催する。
- ⑤ 東京都薬剤師会との連携・協働を検討する。
- ⑥ 新規学卒者採用に向けた大学訪問時におけるポスター等の掲示依頼を継続実施する。
- ⑦ 医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを図る。

(5) 地域医療への関与

平成 28 年度に策定された東京都地域医療構想の実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、東京都保険者協議会と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

(6) 調査研究の推進等

外部有識者との協力連携を図り、健診・レセプトデータ等の分析を行う。また、平成 28 年度に導入したGIS（地理情報システム）の活用により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供する。

① 「東京支部におけるデータヘルス計画遂行の為に調査研究」（調査研究事業）の推進

- ア. 傷病手当金・健診・レセプト情報を用いた精神疾患医療費の分析
- イ. 終末期医療費の推計と疾病別リスク予測モデル構築に関する研究
- ウ. 特定健診・特定保健指導の中長期的効果の分析
- エ. 慢性腎臓病（CKD）の危険因子の詳細分析

② 医療費の分析結果、保健指導の研究成果を学会・論文で発表するなどの発信を強化

(7) 広報の推進

広報担当者会議を活用し、加入者の視点に立った広報内容と手段の充実を図る。

① 広報内容を充実する。

- ア. 加入者・事業主にわかりやすい広報の推進
- イ. 加入者・事業主への財政状況（都道府県単位保険料率）・健康づくりにかかる広報の充実
- ウ. 資格喪失者の保険証の回収についての周知広報の強化
- エ. 柔道整復師、あんま、マッサージ・指圧師及びはり灸師の施術に係る療養費の適切な利用の啓発
- オ. インターネットを通じた医療費通知サービスの推進
- カ. 事業所向けポスター・チラシ等による保険証の適正使用の周知

② 広報手段を充実する。

- ア. 日本年金機構をはじめ、関係団体との連携強化
- イ. ホームページでのコンテンツの充実
- ウ. ラジオ番組・Web サイトの充実

	<p>エ. メールマガジン配信の継続</p> <p>オ. 様々なメディアを有効に活用した独自広報の推進</p> <p>カ. 社会保険新報（財団法人東京社会保険協会発行）での情報提供の充実</p> <p>キ. リーフレット、加入者・事業主に向けたお知らせ等の充実</p> <p>ク. 新規適用事業所向けに実務の手引き等の配付</p> <p>ケ. 年金委員研修会の場を活用した健康保険制度等の情報提供</p> <p>コ. 新規学卒者採用に向けた大学における企業説明会への積極的参加</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>① 電話応答率と対応品質を向上する。</p> <p>ア. いっそうの繋がりやすさと対応品質向上の実現</p> <p>イ. 各種申請書類入手要望に対するホームページへの誘導並びに郵送化への誘導促進</p> <p>ウ. コールセンター収集データのマーケティング応用</p> <p>② サービススタンダード達成率 100%を維持する。</p> <p>③ 窓口に対するタイムリーな情報を提供する。</p> <p>④ お客様満足度を維持・向上する。</p> <p>ア. 「お客様の声」について本部と連携した分析評価</p> <p>イ. パンフレット等の改善や手続きの簡素化の推進</p> <p>ウ. お客様満足度、窓口・電話対応実態調査等の活用による改善</p> <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>加入者の医療機関窓口での負担軽減のため、限度額適用認定証の利用促進を図る。</p> <p>① 限度額適用認定証の利用について、事業主や加入者に対してチラシやリーフレットにより広報する。</p> <p>② 医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。</p> <p>③ 高額療養費の未申請者に対して、申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>① 支部窓口サテライト窓口（年金事務所特設窓口）の効率的で効果的な窓口サービスの提供</p>

- ア. 窓口の実情を踏まえた新しい体制の検討
- イ. 計画的な窓口運営による職員のコア業務へのシフト促進
- ② 開設サテライトの利用状況分析とさらなる効率化推進
- ③ 各種申請書の郵送化促進

(4) 被扶養者資格の再確認

無資格受診の防止や、高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため日本年金機構との連携の下、的確かつ円滑に実施する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の審査業務を強化する。

- ① 多部位・頻回等の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、必要に応じて施術者に照会する。
- ② 柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ③ 不正が疑われるものは地方厚生局へ情報提供を行う。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ① 正確で迅速な給付処理によりサービス向上を推進する。
 - ア. 正確で効率的な事務処理の確立
 - イ. サービススタンダード等による一定の給付処理期間の堅持
 - ウ. 人員の弾力的シフトによる柔軟な事務処理体制の強化
- ② 保険給付の適正化のため審査を強化する。
 - ア. 傷病手当金、出産手当金の申請のうち標準報酬月額が高額である申請や、資格取得直後の申請について審査を強化し、審査で疑義が生じたものは厳格に対応する。
 - (ア) 支部現金給付適正化プロジェクトチーム会議の充実
 - (イ) 立入検査の実施
 - (ウ) 顧問弁護士の有効的な活用
 - (エ) 本部から提供される支払済データの活用

(オ) 本部との連携

(カ) 日本年金機構等関係機関との連携

イ. 療養費の内容審査・加入者照会等を強化する。

ウ. 適正な申請の促進のための周知・広報を行う。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

【目標】

被保険者1人当たり点検効果額

内容点検：前年度実績を上回る額

外傷点検：前年度実績を上回る額

- ① 自動点検システム等を効果的に活用したレセプト点検を徹底する。
- ② レセプト点検スキルアップ研修等へ積極的に参加する。
- ③ レセプト点検員のスキルアップを図るために相互の知識・査定事例の共有化を更に推進するため勉強会等を充実する。
- ④ 審査医師によるレセプト点検指導を充実する。
- ⑤ 効率的な負傷原因照会を推進する。
- ⑥ 第三者行為求償業務担当者研修を実施する。
- ⑦ レセプト点検進捗会議による目標の進捗管理を行うとともに、施策のPDCAサイクルを適切に機能させる。
- ⑧ オンラインレセプトの請求前資格確認により、資格点検の早期化及び効率化を図る。
- ⑨ 内容点検業務の一部外部委託に伴い、支部内の内容点検を充実させるとともに、点検業者のノウハウを取得し活用することにより点検員のスキルを向上させ、競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより向上させる。
- ⑩ 支払基金の査定にかかる支部間格差の是正を本部と連携し実施する。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- ① 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会での回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。さらに、訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。
- ② 事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
- ③ 保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届出時の保険証添付について周知を行う。
- ④ 保険者間調整と並行してレセプトの請求先変更の推進により、債権回収率の向上を図る。
- ⑤ 本部企画の資格確認事業を活用して、受診時における保険証の資格確認を推進し、無資格受診の抑制を図る。

(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については早期回収に努める。

- ① 債権発生時における納付勧奨
- ② 未納者に対する定期的な催告状の送付
- ③ 電話や訪問による督促
- ④ 法的手続きを活用した督促の実施
- ⑤ 調定後1年以内で回収する督促の実施
- ⑥ 保険者間調整制度を積極的に活用した回収の推進
- ⑦ 損害賠償債権については進捗管理を適切に行い、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
- ⑧ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人宛の求償事案についても適正に請求する。

(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員は、健康保険に関する事業主・加入者からの相談への対応や、健康保険事業への意見発信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている。より一層、健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、協会は、健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。

	<p>また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大に努め、郵便物その他の情報手段を活用した情報発信を行う。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>データに基づいた保健事業の推進</p> <p>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、目標に対する具体策について進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、平成30年度からの第二期「データヘルス計画」を策定する。</p> <p>(1) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。</p> <p>また、健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性の向上を図る。</p> <p>さらに、健診が保健事業の起点であることを再認識し、事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効率的かつ効果的に取得できるセグメントを選定し、効果的にアプローチを行う。</p> <p>健診機関等の関係機関との連携については、東京都の特性に合わせた動機づけを強化し、受診勧奨を強化、加速化する。</p> <p>健診の推進に向けては、目標達成に向けて進捗管理を徹底する。</p> <p>また、平成30年度からの第三期特定健康診査等の計画については、特定健診の項目の見直しに対応するとともに、受診率向上のため、課題の洗い出しと対策の検討を行う。</p> <p><被保険者の健診受診率向上に向けた施策></p> <p>未受診事業所には、これまでの通知・架電中心の勧奨に加え、外部委託を活用することで訪問による勧奨を強化する。健康企業宣言事業所の健康づくりの入り口として健診を位置づけ、事業主の理解を深め、受診や事業者健診データの提供に結び付ける。</p> <p><被扶養者の健診受診率向上に向けた施策></p>

地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底する。連携が図れない地域については、協会主催の集団健診を実施するとともに、「オプション健診」や個人負担の検査項目の追加を提案するなど、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。

【健診数値目標】

① 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：1,537,093人）

生活習慣病予防健診

実施率：65.0%（実施見込者数：999,110人）

事業者健診データ

取得率：15.0%（取得見込者数：230,564人）

② 被扶養者（受診対象者数：454,411人）

特定健康診査

実施率：23.3%（実施見込者数：105,878人）

【具体的な取組内容】

- | | |
|---|-------------------|
| ① 生活習慣病予防健診申込書の送付 | (対象事業所数 235,000件) |
| ② 特定健康診査受診券の自宅送付 | (対象者数 262,000人) |
| ③ 任意継続被保険者・その被扶養者への健診申込書の送付 | (対象者数 12,000人) |
| ④ 新規適用事業所への健診申込書の送付 | (対象事業所数 29,000件) |
| ⑤ 生活習慣病予防健診未受診事業所への訪問・電話による受診勧奨 | (対象事業所数 9,000件) |
| ⑥ 事業所への健診案内チラシによる受診勧奨（納入告知書同封） | (対象事業所数 256,000件) |
| ⑦ ラジオ番組・ラジオCM（スポット）による健診受診勧奨 | |
| ⑧ 女性向けメディアを活用した特定健診受診勧奨 | |
| ⑨ 被扶養者の健診受診推進のためのポスター制作（10,000枚） | |
| ⑩ 健診電話相談体制整備 | |
| ⑪ 島しょ部における生活習慣病予防健診の受診機会の確保 | |
| ⑫ 事業者健診データ取得推進（外部委託による勧奨・取得、健診機関による勧奨・取得、労働局との連携） | |

- ⑬ 健診申込ツール（オプティ）の周知、利用率向上に向けた取組
- ⑭ 被保険者生活習慣病予防健診集団健診の実施（3市）
- ⑮ 協会主催の集団健診時にオプション健診を拡大し実施する（15区市町）
- ⑯ 被扶養者追加セット健診の実施（約150機関）

（2）特定保健指導の推進

第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。

特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。

被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、身近な場所で保健指導を受けられる出張相談体制を整備する。

なお、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図り、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。

また、業種・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

【特定保健指導数値目標】

- ① 被保険者（実施対象者数：262,596人）
 実施率：14.5%（実施見込者数：38,076人）
 （内訳）
 《協会保健師等実施分》
 7.0%（実施見込者数：18,382人）
 《アウトソーシング分》
 7.5%（実施見込者数：19,695人）
- ② 被扶養者（実施対象者数：6,647人）
 実施率：3.5%（実施見込者数：233人）

【具体的な取組内容】

- ① 特定保健指導・健康相談案内リーフレットによる情報提供（対象者数 1,200,000人）
- ② 全特定保健指導対象者就業事業所への通知（約33,000事業所）を行い、来所相談や訪問指導の拡大
- ③ 健診当日階層化し、特定保健指導を実施できる外部委託機関の拡大と連携の推進、進捗状況管理
- ④ 協会保健師等による初回面接数の増大を図るため、継続支援の外部委託
- ⑤ 保健指導の質の向上のため、支部内研修の充実、及び学会等への参加
- ⑥ 訪問事業所の獲得のため、勧奨業務の推進
- ⑦ 全事業者健診データ取得事業所への特定保健指導実施の通知
- ⑧ 保健師・管理栄養士の人員の確保
- ⑨ システムを活用した被扶養者の特定保健指導未利用者への勧奨

（3）重症化予防対策の推進

生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。

また、データヘルス計画の目標である慢性腎臓病（CKD）の重症化予防のための通知と保健指導を行い早期医療機関の受診を勧奨し効果測定を行い、次期データヘルス計画の策定につなげる。

（4）事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）

「データヘルス計画」による協働事業や「健康企業宣言」事業の推進、健康企業宣言東京推進協議会に参画する関係機関等と協働して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

（5）各種業務の展開

刷新システムの機能やデータを利活用し、健診や保健指導の勧奨を積極的に行うとともに、業務の平準化を徹底する。

また、「健康づくり推進諮問会議」などの意見を聴取するとともに、健康企業宣言東京推進協議会を構成する

	<p>12団体と連携強化を図るとともに、覚書を取り交わしている自治体との連携事業も推進しながら、その事例を保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等を通じて、行政機関や他保険者と共有し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。</p> <p>【具体的な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① メタボリックシンドロームの予防に関する情報の提供 ② がん検診・がんに関する正しい理解の普及啓発によるがんの予防 ③ 心の健康づくり ④ むし歯・歯周病予防の普及啓発 ⑤ 健康寿命に関する情報の提供 ⑥ 地域の健康づくりイベントへの参加 ⑦ 連携・協働に関する覚書を取り交わしている自治体（世田谷区・葛飾区・中野区・品川区・日野市・多摩市）と連携した健康維持についての広報の推進 ⑧ 健康セミナーの開催
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ア. 事業主・加入者の意見に基づき適切に運営する。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 東京支部の組織運営について、東京支部評議会を基軸として、事業主・加入者の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させる。 (イ) 本部との連携をさらに密にし、内部統制（ガバナンス）の確保や部門間連携など組織運営体制を強化する。 ② 人事制度の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ア. 実績や能力本位の人事の推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 個々の職員の役割・目標の明確化と目標達成評価の実施 (イ) 新人事評価制度の適切な実施 イ. 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 新人事制度を活用した人材の育成 (イ) 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の醸成

ウ. 支部長権限に基づく人員を弾力的に配置する。

③ 労働安全衛生を徹底する。

ア. 職員の健康管理の徹底（二次健診の受診促進など）

イ. 衛生委員会の充実

④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

ア. 法令等規律の遵守・個人情報保護・セキュリティ管理について、本部と連携した研修等を通じた徹底、点検の強化

イ. コンプライアンス委員会の活用・通報制度の周知徹底

ウ. 個人情報保護管理委員会の活用・制度の周知徹底

⑤ リスク管理

ア. 支部独自のリスク管理委員会を活用し、リスクの点検や分析を行う。

イ. 東京支部顧問弁護士を有効に活用する。

ウ. 災害時対策を推進する。

(ア) お客様の安全確保対策

(イ) 職員の安全確保対策

(ウ) 業務継続計画（BCP）による災害時の給付・窓口要員等の確保

(エ) 防火防災管理点検の徹底

⑥ 禁煙活動の更なる推進

喫煙の健康に及ぼす影響を真摯に受け止め、自らの健康増進と職場環境の改善、保健事業推進体の従事者として率先して喫煙による健康被害の予防、及び窓口等のお客様サービスの向上を図るため、勤務時間中は禁煙とすることを継続実施する。

(2) 人材育成の推進

① 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着を図る。お客様本位の理念について職員への一層の徹底を図る。

ア. コミュニケーション強化、意識改革、自由闊達な気風と創意工夫（特にお客様に対する接遇の向上、朝晩の挨拶、グループミーティングなどを徹底）

- イ. 職員の部門間を越える情報共有、一体感の強化
- ウ. 本部と連携した新規学卒者の採用活動の展開
- エ. 本部と連携した各種研修の実施
- オ. 職員等のスキルアップ研修（「OJT（On the Job Training）」「集合研修」「自己啓発」を組み合わせた研修）の実施
- カ. 健康管理やお客様サービスの向上についての啓発の取組
- キ. 「組織の活性化7つの秘訣」（携行カード）の実行
- ク. 「コンプライアンス、リスクマネジメント、事務処理、安全の心得」（携行カード）の実践

（3）業務改革・改善の推進

- ① 職員のコア業務・企画業務への重点化、業務量の増加、及び業務領域の拡大に対し、外部委託化を積極的に推進する。
- ② 業務改革会議等を通じて、現場の創意工夫を活かし、改革・改善を進める体制を整備する。
 - ア. 支部独自の改善提案制度の推進と活用
 - イ. グループ主任単位で業務改善を図る体制の構築
 - ウ. ヒヤリ・ハット報告内容の検討と対策
 - エ. 事務処理誤りゼロへ向けて、支部全体で共有できる抜本的防止策の策定と実行
- ③ 部・グループの垣根を越えて、業務処理に対応するなど、協力体制をより強化する。

（4）経費の節減等の推進

- ① 効率的な執行による更なる経費の節減
- ② 事務処理方法等の見直しによる業務経費の削減
- ③ 調達審査委員会を活用した透明性の確保
- ④ 業務効率化による時間外（超勤）業務の縮減
- ⑤ 入居ビル管理会社と連携した節電対応
- ⑥ 消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理

平成 29 年度 事業計画（神奈川支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき神奈川支部の実情に応じた施策を立案し、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <p>具体的には医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考え方を収集・分析するとともに、神奈川支部における「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療の在り方に対する必要な意見発信等を図る。</p> <p>①医療計画、医療費適正化計画、国民健康保険制度改革については、平成 30 年度の実施に向け、神奈川県に審議の場が設けられるが、加入者・事業主を代表する立場で協会としてこれに関与し、他の保険者と連携しながら意見発信や働きかけを行っていく。</p> <p>②上記に加え、神奈川県及び県内の市町村が主催する協議会・検討会等諸会議に参加するなど、県及び市町村の医療政策や健康づくりの施策の策定等に積極的に参加し、協会の意見発信を行い、地域医療に貢献する。</p> <p>③神奈川県及び4市（横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市）との健康づくりの推進に係る覚書に基づき医療費分析・健康増進事業を推進し、加入者の更なる健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。</p> <p>④歯科医師会、薬剤師会との健康づくりの推進に向けた連携にかかる協定に基づき、加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。また、他の医療関係団体に対しても同様の連携を働きかけていく。</p> <p>⑤サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等健康保険給付の審査強化等についても、引き続き着実に推進していく。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の推進</p> <p>①医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。</p> <p>特に、現金給付の審査強化については、日本年金機構との協働のもと、協会けんぽに付与された事業所に対する</p>

調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。

- ②医療機関における資格確認業務について、実施医療機関の利用率向上を図る等、その効果を高めるための取り組みを実施する。
- ③「データヘルス計画」の確実な実施を図り、神奈川支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を神奈川県及び県内の市町村と連携しつつ積極的に立案・実施していく。
加えて、協会が自ら又は覚書の締結に基づき収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。
- ④医療費通知を年1回実施するとともに、インターネットを通じた医療費情報の提供を推進する。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ①ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、リーフレットへの掲載、健康保険委員研修会、関係団体での講習会等を通じて周知広報を行い、更なる使用促進を図る。
- ②ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を図り、自己負担額軽減通知の年2回送付を継続実施する。
- ③希望者シールを協会窓口等にて配布する。
- ④ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけを行う。また、薬剤師会との連携等によりセミナー等を開催し地域における積極的な啓発活動を推進する。
- ⑤医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。
- ⑥薬剤師会との健康づくりの推進に向けた連携にかかる協定に基づき、薬剤師会と連携してジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。
- ⑦神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信をおこなう。

(4) 地域医療への関与

28年10月に策定された地域医療構想の実現に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

(5) 調査研究の推進等

- ①地域の特色が発見できるような分析を目標とし、医療分析マニュアルや統計システムの活用、医療費や健診データ、レセプト情報等の調査・分析を行い関係機関への情報提供を行うとともに連携を模索していく。
作成した資料は評議会、健康づくり推進協議会等で報告し、事業主・加入者等に情報提供を行う。
- ②地方自治体との健康づくり推進事業において、神奈川県及び県内の市町村の医療状況の把握及び自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を推進していく。

(6) 広報の推進

- ①保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みや地域ごとの医療供給体制や健診受診率等を「見える化」した情報について、タイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。
- ②協会けんぽの取組みを幅広く提供するため、メールマガジン登録者数の増加に努める。
- ③健康保険委員に対する情報提供強化のため、健康保険委員向け広報紙の充実を図る。
- ④加入事業所に対する情報提供強化のため、納入告知書同封チラシ・社会保険協会広報紙に掲載する記事内容の充実を図る。
- ⑤地方自治体との健康づくり推進事業において医療費分析・健康増進事業等の広報を連携して行う。
また、神奈川県及び県内の市町村、関係団体に対し連携による広報を働きかける。
- ⑥地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

(7) 的確な財政運営

- ①支部として財政の状況を適切に把握・検証する。
- ②本部と連携し、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向けて、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。
 - ・神奈川県選出の国会議員への継続的な接触により、財政状況等協会けんぽの実情を理解してもらう。
 - ・財政状況について加入者、事業主にも理解を促す広報の実施を行う。
- ③協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の

	<p>在り方等について広く加入者等の理解を得るための情報発信を行う。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>①お客様対応マニュアルの実践を徹底するほか、総合相談センターを充実させ、質の高いサービスの提供に努める。 また、お客様満足度調査結果等から加入者のニーズを把握し、創意工夫したサービスの改善や向上を実施する。</p> <p>②「正確」「迅速」な給付決定に努めるとともに、その状況を適切に管理し、傷病手当金等は請求受付から10営業日以内に支払うことを継続する。</p> <p>③協会理念である「加入者並びに事業主への質の高いサービスの提供」を推進するため、研修などにより接遇の向上を図る。</p> <p>④申請書類の郵送化、任意継続被保険者保険料の口座振替と前納、インターネットを活用した医療費情報提供サービスの利用を促進する。</p> <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>①限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。</p> <p>②医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなど利用を促進するため、関係団体だけでなく、医療機関に直接働きかけをおこなう。</p> <p>③高額療養費の未申請者に対する勧奨サービスを継続する。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>支部及び8年金事務所の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所へ職員を適切に配置しながら、効率的かつ効果的な窓口サービスを提供する。</p> <p>なお、年金事務所窓口の見直しに当たっては、窓口の利用状況や日本年金機構の意見等を踏まえ、サービスの低下とならないように配慮する。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>①被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。</p>

- ②これまでの実施状況等を踏まえ、より効率的・効果的な再確認を実施する。
- (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
- ①多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。
- ②柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ③柔道整復施術療養費については、厚生局神奈川事務所と連携を密にし、適正な給付に努める。
- (6) 傷病手当金、出産手当金の審査の強化
- ①保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、審査を強化する。
- ②審査で疑義が生じた場合は、医師及び本人照会を強化するほか、日本年金機構との連携による調査等を実施する。申請の適切性が疑われる場合は、支部保険給付適正化プロジェクトチーム会議で判断するとともに、対応が困難な案件は、本部に設置している保険給付適正化プロジェクトチーム会議も活用し、本部と連携しながら対応を検討する。
- (7) 海外療養費支給申請における重点審査
- 海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。
- (8) 効果的なレセプト点検の推進
- ①資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検においては、点検効果向上計画に基づき、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。
- ②加入者1人当たり点検効果額目標を設定する。
- ③内容点検業務の一部を外部委託し、点検業者のノウハウを取得し活用することで、点検員のスキルアップを図り内容点検効果額の引き上げを行う。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- ①資格を喪失した加入者の保険証回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、その際に協会名の案内文書及び協会宛の返信用封筒の同封を日本年金機構に依頼し実施する。また、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分について、文書や電話による催告を早期に実施する。さらに、訪問を取り混ぜた催告を積極的に行うほか、資格喪失届時に保険証の添付漏れが多い事業所に対して、資格喪失届出時の保険証添付の徹底を促す個別案内チラシを送付する。また、本部における保険証回収業務の外部委託の実施状況を見据え、導入を検討する。
- ②事業主や加入者に対して、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

(10) 積極的な債権管理・回収業務の推進

- ①資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収及び保険者間調整を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、損害保険会社が介在する損害賠償金債権については、より確実な回収に努める。また、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。
- ②顧問弁護士による催告を推進する。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- ①健康保険に関する事業主・加入者からの相談に対する対応等の役割を担ってもらう健康保険委員に対し、制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めてもらうため、研修や広報活動等を実施する。
- ②健康保険委員と連携し、神奈川支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。
- ③健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。
- ④研修会、広報紙の発行等を通して、健康保険委員との結びつきを一層深めるとともに、事業主・加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。
- ⑤文書及び電話にて健康保険委員の登録勧奨を行い、委嘱者数の拡大を図る。

<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：35歳以上74歳以下の女性の喫煙率が減少する。20.4%→10%台</p> <p>下位目標：1. 現在喫煙している人が禁煙を意識するようになる。</p> <p>2. 喫煙者が保健指導等を通じて禁煙する。</p> <p>3. 喫煙者が卒煙塾等を通じて禁煙する。</p> <p>4. 事業所の禁煙に関する意識の醸成を図る。</p> <hr/> <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：541,494人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 70.6%（実施見込者数：382,243人） ・事業者健診データ 取得率 3.7%（取得見込者数：20,000人） <p>○被扶養者（受診対象者数：160,696人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 36.2%（実施見込者数：58,148人） <p>○健診の受診勧奨対策</p> <p>【生活習慣予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用も含め対象事業所にタイムリーに生活習慣病予防健診の案内・申込書等を送付し事業主への理解を図る。 ・任意継続被保険者への文書勧奨を実施する。 ・定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出するとともに事業所の健康意識を向上させるための積極的な受診を呼びかける。 ・健診の質を確保するため契約健診機関へ監査を実施する。 ・受診勧奨業務の健診機関等への委託を拡大する。 ・関係団体との連携を強化し受診勧奨を実施する。 ・未受診者のうち付加健診対象者（40・50歳）へ健診案内を自宅へ送付し勧奨する。 <p>【事業者健診データ取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期広報紙、ホームページ、リーフレットや研修会等で事業者健診結果の提出を広く呼びかける。 ・労働局や商工会議所など関係団体との連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。 ・委託による事業者健診データの紙媒体による健診結果の提供勧奨および電子データ化を勧める。
----------------	---

- ・生活習慣病予防健診勧奨時に、データ提供の同意を得られた事業所に対してタイムリーにアプローチする。
- 【特定健康診査】**
- ・被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。
 - ・定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な受診を呼びかける。
 - ・各市町村に対し健診広報用リーフレットを送付するなど連携を図り、受診機会の増加に努める。また、市町村が行うがん検診との連携強化を図る。連携が難しい地域については、協会主催の集団健診（会場健診）の拡大を計画する。
 - ・未受診者に対し再度健診勧奨を実施する。
 - ・任意継続被保険者への勧奨時に併せ、任意継続被扶養者に対する特定健康診査の勧奨文書等を同封する。
 - ・健診機関の協力のもと、生活習慣病予防健診（一般健診）と同様の内容の健診を提供することにより受診拡大に結び付ける。

(3) 特定保健指導の推進

○被保険者（受診対象者数：68,160人）

- ・特定保健指導 実施率 13.9%（実施見込者数：9,483人）

（内訳）協会保健師実施分 7.0%（実施見込者数：4,758人）

アウトソーシング分 6.9%（実施見込者数：4,725人）

○被扶養者（受診対象者数：2,277人）

- ・特定保健指導 実施率 12.0%（実施見込者数：272人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・委託によるセミナー形式の特定保健指導の展開を図る。
- ・アウトソーシング先と連携を図り、保健指導の利用拡大を推進する。
- ・特定保健指導未利用者に対して文書による利用勧奨を実施する。
- ・定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な利用を呼びかける。

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

- ・「データヘルス計画」に基づき、事業所の禁煙に関する意識の醸成を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ健康企業宣言」の参加企業に対し、健康づくりサポートを実施するなどして、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。また、健康づくりサポートの実施にあたっては、協定を締結している自治体との連携、外部委託を活用する。 <p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療と判定されながら治療していない加入者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。 ・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。 ・薬剤師会と連携した減塩指導による糖尿病重症化予防事業を実施する。 ・二次勧奨実施予定人数 2,880 人 ・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 30 人 <p>(6) 各種業務の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導3ヵ月修了者に対する「ステップアップ検査」を利用し、効果的な保健指導を展開する。 ・自治体など他の団体が主催する地域におけるがん検診の受診啓発事業や健康づくり事業に協力参加し、特定健診・特定保健指導の啓発を含め加入者の健康保持増進を図る。 <p>【協力参加予定事業】</p> <p>「ピンクリボンかながわ」との共催による乳がん撲滅の啓発事業を実施する。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>①組織運営体制の強化</p> <p>支部内の部門間連携を強化するとともに、業務刷新の効果を踏まえて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>②実績や能力本位の人事の推進</p> <p>協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用する。</p> <p>③協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着</p>

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。

④コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じその遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。また、個人情報保護、整理整頓に係るチェックリストを活用し、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。

⑤5S（整理・整頓・清潔・清掃・習慣）の徹底

5Sは最も基本的な事項であることを認識し、事務所環境を常に見直し、最適な状態の維持に努める。毎週水曜日を整理整頓の日と位置づけ、決められた作業を実施する。

⑥ルールの遵守

本部からの指示や支部で決められたことが守られているか、絶えず目配りし守られていない事項や職員の不適切行動があった場合は指導を徹底する。

(2) 人材育成の推進

①「OJT（On the Job Training）」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて人材育成を推進する。

「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。

②支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。

(3) 業務改革・改善の推進

①業務改革会議等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。

②業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。

③職員のコア業務や企画業務への重点化を図る。

(4) 経費の節減等の推進

	<ul style="list-style-type: none">①調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページを活用し、調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。②消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。③電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。④業務進捗管理、労務管理及び業務振り分け等を行い超過勤務時間の縮減を図る。⑤事務所賃借料の適正水準維持に努める。⑥継続的なムダの発掘により経費を削減する。
--	--

平成29年度 事業計画（新潟支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>（１）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>◆「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <p>（２）平成30年度に向けた意見発信</p> <p>◆平成30年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画、第3期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者及び事業主を代表した立場で関与し、他保険者と連携しながら平成30年以降のあるべき姿を見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>◆地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会が収集・分析したデータを活用し、意見を発信していく。</p> <p>◆自治体や医療関係団体と協定を締結し、連携推進を図る。</p> <p>（３）地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>◆医療費適正化対策を更に推進するため、支部の独自性を活かした事業を展開する。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>①健康づくりに関する県・市町村・関係団体等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関する協定締結済自治体との事業連携の推進及び未締結自治体との協定締結に向けた連携事業を推進する。 ・医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、金融機関との健康づくりに関する協定締結に向けた具体的連携事業を実施する。 ・関係団体との連携による、企業の健康づくりの推進に向けた「健康経営」を普及させる（健康経営セミナーの開催）。 <p style="padding-left: 40px;">連携先関係団体……新潟県商工会議所連合会、新潟県商工会連合会、新潟県中小企業団体中央会、新潟県経営者協会、新潟経済同友会、健康保険組合連合会新潟連合会</p> <p>②データヘルス計画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康経営宣言事業『けんこう職場おすすめプラン』実践事業所を増やし（公募：第3弾 平成29年6月～）、健康経営優良法人制度への登録事業所を増加させる。 ・事業主、加入者向けにビジュアルでわかりやすい冊子を作成し、提供する（がん対策・高血圧・糖尿病・喫煙対策）。 ・データ分析結果に基づく加入者の疾病状況に関する新潟県分布図を作成し、関係機関へ意見発信する。 ・健診データ分析結果から傾向を読み取り、レーダーチャート等を活用して各事業所へ展開する。 <p>③医療機関におけるオンライン資格確認業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失後受診の防止と資格喪失後受診による返納金債権の発生防止等を図ることを目的とした医療機関におけるオンライン資格確認業務を実施する。

④県や他の保険者等との連携

- ・県が主催する各協議会等（新潟県地域職域連携推進協議会、保険者協議会）に参画し、情報や課題等の共有化を図り、効果的な保健事業の展開ができるよう連携を図る。
- ・新潟県薬剤師会との連携による健康サポート薬局など、薬局窓口を活用した「かかりつけ医・かかりつけ薬局」の推進及び残薬の解消と併せた啓発活動を推進する。

（４）ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ◆ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通ずるサービスの対象範囲の更なる拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするため、年度内２回の通知を継続する。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進に関して医療関係団体と協会けんぽとの間で協定を締結し、連携して加入者の医療費の適正化を推進する。

【具体的事項】

- ①新潟県薬剤師会との連携事業の実施と協定締結を推進する。
- ②「新潟県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」において使用促進に向けて意見発信する。
- ③加入者への効果的な事業の展開
 - ・地域毎のジェネリック医薬品の使用割合を分析し、関係団体へ意見発信するなど使用促進の推進を図る。
 - ・加入者が安心して使用できるよう、ジェネリック医薬品に関する記事の広報誌への掲載や薬局窓口への冊子の設置依頼に取り組む。

（５）地域医療への関与

- ◆地域医療構想の策定やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への意見発信や働きかけを行う。また、協会本部からの情報を収集し、意見発信していく。

【具体的事項】

- ①地域医療構想策定の協議の場に委員として参画し、保健医療推進協議会、地域医療構想策定部会、地域医療構想調整会議において加入者、事業主の立場に立った意見を発信する。
- ②保険者協議会における保険者間の連携取組みの強化
 - ・保険者協議会（医療計画部会）における他の保険者とのデータ共有と分析結果に基づく意見を発信する。

（６）GISを活用した業務の推進

- ◆GIS（地理情報システム）の活用推進により、加入者や事業主、関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供する。
- ◆特定健診受診率向上対策、高血圧リスク保有者密集地域に対する健康対策、ジェネリック医薬品の使用促進等に活用する。

	<p>(7) 広報の推進</p> <p>◆保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者や事業主にお伝えするため、広報媒体を活用して、加入者の視点に立った広報を推進する。 また、加入者のみならず広く一般の方々へ協会の取組みを理解していただくため、協会における発信力を強め、テレビ・新聞等のメディアを活用した広報を推進する。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>①年間を通じた広報誌を発行する。 ※けんぽ通信、社会保険にいがた（一般財団法人新潟県社会保険協会発行） ②ホームページ・メールマガジンの登録数の拡大と内容の充実を図る（加入者の視点に立ったわかりやすく工夫した誌面作り）。 ③関係団体と連携し、各種行事やライフイベントの場を活用したブース出展、健康相談、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを進めるために効果的啓発活動を実施する。 ④マスコミに積極的なセールス活動を行い、テレビ・新聞等のメディアを活用した広報を拡大する。 ⑤加入者や事業主が必要としている情報を伝えるため、健康保険委員の協力のもと、アンケート等を実施して、加入者から直接意見を聞く取組みを進める。その意見を踏まえ、加入者や事業主に響くわかりやすい広報を実施する。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <p>◆更なるサービス向上のため、業務処理の効率化による給付金の迅速な審査・決定及びお客様の意見を踏まえたサービスの向上を推進する。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>①現金給付支給申請の受付から支給までの正確な進捗管理及び正確・迅速な支給を推進する。 ②お客様満足度を向上させる。 ・「お客様満足度調査」の結果及び「お客様の声」を基にして改善を図る。 ③郵送化を推進する。 ・各種申請書の郵送による申請促進に係る広報を強化する。 ④事務処理誤り「ゼロ」を達成する。 ・事務処理誤り発生防止勉強会を定期的に開催する。 ・ヒヤリハット事例を共有し、事務処理誤り発生防止のための対策を講じる。</p> <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>◆限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、医療機関等と連携して利用促進を図る。また、高額療養費未申請者には予め申請内容を印字した申請書を送付（ターンアラウンド）することで、支給申請手続きを勧奨する。</p>

【具体的事項】

- ① 限度額適用認定証の利用促進を推進する。
 - ・ 各種広報媒体（ホームページ、チラシ、リーフレット等）及び研修会等の説明機会を活用する。
 - ・ 医療機関等への「限度額適用認定申請書」設置機関の更なる増加を推進する。
- ② 高額療養費未申請者に対する申請促進
 - ・ ターンアラウンド申請書を計画的に送付する。

（３）窓口サービスの展開

- ◆ 効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、サテライト窓口について、地域の特性や窓口の利用状況を考慮し、サービス後退とならないよう配慮しつつ、体制見直しの検討を行う。

【具体的事項】

- ① 窓口担当職員への制度改正等の情報提供（随時）を実施する〔CS向上、窓口対応実務、意見交換〕。
- ② サテライト窓口の体制の見直しと更なる効率化について検討する。

（４）被扶養者資格の再確認

- ◆ 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止のため、的確に事業を実施する。

【具体的事項】

- ① 日本年金機構との連携及び事業主の協力のもと、的確に事業を実施する。
- ② 被扶養者状況リストの確実な回収
 - ・ 大規模事業所を中心とした未提出の事業所に対し、文書や電話で早期の提出を促す。

（５）柔道整復施術療養費の照会業務等の強化

- ◆ 柔道整復施術療養費の適正化のため、照会業務及び広報を強化する。

【具体的事項】

- ① 柔道整復療養費における多部位・頻回（3部位かつ月10日以上）や長期継続施術の申請を重点的に加入者へ文書照会を行い、疑義のある申請に対しては施術者への照会を実施する。
- ② 柔道整復施術の保険給付について、施術者・受診者双方に正しい知識を普及させるための広報（チラシ、ポスター等）を実施する。また、施術者が対象の説明機会を活用した制度周知を推進する。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

◆保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。

【具体的事項】

・審査において、疑義がある場合は「保険給付適正化プロジェクトチーム会議」を開催し、調査が必要な場合は、日本年金機構と連携のうえ、立入検査を実施する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

◆診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施し、点検効果額の向上を目指す。

【具体的事項】

①内容点検の強化

- ・点検効果向上計画の策定、実施により点検効果額を向上させる。
- ・支払基金との打合せを毎月開催し、疑義案件について協議し改善する。
- ・点検員の勤務成績に応じた評価を実施し、点検効果額を向上させる。
- ・研修会を実施し点検員のスキルの向上(他保険者との研修も含む)に努める。
- ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底する。
- ・外部委託による「点検業者のノウハウの活用」及び「競争意識の促進」を図る。

②外傷点検の実施

- ・業務上及び交通事故など第三者行為レセプトのシステムを活用した効率的、効果的な実施により点検効果額を向上させる。

③資格点検の実施

- ・資格喪失後受診等レセプトのシステムを活用した効率的、効果的な実施により点検効果額を向上させる。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

◆資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収について、催告及び関係団体への協力依頼を行う。

【具体的事項】

- ①日本年金機構の一次催告及び支部で行う二次・三次催告の早期化及び電話催告の強化を図る。
- ②「保険証回収プロジェクトチーム」での検証と分析結果を活用した「回収率が低い事業所及び関係団体」への訪問、説明及び協力依頼を実施する。

	<p>(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <p>◆不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、回収フローに沿って、積極的な債権管理・回収業務を推進する。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>①電話や文書による催告・弁護士名催告、内容証明郵便による催告を正確・迅速に実施する。特に現年度高額債権に重点を置いた早期の催告による確実な回収を図る。</p> <p>②法的手続きによる早期回収に努める。</p> <p>③国民健康保険被保険者との保険者間調整を積極的に活用する。初回未納者に対する定例催告時に案内チラシを同封する。</p> <p>④損害賠償金債権について、損害保険会社等に対する早期の折衝を強化する。</p> <p>(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>◆健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。</p> <p>また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>①健康保険委員を対象とした研修会やセミナーを開催する（年間3回）。</p> <p>②健康保険委員向けインセンティブを拡大する（健康保険手続き等専用冊子の配付等）。</p> <p>③新規適用事業所における委嘱を迅速に勧奨する。</p> <p>④年金委員のみの委嘱事業所への委嘱勧奨を行う。</p> <p>⑤適用事業所における委嘱を勧奨する。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>◆より効果的、効率的な保健事業の推進のため、各種データやシステムの機能を活用し、健康づくり推進協議会の意見や提言を踏まえ、事業所・加入者の特性や課題を把握した上で、創意工夫を活かし、取組みを進める。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>データヘルス計画の確実な実践</p> <p>《上位目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽの「健康づくりメニュー」チャレンジ事業所における各種リスク（腹囲、血圧、脂質、代謝、喫煙）保有者率を減少させる。

《下位目標》

- ・従業員（被保険者）の健康課題を認識する事業主の拡大と健康づくりメニューに取り組む事業所を拡大する。
- ・従業員（被保険者）の積極的な健康づくりへの取組みをアシストする。
- ・チャレンジ事業所における未治療者数を減少させる。
- ・県に対し、当計画への参画を促進する。
- ・アドバイザーを選任し、事業や分析についてのアドバイスを受ける。
- ・支部の現状を把握し、効果的効率的保健事業につなげるために必要なデータ分析を行い、ビジュアル化する。

（２）特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

◆特定健康診査の実施率向上、事業者健診データ取得率向上のため、健診機関等との連携を強化し、更なる施策を検討し、積極的な取組みを実施する。

◇被保険者（４０歳以上）（受診対象者数：３１５，５４６人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 68.1%（実施見込者数：２１５，０００人）
- ・事業者健診データ 取得率 11.1%（取得見込者数： ３５，０００人）

◇被扶養者（受診対象者数：９４，４３１人）

- ・特定健康診査 実施率 44.5%（実施見込者数： ４２，０００人）

【具体的事項】

①被保険者の健診

- ・健診予約専用サイト参加健診機関を拡大する。
- ・新潟県との連名文書による受診勧奨（訪問・電話）を行う。
- ・健診機関への業務委託による受診勧奨（訪問・電話）を行う。
- ・社会保険労務士会と連携した事業者健診結果データ取得を促進する。
- ・業務委託による新規適用事業所への勧奨（訪問・電話）を行う。
- ・関係団体との連携による業態別広報への協力依頼に取り組む。
- ・健診委託機関不在、不足地域での健診委託機関の拡大に向けた訪問による営業活動を実施する。

②被扶養者の健診

- ・新規加入者への受診券の月次抽出と送付を業務委託により実施する。
- ・協定締結の各市長及び事業主との支部長連名文書の直送により受診を促進する。
- ・協定締結に基づき、集体会場での協会主催特定健診、がん検診を効果的に開催する。

(3) 特定保健指導の推進

◆特定保健指導の実施率向上のため、外部機関への委託を促進するとともに更なる施策を検討して、積極的な取組みを実施する。

◇被保険者（受診対象者数：41,000人）

・特定保健指導 実施率 14.6%（実施見込者数：6,000人）

（内訳）協会保健師実施分 9.1%（実施見込者数：3,740人）

アウトソーシング分 5.5%（実施見込者数：2,260人）

◇被扶養者（受診対象者数：3,700人）

・特定保健指導 実施率 5.1%（実施見込者数：190人）

【具体的事項】

①被保険者の特定保健指導

- ・特定保健指導専門業者へ業務委託する。
- ・特定保健指導委託機関不在、不足地域における特定保健指導委託機関の拡大に向けた訪問による営業活動を実施する。
- ・支部内勧奨方法の改善と実施に取り組む。
- ・継続支援リレー体制や方法の改善とリレー担当管理栄養士のスキル向上に向けた取組みを実施する。
- ・契約保健師や管理栄養士の更なる業務効率化を検討し、実施する。
- ・スキル向上のための支部内研修会（年6回）を開催する。

②被扶養者の特定保健指導

- ・業務委託による集団健診会場での特定保健指導を実施する。
- ・業務委託による健診当日の特定保健指導を実施する。

(4) 事業者等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）

◆加入者の健康増進や事業所の健康づくり意識の醸成を図るため、データヘルス計画による健康宣言を活用し、事業主を支援する。

①健康経営優良法人認定制度につながる仕組みを構築する。

②チャレンジ事業所への特定保健指導及び未治療者への受診勧奨を実施する。

(5) 重症化予防対策の実施

◆生活習慣病重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、未治療者に対して確実に医療につながるように、創意工夫した取組みを進める。

■二次勧奨実施予定人数 500人

- ・回答書提出者へ電話により受診勧奨する。
- ・一次受診勧奨対象者多数、または重症度が高い方が在籍する事業所への訪問により受診勧奨する。

	<p>■糖尿病腎症に係る重症化予防事業実施人数 30人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結に基づく上越市、魚沼市の保健師や栄養士による協会加入者への人工透析予防サポートを実施する。 <p>(6) 各種保健事業の展開</p> <p>◆加入者の疾病予防や健康増進を図るため、地域の実情に応じて、創意工夫した取組みを進める。</p> <p>【具体的事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①歯科医師、歯科衛生士による歯の健康講話とブラッシング指導を新潟県内加入事業所で開催する。 ②新潟市との包括的連携協定に基づき、職場の喫煙対策事業を実施する。 ③協定締結に基づく自治体等と連携事業（セミナーや催物）を実施する。 ④生活習慣病予防健診へCOPD健診を導入する。
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>◆支部として、保険料を有効活用し加入者や事業主に最大限還元するために、機動力のあるより効果的・効率的な支部運営を行う。そのためには、支部内の上司・部下間及びグループ間やチーム間の適時情報共有（報・連・相）と、それに伴うスピーディーな課題解決ができる組織への改善と人事制度の適切な運営に取り組む。</p> <p>【具体的事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①組織運営体制の強化。 <ul style="list-style-type: none"> ・定例会や朝礼、グループミーティング、毎朝打合せ会において、情報共有と協議、検討、決定をスピーディーに行い、組織的に動ける支部体制に取り組む。 ②新人事制度を職員に十分理解させ、職員の役割を明確化し、協会のミッションや目標を徹底する。 ③リスク管理体制を整備。 <ul style="list-style-type: none"> ・自主点検（年2回）による適切な業務確認と職場巡視チェック、防災訓練への参加等、平時からの確認や訓練を行い、リスク管理体制を整備する。 ④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底。 <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス……コンプライアンス委員会や研修等を開催し、コンプライアンス遵守の徹底を図る。 個人情報保護と情報セキュリティ……各種協会規定の遵守やパスワードの適切な管理等、職員に対する個人情報管理のチェック（月1回）をし、改善するとともに、個人情報保護管理委員会及び個人情報保護担当者ミーティングを開催する。

(2) 人材育成の推進

- ◆業務とシステム刷新後における協会のミッションを十分に理解し、協会職員として責任を持って自ら創造的活動に携わることができる人材を育成することにより、支部組織力の強化を推進する。
特に関係団体と調整・協働ができる交渉力の育成及び自ら意見発信できる人材を育成し、地方自治体等の施策に反映させる。

【具体的事項】

- ①本部が主催する研修に参加し、支部内伝達研修や支部独自研修を実施する。
- ②協会における通信教育講座を斡旋し、職員の自己啓発を図る。

(3) 業務改革・改善の推進

- ◆各職員が業務改革や業務改善を常に考え、提案するとともに、実現できる環境を整える。特に、超過勤務時間削減に向けた全職員の取組みを推進する。

【具体的事項】

- ①勤務時間管理を徹底するとともに、週2回のノー残業デーの定時退社を確実に実施する。
- ②職員端末内に設置した業務提案フォルダを管理するとともに、「業務改善シート」による積極的な業務改善提案を促進する。
- ③事務処理誤り発生防止（ヒヤリハット）に関する勉強会を開催し、業務の作業工程等の見直しや改善を実施する。

(4) 経費節減等の推進

- ◆加入者や事業主及び国民からお預かりした収入により、支部運営を行っていることを常に忘れず、経費の公正公平な管理の徹底と節減に努める。

【具体的事項】

- ①競争入札の実施や消耗品のWEB発注を活用した適切な在庫管理を行う。
- ②調達案件により調達審査委員会を開催し、調達方法や予定価格の立て方等を検討し、ホームページにて調達結果を公表する。
- ③「超過勤務時間の削減が光熱費の削減につながる」とのコスト意識を持って、日々の業務にあたる。

支部の運営に関する目標指標（平成29年度）

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者：79.2% 被扶養者：44.5%
事業者健診の取得	事業者健診データの取込率	被保険者：11.1%
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者：14.6% 被扶養者：5.1%
医療費適正化等関係指標		
レセプト点検効果額	加入者一人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）	135円以上
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	75.0%
加入者・事業主への広報	メールマガジンの新規登録件数	270件

支部運営に関する検証指標		
申請・届出の郵送化率	各種申請書の郵送による申請の促進	80.0%
被扶養者状況リスト提出率	被扶養者状況リストの確実な回収	90.0%
債権管理・回収業務	現年度債権回収率	95.00%（金額ベース）
	法的手続きの実施	60件
	保険者間調整の実施	70件

平成 29 年度 事業計画（富山支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の医療費及び健診のデータをもとに支部医療費等の状況を分析し、加入者及び事業主に発信する。 ・ 富山県内における二次医療圏別・市町村別の分析を進め、県及び市町村関係機関へ積極的な発信を行うとともに連携した保健事業を推進する。 ・ 県内で開催される健康寿命日本一推進会議及び保険者協議会、健康づくり県民会議、がん対策推進県民会議、地域・職域連携会議など各種協議会において加入者・事業主を代表する立場で積極的に意見を発信する。 ・ 協定を締結した地方自治体と健診結果データ等の分析を共同して行い、地域課題を共有するとともに事業の連携を図る。 ・ 平成 30 年度から実施される協会インセンティブ制度を踏まえた各指標の現状分析を行うとともに取組課題を把握する。 <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 3 期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。 <p>(3) 医療費適正化の総合的対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検及び現金給付の審査を強化する。 ・ 「データヘルス計画」を確実に実施するとともに、第 2 期データヘルス計画の策定を行う。 ・ 医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者等と連携しつつ、立案・実施する。 ・ 資格確認業務について、実施医療機関の利用率の向上を図る等、その効果を高めるための取組みを実施する。 <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）について、28 年度を上回る使用割合を目標とする。 ・ 自己負担軽減額の通知を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報やり

ーフレット、ジェネリック医薬品希望カードやシールを配布する。

- ・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況を定期的に把握し、富山県等と連携して、適宜、関係方面へ発信する。
- ・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組み等積極的に発信する。
- ・ジェネリック医薬品使用促進に向けたセミナーを開催する。
- ・医療機関及び調剤薬局への働きかけを実施する。

(5) 地域医療への関与

- ・平成30年度に実施される第7次医療計画、第3期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

(6) 調査研究の推進等

- ・保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿って、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。
- ・県や市町村のほか外部有識者との協力連携を図り、調査研究を推進する。
- ・支部の医療費等の分析結果を取りまとめ、関係機関等広く発信する。
- ・GIS（地理情報システム）により健診受診率向上のための分析に取り組む等、各種事業の推進に活用する。

(7) 広報の推進

- ・納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって丁寧でわかりやすいホームページの作成に努める。
- ・社会保険委員会やマスコミなどあらゆるチャネルを活用し、加入者及び事業主の視点に立った広報を実施する。
- ・保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を実施する。
- ・加入者に対し、かかりつけ医や小児救急電話相談（#8000）の利用、かかりつけ薬局やお薬手帳の活用など、医療機関の適正な受診を啓発する。

	<p>(8) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽの財政状況や高齢者医療の負担の在り方等、財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者及び事業主の理解が得られるよう広報を行うとともに、関係機関への働きかけを行う。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間について、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 ・お客様満足度調査などにより加入者等の意見やニーズを適切に把握し、支部窓口のサービスの充実を図るとともに、お客様サービスの向上や改善に努める。 <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関等の窓口限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。 ・高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨する。 <p>(3) 被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者医療費に係る納付金の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ実施する。 <p>(4) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山支部保険給付適正化要領に基づく審査、医師照会、被保険者照会を実施する。 ・被保険者資格等に疑義のある請求については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を適宜開催し、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求防止のための審査を行う。 <p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復施術療養費適正化のため、システムを活用し、多部位・頻回等の申請について効果的な患者照会を実施する。

- ・支部独自の基準による患者照会を新たに実施することで、適正受診の周知を図ることにより適正化を行う。

(6) はり・きゅう、あんまマッサージ療養費における重点審査

- ・はり・きゅう、あんまマッサージ療養費適正化のため、頻回・長期の申請について患者照会を実施し審査を強化するとともに、適正受診のリーフレットを同封し周知を行う。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

- ・加入者1人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）について、28年度を上回る額を目標とする。
- ・富山県内の各健康保険組合とレセプト点検に関する打合せ会に参画し、査定情報の共有化を図る。
- ・資格点検における効果的なレセプト返戻及び返還事務を行う。
- ・外傷性レセプト点検における効率的かつ的確な求償・返還事務を行う。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- ・事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、周知を行う。
- ・保険証未返納者に対して、文書による二次催告、電話・訪問を交えた三次催告を実施するとともに、事業主に対しても文書催告や訪問により指導を行う。
- ・医療機関における資格確認業務を推進する。

(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進

- ・29年度末債権残高について、28年度末債権残高を下回る額を目標とする。
- ・債権発生から6か月以内の回収を目指し、文書や電話、訪問による催告を行うとともに、法的手続きを実施し債権回収を強化する。
- ・保険給付と年金との調整による債権の発生が見込まれる場合は、事前の納付約束を確実に実施し、円滑な回収を図る。
- ・債務者が国民健康保険に加入している場合、速やかに国民健康保険団体連合会と保険者間調整を活用し喪失後受診にかかる医療給付費の精算を実施する。

	<p>(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所及び社会保険委員会と連携し、健康保険委員を対象とした研修を実施する。 ・健康保険委員に対して四半期ごとに情報提供を行い、活動の強化を図る。 ・健康保険委員に対するアンケート等を行い、加入者や事業主の意見を反映した事業を検討する。 ・健康保険委員表彰を実施するとともに、社会保険委員会及び年金機構と連携し委嘱者数の拡大を図る。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：164,587人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：63.3%（実施見込者数：104,184人） ・事業者健診データ 取得率：12.9%（取得見込者数：21,232人） <p>○被扶養者（受診対象者数：42,234人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：29.2%（実施見込者数：12,327人） <p>(2) 保健指導</p> <p>○被保険者（実施対象者数：26,087人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：24.7%（実施見込者数：6,443人） （内訳）協会保健師実施分 15.8% （実施見込者数：4,122人） アウトソーシング分 8.9% （実施見込者数：2,321人）

	<p>○被扶養者（実施対象者数：1,118人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 <p>実施率：22.3%（実施見込者数：249人）</p> <hr/> <p>（3）事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における健康経営の取組みを推進するため、健康宣言事業を実施するとともに、関係機関等と連携し研修会など必要な支援を実施する。 <hr/> <p>（4）重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」または「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、医療機関への受診勧奨を継続し勧奨結果の検証を行う。 ・県等と連携した糖尿病性腎症予防事業を実施する。 ・県が主催する宿泊型生活習慣改善プログラム（健康合宿）事業の参加勧奨を行う。 ・平成28年度に血圧治療薬服薬者におけるコントロール不良者へ適正治療を勧奨する文書を送付した結果を検証し、平成29年度も勧奨文書を送付する。 <hr/> <p>（5）その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進協議会を開催し、効果的な保健事業に繋げる。 ・特定保健指導対象となった加入者へ県内の運動施設等を紹介したパンフレットを配布し、事業所へは受動喫煙防止ポスターを配布する。 ・富山県内で開催される市町村等が主催するイベントに参画し、健康測定・健康相談をすることで健康づくりの啓発及び特定健診の重要性の周知を行う。 ・各社会保険委員会で開催される研修会において、事業所での健康づくりのための啓蒙啓発を行う。 ・データヘルス計画に基づき製造業の事業所に対して、身体活動量増加や食生活改善等生活習慣改善に関する啓蒙啓発を行う。
--	---

	<p>(6) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診・特定健康診査に係る受診勧奨リーフレットを支部で独自作成し送付する。 ・生活習慣病予防健診の受診率向上のため、小規模事業所及び個人を対象に生活習慣病予防健診の集団健診を実施する。 ・事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県と連携した文書により勧奨を行うとともに、電話・訪問により勧奨を行う。 ・事業者健診の結果データの取得促進のため、データ提供の取得勧奨を健診機関等に依頼する。 ・事業者健診の結果データ取得のため、経済団体等（協定締結している商工会議所や商工会等）と連携し勧奨を行う。また、健康企業宣言事業の拡大により健康経営を推進し、結果データ取得に結び付ける。 ・事業者健診の結果データ取得のため、社会保険労務士に業務委託し勧奨を行う。 ・被扶養者の特定健康診査受診券を自宅(被保険者宅)に直接送付する。 ・被扶養者の特定健康診査受診率向上のため、富山県内 13 会場にて出張健診を実施するとともに、GIS（地理情報システム）を活用した効果的な受診勧奨を実施する。 ・市町村主催の集団健診の受診案内文書を送付し、受診勧奨を実施する。 ・富山県保険者協議会において、特定健診・特定保健指導に関する広報等を実施するなど、連携した取組みを推進する。 <p>(7) 特定保健指導の利用勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者で、対象者が1名の事業所及び保健指導受入拒否事業所等へ土曜健康相談（年6回）の案内を送付し、特定保健指導を実施する。 ・事業所に対して事業所健康度診断等を活用し、特定保健指導の利用勧奨を行う。 ・富山県内の市町村と特定保健指導業務委託契約を締結し、特定保健指導を実施する。 ・特定保健指導対象者の利便性向上のため、集団健診と同じ会場で特定保健指導を実施する。
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標と進捗状況の見える化を徹底する。 ・協会のミッションや目標への取組みを徹底する。

・ 28 年度に導入した新たな人事制度を適切に運用する。

(2) 人材育成の推進

- ・ 階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。
- ・ 支部内の部門間連携を強化するため、職員の係替えや勉強会等を実施する。

(3) 業務改革・改善の推進

- ・ 広報委員会、業務改善委員会、CS・ES向上委員会、経費削減委員会の活動を活性化し、各委員会において創意工夫した具体的な取組みを検討し実施する。
- ・ ブロック単位で開催される業務改革会議において、具体的な取組みを検討し実施する。

(4) 経費の削減等の推進

- ・ 競争入札・見積合せ及び適切な在庫管理等により、経費の削減に努める。
- ・ 調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成 29 年度 事業計画（石川支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 医療の質や効率性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の各協議会に積極的に参画し意見発信する。 ・ 平成 30 年度から開始される医療計画をはじめとする各種制度・計画の見直しを見据え、健康保険組合連合会とともに自治体・関係団体へ働きかけを行い、審議の場への参画を目指す。 <p>(2) 加入者の健康度の向上</p> <p>①健康リテラシー向上を目的とした加入者との密接な関係を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部長による事業主訪問を継続して実施する。 ・ 健康経営セミナーを加賀・能登地区で開催する。 ・ かがやき健康企業宣言事業所を拡大する。 ・ かがやき健康企業宣言事業所に対して、好事例の情報提供を行う。 ・ 商工会や商工会議所と連携し、新規適用事業所に対して保険給付制度や保健事業（健診、健康づくり）などのセミナーを開催する。 ・ 若年世代からの健康保険制度の仕組みや協会けんぽの事業の理解を目的とした学生向け特別講義を開催する。 ・ 協定締結機関の広報誌を活用し、支部事業を発信する。 ・ 保険料負担・仕組みなど経営的な視点での記事を盛り込んだ広報誌を発刊する。 ・ 加入者 1 人ひとりに直接届く広報ツールとして、ホームページやメールマガジンの利用を促進し、各種申請手続きの情報提供の利便性を向上させる。 ・ 健康保険委員向けの研修会などの活動を強化するとともに、健康保険委員そのものの委嘱者を拡大する。 <p>②支部のデータヘルス計画（35～39 歳に対する健康づくり事業）にかかる生活習慣の改善に向けた啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 39 歳到達者に対して、食事や運動の生活習慣改善にかかるリーフレットを送付し、特定保健指導該当率の減少に向けた効果測定を行う。 ・ メタボリスク保有者に対して、脂質の摂取にかかる情報提供リーフレットを送付し、次年度の健診結果の効果測定を行う。

	<p>(3) 医療費の適正化</p> <p>①ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川県薬剤師会と連携し、加入者に向けた啓発活動としてイベントを開催する。 ・支部の広報媒体を用いて、薬剤師という専門家の視点からジェネリック医薬品やお薬手帳の重要性などの広報記事を定期発信する。 ・県内保険薬局の使用状況を分析し、使用割合の低い保険薬局に対してジェネリック医薬品の促進に向けた情報提供を行う。 <p>②適正受診の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体（金沢市・小松市）と連携し、医療のかかり方に関する啓発を行う。 ・複数の保険薬局を利用している加入者を抽出し、重複投薬の防止に寄与するかかりつけ薬剤師・薬局について周知し、その効果を測定する。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) 加入者サービス向上対策</p> <p>①サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の声、支部内の業務改善提案制度並びにお客様満足度向上プロジェクト等を基にしたサービス向上策の展開を図り、更なるサービスの改善につなげる。 ・傷病手当金等の現金給付については進捗状況を適切に管理し、正確かつ効率的な事務処理により受付から10営業日以内の支払いを原則とする。 ・郵送申請書における不備の減少を図るため、事務説明会等の機会を利用し申請方法についての周知を行っていく。 ・事務処理誤りの発生防止に努める。 ・業務プロセスや人員配置状況を定期的に見直し、定型的業務全体の効率化を推進する。 ・平成29年度から他機関との連携が開始されるマイナンバー制度について、安定的な運用を図る。 <p>②高額療養費制度の積極的な周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対して納入告知書同封チラシや健康保険委員向けチラシによる広報を実施するとともに、限度額適用認定申請セット設置医療機関への定期的な訪問などの連携強化等により、対前年比3%増の限度額適用認定証の利用促進を図る。 ・高額療養費未申請者に対して、診療月後6か月にあらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、

申請を勧奨する。

(2) 被扶養者資格の再確認

- ・ 日本年金機構との連携のもと、被扶養者資格の再確認を行い、提出率を高めることにより、高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図る。

(3) 医療費適正化への取組強化

①療養費（柔道整復、はり灸、あんま、マッサージ、治療用装具）の照会業務の強化

- ・ 適正受診の観点から、多部位・頻回の申請について加入者等への文書照会をするとともに、回答に対しての検討会を実施する。
- ・ 加入者への照会時に療養費制度についての正しい利用等に向けた周知徹底を図る。
- ・ 柔道整復審査会において、審査対象項目を設定（長期、多部位、頻回）し、重点的な審査を行う。
- ・ はり灸については、医科併用確認を全件行い、同意医師照会や患者照会の実施により、適正化を図る。

②不正請求等の防止に向けた取組

- ・ 標準報酬月額が83万円以上に設定された保険給付等の請求に対し重点的に審査をする。
- ・ 不正請求の疑いのある申請書については、適正化プロジェクト会議を開催し、支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど保険給付の更なる適正化に努める。また、必要に応じ日本年金機構との連携を図る。
- ・ 多受診者（1か月のレセプト枚数が20枚以上）に対する適正受診指導を実施する。

③資格喪失後受診等による債権発生防止のための保険証の回収強化

- ・ 早期に、保険証未回収者への文書催告を行う。また、文書や電話による再催告を行い、保険証の回収を強化する。
- ・ 保険証回収の徹底及び退職後における保険証の使用防止に向けた啓発のため、保険証未回収率の高い事業所等を中心に訪問や文書により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

④債権回収促進に向けた取組

- ・ 支部債権回収計画（債権回収スケジュール）に基づいた文書催告、電話催告を実施する。
- ・ 高額債権に対しては、債権回収会議にて支部としての対応を確認するとともに、回収担当者、レセプト担当者との連携強化により、適宜訪問催告を実施するなど債務者との早期接触、早期着手を徹底する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・返納金債権等は、保険者間調整を効果的に進めることを中心に、弁護士名による文書催告や法的措置の積極的な申立てを実施するなど債権回収の強化を図る。 目標：年度末債権残高目標 4,300 万円 <p>(4) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格点検においては、点検後発生する返納金債権のスムーズな回収を目的として資格喪失後受診で返納予定額 5 万円以上の方に対して返納予告通知を発出する。 ・外傷点検においては、保険給付対象外傷病の把握をさらに進めるため、負傷原因届未提出者に対する再照会を強化し提出率の向上を図る。 ・内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額のさらなる向上を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ① 点検効果の分析による重点点検情報の共有化及び点検の効率化 ② 自動点検等システムの活用による効果的な点検 ③ 点検員のスキルアップ（医学的観点での点検分野強化） ④ 内容点検の一部外注化（件数拡大・ノウハウ収集等） ⑤ 職員による実績進捗管理等のマネジメント向上・強化 <p>目標：内容点検査定効果額 4,200 万円以上</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 特定健診受診率の向上</p> <p>①被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所及び新規任意継続加入者への健診受診勧奨を実施する。 ・健診未実施事業所に対し外部委託による勧奨を実施する。 ・労働局との連携を強化し、事業者健診結果データの取得を推進する。 ・健診機関によるインセンティブを活用した事業者健診結果データの取得を実施する。 ・社会保険労務士による事業者健診結果データの取得を促進する。 <p>②被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入被扶養者への健診受診勧奨を実施する。

- ・新年度直前時に40歳到達者あて特定健診事前案内を実施する。
- ・市町が主催する集団総合健診は、加入者の費用負担なく受診が可能であり、がん検診への受診も可能であることから、メリットを強調し受診を促す。
- ・市町と連携した支部独自の集団健診を実施する。
- ・市町の広報媒体を活用し受診率向上のための対策を図る。

目標

特定健診合計目標

○受診対象者数 212,985人 実施見込者数 138,440人 65.0%

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：167,913人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：54.5%（実施見込者数：91,580人）
- ・事業所健診データ 取得率：17.3%（取得見込者数：28,987人）

○被扶養者（40歳以上）（受診対象者数：45,072人）

- ・特定健康診査 実施率：39.7%（実施見込者数：17,873人）

（2）保健指導実施率等の向上

- ①特定保健指導委託機関の拡大。
- ②特定保健指導受入拒否事業所及び新規事業所に対する特定保健指導の受入勧奨を実施する。
- ③特定保健指導の委託機関に対する向上対策研修や、インセンティブ等を活用した実施率向上対策を図る。
- ④保健指導の継続率向上対策ツールを活用した、保健指導における課題（中断のタイミング、中断理由等）の見える化を行い、支部内研修会等により対策を検討し、特定保健指導の継続率を高める。
- ⑤集合契約を締結する市町の保健師等を活用した特定保健指導を推進する。
- ⑥特定保健指導の事業所訪問勧奨を強力に推進し、かつ保健指導実施者のモチベーション向上を目的に、特定保健指導の効果の見える化（支部・委託機関別におけるメタボ改善度、健診結果の改善度等の分析）を行う。

	<p>目標</p> <p>○被保険者（実施対象者数： 22,259 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：19.1%（実施見込者数：4,249 人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳）協会保健師実施分 12.3%（実施見込者数：2,730 人） アウトソーシング分 6.8%（実施見込者数：1,519 人） <p>○被扶養者（実施対象者数：1,347 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率： 5.0%（実施見込者数： 68 人） <hr/> <p>（3）データヘルス計画の実施（35歳～39歳に対する健康づくり事業）</p> <p>①35歳～39歳向けの生活習慣改善リーフレットを対象者抽出のうえ作成・配付する。</p> <p>②35歳～39歳に対する保健指導を実施することにより、40歳時点における特保該当率を下げる。</p> <p>実施予定件数 300名</p> <p>③35歳～39歳に対する保健指導の事業所訪問勧奨を強力に推進し、かつ保健指導実施者のモチベーション向上を目的に、保健指導の効果の見える化（支部・委託機関別におけるメタボ改善度、健診結果の改善度等の分析）を行う。</p> <p>④平成30年度からの第二期データヘルス計画を策定する。</p> <hr/> <p>（4）その他の保健事業</p> <p>①重症化予防に係る早期受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症化予防に係る本部実施の糖尿病、高血圧症未治療者への協会本部の受診勧奨後に、ハイリスク者に対する二次勧奨を実施する。また、2年連続で受診勧奨対象となった者に対する再勧奨を実施する。 <p>②糖尿病性腎症患者に対する人工透析導入防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急速進行性糖尿病性腎症の治療中の加入者に対し、医療機関と連携した保健指導を実施する。 <p>③加入者及び事業所の健康づくりに対し支援を行う。</p> <p>④健康づくり推進協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部保健事業の進捗状況や課題に対して、より多くの助言・提言をいただくような協議会運営を実施する。
--	---

4. 組織運営及び業務改革

(1) 適切・適正な事業及び組織運営

- ・ 分かりやすい資料、説明により活発な意見が聴取できる評議会を開催する。
- ・ 事業計画の進捗や課題を共有するため、月度での会議を開催する。
- ・ 個人情報保護や情報セキュリティに関する各種規程の遵守を徹底する。
- ・ ハラスメントを防止し、コンプライアンスを徹底する。
- ・ 危機管理マニュアルに基づきリスク管理体制を整備する。
- ・ 労務管理を徹底し、適正な人員配置等により超過勤務時間数を減少させる。
- ・ 新人事制度の趣旨に基づいた公正で厳正な評価を実施する。

(2) 人材育成、業務改革の推進

- ・ お客様満足度調査の総合評価を向上させることを目的とし、CS向上委員会を実施する。
- ・ 応接態度に対する満足度、訪問目的の達成度向上を目的とし、研修を実施する。
- ・ 職員による業務改善提案を促し、改善委員会にて検討し運用する。

(3) 適正な予算の執行、経費節減の推進

- ・ 事業の進捗を予算の執行状況の側面から管理する。
- ・ 価格調査による調達額の削減や、在庫管理を徹底し経費削減を実施する。

平成 29 年度 事業計画（福井支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業主の健康経営意識の向上に向けた広報 ② 歯科健診事業の推進 ③ 各種協議会等での積極的な意見発信 ④ 事業主・加入者への医療費・健診データ等の分析結果の提供 ⑤ 関係機関（※）との連携強化、共同事業の実施 <p>※関係機関の例…県、市町、労働局、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、社会保険労務士会、医療機関、薬局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、連合福井、健保連等の保険者 等</p>
	<p>(2) 30 年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療計画等の見直しについて、加入者・事業主を代表した立場で意見を発信
	<p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関における資格確認事業の推進 ② データヘルス計画の進捗状況の確認と結果の検証 ③ 支部間インセンティブ制度開始に向けた広報
	<p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支部独自の自己負担軽減額通知の継続 ② データを活用した医療機関・薬局関係者への働きかけと意見発信 ③ ジェネリック医薬品希望シール、Q & Aリーフレット、チラシ等による加入者への情報提供
	<p>(5) 地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他の保険者と連携した関係機関への働きかけと意見発信
	<p>(6) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広報・意見発信の裏付けとなる医療費・健診データ等の分析 ② G I S（地理情報システム）の活用等による各種業務の効率化

	<p>(7) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 協会けんぽの取組を分かりやすく発信 ② ホームページ、メールマガジンの充実 ③ 関係機関と連携した情報発信 ④ マスメディアへの積極的な働きかけ ⑤ 加入者の意見の収集と分析及び各種事業への活用 ⑥ 学校での健康保険制度の教育・周知 ⑦ 広報量の把握 <p>(8) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業主・加入者・関係機関に、保険料率等の現状を分かりやすく発信
2-1. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① お客様の声を活かしたサービスの改善 ② サービススタンダードの着実な実施 ③ お客様満足度調査の結果を踏まえた接遇研修の実施 ④ 任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付促進 <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 限度額適用認定証の利用促進を図るため広報の実施 ② 高額療養費の未申請者に対し支給申請書を送付し支給手続きを勧奨 <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 届書の郵送化の推進 <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被扶養者資格再確認の的確な実施

	<p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 加入者及び施術者に対する文書照会の実施 ② 正しい知識を普及させるための広報の実施 <hr/> <p>(6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 審査強化による不正請求の防止 ② 本部から提供される支払済データの活用 ③ 加入者及び事業主に対する適正な申請の促進 ④ 事業主に対する立入検査の実施 <hr/> <p>(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資格喪失者からの保険証の早期回収 ② 事業主や加入者への保険証返却の周知 <hr/> <p>(8) 積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支部全体の債権進捗状況にかかる情報共有 ② 国保保険者との保険者間調整の制度を積極的に活用した債権回収の取組 ③ 弁護士名による文書催告の実施 ④ 法的手続きの実施 <hr/> <p>(9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康保険委員制度の充実と委嘱者数の拡大 ② 健康保険委員研修会の開催
2-2. 健康保険給付等	<p>(1) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① システムを活用した効率的な内容点検業務の実施 ② レセプト査定事例の共有化及び研修、勉強会の実施による点検員のスキル向上 ③ 診療報酬支払基金との医療費適正化を意識した協議の実施 ④ システムの活用及び照会業務の外部委託による外傷点検・資格点検の効率化 ⑤ レセプト内容点検外部委託による点検ノウハウの取得

<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組事業所の代謝リスク保有者の割合が、平成26年度に比べて10%分下回る <p>下位目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主が、糖尿病及びその重症化予防対策が必要であることを認識する ・ 事業所及び加入者が、糖尿病及び歯科衛生との関係を理解する ・ 事業所及び加入者が、糖尿病及びその重症化予防対策に取り組み、「代謝リスク保有者の割合が減少する」事業所が増える
	<p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：113,177人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 59.6%（実施見込者数：67,400人） ・ 事業者健診データ 取得率 15.0%（取得見込者数：17,000人） <p>○ 被扶養者（受診対象者数：29,270人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 32.5%（実施見込者数：9,500人） <p>○ 健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回検診車による生活習慣病予防健診勧奨 ・ 健診機関による生活習慣病予防健診受診勧奨委託 ・ 新規加入者受診券追加発送 ・ 市町会場における集団の特定健康診査受診勧奨 ・ 支部主催の集団特定健康診査
	<p>(3) 特定保健指導の推進</p> <p>○ 被保険者（受診対象者数：16,000人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 22.5%（実施見込者数：3,600人） （内訳）協会保健師実施分 16.3%（実施見込者数：2,600人） アウトソーシング分 6.3%（実施見込者数：1,000人） <p>○ 被扶養者（受診対象者数：760人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 9.2%（実施見込者数：70人）

	<p>○ 保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用事業所訪問勧奨 ・ 2回目の健診（深夜業など）を活用した特定保健指導 ・ コラボヘルス事業所における特定保健指導100%の推進 <hr/> <p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定保健指導のタイミングに合わせた健康づくり支援 ② 特定保健指導成果のフィードバック <hr/> <p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 二次勧奨実施予定人数 648 人 ② 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 10 人 ③ 重症化リスクの高い対象者への「糖尿病・高血圧」に関する講演会 <hr/> <p>(6) 各種業務の展開</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医師会との連携による事業者健診結果の一括取得 ② 事業主、医師会、労働局等と連携した二次勧奨対象者への受診勧奨 ③ 支部主催特定健康診査とがん検診同時実施
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新人事制度の運用を通じた組織の中での役割意識の強化 ② 協会の理念を实践する組織風土・文化の更なる定着 ③ スピード感のある組織運営体制の実現 ④ 情報管理、災害発生に対するリスク管理体制の強化 <hr/> <p>(2) 人材育成の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支部の課題の的確な分析と効果的な研修の実施 <hr/> <p>(3) 業務改革の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① システム刷新に伴う業務の効率化の推進

(4) 経費の節減等の推進

- ① 費用対効果を意識した業務効率を高める調達の実施
- ② 定型的経費についてのコスト意識の醸成とコスト削減

平成 29 年度 事業計画（山梨支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、実現すべき3つの目標に向けて、データを活用し、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 また、覚書を締結した山梨県、市町村との連携を一層図るとともに、市町村、関係団体との覚書締結に取り組む。 <p>①医療等の質や効率性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協議会等に参画し、加入者・事業主の立場に立った意見発信を行う。 ○保険者協議会において、他の保険者と連携し、関係方面への働きかけを行う。 <p>②加入者の健康度を高めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「データヘルス計画」を継続的に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧対策に着目した取組みを重点的に行う。 ○事業所における健康づくりをサポートする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「コラボヘルス」を軸とした『目指そう！健康事業所』の取組みを推進する。 ・健康づくり事業の実施等により、健康への意識を高める。 ○受診勧奨等により重症化の予防を推進する。 <p>③医療費等の適正化（地域の実情に応じた総合的対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の適切な利用、はしご受診の防止等、医療サービスを適切に利用するための啓発に努める。 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。 ○レセプト点検、現金給付の審査、債権回収の強化を図る。 <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画をはじめとした各計画について、他の保険者と連携し、意見発信や働きかけを行う。

	<p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使用割合 70%を目指して、広報等、使用促進に向けた取組みを強力に推進する。 ○ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知サービスの実施による使用促進効果が更に着実なものになるよう、広報や関係方面への情報提供等を行う。 ○保険者協議会を活用して他保険者との情報共有を行うとともに、山梨県、市町村、関係団体へ情報提供と協力要請を行い、山梨県全体の使用促進を図る。 ○研修会や健康づくり事業等での広報物配布、施設での広報物備付等、広報活動にあらゆる場を活用する。 ○医療機関や調剤薬局毎の使用割合等のデータを活用し、関係者への働きかけを行う。 <p>(4) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページの充実、広報チラシやメールマガジンの定期的な発行を通じて協会の取組みをタイムリーに発信する。さらに、新聞等地元メディアを活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。 ○健康保険委員を中心に加入者から直接意見を聞く取組みを実施し、広報等、支部運営の参考とする。 ○山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を推進するとともに、これらの団体が開催するイベントに参与し、協会の存在感、取組みを広く発信する。 ○協会の財政構造、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担のあり方等について、広く理解を得るための情報発信を行う。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加入者サービスの改善 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見や苦情等を迅速に、サービスの改善に結びつける。また、本部で実施するお客様満足度調査等の結果から、加入者等の意見やニーズを適切に把握したうえで創意工夫をし、サービスの改善や向上に努める。 ・「CS向上検討委員会」を中心に、電話対応のスキルアップに向けた取組みを行う。 ○サービススタンダードの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金等、現金給付支給申請については、サービススタンダード（受付から振込までの期間10営業日）を遵守し、正確かつ着実な支給を行う。

○お客様満足度向上への対応

- ・法令、通知、通達等に基づく業務取扱の徹底やお客様に対する接遇の向上を図るためグループ内で教育研修を実施し、職員のスキルアップを図り、お客様の満足度を高める。
- ・現金給付等の申請については、郵送による申請を促進するため各種広報において周知を図る。
- ・任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替と前納による納付を推進する。

(2) 高額療養費制度の周知

- 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関と連携し、窓口に限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。
- 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 被扶養者資格の再確認

- 被扶養者に該当しない者による無資格受診を防止するため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行う。

(4) 柔道整復施術療養費・はりきゅう療養費等の照会業務の強化

- 多部位（施術箇所が2部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、必要に応じて施術者に照会および患者調査を実施し、厚生局等に情報提供を行う。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- はり・きゅう・マッサージの療養費については、必要に応じて同意医師への文書照会や患者調査を実施する。

(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- 保険給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の可否

を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

○事業主に対する立入検査を行う権限を活用し、保険給付の適正化を徹底する。また、立入検査を実施する際は、日本年金機構と連携・協力を図り、合同で実施する。

(6) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

○資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会での回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。必要に応じて、訪問催告を行い、保険証の回収を強化する。

○事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて周知を行う。併せて保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

(7) 積極的な債権管理・回収業務の推進

○資格喪失後受診等により発生する返納金債権については、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、支払催促・訴訟等の法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し回収する。

○交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝し、より確実な回収を図る。

○本部で開催する債権及び求償事務担当者を対象とした研修会に参加し、法的手続きに関する知識の習得や損害保険会社等との折衝におけるスキルの向上を図る。

○「債権プロジェクトチーム会議」を毎月開催し、進捗状況の確認を行うとともに、回収率の向上のための検討を行い、実践する。

(8) レセプト点検の効果的な推進

○医療費の適正化を図るため、診療報酬が正しく請求されているか資格・外傷・内容について点検を行う。特に内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、点検効果向上計画に基づき、点検効果

	<p>額の向上を目指すため、以下の取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動点検等、システムを効果的に活用し、点検業務の充実を図る。 ・点検情報（査定事例）の共有化や研修を実施し、点検技術の向上を図る。 <p>○医療費の適正化を図るため、レセプト情報を活用し多受診者に対する適正受診の啓発、指導を実施する。</p> <p>(9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>○研修会を通じて、健康保険事業に対する理解を深めていただく等、事業所での委員活動をサポートする。また、健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数の更なる拡大を図る。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <p>○被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 93,340人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施率 71.2% (実施見込者数: 66,500人) ・事業者健診データ取得率 4.1% (実施見込者数: 3,800人) <p>○被扶養者(受診対象者数: 28,385人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 42.3% (実施見込者数: 12,000人) <p>(2) 保健指導</p> <p>○被保険者 (受診対象者数: 13,498人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 20.3% (実施見込者数: 2,740人) (内訳) 協会保健師等実施分 17.8% (実施見込者数: 2,400人) アウトソーシング分 2.5% (実施見込者数: 340人) <p>○被扶養者(受診対象者数: 850人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 11.8% (実施見込者数: 100人) (内訳) 協会保健師等実施分 9.3% (実施見込者数: 80人) アウトソーシング分 2.3% (実施見込者数: 20人)

(3) データに基づいた保健事業の推進

- 協会が保有する健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況の分析結果等各種データを活用し、事業所・加入者の特性や課題把握に努め、支部の特性に合わせた効率的かつ効果的な保健事業を推進する。
- データヘルス計画については、第一期の最終年度であることから、これまでの事業について、PDCAを意識しながら進捗状況確認・効果検証を行うとともに、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より山梨支部の実態に即した第二期計画を策定する。

データヘルス計画（第一期）

上位目標：30歳代・40歳代の男性で、服薬していない被保険者の平均血圧を下げる

※収縮期血圧の低下量 1.5mmHg (H24 35-39歳：121.1 mmHg 40-49歳：124.2 mmHg)

下位目標

- ①血圧要治療者が医療機関を受診し、治療を受ける
- ②血圧要経過観察者が高血圧の改善・予防に努める
- ③高血圧対策の取組に参加する事業所が増える
- ④加入者・県民の、健康づくりに向けた意識の醸成が高まる

(4) 特定健康診査受診率向上及び事業者健診データ取得の拡大

- 第二期計画の最終年度であることを踏まえ、目標達成に向けて進捗管理を徹底し、特定健康診査受診率の向上に取り組む。
- 健診機関との協力関係を強化し、連携を取りながら健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。
- これまで事業者健診データの提供を受けていない事業所についての分析を行い、訪問、文書、電話等を通じて積極的にデータ取得に取り組む。
- 被扶養者の特定健康診査については、受診率の向上に向けた施策として以下の事業に取り組む。
 - ・医師会や医療機関との調整を図り、受診機会を増やす。
 - ・市町村が行う「がん検診」との連携を強め、受診者の利便性を図る。
 - ・受診率が低い地域において、医療機関と連携し、特定健康診査に「付加測定」等をセットした集団健診を実施する。
 - ・市町村の勧奨時期に合わせて受診勧奨文書を送付する等、市町村と連携を図る。

(5) 特定保健指導の推進

- 第二期計画の最終年度であることを踏まえ、進捗管理を徹底しながら特定保健指導実施率の向上に取り組む。
- 協会の保健師・管理栄養士による特定保健指導を推進するとともに、外部委託を利用することにより、より多くの加入者の特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの予防改善を図る。
- 被保険者については、特定保健指導の利用機会の拡大を図るため、健診当日に特定保健指導が可能な健診機関への委託を積極的に推進するとともに、保健指導を専門に実施している外部機関への委託についても積極的に促進する。
- 被保険者の特定保健指導については、事業所内で実施することが多く、事業主・事業所の理解と協力が不可欠であるため、コラボヘルスを活用する等事業所の協力を得て保健指導の利用拡大を図る。
- 被扶養者の特定保健指導については、市町村の結果説明会の機会を利用する、市町村の公民館等を借りて実施をするなどして、身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。
- 健診データ分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。また、健診結果の分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。
- 生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。

(6) 重症化予防対策の実施

- 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、要治療と判定されながら治療を受けていない被保険者のうち、高血圧・高血糖と判定された方に対して本部が実施する一次勧奨に引き続き、電話、文書等により二次勧奨を実施する。
 - ・二次勧奨実施予定人数 (480) 人
- 糖尿病性腎症患者の透析移行を防ぐために、主治医、医師会、市町村と連携しながら、加入者の重症化予防事業に取り組む。
 - ・糖尿病性腎症にかかる重症化予防事業実施予定人数 (5) 人

(7) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組 (コラボヘルス)

	<p>○「データヘルス計画」による協働事業や「目指そう！健康事業所」事業を活用して、事業主を支援することで従業員の健康の維持・増進を図る。</p> <p>(8) 各種業務の展開</p> <p>○刷新システムの機能やデータを利用し、健診や保健指導の勧奨を積極的に行うとともに、業務の効率化を図る</p> <p>○山梨県、市町村との覚書の締結に基づき、具体的な事業の連携・協働を推進する。</p> <p>○保険者協議会、地域・職域連携推進協議会の場や加入者の関係する団体を通じて山梨県、市町村、他の保険者、関係団体と連携を深め、共同して保健事業の推進ができるよう働きかける。</p> <p>○健康保険委員の協力を得て、健康づくり事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全県を対象とした軽スポーツ大会（ソフトバレーボール等） ・ 地域ごとのウォーキング大会等 ・ 体力測定 <p>○山梨県、市町村、関係団体で実施する健康祭りなどのイベント等へ参加し、健康測定、健康相談等を実施する。</p> <p>○山梨県、市町村、関係団体と連携し、健康の意識を高めるためのセミナー等を開催する。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>①組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内部統制（ガバナンス）、各グループ間の連携の強化を図る。 ○常に組織体制を検証し、組織運営体制の強化を図る。 ○日本年金機構等との連携を図るための定期連絡会等を開催する。 <p>②人事評価制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用する。 <p>③コンプライアンス・個人情報保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修等を通じ法令等規律の遵守（コンプライアンス）を徹底する。 ○各種規程の遵守やアクセス制限、パスワードの適切な管理等を徹底する。

④リスク管理

○適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練等リスク管理体制の整備を図る。

(2) 人材育成の推進

○「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度を着実に運用する。また、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

○本部が実施する役割定義を踏まえた職員のキャリア形成のための階層別研修や業務別研修へ積極的に参加する。

○外部講師による研修の実施等、支部が実施する研修を充実させ、職員のスキルアップを図る。

(3) 業務改革・改善の推進

○業務の効率化を推進し、あわせて職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

○競争入札・見積競争の実施、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努める。

○調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成 29 年度 事業計画（長野支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 医療等の質や効率性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療審議会、地域医療構想策定委員会、調整会議、国保運営協議会の場において、平成 30 年度以降のあるべき医療・介護体制実現に向けた意見発信を行う。 ②公費医療における「現物給付」による医療等の質を比較調査する。 <p>(2) 加入者の健康度向上事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①データヘルス計画の仕上げと評価を実施し、評価を踏まえた第二期データヘルス計画の構想を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりチャレンジ宣言事業所と未実施事業所の健診データ、レセプトデータの分析・比較による定量的評価とあわせて、生活習慣の変化などの定性的評価を加え、健康づくりの取り組みを効果測定する。 ・信州ACEプロジェクトと連動したウォークラリーを実施し、ヘルスアップ検査などによりウォークラリー参加による効果を測定する。 ・第二期データヘルス計画の構想策定に向けて、平成 28 年度の健診データ、レセプトデータにより業態区分別のリスク値を集計・分析し、経年変化を捕捉する。 ②加入者、事業主と双方向型のコミュニケーションを重視し、データヘルス計画を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員を 4,000 名に拡大する。 ・ACEプロジェクトと連動した健康経営セミナーを長野県、開催地の市町村と協力し、県下 4 地区で開催する。 ・メールマガジンを毎月 10 日に定期配信し、新規登録 240 名を加え購読者数を 2,300 名に拡大する。 ・多様な媒体を活用し、加入者のみならず広く地域住民に情報やメッセージを発信する。 ③自治体や関係機関と連携した保健事業を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・長野県、松本市の健康産業推進協議会などと連携し、企業の健康経営を推進する。 ・信州ACEプロジェクトに参画し、Action（体を動かす）、Check（健診を受ける）、Eat（健康に食べる）を組み合わせた取り組みを推進する。 ・包括協定自治体との共同事業を拡大し、地域一体となった保健事業を推進する。 ・保険者協議会において、保険者共通課題である健診受診環境整備と重症化予防事業の取組計画策定をテーマとした事業部会を運営する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・協会と自治体や関係団体との取組事業の全県的な水平展開を目指し、保険者協議会において成功事例の情報発信を強力に推し進める。 <p>(3) 医療費等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ジェネリック医薬品使用促進策を展開し、使用割合 80%にチャレンジする。 <ul style="list-style-type: none"> ・処方された薬がジェネリック医薬品へ変更可能な加入者に対して、ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する。 ・お薬手帳カバーにジェネリック医薬品 Q & A を挿入して配布し、ジェネリック医薬品の使用を促進する。 ・使用状況が低い地区をターゲットとして、ジェネリック医薬品使用促進セミナーを開催する。 ・医療機関・保険薬局ごとの使用状況を可視化したうえで、訴求対象を絞り込んだ広報を行う。また、ジェネリック医薬品使用促進連絡会を活用し、長野県全体の使用割合を向上させる。 ・ジェネリック医薬品と先発医薬品の実効性を比較研究する事業を実施する。 ②受診時のお薬手帳携行を推進し、重複投薬・禁忌服薬の防止により加入者の健康を守るとともに、調剤医療費の適正化を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・長野県薬剤師会と連携し、お薬手帳カバーを 3 万枚配布する。 ・お薬手帳携行率向上での重複投薬の解消や、薬剤服用管理指導料の低減など、調剤医療費適正化の効果を測定する。 ・薬局からのお薬手帳カバー配布を通じて、かかりつけ薬局を推進する。 ③医療費や加入者の受療行動等を分析し、結果を分かりやすく広報することで、健康リテラシーを向上させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・休日・時間外診療の実態を調査・分析し、時間内診療を促す広報を行う。 ・被扶養者資格再確認の効果拡大のため、高齢者医療制度等支援金の適正化と早期届出の広報を行う。
2. 健康保険給付等	<p>(1) 加入者サービス向上の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ①サービススタンダード（受付から 10 営業日以内の支払い）を遵守する。 <ul style="list-style-type: none"> ・各工程における進捗管理を綿密に行い、支払い遅延を起こさない。 ・状況に応じてフレキシブルな人員配置を行い申請書の滞留を解消する。 ②各種申請の郵送化率を向上させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所説明会、社会保険事務説明会等において事業主・加入者に周知する。 ・申請書ごとの送付先等の情報を周知し、年金事務所等への誤送付による処理遅延を防止する。 ③お客様に満足いただける対応を行う。

- ・お客様満足度調査等の結果分析により、支部の強み弱みを明らかにする。
- ・スキルの底上げにより職員ごとの応対力の格差を縮小するサービス改善策を検討し実施する。
- ・松本、岡谷、飯田年金事務所で引き続き窓口サービスを提供する。

④任意継続被保険者保険料の口座振替を推進する。

- ・資格取得者を対象として口座振替を案内し、保険料の納め忘れを防ぐ。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

①限度額適用認定証の利用を対前年比3%増やす。

- ・支部で利用促進のチラシを作成し、医療機関と連携して配布する。
- ・利用率の低い医療機関については、交付申請の案内を医療機関窓口でしていただくよう訪問等により協力要請する。

②高額療養費の確実な申請を勧奨する。

- ・診療月後6か月以内にあらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付する。

(3) 医療費等の適正化

①被扶養者資格の再確認による高齢者医療費に係る拠出金の適正化を進める。

- ・日本年金機構との連携を図りながら、事業主の協力を得つつ、再確認業務を的確に実施する。
- ・40人規模以上の事業所に対して、文書または電話等により提出勧奨を行う。

②柔道整復施術療養費の審査業務を強化する。

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会（患者照会）を実施する。
- ・疑義のある申請については施術者や施術に同意した医師に対して照会する。
- ・施術者単位で申請傾向の分析を行い、多部位・頻回の割合の高い施術者をターゲットとした患者照会を行う。
- ・分析結果を審査会へ情報提供し、重点項目の審査強化を図る。

③傷病手当金・出産手当金の審査を強化する。

- ・標準報酬月額が83万円以上（月の支給金額が55万円以上）である申請について重点的に審査を行う。
- ・保険給付プロジェクトチーム会議を適時・定時に開催し保険給付情報の共有化や疑義案件を検討し、審査の精度向上を図る。
- ・事業主への立ち入り検査を実施し不正請求を防止する。

④はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術にかかる療養費の審査を強化する。

・レセプトとの突合を全件行うことで疑義請求を抽出し、施術に同意した医師への照会や患者照会を実施する。

⑤レセプト点検を強化する。

○内容点検

・28年度の実施結果を踏まえた再審査請求件数、効果額の目標値を設定し行動計画を策定する。

・毎月の進捗状況の確認、目標達成に向けた課題の抽出、改善策の検討によるPDCAサイクルを強化する。

・各点検員の点検ノウハウの共有を図り、点検員全体のスキルアップを向上させる。

・再審査請求したものの支払基金において認められなかった案件については、毎月の支払基金との打ち合わせにおいて判断根拠の説明を求める。

○資格点検

・毎月、確実に全件点検を行う。

・不適正なレセプトについては、医療機関への返戻処理や照会を迅速に行う。

・被保険者に医療費の返還を求める事案については、速やかに納付書を送付する。

○外傷点検

・請求点数が3,000点以上の外傷性病名のレセプト、第三者行為によって負傷したレセプトについて、被保険者に負傷状況を照会する。なお、未回答者に対しては、1か月後に催告、更に1か月後に再催告し負傷原因を特定させる。

・交通事故等第三者による行為については、第三者行為による傷病届の提出を求め、早期に損保会社・加害者等と接触し損害賠償金を求償する。

(4) 債権管理・回収業務の推進

①資格喪失後受診等による債権発生を防止するため保険証の回収を強化する。

・資格喪失処理後2週間以内に文書催告を行う。なお、未返納者に対しては、再催告、再々催告により確実に回収する。

・資格喪失後受診の多い事業所へ、文書、電話や訪問により退職時に必ず保険証を回収するよう周知する。

・任意継続被保険者の資格取消による医療費の返納金発生を防止するため、保険料納付確認後に保険証を発行する。

②返納金債権等について早期に回収する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な文書催告に加え、電話・訪問催告を取り混ぜ債務者と早期に接触する。 ・ 資格喪失後国民健康保険に加入している場合は、国保保険者との保険者間調整制度により確実に債権を回収する。(年間目標70件) ・ 早期に内容証明等の催告を行い、法的手続きによって債権を回収する。(年間目標35件) ・ 損害賠償債権については、損保会社、加害者に対し早期に折衝を図り回収に努める。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：一人当たり医療費が高くて、リスク保有割合の高い指定事業所（指定業態区分）のリスク値を、平成29年度値において、平成26年度健診値対比で10%程度引き下げる。</p> <p>下位目標：①健康保険委員の委嘱数の増加と健康づくりチャレンジ宣言事業所の拡大 ②健康リテラシーの向上 ③データヘルス計画業務推進技術の向上</p> <hr/> <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：247,571人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率50.5%（実施見込者数：125,023人） ・ 事業者健診データ 取得率20.1%（取得見込者数：49,762人） <p>○被扶養者（受診対象者数：68,082人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率44.8%（実施見込者数：30,501人） <p>○健診の受診勧奨対策 （事業者健診データの取得促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インセンティブ提供を伴う主要健診機関の委託勧奨業務を拡大する。 ・ 社会保険労務士による委託勧奨業務を拡大する。 ・ 健診機関のデータ提供状況を月度単位で捕捉し、遅延している場合はデータ提供を督促し、早期のデータ提供と支払い体制を構築する。 <p>（被扶養者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合契約Bの集団健診会場の日程に併せ、全ての対象被扶養者へ文書勧奨を実施する。 ・ 飯田市、飯山市、中野市等と共同で、オプション健診の受診率向上勧奨を実施する。 ・ 前年度実績超水準の受診目標を設定した独自集団健診に加え、オプション健診の同時実施を計画する。

- ・健診未受診者の受診行動を促進するため、外部機関と連携した「郵送型血液検査サービス」を実施する。

(3) 特定保健指導の推進

○被保険者（受診対象者数：35,307人）

- ・特定保健指導 実施率 31.0%（実施見込者数：10,934人）

（内訳）協会保健師実施分 20.1%（実施見込者数：7,100人）

アウトソーシング分 10.9%（実施見込者数：3,834人）

○被扶養者（受診対象者数：2,806人）

- ・特定保健指導 実施率 17.8%（実施見込者数：500人）

○保健指導の受診勧奨対策

（被保険者）

- ・生活習慣病予防健診受診者数が多い保健指導未委託健診機関に対して委託を勧奨する。
- ・ドック併用機関の特定保健指導委託を拡大する。
- ・特定保健指導委託機関以外の健診機関で受診した特定保健指導対象者のうち、保健指導未実施者並びに拒否者（拒否事業所対象者含む）に対して、説明会会場への来場を勧奨し特定保健指導を拡大する。
- ・生活習慣病予防健診者受診数が多い保健指導委託不可の健診機関に於いて、健診機関の協力を得ながら、受診日当日に協会けんぽ保健指導者による健診結果報告会及び初回保健指導を実施する。

（被扶養者）

- ・独自集団健診後の結果説明会を利用して特定保健指導を同時に実施する。
- ・特定保健指導委託機関以外で受診した保健指導該当者に対して、説明会会場への来場を勧奨し特定保健指導を拡大する。

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

①健康づくりチャレンジ宣言事業所を 200 件に拡大する。

- ・特定保健指導実施時に、保健師が健康づくりチャレンジ宣言への参加勧奨を行う。
- ・指定業態区分の事業所に対して、業界団体などを通じて参加勧奨を行う。
- ・信州ACEプロジェクトと連携して、取り組み企業に対して参加勧奨を行う。
- ・取り組み企業への参加勧奨では、インセンティブとして健康経営優良法人認定制度をPRし、認定基準に準じた取り組みを実践するよう推奨する。

	<p>②健康づくりチャレンジ宣言事業所の取り組みを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価訪問で健康づくりの効果を検証したうえで、新たな取り組みを提案し宣言内容をステップアップさせる。 ・ 好事例の取り組み内容を収集し、あらたな宣言事業所拡大のため情報発信する。 ・ 保健師、管理栄養士による講習会と合わせて、健康運動指導士による講習会を提供し実施する。 <p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <p>○二次勧奨実施予定人数 600人</p> <p>二次勧奨を毎月確実に実施し受療率50%以上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の受療行動を喚起する勧奨案内へ見直すとともに三次勧奨の可否を検討する。 ・ 対象者が多い事業所に対して事業主を巻き込んだ組織的な取り組みを勧奨する。 <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 50人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調剤薬局薬剤師と連携した保健指導による重症化予防プログラムを策定する。 ・ 市町村と共同し、長野支部の重症化予防事業を拡大する。 <p>(6) 各種業務の展開</p> <p>○メタボ改善の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導実施者で翌年度メタボ未改善者の、生活・就業環境・リスク特性等の属性要件を階層化するためのデータ分析を実施する。 ・ 属性要件に基づいた効果的な保健指導手法を検討しマニュアル化する。 ・ 作成マニュアルを保健指導者全体で共有化し活用する。 ・ 重点保健指導手法に基づく経過データを捕捉・分析・総括し、更なる精度の向上に結び付ける。
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 事業計画目標値を必達する組織運営</p> <ol style="list-style-type: none"> ①年度、半期単位の事業計画説明会の実施と事業目標を網羅する目標連鎖シートを適正に作成する。 ②事業や業務の進捗管理項目を設定し、情報系メニュー等を活用した数値管理を癖付ける。 ③事業計画の進捗状況、改善提案、改革提案を主体とした月度事業推進会議を実施する。 ④ターゲットを絞った経費項目目標を設定し、手法の見える化による経費削減を実施する。 <p>(2) コンプライアンス・個人情報保護を堅守する組織管理</p> <ol style="list-style-type: none"> ①規程とマニュアルに則った業務遂行を確認するための自主点検項目を拡充する。 ②電子媒体セキュリティ、キャビネット等設備セキュリティの月度点検を実施する。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">③内部通報制度、支部内自主点検、支部研修を計画的に実行する。 <p>(3) 新人事制度の本旨に基づき醸成する組織風土</p> <ul style="list-style-type: none">①目標による管理の原則を遵守した公正で厳正な評価を実施する。②法規、規程、データ等に基づく原理・原則をベースに、応用的思考を醸成するOJTを実施する。③本部集合研修に加え、自ら学ぶマインドを涵養する支部独自研修や通信講座等の受講者を拡充する。④グループ長補佐は主管スパンの統制に加えて、より上位のマネジメント範囲へ関与の拡大を図る。 <p>(4) 加入者への付加価値向上を目指す業務改革</p> <ul style="list-style-type: none">①お客様満足度調査結果、とりわけ電話対応調査結果を改善する。②規定順守を前提に、効率を重視した作業体系と要員構成に再構築する。③加入者の利便性を高める給付・適用制度等、利用方法の浸透を図る。 |
|--|---|

前年値は12月現在における年度末見込値もしくは28年度目標値。
28年度の結果によって目標値は今後変動することがあります。

数値目標

1. 加入者の健康づくり

主管	事業項目	目標値	前年値	前年比	主管	事業項目	目標値	前年値	前年比
企画	○自治体との共同事業数 〈単位件数〉	検討中	8	—	保健	○生活習慣病予防健診受診率 〈単位率〉	50.5	49.5	102.0%
企画	○関係団体との共同事業数 〈単位件数〉	検討中	6	—	保健	○事業者健診データ取得率 〈単位率〉	20.1	16.6	121.1%
企画	○健康保険委員委嘱者数 〈単位人数〉	4,000	3,390	118.0%	保健	○健診データ取得短縮日数 〈単位日数〉	捕捉方法 検討中	—	—
企画	○健康チャレンジ宣言事業所数 〈単位件数〉	200	130	153.8%	保健	○特定健診受診率 〈単位率〉	44.8	35.6	125.8%
企画	○データヘルズ計画目標達成率 〈単位率〉	10%	—	—	保健	○特定保健指導実施率 〈単位率〉	30.0	23.9	125.5%
企画	○メールマガジンの登録件数 〈単位件数〉	2,300	1,992	115.5%	保健	○特保実施者の翌年度改善率 〈単位率〉	捕捉方法 検討中	—	—
企画	○健康づくり研修参加者数 〈単位人数〉	1,000	814	122.9%	保健	○特保該当者と予備軍減少率 〈単位率〉	捕捉方法 検討中	—	—
企画	○健康づくり研修満足度率 〈単位率〉	90.0%	87.8%	102.5%	企画	○重症化予防共同自治体数 〈単位件数〉	検討中	1	

保健	○健診受診率（全体） 〈単位率〉	65.0%	58.8%	110.5%	企画	○未治療者二次勧奨受療率 〈単位率〉	50.0%	10.0%	500.0%
----	---------------------	-------	-------	--------	----	-----------------------	-------	-------	--------

2. 加入者サービスの向上

主管	事業項目	目標値	前年値	前年比	主管	事業項目	目標値	前年値	前年比
各部	○お客様満足度評価（全体） 〈単位点数〉	結果後 設定	結果待ち	—	業務	○サービススタート短縮日数 〈単位日数〉	結果後 設定	結果待ち	—
業務	○窓口サービス評価点 〈単位点数〉	結果後 設定	結果待ち	—	業務	○限度額適用認定証使用割合 〈単位率〉	結果後 設定	結果待ち	—
業務	○電話対応評価点 〈単位点数〉	結果後 設定	結果待ち	—	業務	○限度額適用認定証発行数 〈単位件数〉	結果後 設定	結果待ち	—
業務	○お褒めの言葉増加数 〈単位件数〉	捕捉後 設定	捕捉中	—	業務	○任意継続保険口座振替率 〈単位率〉	結果後 設定	結果待ち	—
各部	○各種申請郵送化率 〈単位率〉	結果後 設定	結果待ち	—	業務				

3. 医療給付費の適正化

主管	事業項目	目標値	前年値	前年比	主管	事業項目	目標値	前年値	前年比
企画	○ジェネリック医薬品使用割合 〈単位率〉	80.0%	74.5%	107.4%	レポート	○レポート内容点検査定効果額 〈単位金額〉	150	145	—
業務	○柔整多部位申請減少率 〈単位率〉	捕捉後 設定	捕捉中	—	レポート	○レポート資格点検査定効果額 〈単位金額〉	1,200	1,080	—

業務	○柔整頻回施術申請減少率 〈単位率〉	捕捉後 設定	捕捉中	—	レポート	○レポート外傷点検査定効果額 〈単位金額〉	170	200	—
業務	○柔整長期施術申請減少率 〈単位率〉	捕捉後 設定	捕捉中	—	レポート	○現年度返納金債権回収率 〈単位率〉	83.0%	83.0%	—
業務	○同意医師照会件数 〈単位件数〉	捕捉後 設定	捕捉中	—	レポート	○過年度返納金債権回収率 〈単位率〉	20.0%	20.1%	—
業務	○保険証回収率 〈単位率〉	結果後 設定	結果待ち	—	レポート	○第三者行為届調定割合 〈単位率〉	80.0%	80.0%	—

4. 基本業務の適正化

主管	事業項目	目標値	前年値	前年比	主管	事業項目	目標値	前年値	前年比
総務	○水道光熱費削減率 〈単位率〉	▲7.0%	+2.7%	93.0%	各部	○超過勤務削減時間数 〈単位時間数〉	8.8	11.5	▲2.7
総務	○資材、備品諸経費削減率 〈単位率〉	▲5.0%	▲23.0%	95.0%	各部	○事務処理誤り削減数 〈単位件数〉	2	10	▲8
総務	○予算・実績執行率 〈単位率〉	90.0%	84.0%	+6.0	総務	○規定研修・委員会超過数 〈単位件数〉	11	11	±0
各部	○内部自主点検指摘数 〈単位件数〉	0	7	▲7	総務	○通信教育等受講者数 〈単位人数〉	15	10	150.0%

平成 29 年度 事業計画（岐阜支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信を図る。 また「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づく取組の実施状況を次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、PDCA サイクルの強化を図る。 <p>(2) 30 年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会を取り巻く環境（30 年度に実施もしくは改定される様々な計画等）について、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。 意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、協定を締結した自治体や医療関係団体（医師会等）、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。 <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽに付与された事業主に対する調査権限を必要に応じて活用し、現金給付の審査強化を図る。 ・医療機関における資格確認事業の実施を検討する。 ・作成した「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、支部の実情に応じた総合的対策を県や他の保険者と連携しながら積極的に展開していく。 ・県や市町村の各種協議会等に参画し、協会が収集ならびに分析したデータを踏まえて、意見の発信を行う。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ・ジェネリック医薬品の使用にかかるデータを活用し、薬剤師会等の関係団体への働きかけを行い、更なる使用促進と定着に向けた施策を展開する。
- ・広報誌、ホームページ、メールマガジンや健康保険委員を通じて、繰り返し周知広報を行う。
- ・ジェネリック医薬品使用促進セミナーを開催し、積極的な啓発活動を推進する。
- ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知する目的について、広報誌等において広く周知する。

(5) 地域医療への関与

- ・策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。
- ・保険者協議会へ医療費、健診データを提供し、県内の他保険者との情報共有を推進する。
- ・小中学校等での「医療費啓発チラシ」の配布を継続、他の保険者にも参画の呼びかけを行う。

(6) 調査研究の推進等

- ・岐阜支部の医療費や健診結果等の分析を行い、特徴や課題を視覚的にもわかりやすくまとめ、分析結果の公表を行う。
- また、分析結果を保険者協議会等の機会を通じて、関係方面へも積極的に発信する。

(7) 広報の推進

- ・広報誌、メールマガジンの発行等を通じて、定期的に情報を提供する。情報の提供にあたっては、加入者の視点に立って、わかりやすい表現の使用に努める。
- ・関係団体との連携による広報や各種メディアを活用した広報を実施する。
- ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。また協会の発信力を更に広げるため、いわゆるソーシャルネットワークサービス等の活用をはじめ、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。

	<p>(8) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。 ・アンケート等の実施により意見を聴く機会を設け、支部運営の参考とするとともに、結びつきを強固なものにする。 ・広報誌や保健指導の事業所訪問時等において、委員制度の存在や活動内容を周知し、委嘱者数の拡大に努める。 ・日本年金機構との共催による健康保険委員表彰を実施する。 <p>(9) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等の意見やニーズを広く吸い上げ、創意工夫を生かしたサービスの向上を図る。 ・サービススタンダード（受付から振込まで10営業日）の遵守をはじめ、正確かつ迅速な支払いを行う。 ・手続き案内チラシの作成や講習会への講師派遣等、加入者等が手続きや制度内容を理解しやすいようサポートを行う。 ・郵送による申請を推進する。 <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証について、広報の実施によって利便性を周知するとともに、申請書を配置いただく医療機関の拡大を図り、利用を促進する。 ・高額療養費の未申請者に対して、申請手続きの勧奨を行う。

(3) 窓口サービスの展開

- ・ 地域の特性・利用状況等及び届書の郵送化の進捗状況を考慮の上、サービスの低下にならないよう配慮し、年金事務所窓口体制について見直しを行う。
- ・ 担当職員への情報提供の充実、不断の品質検証により、満足度の高いサービス提供を実現する。

(4) 被扶養者資格の再確認

- ・ 日本年金機構との連携を図り、事業主の協力のもと、的確に業務を遂行する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）、頻回（施術日数が月に15日以上）、また長期施術の申請を中心に患者照会を行い、その結果、疑義のある申請に対しては施術者への照会を実施する。照会件数については、昨年を上回るよう計画し実施する。また、必要に応じて、厚生局への情報提供を行う。
- ・ 正しい知識を普及させるための広報を実施し、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

- ・ 標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。
- ・ 保険給付適正化プロジェクトチーム会議を定期的開催し、審査で疑義が生じたものについて、支給の適否を判断するとともに、立入検査の要否等を協議し、不正請求を防止する。
- ・ 事業所調査が必要な場合、日本年金機構と連携し、立入検査を実施する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。（28年度を上回る）
- ・ 自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。
- ・ 点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。
- ・ 内容点検業務の一部外部委託については、支部内の内容点検を充実させること、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させること、競争意識の促進を図ることを目的として実施する。

	<p>(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失処理後、速やかに一次催告を実施する。その後、二次催告、電話催告、訪問催告を実施し保険証回収を強化する。 ・事業主や加入者に対して、資格喪失後は保険証を確実に返却していただくよう周知を図る。 <p>(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度回収率を上回るべく、発生した返納金債権等については、早期回収に努めるとともに、文書催告の他、電話や訪問による催告を行う。 ・弁護士による催告を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。 ・法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。 ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。 ・傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。 ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ・債権回収対策会議にて現状の共有を図り、効果的な回収方法等の対策検討を行う。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進健診</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：266,030人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：58.0%（実施見込者数：154,298人） ・事業者健診データ 実施率：21.0%（実施見込者数：55,867人） <p>○被扶養者（受診対象者数：88,312人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：23.0%（実施見込者数：20,312人）

(2) 保健指導

- 被保険者（実施対象者数：36,779人）
 - ・特定保健指導実施率：20.0%（実施見込者数：7,356人）
- （内訳）協会保健師実施 13.0%（実施見込者数：4,781人）
 - アウトソーシング分 7.0%（実施見込者数：2,575人）
- 被扶養者（実施対象者数：1,666人）
 - ・特定保健指導実施率：7.0%（実施見込者数：117人）

(3) その他の保健事業

1. 職域健康関連セミナー

事業所向けに健康経営、メンタルヘルス対策等のセミナーを実施する

2. 自治体との協働・連携

地域住民の健康づくりを目的として、自治体との覚書・協定の締結をすすめ、具体的な事業の協働・連携を一層促進する。

3. 健康ウォーキング

社会保険協会と共催し、運動習慣の更なる定着を図る。

4. フットサル大会

昨年度の実施結果を踏まえ、健康保険委員のいる事業所を中心に、健康に対する意識を高めていただくことを目的とした運動機会の定着とともに加入者のコミュニケーション向上を図る。

5. 健康経営推進事業所の認定

従業員の健康を経営の重要な資源と捉え健康増進に積極的に取り組んでいる事業所を認定する。

	<p>(4) データヘルス計画 (上位目標) タバコに関するデータを分析・活用し効果的な取り組みにより医療費削減をめざす (下位目標) 1. 医療機関を中心とした禁煙指導の実施 2. 従業員が禁煙によるリスクを理解し対策を図る事業所が増える 3. 喫煙者自身がリスクを理解し改善に向かう様にする</p> <p>(5) 受診勧奨対策 1. 生活習慣病予防健診・特定健診の受診勧奨 受診機会を増やすため被扶養者を対象とした集団健診を実施する。 2. 特定保健指導の促進事業 指導対象事業所に勧奨文を送付し保健指導の受診を促す。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織運営体制の強化 本部との適切な支援・協力関係を維持し、内部統制（ガバナンス）を強化する。 支部内の部門間連携及び組織運営体制の強化を図る。 ・ 実績や能力本位の人事の推進 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ・ 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着 加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、人事評価制度の見直しの他、職員に期待する職員像を示すとともに、等級ごとの職員の役割を明確化する等の人事制度全般の実施、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。また、環境整備委員会の開催により、ハード・ソフト両面の充実を図る。

・コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

・リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

本部と連携し、各階層及び各種業務別に求められる能力や知識習得の為の研修を実施する。
お客様満足度調査結果等を踏まえ、加入者等に好感をもたれる人材の育成を図る。

(3) 業務改革・改善の推進

- ・ブロック単位の業務改革会議等を通して、業務改善や他支部との連携事業等を検討する。
- ・各グループ間の連携の強化を図り、更なる効率的な業務体制を構築する。

(4) 経費の節減等の推進

引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行う
競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
調達や執行については、調達審査委員会のもとこれらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成 29 年度 事業計画（静岡支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>■保険者としての情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、医療に関する情報の収集、分析を県と連携・協働して更に進めるとともに、県をはじめ関係方面（県内市町・他保険者・関係団体等）に積極的に発信し連携に活用する。最終年度となる「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」の評価・検証結果を次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、PDCAサイクルを適切に機能させていく。 県政策関係部局や市町に対しても他の医療保険者と連携して提言を行うとともに、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会が収集・分析したデータを活用し、協会の意見を発信していく。 また、データヘルス計画の確実な実施や、地域医療の在り方に対する必要な意見発信等を図り地域医療に貢献する。 <p>■事業所コラボヘルスと健康経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携しオール静岡として、事業所と協働し健康づくりの取り組みを推進する（コラボヘルス）ため、加入事業所への健康経営の広報・啓発の実施、きっかけづくりとしての健康宣言事業の企画運営、及び宣言後の事業所が継続的に取り組みを行うことができるようPDCAが機能するよう事業運営を図る。 <p>■広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者および事業主に対し、当協会事業について広く周知するため、広報紙やホームページ、メールマガジンを充実させる。 さらに、協会の発信力を広げるため、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。 ・県・市町や関係団体が行う健康セミナー等事業において、協会の取組に合致するものに対して、積極的に共同開催し、協会の存在感、協会の取組を示す。 <p>■健康保険委員の活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員は、事業主・加入者からの相談への対応や健康保険事業への意見発信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている。健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進

	<p>等を行い、健康保険活動の支援を行う。また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して、健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p> <p>■ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の施策を踏まえ、ジェネリック医薬品自己負担軽減額の通知サービス、ジェネリック医薬品希望保険証ケースの配布、ホームページ等により使用のメリットに関して周知し、使用の促進を図る。 <p>また、花粉症アレルギー疾患の対象者にジェネリック医薬品使用促進チラシを送付するとともに、医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>【サービス向上のための取組】</p> <p>■お客様満足度向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見、要望等について迅速かつ正確に対応しさらなるサービスの改善に結びつける。 <p>また、加入者の目線に立った対応が出来るよう職員一人一人のスキルを高めることで、サービスの質の向上を図る。</p> <p>■サービススタンダードの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金等の現金給付の支給申請については、返戻・照会分を除き、受付から支払(振込)までに要するサービススタンダード(10営業日以内)を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 <p>■限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の医療機関等での窓口負担を軽減するため、限度額適用認定証の利用促進を図る。 <p>また、高額療養費の未申請者に対してターンアラウンドによる申請勧奨を推進する。</p> <p>■マイナンバー制度導入の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度導入による、任意継続申請書・新様式の周知を図り、書類不備による返戻等を防止する。 <p>【医療費適正化のさらなる促進】</p> <p>■被扶養者資格の再確認</p>

・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。

■任意継続被保険者の取消し者に対する保険証返納督促

・任意継続取消し者全員に対し、迅速な電話督促を行い、保険証回収を促す。(債権発生抑止)

■柔道整復施術療養費の照会業務の強化

・柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

■現金給付の審査強化

①傷病手当金・出産手当金の審査の強化

・傷病手当金、出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が83万円以上である申請について重点的に審査を行う。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断し、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

②療養費の適正化

・はり、きゅう、あんまマッサージ施術に係る療養費申請における頻回施術、往療料の算定及び医師による治療との併給等について、必要に応じて施術所、同意医師及び患者等への照会を行い適正化に努める。

■効果的なレセプト点検の推進

・医療費の適正化を図るため、資格・外傷・内容点検の各点検を適切に実施する。
・内容点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を実施するとともに、支部内での研修やミーティングにおいて査定事例の集約や分析、情報の共有化により点検技術の底上げと平準化を図り、点検員のスキルアップに繋げる。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

	<p>・内容点検業務の一部について外部委託を実施し、内容点検を充実させることで、レセプト点検の質を一層向上させる。併せて点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することおよび点検業者との競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額の更なる引上げを行う。</p> <p>■資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失者にかかる未回収保険証について、文書や電話による回収催告を早期に実施する。 ・事業主や加入者に対して資格喪失後（被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、広報媒体や健康保険委員研修会を通じて周知を行う。併せて保険証未回収が多い事業所へは文書、電話による催告や事業所訪問により、資格喪失届への保険証添付について周知を行う。 <p>■積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失等により無効となった保険証を不適正に使用された医療費等について、文書や電話、訪問による催告を行うとともに法的手続きを積極的に実施するなど債権の早期回収に努める。また、国保加入者においては、保険者間調整を積極的に活用することで確実な債権回収に努める。 ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。なお、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。 ・支部内での会議や研修会への参加等、様々な機会を通して債権回収にかかるスキルの向上を図る。
3. 保健事業	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>【上位目標】</p> <p>LDL コレステロール値を全国平均値まで下げる。(男性 126.91→124.87, 女性 125.69→124.76)</p> <p>【下位目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所に健康宣言を促し、健康優良事業所を増加させる。 ② 県その他の関係団体と連携し、健康事業を進める。 ③ LDL コレステロール値の減少（特に東部地区）、事業所の禁煙（分煙）体制の確立。 <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：381,271人）</p>

・生活習慣病予防健診 実施率 65.0% (実施見込者数 : 248,000 人)

・事業者健診データ 取得率 8.5% (取得見込者数 : 32,500 人)

○被扶養者 (受診対象者数 : 106,623 人)

・特定健康診査 実施率 34.2% (実施見込者数 : 36,500 人)

○健診の受診勧奨対策

受診率の向上に向けて、健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性の向上を図る。

さらに、健診が保健事業の起点であることを再認識し、事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効率的かつ効果的に取得できるセグメントを選定し、健診機関や関係団体等と連携し効果的にアプローチを行う。健診機関等の関係機関との連携については、地域の特性に合わせた動機づけを強化し、受診勧奨を強化、加速化する。

<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

大規模事業所を中心とした受診状況の確認を行うとともに、未受診事業所には、これまでの外部委託による通知・架電中心の勧奨に加え、職員の訪問による勧奨を強化する。また、健康宣言などの事業所の健康づくりの入り口として健診を位置づけ、事業主の理解を深め、受診や事業者健診データの提供に結び付ける。

【被扶養者】

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底する。連携が図れない地域については、協会主催の集団健診や健診機関と連携した集団健診を実施するとともに、「オプション健診」や個人負担の検査項目の追加を提案するなど、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。

(3) 特定保健指導の推進

○被保険者 (受診対象者数 : 50,490 人)

・特定保健指導 実施率 14.5% (実施見込者数 : 7,321 人)

(内訳) 協会保健師実施分 5.8% (実施見込者数 : 2,928 人)

アウトソーシング分 8.7% (実施見込者数 : 4,393 人)

○被扶養者 (受診対象者数 : 2,555 人)

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 4.1% (実施見込者数 : 105 人) ○保健指導の受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。 被扶養者の特定保健指導については、集団健診実施時に特定保健指導の利用勧奨を図るとともに、被扶養者の利便性などに配慮し、集団健診と同じ会場で保健指導を受けられる体制を整備する。 なお、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図り、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。また、健診データの分析結果等を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。 (4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組 (コラボヘルス) <ul style="list-style-type: none"> ○「データヘルス計画」による協働事業や「健康宣言」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。 (5) 重症化予防対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○二次勧奨実施予定人数 2,500 人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 600 人 (6) 各種業務の展開 <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体との連携については、覚書・協定の締結等に基づく、健康づくり事業を具現化するとともに、その事例を保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等を通じて、行政機関や他保険者と共有し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>■組織の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の検証を随時実施し、支部内のグループ間連携を強化するとともに、必要に応じ見直しを行い運営体制の強化を図る。 ②コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・打合せ会、研修会を通じ遵守を徹底する。

・各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

③人材育成の推進

・平成 28 年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成する。新人事制度における役割等級制度の浸透を図り、各職員が職責に応じた役割定義を理解しその役割を果たすことを徹底する。

・コミュニケーションを強化し、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ風通しの良い組織風土・文化の更なる定着を図る。

・「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々業務遂行を通じて「職場で育てる」という組織風土を醸成する。

■業務改革・改善の推進

・事務処理誤り防止に向け、事務処理手順書を遵守するとともに、効率的なチェック体制等の徹底により事務処理誤りの発生を防止する。

・支部活性化プロジェクト会議を開催し、加入者の利便性及びサービスレベルアップへ向け現状業務の更なる効率化に努め改善を図る。また、業務のアウトソース推進により、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

■経費節減

①競争入札等の実施

・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。

・予定価格 100 万円を超える契約について、一般競争入札を実施する。

②適切な在庫管理

・物品（備品、消耗品）等の払い出し、在庫状況を常に把握し適切な在庫管理を行う。

③エネルギー消費の無駄などの削減

・業務上支障のない消灯及び室温管理の徹底等、電力消費の軽減を実施する。

平成 29 年度 事業計画（愛知支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>A. 健康保険組合連合会愛知連合会・愛知県国民健康保険団体連合会・自治体とは、保険者団体として意見交換や共同事業を通じた連携強化を図る。</p> <p>B. 関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会保険労務士会、中小企業診断士協会、商工会議所、商工会連合会、中部経済産業局、中部運輸局等）とは情報交換や連携事業を通じた協働の追求と連携強化を図る。</p> <p>C. 自治体・関連団体と連携した健康づくりイベントを開催して加入者の健康増進を図る。（共同健康イベント、フットサル大会、ウォーキング大会等）</p> <p>D. 新 医師会との意見交換を有効に機能させ、事業を効果的・効率的に実施する。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策（医療費適正化、平成 30 年度に向けた意見発信、地域医療への関与）</p> <p>A. 「奥様にも健診プロジェクト」、「ヘルスアップ通信簿を活用した健康宣言事業」、「糖尿病重症化予防事業」等のデータヘルス事業を確実に実施し、加入者の健診受診率及び健康度の向上を図る。</p> <p>B. 自治体と連携して医療費適正化事業（子ども医療費やコンビニ受診に関する周知広報等）を推進するとともに、県内全自治体との協定締結を目指す。</p> <p>C. 新 自治体カルテを作成して自治体の課題抽出を行い、自治体と連携して地域の医療費適正化を図る。</p> <p>D. ＜強化＞平成 30 年度からのインセンティブ制度の本格運用に備え、予防・健康づくり、医療の効率的な提供への働きかけに関する取組みを強化する。</p> <p>E. 新 健康保険組合連合会愛知連合会・愛知県国民健康保険団体連合会と連携して保険者協議会を運営し、平成 30 年度に向けて医療計画や医療費適正化計画、国保制度改革に関する意見発信を行う。</p> <p>F. 自治体や関係機関等の主催する各種会議にて協会の意見を積極的に発信する。（地域職域連携推進会議や国保運営協議会、健康づくり推進協議会健康増進部会・歯科保健対策部会、たばこ対策推進会議等）</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進（使用割合 70%を目指す）</p> <p>A. 軽減額通知を有効活用し、自治体と連携した同時期発送や地域薬剤師会・医師会への協力要請を通じてジェネリッ</p>

ク医薬品の使用拡大を図る。

- B. 愛知県薬剤師会と連携し、薬局窓口での説明を強化してジェネリック医薬品への切り替えを推進する。
- C. **新** 県内の薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合を「見える化」して医療機関・薬局へ働きかけることにより、ジェネリック医薬品の使用拡大を図る。
- D. **<強化>** 薬剤師会・自治体との共催によるジェネリック医薬品に関するセミナーを開催して普及促進を図る。
- E. 広報誌、メルマガ、名古屋市営地下鉄ステッカー広告を活用して加入者・事業主への広報を推進する。
- F. **新** オーソライズドジェネリックの広報や子ども医療費への適用も含めた効果的な取り組みを展開する。

(4) 調査研究の推進等

- A. **<強化>** 外部有識者と連携して医療費・健診データの調査分析を行い、研究会・学会等での発表を目指す。
- B. **<強化>** 協会保有情報を評価分析し、ホームページへの掲載や各種会議での活用を通じて発信する。
- C. **<強化>** 協定締結自治体や関係団体と連携して保有データ等の分析を行い、加入者・地域住民の健康度向上策の実施に活かす。
- D. **新** GIS（地理情報システム）を利用したわかりやすい医療費情報の分析と意見発信を行う。

(5) 広報の推進

- A. **<強化>** 加入者・事業主目線の広報を推進する。（広報委員会、各種セミナーアンケート等の活用）
- B. **<強化>** 加入者属性に応じたメルマガ広報の実施及び登録者 10,000 名への拡大を図る。（広報誌、説明会等の活用、健康保険委員への勧奨）
- C. 各種媒体を利用して広範な加入者にわかりやすい広報を行う。（新聞、ラジオ、ホームページ、インターネット広告等）
- D. **<強化>** 「協会けんぽのしおり」を活用し、制度改正時には事前セミナーや説明会を実施する等、制度や事務手続きの周知を図る。
- E. **<強化>** 関連団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会保険労務士会、中小企業診断士協会、商工会議所、商工会連合会、中部経済産業局、中部運輸局等）と連携して業種・業界向けの効果的な広報を行う。（会報誌、メルマガ、連名チラシの活用）
- F. 協定締結自治体と共同して地域住民への広報を行う。

	<p>G. 若年層向け健康保険制度の教育・広報を行う。(看護学生向け出前講座、高校生等の職場体験受け入れ、小学生5年生を対象とした健診ポスターコンクール)</p> <p>(6) 的確な財政運営</p> <p>A. 財政の健全化を目指し、予防・健康づくりの重要性について情報発信する。(セミナー、社会保険委員会、研修等の講演会での説明等)</p> <p>B. 評議会に財政状況を報告し、評議会意見に基づく事業運営を行う。</p> <p>C. ホームページに協会の財政状況を掲載し、広範に情報発信する。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取り組み</p> <p>A. サービススタンダード100%を遵守する。</p> <p>B. コールセンター(お客様の声)の受電内容を分析して業務に反映させる。</p> <p>C. <強化> 日本年金機構、愛知労働局と連携した「退職事務手続研修会」「出産関係事務研修会」を開催し、退職時や出産時のスムーズな手続きの周知に努める。</p> <p>D. <強化> 高額療養費の未申請者に対して支給申請手続きの定期的勧奨を行う。</p> <p>E. <強化> 医療機関向けの健康保険事務説明会を実施して制度周知と業務の効率化を図る。(限度額適用認定証の利用促進、傷病手当金の医師意見書欄の記載方法等)</p> <p>(2) 保険給付の適正化</p> <p>A. 審査対象を重点化して集中的かつ効果的な審査を行う。</p> <p>(a) 高報酬者及び資格取得直後申請者</p> <p>(b) 労災隠しの排除(負傷日時や場所を確認し、労災の可否を判断)</p> <p>(c) 海外出産に対する出産育児一時金(パスポート、現地医療機関領収書による事実確認)</p> <p>(d) 療養費(柔整、はり灸・マッサージ、治療用装具)に対する事実確認(患者照会、医師(施術師)照会等)</p> <p>B. 事案検討による審査基準の共有化、審査医師等による研修会を通じて審査のレベルアップを図る。</p> <p>C. 不正請求疑義案件に対しては保険給付適正化会議の協議に基づき事業主への立入検査を実施する。</p> <p>D. 新規に施術所を開設した柔道整復師に対する研修会を実施し、適正な保険請求を周知する。</p> <p>E. <強化> 愛知県医師会や日本義肢協会等の関係団体との連携を強化して適正化に対する協力関係を構築する</p>

- F. **新** 「東海4支部合同不正請求防止プロジェクト会議」の開催を通じて療養費の給付適正化を図る。
 - G. 健康保険組合連合会愛知連合会や協定締結自治体との研修会や情報交換を通じて療養費の知識向上及び審査基準の統一化を図る。
 - H. 柔整療養費の不正請求防止に向けて、健康保険組合連合会愛知連合会や愛知県柔道整復師会と共同して自治体保健所に施術所の不適切な広告に関する情報提供の仕組みを構築する。
 - I. **<強化>** 柔整審査会の効果的な審査体制を確立する。
- (3) **<強化>** 限度額適用認定証の利用促進（前年比120%を目標）
- A. 事業主や健康保険委員等に対し、チラシやリーフレットによる広報を実施する。
 - B. 健康保険委員研修を活用して周知する。
 - C. 申請書設置機関における使用促進を図る。（医療機関での利用状況分析と申請書設置依頼の効果的な推進）
 - D. 限度額適用認定申請書の設置場所の拡大を図る。（協力医療機関の拡大、健康サポート薬局の活用等）
 - E. **新** 県医師会を通じて、会員医療機関に限度額適用認定証の周知を図る。
- (4) 債権の発生抑制と早期回収（平成28年度実績を上回る）
- A. 保険証の回収強化により債権回収率の向上を図る。（一般被保険者分は全国平均以上、任意継続被保険者分は平成28年度実績を上回る）
 - (a) 保険証の返納催告（文書、電話）の計画的な実施（資格喪失処理後2週間での催告）
 - (b) 任意継続被保険者の保険証未返納者に対する訪問催告の実施
 - (c) **<強化>** 保険証未返納者が多い事業所に対する督励の実施（保険証回収の徹底を依頼）
 - (d) 職業安定所における退職後の健康保険の手続きチラシの配布による周知
 - B. 納付期限内に納付のない債務者及び納付約束にも拘らず納付のない債務者に対する徴収を強化する。
 - (a) 文書催告、電話催告の計画的実施
 - (b) 高額の債務者に対する訪問催告の計画的実施
 - C. 高額かつ悪質な債務者に対しては、支払督促等の法的対応や顧問弁護士を活用した法的対応を有効活用する。
 - D. 支部全体で債権の発生抑制、債権回収に取り組むため、債権担当者会議（代表者会議出席者）を実施する。（月1回）
 - E. **<強化>** 資格喪失後受診等にかかる自治体との保険者間調整により積極的な債権回収を実施する。

F. **新** 債権回収率の向上を図るため弁護士名による催告を実施する。

(5) 被扶養者資格の再確認

被扶養者に該当しなくなった者の無資格受診防止や高齢者医療にかかる拠出金適正化のため、年金事務所・名古屋広域事務センターとの連携のもと、事業主の協力を得て被扶養者資格の再確認業務を的確に実施する。

(6) 効果的なレセプト点検の推進（資格・外傷・内容）

A. 加入者1人当たりの点検効果額及び査定効果額の向上を図る。

B. 内容点検効果向上計画を策定し確実に実行する。

(a) 自動点検システムを活用した効果的な点検の実施

(b) レセプト点検員及び内容点検担当職員のスキルアップ

・本部、ブロック、支部主催研修への参加及び確実な伝達

・審査医師等の医学的な助言をもとにした点検領域の拡大（内科月2回、整形月1回、歯科月2回、調剤月1回）

・点検員による勉強会の開催及び情報の共有（医科・調剤月1回、歯科月2回）

・健康保険組合連合会愛知連合会との点検事例の情報共有

(c) 再審査結果の疑問点等に対する支払基金との協議（毎月1回）

(d) 内容点検業務の外部委託（一部地域分）による支部の内容点検の充実、点検委託業者のノウハウ収集と活用

C. 関係団体との連携を図る。

(a) 不適切な請求に対する厚生局・支払基金等への情報提供

(b) **強化**医療機関向け説明会の開催を活用して負傷原因確認や第三者行為届提出促進の依頼、保険証確認（受診の都度）の徹底を要請

(c) **新** 医師会、損保協会との第三者行為届提出促進等に関する協力連携

D. 多重受診者に対し、文書等による適正受診指導を実施する。

E. 損保会社（加害者）の過失割合の認定に関し、顧問弁護士を有効活用する。

(7) 健康保険委員の拡大及び活動強化

A. メリットを強調した文書・電話勧奨により健康保険委員の拡大を図る。

	<p>B. 事業所新規適用時からの加入を促すため、年金事務所・愛知労働局とも連携して重点勧奨を行う。</p> <p>C. 実務研修やセミナー等を実施して健康保険委員活動を支援・強化する。</p> <p>D. メルマガを利用した情報提供を拡充する。</p> <p>E. 新規委嘱者には「健康保険と手続き DVD」を配付して実務研修の未受講を補完する。</p> <p>F. 協会けんぽ推進員（他健保に加入している事務担当者）に対しても同様に情報提供を行う。</p> <p>G. 日本年金機構と共催して健康保険委員表彰式を実施する。（年金委員表彰式と同時開催）</p> <p>H. 愛知県社会保険委員会連合会健康保険委員部会への事業報告を行い、健康増進事業等への理解と参加を要請する。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <p>A. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：822,523人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 70.0%（実施見込者数：575,766人） ・事業者健診データ 取得率 8.0%（取得見込者数：65,801人） <p>B. 被扶養者（受診対象者数：273,072人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 26.0%（実施見込者数：70,998人） <p>(2) 保健指導</p> <p>A. 被保険者（受診対象者数：133,445人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 14.2%（実施見込者数：18,949人） <li style="margin-left: 20px;">（内訳）協会保健師実施分 7.7%（実施見込者数：10,275人） <li style="margin-left: 20px;">アウトソーシング分 6.5%（実施見込者数：8,674人） <p>B. 被扶養者（受診対象者数：5,253人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 7.0%（実施見込者数：367人） <p>(3) 受診勧奨対策</p> <p>A. <強化>協定締結自治体と連携して健診受診率の向上を図る。（新協定自治体を含めた特定健診とがん検診の同時受診を推進）</p> <p>B. <強化>外部委託業者を活用して未受診事業所への電話勧奨を行う。（健診・保健指導）</p> <p>C. <強化>アクセス面のメリット、各種測定器を呼び水にして来所相談を強化する。（保健指導）</p>

- D. **新** 特定保健指導の継続支援を一部外部委託し、初回面談、訪問勧奨に注力する。
- E. **新** 新規適用事業所への迅速な受診勧奨案内を実施する。(健診)
- F. **新** 委託機関によるインセンティブ制度を活用した受診勧奨を実施する。(健診・保健指導)
- G. **新** 過去の健診データを活用した特定健康診査の未受診者勧奨を実施する。
- H. 保健指導未実施の事業所に対し、委託専門機関による実施勧奨を行う。(夕刻、土曜等での実施)
- I. 集団健診(小規模事業所)の実施を拡大するため、検診車を持つ委託機関に拡大及び新規委託を要請する。
- J. 特定健康診査(被扶養者)を対象とした集団健診を拡充する。
- K. 実施率の低い特定保健指導委託実施機関への訪問指導及びアドバイスを実施する。
- L. 「奥様にも健診プロジェクト」を効果的に活用して特定健康診査(被扶養者)の受診を促進する。

(4) その他の保健事業

- A. **<強化>** 中部運輸局と連携して運輸事業者への健康づくりに取り組む。
- B. **新** あいち健康プラザや協定自治体と連携して糖尿病重症化予防に取り組む。
- C. **新** 重症化予防対策を推進する。
 - (a) 健診機関による未治療者に対する重症化予防の取り組み
 - (b) 糖尿病重症化予防として治療中断者に受診勧奨を実施
- D. **新** メタボ予備軍への介入によるメタボ減少率の向上を図る。
- E. 大学等研究機関と連携した健康づくり事業を実施する。
- F. 保健指導担当者向け研修会を定例化する。
- G. 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取り組みを推進する。(コラボヘルス)
 - (a) **<強化>** ヘルスアップ通信簿の展開および自治体・関連団体(商工会議所、商工会、社会保険労務士会、中小企業診断士協会、中部経済産業局、中部運輸局等)と協働した健康宣言事業の推進(目標1,200社)
 - (b) 事業主名による案内を活用した「奥様にも健診プロジェクト」や「従業員の禁煙を促進する取り組み」によるコラボヘルスの推進
 - (c) 関係団体と協力した健康経営啓発セミナー・講演会の開催

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

- A. グループ代表者会議を開催して進捗状況や支部方針の確認を行う。(毎週1回)
- B. 必要に応じて部・グループを超えた応援体制を構築する。
- C. コンプライアンス、リスク管理を徹底する。
 - (a) 個人情報保護、情報セキュリティの徹底
 - (b) 自主点検の実施(半期に1回)
 - (c) **新** 倉庫内の棚ごとの管理者名明記による個人情報の管理徹底
 - (d) **新** 簡易チェック表による自己管理の徹底
 - (e) 各種委員会の定期的開催及び決定事項の周知と遵守(衛生委員会、コンプライアンス委員会、個人情報管理委員会等)
 - (f) 職員のメンタルヘルスケアへの支援体制の強化
 - (g) **新** 大規模自然災害が発生した際の協会事業の継続・早期復旧を目的とした訓練の実施
- D. **新** 協会のミッションや目標を職員が共有し、新人事評価制度における目標設定を通じて、一人ひとりの目標を協会の事業計画の達成に繋がられるよう意識改革を推進する。
- E. 多様で優秀な人材確保に向けて学校関係への積極的なアプローチ及び企業説明会への参加を推進する。

(2) 人材育成等の推進

- A. 各種研修により良識ある人材を育成する。(メンタルヘルス研修、ハラスメント研修、コミュニケーション研修等)
- B. 実務研修によるスキルアップ及び協会けんぽミッションの更なる周知を図る。
- C. 関係機関等から講師を招いた研修を実施する。(日本年金機構、東海北陸厚生局、顧問弁護士、審査医師等)
- D. 待遇にかかる課題の抽出と効果の可視化による接遇力向上を図る。
- E. **新** グループ長及びグループ長補佐に対するマネジメント能力向上を目的とした研修を実施する。
- F. **新** 主任及びスタッフに対するチームビルディング研修・合宿を実施する。
- G. **新** 外部講師による次世代管理職育成研修を実施する。(主任、スタッフから選定)

(3) 業務改革・改善の推進

- A. **新** 電話照会が多い案件について、ホームページ等を活用して広報の充実を図る。

B. 業務改善提案制度の拡充を図る。

- (a) <強化> サービス向上・改善委員会を通じたCS向上、業務効率化の促進
- (b) 優秀な改善提案に対する支部内表彰（年2回）による業務改善提案制度の促進
- (c) 契約職員も含めた全職員による業務改善提案制度の運営（輪番制で改善係を任命）
- (d) **新** グループワークによる意識の共有と向上

C. 関係機関等に支部職員の講師派遣を行う。

- (a) <強化> 各社会保険委員会の総会や事務研修会における健康保険事務手続きや健康づくり事業等の説明
- (b) <強化> 社会保険協会主催の事務講習会における健康保険事務手続き等の説明
- (c) 日本年金機構職員への健康保険制度等の説明

(4) 経費の節減

- A. 業務経費・一般管理費の他支部比較と分析を基にして経費の適切な管理を行う。
- B. 随意契約の見直しやweb発注を活用して適切な在庫管理を徹底する。
- C. 光熱使用量の情報提供により省エネの意識付け及び稼働時間の見直しを行う。（対前年度比5%減を目標）
- D. 調達委員会の開催や調達結果等のホームページ公表により透明性の確保を図る。（対前年度比5%減を目標）
- E. **新** 単純業務のアウトソーシング化により人件費の削減を図る。
- F. **新** 消耗品費の情報提供による節約の意識付けと再利用により消耗品費を削減する。

平成 29 年度 事業計画（三重支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>①保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療費や健診データの分析を行い、その結果を県、市町、医療関係団体へ提供し、加入者の疾病予防や健康増進のために活用する。また、分析ツール「GIS」の活用により各種データの見える化を行う。 2. 県、市町、医療関係団体が実施する健康づくり事業等にブース等を出展し、加入者に対して健康を意識した生活習慣の改善を啓発する。 3. 県内自治体及び関係機関との連携、協働事業実施のため、事業協定の締結を進める。 4. データヘルス計画（3年目）の集大成として、健康宣言事業所のフォローとリスク保有対象者へのアプローチを行い、「糖尿病への移行を防ぐ・重症化を予防する」を職場や地域の活動として定着をさせていく。 5. 健康経営を普及させるため、商工会議所と連携し県内各地域で事務説明会と健康経営についてのセミナーを開催し健康保険制度の説明と健康経営について紹介しエントリー事業所を増やしていく。また、業態別、業種別に医療費や健診データの分析を行い健康宣言事業所への取り組み課題などを共有しサポートを行う。 6. 医療系大学の学生を対象とした健康保険制度の講義を行い社会保障制度についての理解を深めてもらう。また、将来に向けて地域や社会で貢献をいただけるように保健指導についても紹介する。 <p>②地域の実情に応じた医療費適正化の総合的な対策</p> <p>事業協定を締結している津市、名張市、菰野町、伊勢市、いなべ市についてはより詳細な医療費分析を行い、それぞれの地域の健康課題について情報提供をする。また課題を共有することにより連携した保健事業につなげていく。</p> <p>③ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 限度額適用認定証申請セットに継続的にジェネリックQ&Aと希望シールを同封し、使用を促進する。 2. ジェネリックセミナーを開催し普及促進を図る。 3. 三重県後発医薬品適正使用協議会での積極的な意見発信を行う。 4. 映画館でのジェネリックCM上映により軽減額通知の対象外である若年層への啓発を行う。 5. 医療関係団体と連名にて薬に関する啓発ポスターを作成し、医療機関や薬局へ配布する。 <p>④地域医療への関与</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療審議会等への参画及び医療保険者としての情報提供及び提言を行う。 2. 保険者協議会の活性化を図り、積極的な意見提言を行う。

	<p>⑤定期広報の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホームページ、メールマガジンを通じて、健康保険制度や協会けんぽの事業をわかりやすく伝える。 2. 広報誌「けんぽだより」の発行、社会保険協会が発行する広報誌「社会保険みえ」に記事を掲載し、タイムリーな情報を提供する。 3. 健康経営に取り組み県内の企業を「シリーズ健康経営」にて紹介し、その普及に努める。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>⑥サービス向上のための取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様満足度調査結果を検証し、窓口対応や電話対応のスキル向上を図り、サービスの改善に努める。 2. 「お客様の声」を積極的に拾い上げ、「サービス推進委員会」で検討し、改善を行う。 3. 現金給付申請書の受付から給付金の振り込みまでの期間をサービススタンダードと定め、正確な事務処理を遂行する。なお、サービススタンダードの期間は10営業日以内とする。 4. 「任意継続申請セット」を作成して制度の周知を行いつつ、加入者の利便を図る。 5. 傷病手当金等給付申請書の不備返戻を減らすため、「申請書作成支援サービス」の活用を推進する。また、記入誤りが多い箇所について専用チラシを作成し、加入者にわかりやすく制度を伝え、支払にかかる期間を短縮する。 6. 新規適用事業所事務説明会や新任事務担当者講習会を開催し、制度の周知や事業の浸透を図る。 <p>⑦限度額適用認定証の周知</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「限度額適用認定証セット」を医療機関に配布して加入者の利便を図り、制度の利用促進を図る。 2. 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、申請手続きの勧奨を行う。また限度額適用認定証についても周知を図る。 <p>⑧窓口サービスの展開</p> <p>加入者の利便性及び地域性の観点から、四日市年金事務所への職員1名配置による窓口サービスの提供を行う。</p> <p>⑨被扶養者資格の再確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 無資格受診の防止及び高齢者医療費にかかる拠出金の適正化を目的に、日本年金機構と連携し被扶養者資格の再確認業務を的確に実施する。 2. 被扶養者資格書類の未提出事業所に対しては、文書、電話による提出勧奨を行う。なお回収率は、平成28年度実績を上回るものとする。 <p>⑩柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 接骨院・整骨院の正しいかかり方を周知するため、周知リーフレットを配布する。

	<p>2. 現金給付適正化対策要領に基づき適正な審査に努め、頻回受診者への文書照会や訪問による聞き取りを積極的に実施する。また、照会結果に応じて施術所への聞き取り調査・指導を行い適正化に努める。</p> <p>⑪保険証の回収強化</p> <p>1. 加入者が退職等の際には必ず保険証を添付のうえ届出いただくよう日本年金機構と協力・連携を図り、早期回収に努める。</p> <p>2. 保険証未回収件数が多い事業所、返納金が多く発生した事業所を抽出し訪問。早期回収への協力を依頼する。</p> <p>3. 保険証未返納者への早期催告により債権発生防止に努める。</p> <p>⑫効果的レセプト点検の推進</p> <p>1. 資格点検 資格喪失後受診や負担額誤りのレセプトを全件抽出し、医療機関への差し戻しや被保険者への返還請求を行う。</p> <p>2. 外傷点検 外傷病名を抽出し、被保険者あてに負傷原因照会を実施する。なお、第三者行為、業務災害、通勤災害に該当する場合は返還請求を行う。</p> <p>3. 内容点検 診療報酬が保険請求として適正であるかの確認を行う。点検員のスキルアップを図るため各種研修会への参加、勉強会の開催、支払基金との協議を強化し査定額を向上させる。</p> <p>⑬積極的な債権管理回収業務の推進</p> <p>不適正に使用された医療費の回収のため、顧問弁護士名による催告件数の拡大、保険者間調整のスキームの活用、法的手続きや居所不明者の調査の実施等により債権回収を確実に実施する。</p> <p>⑭健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>1. 健康保険制度や健康診査等についての理解がより深められるように健康保険委員研修会を開催する。</p> <p>2. 各種研修会、保健師の事業所訪問などの機会を活用し健康保険委員の加入勧奨を行う。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>⑮データに基づいた保健事業の推進</p> <p>○上位目標：糖尿病の予防と重症化を防ぐ。</p> <p>○下位目標：運動による血糖値の改善。地域、職場、自治体の協働による健康支援体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菰野町内事業所への健康経営普及と健康宣言後のフォローにより職場を活性化させる。 ・未受診者への受診勧奨と地区医師会（かかりつけ医）との連携により重症化を予防する。

- ・菰野町との連携（データ分析、集団健診の実施）により地域の特色にあわせた効果的な保健事業を進める。

⑩特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：182,226人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 63.1%（実施見込者数：114,985人）
 - ・事業者健診データ 取得率 13.2%（取得見込者数：24,140人）
- 被扶養者（受診対象者数：56,355人）
 - ・特定健康診査 実施率 30.0%（実施見込者数：16,907人）
- 健診の受診勧奨対策
 - ・新規適用事業所への電話、訪問により受診勧奨を行い、保健事業への理解と協力を求める。
 - ・健診実施委託機関の拡大により、健診機関が少ない地域の環境を整備する。
 - ・集団健診の実施（がん検診と同時開催、ワンコイン健診など）により受診しやすい機会を提供する。
 - ・大型商業施設内での集団健診により利便性を図る。
 - ・受診キャンペーン「特定健診+α」を企画、宣伝を行い受診者の増加を図る。
 - ・三重県・労働局との連名による健診結果データ提供を依頼し、保健指導へとつなげていく。

⑪特定保健指導の推進

- 被保険者（受診対象者数：26,434人） $(114,985+24,140) \times 19.0\%$ 29年度見込み数値×27年度該当率
 - ・特定保健指導 実施率 17.0%（実施見込者数：4,504人）
 - （内訳）協会保健師実施分 15.0%（実施見込者数：3,975人）
 - アウトソーシング分 2.0%（実施見込者数：529人）
- 被扶養者（受診対象者数：1234人） $16,907 \times 7.3\%$ 29年度見込み数値×27年度該当率
 - ・特定保健指導 実施率 3.5%（実施見込者数：44人）
- 保健指導の受診勧奨対策
 - ・特定保健指導キャンセル事業所を訪問し、保健指導の意義や重要性についてあらためて認識いただけるよう説明、再勧奨を行う。
 - ・特定保健指導専門業者へ業務委託を行い、県内全地区をカバーする。これにより、支部保健師が少ない地域の方にも保健指導などのサポートを行うことが可能となる。

	<p>⑱事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）</p> <p>○ 県内健康宣言事業所へ訪問し、目標設定や取組状況など支援を行う。</p> <p>⑲重症化予防対策の実施</p> <p>○ 二次勧奨実施予定人数 1,105人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未受診者に対し三重県医師会との連携による「かかりつけ医」への受診勧奨を実施し、早期治療を促すことで重症化予防に努める。 ・重症域と判断される方には直接訪問し、受診勧奨、保健指導を行う。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>⑳組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>1. 組織運営体制の強化</p> <p>『加入者の皆様と接する機会を増やし、より多くのご意見をお聞きします』を三重支部共通テーマとして継続実施し各種事業を展開する。</p> <p>2. 新人事制度の適切な運用による実績や能力本位の人事の推進</p> <p>協会の基本使命や目標を踏まえ、個々の職員の役割や目標を明確化し、目標管理制度や人事評価制を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。</p> <p>3. 協会の理念を実践できる組織風土・文化のさらなる定着</p> <p>協会職員の働く基本姿勢である「行動規範」を全職員で励行する。</p> <p>4. コンプライアンス・個人情報保護の徹底</p> <p>コンプライアンスについては、支部内研修を通じてその遵守を徹底し、より高度な水準を目指す。</p> <p>5. リスク管理体制の整備</p> <p>リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスク項目の点検や分析、リスク管理能力向上のための研修の実施、平時からの訓練や管理職会議での検討・協議など、リスク管理体制を整備する。</p> <p>㉑人材育成の推進</p> <p>1. 本部主催の研修のほか支部内において適宜研修を開催し、職員の人材育成や業務知識の向上を図る。</p> <p>2. 支部内におけるジョブローテーションを定期的実施し、若年層の人材育成や各階層にもとめられる能力や知識の向上を図る。</p> <p>㉒業務改革・改善の推進</p> <p>サービス推進委員会により、現場の創意工夫や発想を活かした改善策を検討し、業務の効率化や標準化を支部内で共</p>

有することとし、さらに本部や他支部への情報共有を図る。

③経費の節減等の推進

1. 光熱費や消耗品費等の経費の節減に努める。
2. 物品等の調達について、競争入札、調達委員会の開催、見積合わせなど調達の適正化を図り、また適切な在庫管理を行う。
3. 物品等の調達結果について、ホームページによる公表を行い、調達の透明性を確保する。

平成 29 年度 事業計画（滋賀支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康増進に係る事業連携協定を締結した地方自治体及び関係団体と加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど更なる事業連携の推進を図る。 <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療構想の策定にあたり県内に設置されている地域医療構想検討会に参加し、加入者・事業主を代表した立場で、地域で高質かつ効率的な医療提供体制の構築に向けた意見発信を行う。 ○ 参画する各会議にて、加入者及び事業主に利益になるような視点で、医療計画、医療費適正化、健康増進等の意見発信を行う。 <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費適正化対策を更に推進するため、支部の独自性を活かしたパイロット事業を積極的に実施する。 ○ 医療機関におけるオンライン資格確認業務について、実施医療機関の稼働率の向上を図る等、その効果を高めるための取組を実施する。 <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パイロット事業として、ジェネリック医薬品の使用促進を薬局関係者へ直接的に働きかける“医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを通知するサービス”を継続し、分析結果を更に視覚的にもわかりやすく改善し提供する。 ○ パイロット事業を通じて、滋賀県薬剤師会との連携を図り、ジェネリック医薬品の使用促進の取組を協働して実施する。 ○ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の拡大を図るほか、年度内に 2 回の通知を継続する。 ○ 滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会の場で、ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県格差の是正と使用促進に向けて積極的に意見発信を行う。 <p>(5) 地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域職域連携推進協議会などの地方公共団体が設置する健康づくりに関する検討会等に参加し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

	<p>(6) 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険者機能の発揮に向けて、GIS（地理情報システム）による医療費分析等を行い、加入者・事業主等に情報提供する等、各種事業の推進に活用する。 ○ 滋賀県保険者協議会・市町や医療関係団体と連携し、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。 <p>(7) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者・事業主が必要としている情報をお伝えするという視点から、マンガ等のイラストを活用し、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施する。 ○ 協会の発信力を広げるため、タイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとして、ホームページ、メールマガジンを充実させる。 ○ 滋賀県、市町、関係団体との連携による広報を行うことや、地方自治体や関係団体が行う健康セミナー等で共同開催するなどより広く関係者に協会の存在感や、協会の取組を示す。 ○ 各種研修会等を通じて、加入者にメリットのある制度の認知度向上のため、制度や申請手続きの説明のほか、協会で行う事業内容の周知を行う。 <p>(8) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協会の中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担のあり方等について、広く加入者・事業主の理解を得るため、関係方面に対し積極的に意見発信を行う。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日以内）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実に支給を行う。 ○ 健康保険給付などの申請については、郵送による申請や正確な記入や証明を促進するため、各種広報や研修会等において周知を行う。 <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対する広報を強化するとともに、地域の医療機関の窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。 ○ 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧

奨する。

(3) 窓口サービスの展開

- 協会窓口のお客様満足度を維持・向上するため、お客様満足度調査の結果や窓口職員との情報共有を通じてサービス改善に取り組む。また、地域の特性、利用状況及び届書の郵送化の進捗状況を考慮のうえ、特に年金事務所窓口については、サービス低下とならないよう配慮し必要な見直しを行うなど効率的かつ効果的な窓口体制の運営を行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

- 高齢者医療に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ本部スケジュールに則り的確に実施する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請や、審査会で指摘された申請について加入者への文書照会を強化する。また、回答の結果、請求内容に不正が疑わしいものについては、必要に応じて調査を行い地方厚生局への情報提供を行う。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請及び資格取得直後で標準報酬月額が高額な申請については、本部抽出データに基づく重点調査を行う。
- 審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業所への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

- 内容点検効果額の目標達成に向けた取組として、効果額向上のための行動計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。
- 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を実施する。
- 点検員のスキルアップと平準化を図るため、個別事案に対する査定事例の集約・共有化をし、外部講師などを活用した研修や、また、勤務成績に応じた評価を行う。
- 内容点検業務の一部について外部委託を引き続き実施し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。

	<p>(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般加入者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般加入者分や協会で行う任意継続加入者分に対し、文書や電話による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。 ○ 資格喪失後（または被扶養者削除後）の保険証の確実な回収のため、事業所や医療機関の窓口に保険証適正使用のチラシやポスターなどを活用して周知啓発を図る。 ○ 保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、退職時の保険証の回収についての指導に努める。 <p>(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 返納金債権については、文書、電話、訪問による催告を行い、迅速かつ確実に債務者への接触・折衝を行い、早期回収を図る。 ○ 一定の未返納者に対しては、委託弁護士を活用した催告から内容証明による催告、さらに法的手続きによる回収の強化を図る。 ○ 損害賠償金債権で加害者への直接求償等、折衝が困難な事案については、委託弁護士を活用した早期の折衝と専門的知識と経験による回収の強化を図る。 ○ 資格喪失後受診による返納金債権については、受診時に国民健康保険に加入しており、かつ、高額な返納金で一括支払いが困難な債務者に対しては、保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収の強化を図る。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>[上位目標（成果目標）] 虚血性心疾患及び他の心疾患の重症化を防ぐ（目標達成時期：平成 29 年度末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「データヘルス計画」については、①特定健診・特定保健指導の推進、②事業主の健康づくり意識の醸成を目指した取組、③重症化予防対策を計画の柱とし、上位目標の実現のために以下の下位目標①～⑥の施策を実施する。また、目標の確実な達成に向けて各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、P D C A を十分に意識して実行する。

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

《被保険者の健診受診率向上に向けた施策》

[下位目標①(手段目標)] 健診(検診)の必要性、補助制度等、健診の魅力を感じるようになる

- 滋賀労働局等の関係団体との事業連携を強化し、連名による文書等による勧奨を強化し、事業者健診データ取得の促進を図る。
- 新規適用事業所や任意継続取得者に対し、個別に文書による健診受診を勧奨する。

《被扶養者の健診受診率向上に向けた施策》

[下位目標②(手段目標)] 付加測定の実施、がん検診の同時実施等により、多面的な健康状態の把握ができる。

- 地方自治体との事業連携を強化し、市町が行うがん検診との同時実施や協会主催の集団検診(無料健診)を実施するとともに、「オプション健診」や個人負担の検査項目の追加などにより受診者の増加を図る。
- 新規で認定した被扶養者に対し、個別に文書による特定健診受診を勧奨する。

【数値目標】

◆被保険者(40歳以上)(受診対象者数:122,819人)

- ・生活習慣病予防健診 実施率 63.9% (実施見込者数:78,542人)
- ・事業者健診データ 取得率 12.0% (取得見込者数:14,687人)

◆被扶養者(受診対象者数:40,100人)

- ・特定健康診査 実施率 33.0% (実施見込者数:13,234人)

(3) 特定保健指導の推進

[下位目標③(手段目標)] 保健指導実施率向上による早期の介入(重症高血圧のリスクや循環器疾患の予防方法を伝える)

- 特定保健指導を実施していない特定保健指導対象者に対し、身近な場所で保健指導を受けられるよう公共施設等での集団特定保健指導を実施する。
- 健診実施委託機関を活用した特定健診の実施後に行う健診結果説明会において特定保健指導の同時実施を行う。

【数値目標】

◆被保険者（受診対象者数：16,968人）

- ・特定保健指導 実施率 20.7%（実施見込者数：3,509人）
（内訳）協会保健師実施分 18.7%（実施見込者数：3,171人）
アウトソーシング分 2.0%（実施見込者数：338人）

◆被扶養者（受診対象者数：1,191人）

- ・特定保健指導 実施率 16.5%（実施見込者数：197人）

（4）事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

[下位目標④（手段目標）] 事業主が自社の健康状況を理解し、健康づくりに取組む（コラボヘルス）

- 健康経営の普及及び促進するため、「健康アクション宣言」を行う事業所数の拡大を図る。（平成29年度末までに100社）
- 「健康アクション宣言」を行う事業所数を拡大するため、引き続き滋賀県や協定を締結している経済団体や経営者団体等と連携の強化を図る。
- 事業所の健康づくりを支援するため、事業所へ臨床心理士や管理栄養士が訪問し、メンタルヘルスや糖尿病予防等に関する健康講座を実施する。
- 健康測定機器の活用やラジオ体操第3の普及促進を通じて、事業所に健康づくりの“きっかけ”を提供するとともに、健康づくりの取組が優良な事業所に対しては、モニターとして高度な健康測定機器の貸出や歯科検診の補助を行い、従業員の健康意識の改善や行動変容を調査・分析する。
- 事業所における健康づくり事業の推進のための活動や功績に対して健康づくり推進事業所表彰を実施する。

（5）重症化予防対策の実施

[下位目標⑤（手段目標）] 健診結果を正しく理解し、受診行動を取る（重症化予防）

- 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない未治療者に対し、文書や電話等による二次勧奨を実施する。

【数値目標】

- ◆二次勧奨実施予定人数 832人

	<p>(6) 各種業務の展開</p> <p>〔下位目標⑥（手段目標）〕 滋賀県の女性の健康寿命が全国的にも下位（第39位）に位置していることを広く周知し、他人事でないことに気づく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体・関係団体が開催する健康イベントにブース等を出展し、来場者に対し健康づくりのアドバイス、健診受診勧奨等により健康意識を高めるとともに、協会けんぽの認知度向上を図る。 ○ 地方自治体との協定・連携の具体的事業として、協働で健診受診勧奨に向けた啓発活動を実施する。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 週次に管理職による定例会議を行い、各グループとの連携を密にし、内部統制（ガバナンス）の確保や部門間連携など組織運営体制を強化する。 ・ 月次に各グループの進捗会議を行い、事業の進捗状況の確認や検証を行うとともに、支部全体での共有を図る。 ・ 各グループの代表職員によるスマートプロジェクト会議を開催し、各グループの課題等を共有するとともに、組織横断的な活動によりグループ間の連携を図る。 ○ 実績や能力本位の人事の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用するとともに、評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ○ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、支部内職員に対してコンプライアンス遵守、ガバナンスの徹底、情報セキュリティに対する認識の改善を図る。 ・ 個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規定の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検する組織体制を構築し、徹底する。 ○ リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理については、大規模自然災害が発生した場合であっても、協会事業の継続・早期の復旧を図るため、引き続き事業継続計画の整備を進める。

(2) 人材育成の推進

- 「OJT (On the job Training)」「集合研修」「自己啓発」により、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を「現場で育てる」という組織風土を醸成する。
- 役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための階層別研修や、重点的な分野を対象とした業務別研修、及び支部の実情に応じた支部研修を実施する。
- 自己啓発に対する支援を行うため、オンライン研修や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(3) 業務改革・改善の推進

- 事務処理誤りが発生した原因の究明と再発防止策を検討し、改善策・再発防止策が一時的なものではなく、継続的に実施され、定着するような組織体制や仕組みを構築する。
- お客様満足度調査の調査結果をもとに加入者等のご意見やニーズを適切に把握し、創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組む。
- 職員の業務に対する参画意識の向上や改革意識の醸成を図るため、業務改善提案制度による企画・提案機会の確保を図る。

(4) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- 健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。
- 健康保険事業の推進のための活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。
- 健康保険委員委嘱者数の更なる拡大のため、健康保険委員未委嘱事業所に対し文書や電話、訪問等による勧奨を実施する。

(5) 経費の節減等の推進

- 競争入札や消耗品等の在庫管理等を適切に行い、経費の削減に努める。
- 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともにホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性を確保に努める。
- 平成 22 年度の最大使用料電力の 20%抑制した値を上限と定め、節電対策を実施する。

平成 29 年度 事業計画（京都支部）

項目	実施内容等
<p>基本方針</p> <p>1. 保険運営の企画</p>	<p>「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、保険者として実現すべき目標である「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」に対し、それぞれの目指すべき姿に向けて、目標を設定し取り組む。また、加入者及び事業主あるいは地域の医療提供体制に対して、個別の状況に応じた働きかけを行う業務を更に推進する。</p> <p>(1) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>国の目標数値（平成 29 年度中に 70%、30 年度～32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上）を達成すべく、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。</p> <p>①ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年 2 回】</p> <p>②年齢・性別、地域別、医療機関毎、薬局毎、薬効分類別にジェネリック医薬品の使用割合を分析</p> <p>③本部のツールを活用し、医療機関及び薬局関係者へ働きかけを実施</p> <p>④関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会、京都府後発医薬品安心使用対策協議会、国民健康保険運営協議会等）への意見発信</p> <p>⑤ジェネリック医薬品に関する研修会、セミナーの実施</p> <p>⑥ジェネリック医薬品の普及促進（ホームページに特設ページを開設し、ジェネリック医薬品に関する分析結果や安心情報を公開。メールマガジンによる呼びかけを実施。ジェネリック医薬品 Q&A 冊子やジェネリック医薬品希望シールを幅広く配布。）</p> <p>⑦関係団体との連携事業（健保連と連名で、薬局窓口にジェネリック医薬品推奨シールを貼付）</p> <p>(2) 地域医療や国民健康保険制度への関与</p> <p>30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。</p> <p>①医療審議会や地域医療構想調整会議等、医療提供体制に係る検討の場に参画し、加入者・事業主の意見を反映した意見発信</p>

- ②新たに設置される京都府国民健康保険運営協議会への意見発信
- ③医療保険者協議会を通じ、他の保険者と連携・共同した意見発信

(3) 調査研究の推進等

本部から提供されるデータやツールを活用し、支部独自又は関係機関と連携して、レセプトや健診結果データを分析し、課題を抽出する。

- ①GIS（地理情報システム）を活用した分析を実施し、特定健診受診勧奨対策等へ活用
- ②連携協定締結先が実施する地域の医療費や生活習慣病リスク保有者にかかる分析への協力
- ③近畿ブロックデータ分析研究会による分析精度の向上
- ④地域別、業態別の医療費分析の実施

(4) 広報の推進

健康保険制度をはじめ、保健事業、医療費適正化対策事業等、保険者機能を発揮した協会の取り組みを加入者・事業主へ周知する。また、メディアを活用して、加入者のみならず、広く一般の方々への広報も実施する。

- ①広報誌による情報発信（健康保険きょうと 年12回、社会保険きょうと 年12回）
- ②任意継続・限度額適用認定申請等、加入者にとってメリットのある制度の認知度の向上を図る
 - ・タイムリーな制度周知を図り、スムーズな手続きを促進するための申請セットを作成
- ③資格喪失後受診防止のための広報強化
 - ・医療機関への加入者向け啓発ポスターの配布、専用チラシの作成
- ④法律改正、制度周知、保険料率等について、医師会・薬剤師会等、行政、関係団体の機関紙への記事掲載による効果的な広報を実施
- ⑤メールマガジンの登録者数の拡大、タイムリーな情報発信【29年度新規登録者数：本部目標件数】

(5) 健康保険委員の活動強化・委嘱拡大

協会と事業主・加入者との橋渡し役として、健康保険事業等に対する理解を深め、加入者からの相談や助言、健康宣言等健康保険事業の推進に協力いただく。委員委嘱数を増やす。【29年度末目標：2,000人】

- ①広報誌の定期発行【京都だより年4回】、委員専用メールマガジン【毎月】

	<ul style="list-style-type: none"> ②年金委員との合同研修会【年2回】 ③表彰の実施【年1回】 ④健康経営等、セミナーの実施
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <p>さまざまな機会を通じて加入者等の意見・苦情等を迅速かつ正確に把握し、業務にフィードバックするとともに、お客様サービスの改善と接遇の向上を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「お客様意見箱」の継続設置とお客様満足度調査結果等を反映したサービス改善の実施【満足度調査…28年度実績を上回る】 ②健康保険給付のサービススタンダードの管理の徹底と、受付から10営業日以内の着実な支払の実施【達成率・100%】 ③任意継続制度の普及促進を図るため、「任意継続おてがる申請セット」を区役所等に設置、更なる設置場所の拡大を図る ④申請セット等を活用した各種申請手続きにかかる郵送化の促進【郵送化率目標90%】 ⑤任意継続被保険者保険料の口座振替や前納の利用促進 ⑥事務処理誤り未然防止対策の検討及び周知徹底【強化月間年2回】 ⑦引き続き、高額療養費未申請者に対し申請内容を印字した申請書を送付し勧奨する <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険医療機関等と連携し、窓口申請セットを配置するなど限度額適用認定証の利用促進 ②事業主や健康保険委員等へ広報を実施 <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ①郵送化進捗状況及び窓口利用状況を踏まえた日本年金機構内の協会窓口の見直し（京都南・京都西の2事務所） ②受付専用ボックスの設置等による待機時間の解消 <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p>

日本年金機構と連携し、被扶養者の二重加入防止を徹底【被扶養者状況リスト提出率…前年度を上回る 目標 88%】

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ①多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）、3か月を超える長期継続受診の申請に対する加入者への文書照会の更なる強化及び必要に応じた施術者に対する文書照会の実施【目標 3部位以上かつ月に15日以上 800件/月】
- ②柔道整復施術にかかる適正受診の啓発と審査体制の強化
- ③支部間での情報共有化等の連携による不正受給防止の徹底

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ①傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬が83万円以上である申請、資格取得直後に申請されたものについて、重点的に審査を行う
- ②審査で疑義が生じたものは、保険給付プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業所への立入検査の実施をするなど、不正請求を防止する
- ③事業主・加入者に対する適正な申請の促進・周知
- ④日本年金機構等との連携による傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な処理の実施

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化の取組等

- ①資格喪失後の保険証未返納者に対して早期かつ計画的な返納催告による積極的な回収の実施【証回収率目標 99%】
- ②保険証回収率の低い事業所及び資格喪失後受診による返納金発生者の元在籍事業所に対する訪問による指導
- ③医療機関におけるオンライン資格確認業務について、実施医療機関における利用率向上を図る

(8) 効果的なレセプト点検の推進

- ①レセプト点検効果向上行動計画に基づいた効果的な施策の実施（内容点検）
・レセプト自動点検・汎用任意抽出機能等のシステムを活用した効果的かつ効率的な点検業務の実施（レセプ

ト約 70 万枚/月)

- ・月次でレセプト点検員会議を開催し、点検効果の検証、自動点検システムの整備、点検項目・点検方法を検討

②点検員の点検技術の底上げを図り、点検効果額向上に繋げる（内容点検）

- ・査定事例の共有化や研修の充実、勉強会等により点検員の点検技術向上を推進
- ・点検員の個人別点検結果を月毎に周知し、モチベーションを向上させ、また、点検員の勤務成績に応じ、適正に評価
- ・他支部のレセプト点検担当者との情報交換により点検技術を向上

③レセプト内容点検業務の一部外注化の実施（内容点検）

- ・支部内のレセプト点検の充実と点検業者のノウハウを取得し活用、点検員のスキルアップによる効果額の向上を図る

④資格喪失後受診等によるレセプトの迅速な医療機関照会等の実施と返納措置の実施（資格点検）

- ・資格データとレセプトデータの突合により、不突合が判明した場合は、速やかに医療機関へ返戻
- ・資格喪失後受診については、資格点検後速やかに医療機関に照会を行い、レセプトの返戻又は医療費の返納措置を実施

⑤負傷原因照会の強化による第三者求償及び労災等への切り替えの徹底や損保会社等への折衝を強化（外傷点検）

- ・レセプトの特記事項に「10. 第三」記載がある全件及び 3,000 点以上の外傷レセプトを対象とし、負傷原因照会を行う
- ・業務上の疑いのあるものは、労災保険への切り替え、交通事故等第三者行為によるものは、第三者行為傷病届の案内を実施
- ・第三者行為によるものは、速やかに損害賠償請求権を代位取得して、症状が固定次第、求償の交渉にあたる

⑥社会保険診療報酬支払基金との事務打合せの原則月 1 回開催の維持と内容の充実

- ・レセプトの審査について、他支部の事例も参考に協議

⑦近畿厚生局へ不正疑義事例等の積極的な情報提供の実施

- ・レセプト等で不正請求の疑義がある場合、速やかに対処するとともに厚生局に情報提供

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

	<p>①徴収チームによる効果的かつ効率的な返納金債権の早期回収の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回催告から最終催告までの事務処理フローの確実な実施（最終催告 6 か月の維持） ・最終催告後はその後 6 か月以内ごとに 1 回以上の文書催告の実施 ・保険者間調整を積極的に活用 <p>②不誠実な債務者を対象に訴訟等の法的手続きによる債権回収を積極的に実施【目標件数 40 件以上】</p> <p>③債権金額及び対応経過等に応じた文書、電話及び訪問等による催告を計画的に実施</p> <p>④債権回収強化月間(10~11 月)による効果的かつ効率的な債権回収の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度までに最終催告を行い、納付がない者について、再分類を行ったうえで、個別催告を実施 <p>⑤損害賠償金債権について、納付期限を経過したものは、速やかに損害保険会社等に折衝を図り、確実な回収に努める</p> <p>⑥個人求償案件については、加害者あて適正に求償を実施する</p> <p>⑦債権発生防止及び債権回収に結び付けるために関係グループ・チームとの連携を強化し、横断的な取組を推進</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：①24 年度比で健診リスク保有率 6 項目について減少させる</p> <p style="padding-left: 2em;">②被扶養者の特定健診受診率を平成 29 年度末に 39%とする</p> <p>下位目標：①被保険者の健診リスクを引き下げするため、事業主及び事業所担当者への健康経営に向けた取り組みの推進を働きかける</p> <p style="padding-left: 2em;">②被扶養者に対しては受診券直送時の訴求力を高めるとともに、事業所（主）からの働きかけを行う</p> <p style="padding-left: 2em;">③CKD（慢性腎臓病）重症化予防の取組みを拡大する</p> <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進【目標実施率 65%】</p> <p>○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：306,995 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 66.9%（実施見込者数：205,380 人） ・事業者健診データ 取得率 7.0%（取得見込者数：21,490 人） <p>○被扶養者（受診対象者数：103,923 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 39%（実施見込者数：40,530 人）

○健診の受診勧奨対策

- ・大規模事業所への訪問による健康経営推進と合わせた受診勧奨及び事業者健診データの提供勧奨
- ・健診機関との連携による地域単位での受診勧奨
- ・GISを活用した集団健診の実施
- ・事業所規模に応じた文書、電話等による受診勧奨及び事業者健診データの提供勧奨
- ・被扶養者集団健診とがん検診、オプション健診の同時実施拡大

(3) 特定保健指導の推進【目標実施率 10%】

○被保険者（受診対象者数：43,105人）

- ・特定保健指導 実施率 10.3%（実施見込者数：4,440人）
（内訳）協会保健師実施分 6.7%（実施見込者数：2,888人）
アウトソーシング分 3.6%（実施見込者数：1,552人）

○被扶養者（受診対象者数：2,715人）

- ・特定保健指導 実施率 5.0%（実施見込者数：135人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・大規模事業所への訪問による健康経営推進と合わせた受診勧奨
- ・GISを活用した集団特定保健指導の実施
- ・外部専門機関を活用した受診勧奨及び特定保健指導の拡大

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

①「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」による健康宣言事業所の拡大(目標 300社)

- ・健康宣言事業所に対して、血管年齢測定機等の貸出、啓発ポスター及びリーフレットの配布等の各種サポート事業を実施
- ・地元金融機関との業務連携による健康宣言事業所に対する金融インセンティブ付与

②出前健康講座の実施

③健康経営セミナーの開催

	<p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二次勧奨実施予定人数 1,000 人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 20 人 <p>(6) 各種業務の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康づくり推進協議会での意見聴取(年2回)
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>協会の理念の実現に向けて、新人事制度を適切に運用し、支部の体制強化を図る。また、コンプライアンス、リスク管理を徹底し、健全な支部運営を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 事業計画、組織目標をより浸透させるため、方針発表会を実施し、上位から下位への目標連鎖をより強化【年2回】 ②実績や能力本位の人事の推進 <ul style="list-style-type: none"> 組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて、目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用し、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進 ③協会の理念を実践できる組織風土・文化の醸成 <ul style="list-style-type: none"> 新人事制度の運用を通じて、人材育成を行い、加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化を醸成 ④コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 啓発や研修により、コンプライアンス、個人情報保護や情報セキュリティにかかる各種規程の遵守を徹底。また、アクセス権限の適切な付与を行い、パスワード等の適切な管理を徹底 ⑤リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> 事務処理誤り、災害発生時の対策等、各種リスク管理体制に基づき、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検、検証を行い、啓発や研修、訓練を実施 <p>(2) 人材育成の推進</p>

協会を支える人材の育成と能力の開発。

- ①役割定義を踏まえた個人目標の設定（実績評価シート）
- ②新入職員育成支部を標榜し、新規採用者の育成に積極的な取り組みを実施
- ③支部独自研修や本部研修への参加により、支部職員の資質を向上
- ④他支部と共同した研修の実施
- ⑤個人目標（実績評価シート）における目標達成に向けての創意工夫をクロスミーティングで情報共有し、創造的業務を拡大

(3) 業務改革・改善の推進

日々、改善の視点をもって業務にあたり、業務改革や改善につなげる。また、事業効果が高く、効率的な新規事業の企画立案を実施する。

- ①本部や、近畿ブロック業務改革会議における業務改善提案
- ②全国展開を前提とした本部パイロット事業への応募

(4) 経費の節減等の推進

サービスの水準を保ちつつ、適切な経費の運用と削減を行う。

- ①調達審査委員会による調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保
- ②消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減）
- ③その他の経費の削減

平成 29 年度 事業計画（大阪支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標（「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」）の達成に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会からの直接的な働きかけを推進するため、以下のような取組みについて更なる充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の独自性に着目したパイロット事業及び調査研究事業を積極的に実施する ・医療費等の分析を行い、得られた結果を加入者・事業主へ提供を行う ・加入者・事業主に対し、医療機関を適切に利用するための情報提供や啓発に努める ・健康保険委員、メールマガジンを活用したアンケート調査などにより、加入者・事業主の意識、意見等の把握に努める ・医療費通知や高額査定通知のお知らせによる情報提供を行う ・大阪府の各種協議会（大阪府保険者協議会、大阪府医療費適正化計画推進審議会、後発医薬品安心使用促進のための協議会、大阪府地域職域連携推進協議会、健康おおさか 2 1 推進府民会議、大阪府高齢者医療懇談会）及び大阪府下国民健康保険運営協議会など関係方面への積極的な意見発信を行う ・健診データにおけるリスクを市町村ごとに分析し、地域職域連携推進協議会等と連携した保健事業の推進を行う ・保健事業の効果的な推進を行う ・「データヘルス計画」を確実に実施する <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <p>医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進及び現金給付の審査を強化する。</p> <p>引き続き、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。</p>

また、「データヘルス計画」を確実に実施するとともに、包括協定に基づく事業を推進する。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担の軽減効果額お知らせ通知による使用促進を図る。

大阪府薬剤師会と連携し、かかりつけ薬局（薬剤師）の促進、ジェネリック医薬品の使用割合に関する情報提供、ジェネリック医薬品使用促進セミナーの開催、お薬手帳カバーの配布等の取組みを進める。

メールマガジン、納入告知書同封チラシ、保険証送付時同封シール等による広報のほか、窓口来訪者に対しては、ポスター貼付、チラシ、ジェネリックカード・シールの配布を行うなど、目につく広報を実施する。また、大阪府等と連携した効果的な広報についても検討するとともに、「後発医薬品安心促進のための協議会」に参画し、積極的な意見発信を行う。

目標については、数量ベースにおいて全国中位（23位）を上回るものとする（28年7月現在41位）。

(4) 地域医療への関与

平成30年度に実施される第7次医療計画、国民健康保険制度改革などについて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。

(5) 調査研究の推進等

平成28年度に導入されたGIS（地理情報システム）を活用し、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にわかりやすい分析結果を提供する。

加えて、健診・レセプトデータ等を活用した調査研究を積極的に行う。

(6) 広報の推進

保健事業や医療費適正化などの保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者及び事業主にお伝えするため、納入告知書同封チラシやメールマガジンによる定期的な広報のほか、総合パンフレットの積極的な活用や関係団体との連携による広報を実施する。

メールマガジンについては、事業所担当者だけでなく、加入者個人にもターゲットを拡げ、平成29年度の新規登録者数1,000人を目標とする。

	<p>医療保険制度の中でも高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図るため、チラシやリーフレットを作成して丁寧なお知らせを行う。</p> <p>また、健康保険委員を通じた事業所内での広報を充実させるため積極的に情報提供を行う。支部ホームページについても加入者が利用しやすい環境整備に努める。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <p>お客様目線に立って、施設環境面の改善、対応スキルの向上等サービスの質を高める。また、分かりやすいパンフレットの作成や制度周知の広報など適正な届出に向けた取り組みを進める。</p> <p>申請書・届出書支援サービスの開始に合わせて、事業主、被保険者等周知広報を行い、利用促進を図る。</p> <p>また、傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <p>限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレット等による広報をさらに充実させるとともに、限度額適用認定申請書を配置している医療機関を拡大し利用促進を図る。</p> <p>また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを効率的かつ効果的に行う。</p> <p>また、届書の郵送化の進捗状況や各窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所窓口の縮小の検討を進める。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p>

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費にかかる新たな適正化対策として、審査会の指摘に基づき、不自然な申請が多い施術所に対して施術所照会を実施するとともに、患者照会件数の増加を図ることで、施術者側・患者側両面からの適正化を推進する。

(6) 鍼灸・あんま・マッサージ療養費の重点審査

鍼灸とあんま・マッサージ併用、医科併用及び往療料の審査を重点的に行い、医療機関や患者に対する照会業務を実施する。

(7) 傷病手当金等の不正請求の防止

保険給付適正化のため、疑義案件については、事業主に対する立入検査等を日本年金機構と連携・協力しながら実施する等審査を強化する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。各点検においては、財政効果額を向上させるため、以下の取り組みを重点課題として強かに推進していく。

【資格点検】

- ・無資格受診における医療機関照会と返納金請求の確実な実施

【内容点検】

- ・点検効果向上計画に基づく、点検員の点検スキル向上施策等の実施

【外傷点検】

- ・損害賠償金請求及び労災による返納金請求の確実な実施

(9) 多受診者対策

重複受診や過量服薬等の多受診者に対し、適切な受診指導を行い、健康増進による医療費適正化を図る。また、多受診発生の要因分析を実施し、発生予測モデルの構築、重症化予防策の検討を行う。

	<p>(10) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <p>資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証回収については、日本年金機構が行う一次催告に協会も積極的に関与するとともに、文書による二次催告を早期に実施する。</p> <p>また、保険証回収状況を様々な視点から分析を行い、チラシ、メールマガジンなどの広報媒体を通じ、加入者には退職時に保険証を事業所に返却する必要があること、事業主等には保険証の回収及び資格喪失届等の提出の際の保険証の添付について周知を図る。</p> <p>(11) 積極的な債権管理回収業務の推進</p> <p>発生した債権について、早期回収を進めるべく、以下の取り組みを重点課題として強力に推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書催告の他、早期に電話や訪問による催告の強化 ・ 不正性、悪質性のある債務者に対する法的手続きによる回収の強化 ・ 効果的、効率的な債権回収の実施体制を確立させることにより回収件数、回収額の増加 ・ 保険者間調整のスキームを積極的に活用することで回収件数、回収額の増加 ・ 債権内容を分析し、国民健康保険、労働局等、関係機関へ積極的な情報・意見発信による連携強化 <p>(12) 健康保険委員の活動強化と委嘱数の拡大</p> <p>日本年金機構と連携し、年金委員と健康保険委員が一体となった研修等を実施するとともに、健康保険委員向け広報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行し、社会保険制度や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。さらに、保健事業への理解、推進を求める必要から、健康保険委員研修を複数回実施し、健康保険制度説明に加えて保健事業に関するPRを行う。</p> <p>また、協会が管掌する健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、年金委員のみの登録となっている事業所への勧奨のほか、メールマガジンやチラシ・ポスター等様々な広報に加えて電話勧奨も行い、健康保険委員委嘱数のさらなる拡大を図る。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：1,102,110人）</p>

- ・生活習慣病予防健診 実施率 57.2% (実施見込者数 : 630,000 人)
- ・事業者健診データ 取得率 17.5% (取得見込者数 : 190,800 人)

○被扶養者 (受診対象者数 : 401,174 人)

- ・特定健康診査 実施率 38.5% (実施見込者数 : 154,400 人)

○健診の受診勧奨対策

- ・事業所で健診受診機会のなかった個人あてに、府内各地で行う集団健診受診案内を送付し、健診受診勧奨を行う。(被保険者 : 10月~3月)
- ・新規適用事業所へ健診受診案内を送付し、従業員及び家族の健診受診勧奨を行う。(被保険者、被扶養者 : 通年)
- ・集団特定健診実施にあたり、自己負担無料、市町のがん検診との同時実施、受診しやすい会場設定等加入者の受診行動につながる取組みを積極的に行う。(被扶養者 : 上期、下期)
- ・外部委託機関を活用した定期健康診断結果データの提供勧奨を行う。(被保険者 : 通年)
- ・健診機関と連携した効果的な健診受診勧奨を行う。(被保険者、被扶養者 : 通年)
- ・健診、保健指導に関する総合リーフレットを作成し、効果的な受診勧奨を行う。(被保険者、被扶養者)

(2) 特定保健指導の推進

○被保険者 (受診対象者数 : 164,560 人)

- ・特定保健指導 実施率 7.3% (実施見込者数 : 12,000 人)
 - (内訳) 協会保健師実施分 4.3% (実施見込者数 : 7,000 人)
 - アウトソーシング分 3.0% (実施見込者数 : 5,000 人)

○被扶養者 (受診対象者数 : 11,425 人)

- ・特定保健指導 実施率 8.8% (実施見込者数 : 1,000 人)

○保健指導の受診勧奨対策

- ・積極的に外部専門機関を活用し、受診勧奨も含め特定保健指導の実施拡大を図る。(被保険者 : 通年)

- ・生活習慣病予防健診実施機関への外部委託の拡大を図る。(被保険者：通年)
- ・受診者の受診行動につなげるため、公民館等の身近な会場を借り上げ、食事や付加測定を提供し集団特定保健指導を行う。(被保険者、被扶養者：下期)
- ・集団健診実施会場と同じ会場での無料特定保健指導を行う。(被保険者、被扶養者：通年)
- ・事業所、集団健診実施会場等で受診できない者へ支部窓口での保健指導を案内する。(被保険者、被扶養者：通年)

(3) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）

○事業所の健康づくりを推進するため、保健師、管理栄養士等の専門職が事業所を訪問し「健康講座」を行う。
「喫煙対策」、「生活習慣病予防対策」、「歯周病予防」等、事業所が希望する内容を行う。

○「健康経営」エントリー事業所の加入者を対象とし、食事摂取基準に基づいた栄養食事指導（支部管理栄養士が集団指導）を行い、食事面からの健康づくり意識の向上を図る。

歯の健康に関する取組み提案をし、希望する事業所の取組結果の検証、フィードバックを通じて歯周病予防対策を進めていく。

○女性従業員の「健康経営」の観点から、女性限定のセミナーを開催し、働く女性の健康づくりをサポートする。

(4) 重症化予防対策の実施

○二次勧奨実施予定人数 4,000人

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 20人

- ・受診行動につながるわかりやすいリーフレットを作成する。
- ・未治療者に対する電話勧奨業務を外部委託し、効率よい勧奨を行う。

(5) 各種業務の展開

○加入者の健康づくりの意識付け（習慣付け）を行うため、保健指導時、事業所訪問時及び健康づくりイベントな

どの機会を利用し、健康測定機器による健康測定（血管年齢測定）を行う。

○大阪府をはじめとする包括協定締結機関との連携促進及び地域職域連携推進協議会等の機会を利用し、「健診・保健指導」、「健康経営」、「健康寿命延伸」等、加入者・大阪府民等へ健康づくりの意識付けを継続する。

(6) データヘルス計画

上位目標：○女性の喫煙割合を平成 24 年度の全国平均並みにする。

目標（3 ヶ年）：16.3% 2,600 人減（平成 24 年度生活習慣病予防健診受診者ベース）

下位目標：○事業所、事業主への理解を求め、対策を図る事業所が増える。

- ①事業所健康度診断などのツールを活用し、女性の喫煙割合の高い事業所へ啓発・提案を行う。
- ②事業所を訪問し「健康講座（喫煙対策）」を実施し、事業主・加入者等へ事業所内の環境整備を推進できるよう啓発する。
- ③事業所・事業主へのセミナーを開催し、「健康経営」への取組みなど、事業所自ら従業員への健康管理を取組めるよう啓発する。

○自治体や関係団体に協会けんぽの取組みを理解していただき、地域の住民に対する啓発を協働で行う。

- ①自治体や経済団体、関係団体との包括協定を活用し、広報、健康づくり事業を協働し、地域の住民、団体会員へ啓発する。
- ②保険者協議会、地域職域連携推進協議会等における自治体や各保険者との連携、意見発信を行う。

○加入者の理解、健康意識が向上し、喫煙割合が改善する。

- ①健診受診時に喫煙者（問診票回答結果）に対し啓発を行う。また、診察時の喫煙者に対する啓発を行う。
- ②特定保健指導初回面談時に喫煙はリスクの 1 つであることを啓発するとともに、禁煙外来等の案内を行う
- ③被扶養者の集団特定健診実施時に、受診者への啓発を行う。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織の適切な運営

内部統制（ガバナンス）、部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

また、職員間の一体感の醸成に努め、加入者本位等、協会のミッションや目標の徹底を図ると共に、大阪支部運営のキーワード「明るく」「力を合わせて」「前向きに」をさらに強化するため、3C+S（Challenge、Change、Communication+Speed）を実践する。

(2) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の点検を行うなど、その遵守を徹底する。

各照会等については、個人情報保護法に基づいた取り扱いを徹底する。

(3) 人材育成の推進

内部・外部講師による効果的な職員研修を行い、スキル向上と知識習得により人材育成を図る。加えて、研修実施結果を検証し、より効果的な研修を企画し実施する。

本部研修参加者による伝達研修を行い、広く情報、知識の共有を図るとともにスキル向上を図る。

(4) 業務改革・改善の推進

より良いサービスの標準化を目指し、創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務の重点化を進める。

(5) 年金機構との協力連携

エリア担当制を積極的に活用し、年金機構との日常的な連携体制を強化する。

お互いの制度を学び業務に活かせるよう相互に業務研修を実施し、事業の円滑な推進を図る。

(6) 経費節減等の推進

	<p>職員のコスト意識を高め、競争入札、消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理及び節電対策等により、更なる経費削減に努める。</p>
--	--

また、調達や執行については、調達審査会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成 29 年度 事業計画（兵庫支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>○保険者機能強化アクションプラン(第三期)の実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトや健診データ等を活用した「データヘルス計画」に沿った保健事業を積極的に行う。また実施状況を検証し平成 30 年度からの次期データヘルス計画の策定につなげ医療費の適正化の実現を図る。 ・加入者、事業主との距離を縮め、ニーズを把握し、施策の検討・実現を図るために、双方向でコミュニケーションが取れると共に、加入者同士が情報交換できる意見交換会の場を設ける。 ・地元選出の国会議員や経済団体等の関係団体に訪問し、財政基盤強化の取組や、制度改正の必要性について広く意見を発信し、協会の存在感、協会の取組を示す。 ・医療費や健診データ等による分析結果を基に、国や各自治体、その他関係団体に対し各種政策提言や意見を発信する。特に地域医療の在り方については、兵庫県医療審議会保健医療計画部会や地域医療構想調整会議（5 圏域）等を活用し、必要な意見を発信する等、保険者として地域医療へ関与する。また、保険者協議会を活用し、保険者の意見集約を図る等、他保険者と連携を強化する。 ・兵庫支部の職員が産業衛生学会等に参加し、医療費の分析結果や保健事業の成果等の研究結果を発表する。 ・健康づくりに関する包括的な協定を結んだ兵庫県や神戸市等の各自治体と連携し、共同での医療費分析や重症化予防対策等の保健事業に尽力する。併せて、イベントやセミナーなどの事業を積極的に共同開催する等、更なる関係強化を図る。 <p>○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症、高血圧等の重症化予防対策、レセプト点検の強化、現金給付の審査強化、保険証の適正使用と早期回収、債権の積極的回収、ジェネリック医薬品の使用促進について重点的に取り組む。 <p>特にジェネリック医薬品の使用促進については、使用割合 5%増を目標に、これまでの取り組みであるジェネリック医薬品使用軽減額通知の発送を継続し、送付対象者の拡大も図る。さらに、兵庫県薬剤師会等、関係諸機関と連携し、地域における積極的な啓発活動に努める。</p> <p>また、保険証の適正使用促進と債権の発生防止を図るため、医療機関における資格確認事業を実施する。</p> <p>○パイロット事業・調査研究事業の取組</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫支部独自で統計分析ソフトを導入・活用することで、より質の高い調査分析を実施し、将来の保健事業に繋げる。 ・若年層に送付したジェネリック医薬品使用軽減額通知の効果計測を実施し全国展開できる事業か検証する。 ・支部内でパイロット事業コンペを実施し、多方面からの提案を通じて効果的な施策を検討する。 <p>○加入者・事業主のみならず、あらゆる関係者に対する広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構からの納入告知書に同封する案内チラシの質を高め、より充実した広報を行う。 ・兵庫県社会保険労務士会と定期的に協議会を実施し、制度周知・広報・健診受診率向上等で連携を図る。 ・ホームページやメルマガ等の IT ツールを最大限活用し、様々な方向から情報を発信する。 <p>多くの加入者への広報実施のためホームページ改修を行いアクセス数を増加させる。またメルマガ登録勧奨を実施し登録件数についても拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞やラジオ、TV等のメディアを利用した広報を効果的に行い保健事業の推進、その他協会の知名度アップに伴う発信力強化に繋げる。 ・イラスト等、加入者にとって親近感のある媒体を活用し、加入者に解りやすい広報を実施する。
2. 健康保険給付等	<p>○レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。 ・内容点検については、レセプト点検効果向上に向けた行動計画書を策定し、本部と連携し点検効果額の向上を目指して実施する。 ・内容点検業務の一部外部委託を実施し、内容点検の充実、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルアップを図る。 ・研修や勉強会を実施し、点検員のスキルアップを図る。 ・点検実施結果を点検員に周知し、目標達成に向けて業務推進を図る。 ・自動点検等システムによる点検機能の効果的活用を図る。 <p>○積極的な債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度より債権回収額実績が都道府県支部単位保険料率に反映されることから、より一層の債権回収強化を図る。

・債権の回収については早期回収に努め、文書催告のほか、電話による催告を行い、法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。

- ・弁護士による催告書の発送および問い合わせを委託し、回収率アップを図る。
- ・資格喪失後受診を抑制するべく、資格喪失した加入者の保険証回収催告を積極的に行い回収を強化する。
- ・事業主や加入者に対しては、無資格の保険証を確実に返却していただくよう、広報媒体により周知を行う。

○柔道整復施術療養費、傷病手当金・出産手当金・療養費等に係る適正な給付業務を推進する。

・柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

・傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。

・審査で疑義が生じたものは、支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業所への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

○限度額適用認定証の利用促進

・限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。

・ターンアラウンド方式による高額療養費未申請者に対する申請手続きの勧奨について、現行10か月前の勧奨で推移しているところを、6ヶ月以内の勧奨を目標として推進する。

○サービス向上のための取組

	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様から寄せられたご意見や苦情等については、迅速かつ正確に把握し業務にフィードバックするとともに、「業務改善会議」を開催し、お客様の視点に立ってCSの向上やサービス改善を積極的に推進する。 ・任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のために口座振替と前納による納付を推進する。 ・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 ・申請書の申請については各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行い郵送による申請を促進する。（郵送化率 85%を上回る） <p>○窓口・電話サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト窓口については、各窓口の利用状況や郵送受付率の進捗状況を踏まえ、窓口のあり方等を検討する。 ・日頃から質の高いお客様対応ができるよう研修や朝会などにより職員全体のレベルアップを図る。 ・お客様満足度調査結果及び架電調査結果等を踏まえ、窓口及び電話サービスの改善を行う。（満足度調査 28 年度実績及び満足度架電調査全国平均を上回る。） <p>○被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的に、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得て的確に行う。（平成 29 年度提出率目標値は、平成 28 年度実施結果確定後、算出予定） <p>○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員向けの研修会の実施や日本年金機構の実施する研修会への参加、広報紙の発行等を通じて健康保険事業への理解をさらに深めていただき、健康保険委員活動の支援を行う。 ・健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施するとともに、健康保険委員の委嘱者数拡大に向けて、新規適用事業所への案内の送付、広報紙や研修会を通じて広く委嘱を呼び掛ける。また他支部の好事例を参考に新たな勧奨を強化する。（平成 29 年度委嘱者数目標 2,000 名）
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：○被扶養者の特定健診受診率のアップを図る。</p>

目標（3か年）30.0%（平成25年度結果からプラス2.4万人）

○自治体と連携した糖尿病性腎症の重症化予防を実施する。

○喫煙率の低下を図る。目標（3か年）32%（健診受診者ベース）

下位目標：○特定健診の受診率向上

・特定健診未受診者に対し、GIS（地理情報システム）を活用した効果的な受診勧奨を実施し、受診率を向上させる。

・自治体や健診実施機関と連携し、特定健診とがん検診の同時実施を行う。その際、血管年齢の測定や健康講座等の付加サービスを付け受診率を向上させる。

○重症化予防対策の実施

・糖尿病性腎症等の重症化予防事業について、従来方式での実施に加え、課題解決に向けて医師・研究者のアドバイスを活かした新たな手法を構築する。未受診者等に対しては受診勧奨文書を発送し、既受診者に対しては専門の保健指導を実施する。

・国際医療福祉大学等の研究者と、がん検診に関する分析を行う。

・神戸市および姫路市をはじめとする自治体と連携して、自治体の糖尿病予備群要治療の加入者を集め、糖尿病セミナーを行う。

（2）特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：518,680人）

・生活習慣病予防健診 実施率：62.9%（実施見込者数326,500人）

・事業者健診データ 取得率：12.4%（取得見込者数：64,500人）

○被扶養者（受診対象者数：178,090人）

・特定健康診査 実施率：34.8%（実施見込者数：62,000人）

○健診の受診勧奨対策

・生活習慣病予防健診及び特定健診、特定保健指導の広報

・特定健診、特定保健指導実施機関リストの作成

・生活習慣病予防健診及び特定健診申込み方法チラシ等の作成

・事業者健診データの取得勧奨業務の委託

	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、ラジオ、TVCM等を活用した総合的かつ効果的な受診勧奨事業 ・生活習慣病予防健診における出張健診の受診勧奨 ・兵庫県内薬局に健診受診パンフレットの設置 ・保健指導対象者への夫婦向け健康啓発パンフレット作成 ・インセンティブを活用した受診勧奨
	<p>(3) 特定保健指導の推進</p> <p>○被保険者（実施対象者数：84,480人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：25.0%（実施見込者数：21,120人） <p>(内訳) 協会保健師実施分 21.4%（実施見込者数：18,120人）</p> <p style="padding-left: 2em;">アウトソーシング分 3.6%（実施見込者数：3,000人）</p> <p>○被扶養者（実施対象者数：5,084人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：5.0%（実施見込者数：254人） <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導のご案内チラシ作成 ・特定保健指導受診勧奨業務の委託 ・特定保健指導終了率向上のための支援ツールの購入 ・特定保健指導に係る「不同意申出書」の作成 ・GISを活用した被扶養者に対する特定保健指導（無料健康相談）の実施 ・保健指導対象者への夫婦向け健康啓発パンフレット作成
	<p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）</p> <p>○各事業所が「健康経営」を意識したコラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所カルテの充実を図り、それらを活用した事業所訪問を職員全員で行う。また、「健康宣言」事業を実施し、事業主の主体的な健康づくりの取り組みを促し、兵庫支部並びに関係諸機関が連携し、そのサポートを実施することで医療費適正化に繋げる。また好事例については広報等を通じて、加入者が共有できるような環境構築を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診委託機関と連携し、喫煙者に対する効果的な禁煙啓発を実施することで、喫煙率の低下を図る。 ・各自治体の健康増進事業（兵庫県チャレンジ企業、こうべ歩 KING 歩 QUEEN 決定戦等）を共催し、事業所全体で健康に関する意識を深めてもらう。 ・神戸大学と連携し業態別の分析を行う。中小企業団体等の経済団体にそれを示し、各団体を通じて事業主へ働きかける。 ・ICT ツールを活用し事業主や加入者個人に直接オーダーメイド的な健康情報を提供する。 <p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二次勧奨実施予定人数 3,000 人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 180 人 <p>(6) 各種業務の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり推進協議会等さまざまな機関の意見を聴取し、より効果的な健康づくり事業展開する。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・部門間の連携を強化するため、組織を横断した業務改善会議を実施し、問題解決を図ると共に横の連携を深め、組織としての一体感を醸成する。 ・グループを横断したイベントプロジェクトチームを作り、支部全体で保健事業等に積極的に取り組み、直接加入者等が参加する場で経験を積むことで、「営業力の強化」・「発信力の強化」等、職員の能力向上を図る。 ○職場内コミュニケーションの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・報（告）、連（絡）、相（談）を徹底する事で、職場内のコミュニケーションを強化すると共に、会議体の活性化や社内報で情報を共有し、働きがいを実感できる職場づくりを行う。 ○コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会・個人情報保護委員会の定期及び随時開催、適宜研修等も実施し、支部全体の意識の共有を図り、コンプライアンスを推進し、個人情報の保護に努める。 ・リスク管理として内部監査や自主点検を的確に実施し、リスク回避に努める。又、職員の健康管理やメンタルヘルスケアのための支援を強化する。

○人材育成の推進

- ・ 創造的であり、かつ専門性を兼ね備えた人材育成のため、適宜支部内の研修を行い、本部実施研修の適切な伝達を徹底する。
- ・ 新規採用職員・採用年数の短い職員等に対し、計画的・継続的なOJT研修を実施し、協会職員としての基礎力を養う。
- ・ 窓口・電話対応能力向上のため、マニュアルを再構築し職員へ周知徹底すると共に、CS向上に向け職員の意識向上を図る。

○業務改革の推進

- ・ 業務の効率化や定型業務のアウトソーシングを推進し、定例的業務から創造的業務へのシフトを図る。

○事務処理誤りの低減

- ・ ヒヤリハット事例の報告書等を活用し、事務処理誤りに対する要因分析と効果的な再発防止策を練り、研修等を行う事で意識の改善を図る。

○経費削減の推進

- ・ 経費削減会議を活用し、経費削減の職員への意識付けを図り、業務経費、一般事務経費の前年度比減を目標とする。

平成 29 年度 事業計画（奈良支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>①「保険者機能強化アクションプラン」に基づく取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務をさらに強化する。具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集分析し、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化対策の更なる充実・強化を図る。 ・「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づく取組の実施状況については、次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、P D C A サイクルの強化を図る。 ・県及び各市町村における各種協議会や健康づくり事業に参画し、健康保険事業全般について取組み強化に向けた意見発信効果を高める。 <p>②データヘルス計画の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データヘルス計画（第一期）の最終年度にあたり、これまでの取り組みを継続して実施するとともに、その実施状況を検証し、平成 30 年度からの第二期データヘルス計画を策定し、医療費等の適正化にも寄与する。 <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <p>①平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革について加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら意見発信や働きかけを行う。 <p>②県・市町村等への意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村等に対しても、他の保険者と連携して提言を行うとともに地域医療政策の立案に積極的に参加し意見発信する。 <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p>

①医療費適正化対策のさらなる推進

- ・引き続き、レセプト点検・ジェネリック医薬品の使用促進を実施するとともに、必要に応じて事業主に対する調査権を活用した現金給付の審査強化を図る。

②「医療機関における資格確認事業」の実施

- ・「医療機関における資格確認事業」の実施について、実施医療機関の利用率向上を図る等、その効果を高める取組を行い、資格喪失後受診の防止及び返納金債権の発生防止に努める。

③データヘルス計画の確実な実施（再掲）

- ・データヘルス計画（第一期）の最終年度にあたり、これまでの取り組みを継続して実施するとともに、その実施状況を検証し、平成30年度からの第二期データヘルス計画を策定し、医療費等の適正化にも寄与する。

④関係機関等との協定の締結

- ・市町村や関係団体と連携協定を締結し、共同で加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報の連携推進を図る。

⑤健康づくり推進協議会からの提言・助言等の積極的活用

- ・健康づくり推進協議会からの提言・助言等に基づき、地域の実情に応じた保険事業の積極的・効果的な推進を図る。

（４）ジェネリック医薬品の更なる使用促進

①関係団体・地方自治体との連携・協力と情報発信

- ・薬剤師会と連携して、ジェネリック医薬品の推進・残薬発生防止・かかりつけ薬局の推進等を行うことにより、加入者の利益の増大を図る。
- ・奈良県、他保険者、医療機関関係者等と連携・協力するとともに、併せて情報発信を行うことでジェネリック医薬品のより効率的・経済的な使用促進事業の展開に努める。

②加入者に対するジェネリック医薬品に関する広報

- ・「ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス」等による使用促進効果を更に着実なものとするため、本部からの指示に基づき的確に準備を進める。
- ・ジェネリック医薬品取扱い薬局をホームページに掲載する。

- ・ホームページ・メールマガジン・各種お知らせ等を活用し広報を推進する。
- ・患者の意思表示を容易にするための「希望シール」を各種研修会開催時等、様々な機会を捉えて配布する。

③ジェネリック医薬品使用に関する分析・発信

- ・医療機関や調剤薬局のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、効果的なジェネリック医薬品の使用促進策を図り、医療機関・薬局関係者への働きかけや関係団体等への意見発信を行う。

(5) 地域医療への関与

①地域医療への関与

- ・「平成 30 年度に向けた意見発信」で掲げた事項のほか、県等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

②なら健康づくり連携協力会議の活性化

- ・『奈良県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携事業に関する覚書』に基づき、「なら健康づくり連携協力会議」を引き続き定期的を開催し県との連携をより一層深める。

(6) 調査研究の推進等

①医療費情報の収集・分析

- ・引き続き医療費情報を収集・分析し地域医療への意見発信に積極的に活用する。
- ・保険者機能の発揮に向けて、GIS の活用推進等により、加入者・事業主や関係機関へ視覚的にわかりやすい分析結果を提供する等、各種事業の推進に活用する。

②地域医療構想策定に係る意見発信

- ・地域医療構想策定に係る意見発信のあり方等についても調査研究の対象とする。

(7) 広報の推進

①広報活動の充実

- ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みや、わかりやすく「見える化」した様々な情報を発信し、加入者・事業主、関係機関等、更には一般の方々に協会けんぽの事業や考えを広く理解して

いただく。

- ・加入者・事業主に対する情報提供や広報については、ホームページ、メールマガジン、定期広報誌を有効活用し、タイムリーで、かつ、加入者・事業主の視点に立った、効果的・経済的な広報活動を展開する。
- ・地方自治体や関係団体等との健康セミナー等の共同開催や共同広報の実施により、効果的・経済的な広報機会を創出する。
- ・加入者・事業主において、より地域に根ざした協会けんぽとして認知、理解されるための地元メディアとの連携を図った広報活動を推進する。(奈良新聞での月に一度の記事掲載)
- ・「奈良支部健康づくり推進イメージキャラクター ヘルシカくん」を活用し、健康づくり意識向上のための広報を積極的に行う。
- ・これまでの取組みを精査するとともに、加入者・事業主の広報に関する声を聴き、加入者・事業主の声を反映した広報活動に努める。
- ・医療保険制度の中でも「高額療養費」制度や「限度額適用認定証」など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図るため、ポスターやリーフレットを作成して加入者・事業主、関係機関等へ広報を実施する。

(8) 的確な財政経営

① 財政基盤強化に対する取組み

- ・協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向け、引き続き加入者・事業主、関係団体、メディア等へ協会の主張を強力に発信していく。

(9) 評議会の意見を反映した事業展開

① 評議会の円滑な運営

- ・評議会を適時開催する。(運営に関する協議及び事業実施状況の報告)

② 評議会の意見を反映した事業運営

- ・地域に密着した保険運営を図る。(加入者・事業主の声を聴き、奈良支部の実情を反映させる。)
- ・安心と信頼を得る事業運営を図る。(医療費適正化対策の推進)

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

①お客様満足度の向上

- ・お客様満足度調査の結果、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、創意工夫を凝らした更なるサービス改善と接遇向上を推進する。

②現金給付の迅速な支払い

- ・サービススタンダードを遵守するため、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。

③加入者に対する各種お知らせの改善

- ・加入者からのお問い合わせ内容や意見・要望を反映した申請手続き等、わかりやすいリーフレットを作成する。

また、「届書・申請書作成支援サービス」の利用促進を図ることで、申請手続きの適正記入を推進する。

④申請書の郵送化促進

- ・任意継続及び限度額適用認定申請セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用により各種申請の郵送化を促進する。

⑤任意継続被保険者に対する口座振替、前納制度の利用促進

- ・任意継続被保険者の保険料納付に関する利便性の向上及び事務効率化を推進するため、加入時や納付変更時を活用して口座振替や前納制度の利用を促進する。

(2) 高額療養費制度の周知

①限度額適用認定証の利用促進

- ・限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、加入者、事業主に対する広報を実施するとともに、県内の病院や薬局に対して限度額適用認定申請書やチラシ等の配置を依頼するなど利用促進を図る。

②高額療養費未申請者に対する申請案内

- ・高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

① 窓口サービスの展開と今後のあり方

- ・年金事務所協会窓口について、利用状況や郵送化の進捗状況等を踏まえ、閉鎖に向けて関係機関と調整を行う。また、加入者、事業主に対して窓口閉鎖及び郵送申請に関する広報等を行い、窓口閉鎖による影響を最小限にする。

② 年金事務所との連携強化

- ・年金事務所協会窓口の閉鎖による顧客サービス低下を防ぐため、年金事務所内で健康保険申請書類を配布するなど協力体制の充実を図る。

(4) 被扶養者資格の再確認

① 被扶養者資格再確認の的確な実施

- ・保険給付の適正化及び高齢者医療制度において保険者が負担する拠出金等の適正化を目的として、日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得て、就職による異動（削除）届の未提出者を中心に被扶養者資格の再確認を的確に実施する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

① 加入者に対する照会の実施

- ・多部位・頻回（3部位かつ15日以上）の申請に加えて長期受療者など照会対象者を幅広く設定し、加入者に対する文書照会を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診に関する正しい知識の広報を行い、適正受療の促進を図る。

② 疑義申請への対応強化

- ・申請書の書面審査や傾向分析等において疑義が生じた場合は、実地調査、文書照会、審査医師への照会等により適正化を図る。
- ・悪質な事案は、保険給付適正化プロジェクトチーム会議で対応を協議し、必要に応じ立入検査を実施する等不正請求を防止する。また、受領委任の取扱いに反する事案等は、場合により監督行政官庁（厚生労働省）へ情報を提供する。
- ・他の保険者と不正防止対策に関する情報交換や連携を図り、更なる適正化を図る。

③加入者への啓発

- ・各種広報媒体への記事掲載等により、柔道整復師への適正受療の周知を強化する。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

①保険給付審査の強化

- ・疑義ある申請に対しては、被保険者及び事業主、担当医師並びに審査医師への照会を行う。特に、傷病手当金・出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が53万円以上である申請や、資格取得直後並びに高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、また、長期に継続した申請について審査強化を図り、不正請求を防止する。

②立入検査等の実施

- ・特に不正請求の疑義がある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、必要に応じ立入検査や詳細な調査を実施して不正請求を防止する。

③日本年金機構との連携

- ・日本年金機構との連携により、傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な審査を実施するとともに、立入検査等の実施にあたっては、情報提供や合同実施等の協力を求める。

(7) 海外療養費の審査集約化

①審査集約化の推進

- ・海外療養費審査業務の集約化に伴い、受付した申請書の速やかな回送に加えて申請者に対する申請先の周知を徹底することで、審査集約化と業務効率化を推進する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

①レセプト点検強化による効果向上策

- ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。
- ・自動点検等システムを活用した効率的な点検、査定事例の集約・共有化し、研修を実施する。また、点検員

の勤務成績に応じた評価を行う。

②内容点検業務の外注化

- ・内容点検業務の一部を引き続き外部委託し、内容点検を充実させることにより、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図り、点検員の質を向上させ点検効果額のさらなる引き上げを行う。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

① 資格喪失後の保険証の早期回収と回収強化

- ・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書や電話による催告を早期に実施する。さらに、訪問を取り混ぜた催告を行い、保険証の回収を強化する。

② 債権の発生防止・保険証回収のための広報の推進

- ・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、関係団体等と連携を図るとともに、広報誌などの広報媒体や健康保険委員研修会等通じ周知を行う。併せて保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

①債権発生後、早期回収、納付催告

- ・不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、債務者と早期接触・回収を図るため、納期前の架電を徹底する。
- ・納付期限後も定期的に催告状を送付し、積極的に催告を行う。
- ・再三の催告後も納付なき債務者に対し、訪問による催告、内容証明郵便による催告を実施後、法的手続きによる債権回収を図る。
- ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。 ・ 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ・ 債権回収進捗会議を開催し、課題・問題点を整理し今後の債権回収の促進を図る。 <p>(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>①健康保険委員の活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険事業に関する広報、相談、各事業の推進、モニター等を通じた事業への参画・活動の推進を図る。 <p>②健康保険委員の委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険委員会連合会、社会保険委員会、年金事務所との連携・協力の推進、また、健康保険委員表彰や、委嘱者数拡大強化月間の設置により健康保険委員の委嘱者数の拡大を図る。(健康保険委員研修会、年金委員との合同研修会及び合同表彰式の開催) <p>③奈良支部独自の健康保険委員研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている健康保険委員を対象とし、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談への対応、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会けんぽが行うあらゆる健康保険事業の推進等にご協力いただき、より一層結びつきを深めることを目的とした研修会を開催する。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。</p> <p><奈良支部 第一期データヘルス計画></p> <p>①上位目標</p>

「健康寿命の延伸」のために、男性のメタボ予備群 19.3%を H24 全国平均の 17.4%に減らす。

②下位目標

- 1) 特定健診・特定保健指導の受診率が向上すること
- 2) 事業所及び加入者、関係団体が健康づくりに関心を持ち、健康に対する意識が向上すること。
- 3) 未治療者が受診し、重症化を予防すること。

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力すると同時に、平成 30 年度からの第三期計画に向け、課題の洗い出しと対策の検討を行う。

①目標数値等

- ・ 被保険者（40 歳以上）（受診対象見込者数：107,604 人）
 - 生活習慣病予防健診 実施率：56.1%
(実施見込者数：60,322 人)
 - 事業者健診データ 取得率：21.4%
(実施見込者数：23,000 人)
- ・ 被扶養者（受診対象者見込者数：42,122 人）
 - 特定健康診査 実施率：33.2%
(実施見込者数：14,000 人)

<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

②生活習慣病予防健診の受診率向上対策

- ・ 事業主に対し、健康経営の観点から引き続き受診勧奨を行う。
また、主に小規模事業所に勤務する加入者個人に対し、ダイレクトメールを送付し健診の案内を行う。
- ・ 健診受診機会の拡大を目的として、休日に県内各地の公共施設等で検診車を活用した集団健診を実施する。

③事業者健診データ取得の推進

- ・ 奈良労働局と引き続き連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。文書・架電による勧奨については、外

部業者等を活用し、効率化を図る。

また、過去に事業主の理解が得られなかった一定規模以上の事業所については、訪問による勧奨を行い、事業主の理解を深めることに注力する。

- ・商工会議所や商工会、健診機関等と連携し、データ提供を推進する。

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

④特定健診の受診率向上

- ・協会主催の集団健診について、県内全市町での会場設置、商業施設での実施等により、受診環境を充実させ、受診率の向上に努める。また、村部については、自治体が行う集団健診（特定健診・がん検診）との連携強化を図る。
- ・長期未受診者について、特性を分析し、対策の検討を行う。

(3) 特定保健指導の推進

第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。

①数値目標等

- ・被保険者（実施対象者数：17,831人）

特定保健指導 実施率：18.0%

（実施見込者数：3,210人）

（内訳） 協会保健師実施分 17.0%

（実施見込者数：3,031人）

外部委託分 1.0%

（実施見込者数：179人）

- ・被扶養者（実施対象者数：1,386人）

特定保健指導 実施率：15.0%

（実施見込者数：208人）

②特定保健指導の利用機会の拡大

- ・案内方法の工夫等により、特定保健指導の新規受入事業所の拡大を図る。また、事業者健診データの提供を受けた事業所について、対象者に特定保健指導を行う。

- ・事業所での特定保健指導が不可能な対象者については、休日において公的施設等での実施を推進する。
- ・健診当日に保健指導が実施可能な健診機関への外部委託を積極的に推進する。

③若年者の保健指導

- ・生活習慣病予防健診受診者で、生活習慣の改善によって予防効果の高い若年層（35～39歳）の保健指導を実施し、セルフケアのできる加入者を増やし、特定保健指導対象者の増加を防ぐ。

④被扶養者の特定保健指導

利便性などに配慮し、身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）

「データヘルス計画」による協働事業や「健康宣言」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

①「職場まるごと健康チャレンジ」の推進

- ・「職場まるごと健康チャレンジ」を通して、事業主・従業員が、健康づくりに興味・関心を持ち、手軽に実践するための支援を行う。

②「健康経営」の推進

- ・「職場まるごと健康チャレンジ」の実践を通じて、事業主・従業員自らが継続的に健康づくりに取り組むための「健康宣言」を行うことを支援する。それにより、従業員の健康の維持・増進を図り、事業所全体として健康への意識を高め、事業所の生産性の向上につなげる「健康経営」という考え方を広く浸透させることを目指す。

(5) 重症化予防対策の推進

生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

- ・二次勧奨実施予定人数 507 人
- ・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 10 人

①未治療者への受診勧奨

- ・健診結果とレセプト情報の突合データを利用し、医療機関への受診が必要であるが未受診となっている者に対し

	<p>て、受診勧奨を実施する。</p> <p>②糖尿病性腎症重症化予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。なお、実施にあたっては奈良県や奈良県医師会との連携を図る。 <p>(6) 各種業務の展開</p> <p>①包括協定締結済の団体（奈良県、奈良県薬剤師会）及び今後締結する団体等と定期的な情報交換を行い、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を発信するとともに、加入者・事業主の利益となる事業を実施する。</p> <p>②「健康づくり推進協議会」の意見を聴取するとともに、パイロット事業や他支部好事例の成果を共有する。</p> <p>③刷新システムの機能やデータを利活用し、健診や保健指導の勧奨を積極的に行う。</p> <p>④重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取組を進める。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織の適切な運営と改革</p> <p>①組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週定期的な役職会議の実施やグループ単位での定期的なミーティングを実施し、担当者間の協力と連携をとりながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の効率的な運営を推進する。 ・組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できるよう各自が努める。 ・職員、契約職員の迅速な情報共有の仕組み（朝礼等の実施や情報共有化シートの活用等）を引き続き行い、一体化した事業体制の推進を図る。 <p>②協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に導入された新たな人事制度を的確に運用・活用することで、「視野を広く持ち」「深く考え」「迅速に行動」し、日々成長し、協会を支える人材を支部全体で育成する。 <p>③コンプライアンスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対してコンプライアンスの重要性や意義等を徹底するため、朝礼等において、コンプライアンスに関する確認を行う。 ・コンプライアンス基本方針及び行動規範の周知徹底を図る。 ・職員研修等を通じてコンプライアンスの理解を深める。

- ・自主点検を実施する。(年2回)

④個人情報保護管理の徹底

- ・個人情報保護管理委員会で、チェックシートによる月次単位の個人情報管理の推進と進捗管理を徹底する。
- ・職員研修等を通じて個人情報管理の重要性の周知と意識改革を徹底する。

(2) 人材育成の推進

①協会の理念を具現化する職員の育成

- ・新人事評価制度のもと、等級ごとに明確化された職員の役割を十分理解し、期待する職員づくりをより一層推進する。

②職員の意識改革と人材の育成

- ・職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の現場での業務の遂行を通じて職員の育成にかかわり、民間の法人の職員として求められる意識改革と次世代を担う人材の育成を図るため、必須研修及び支部の実情に応じた研修を実施する。
- ・本部が開催する業務別研修等への職員の派遣と伝達研修を確実に実施し、職員のスキルアップを図る。
- ・マンネリ化排除、自己改革の機会創出と次世代の人材補充体制の整備を図るため、ジョブローテーションを適切に実施する。

(3) 業務改革・改善の推進

①各種委員会等の活用

- ・役職会議及び各種支部内委員会等により部署間の連携を強化、サービスの向上や業務効率化に向け、刷新・削減・改善・広報等あらゆる分野に積極的に取組み必要な措置を講じる。
- ・ブロック業務改革会議を通じた新たな業務提案や業務改善を推進する。
- ・事務処理誤りの発生を防止するため、グループ単位等での勉強会や、定期的な事務処理手順の点検等を実施するとともに、ヒヤリハット事例等の支部内共有を図り、不断の発生防止対策を実施する。

(4) 経費の節減等の推進

① 職員のコスト意識の高揚及びより一層の経費節減の推進

	<ul style="list-style-type: none">・支部の事務経費について「見える化」を行うことで、職員のコスト意識を高めるとともに、競争入札や消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理の徹底等により、事務経費削減に努める。・調達審査委員会における執行内容の精査や、調達結果等のホームページへの公表により、透明性の確保に努める。・引き続き、空調、照明管理の徹底等による光熱費の削減等、節電に係る取組みを積極的に実施する。
--	---

平成 29 年度 事業計画（和歌山支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>1-1 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務をさらに強化する。</p> <p>1-1-1 事業所における健康づくり事業の推進</p> <p>事業所における健康づくりを推進するために「健康づくりチャレンジ運動」を実施し、事業主による従業員の健康づくりのサポートを行うとともに、事業主が健康づくりの取り組み度合が分かるための指標の通知を行う。</p> <p>また、関係機関と連携し事業所における健康づくりに関するセミナーを開催しその啓発に努める。</p> <p>1-1-2 データヘルス計画の実施</p> <p>「高血圧」を支部の健康課題と定め、身体活動量を増加させることを通じて健康意識が高まり、血圧管理をできる人が増えることを上位目標としてデータヘルス計画を実施していく。今年度は「健康づくりチャレンジ運動」を発展・拡大し血圧管理に取り組む人を増やしていくとともに、調査研究事業として家族に対する集団減塩教室を開催し、その効果を検証する。</p> <p>また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、実態に即した第二期計画を策定する。</p> <p>1-1-3 関係機関との連携強化</p> <p>関係機関（主に地方自治体、医療関係団体、経済団体等）への情報提供、共同事業の実施等、関係機関と連携を行い、必要であれば包括協定等を締結し、連携の強化を図る。</p> <p>1-1-4 各種協議会への参画および意見発信</p> <p>関係機関が行う各種協議会へ参画を行い、加入者・事業主の意見を反映した意見発信を行う。</p>

1-2 ジェネリック医薬品の更なる使用促進

引き続きジェネリック医薬品軽減額通知サービス（年度内2回）による使用促進を図るとともに、ジェネリック医薬品への切替率上昇を目指したパイロット事業を行い、その通知の効果や使用割合の分析結果を活用して、ジェネリック医薬品使用促進への施策につなげる。

1-2-1 効果的な広報の実施

ホームページやメルマガ、広報紙等への掲載によるほか、研修会等において加入者・事業主等への周知を図る。

また、ジェネリック医薬品希望シールやチラシの配布、ポスターを貼付するなど、目につく広報を実施する。

1-2-2 関係機関との連携

ジェネリック医薬品軽減額通知の効果や使用割合の分析結果を活用して、医療関係団体（医師会等）・行政等関係機関へ情報を発信し、共同できる事業については連携して行う。

1-2-3 医療機関及び薬局関係者への働きかけ

ジェネリック医薬品の使用促進に向け、医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを行う。

1-3 地域医療への関与

30年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画、第3期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、また、策定された地域医療構想の実現に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。

1-4 調査研究の推進等

本部から提供される各種情報リストや医療費分析マニュアルにより、医療費等の分析に引き続き取り組むとともに、28年度から導入を進めているGIS（地理情報システム）の活用推進等により、加入者・事業主や関

係機関等へ視覚的にも分かりやすい分析結果を提供し、各種事業の推進に役立てる。

1-5 広報の推進

協会の存在及び保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解していただくため、見る側の立場に立った内容を心掛け、積極的な情報発信を行う。

1-5-1 ホームページの活用、充実

「見やすい、探しやすい」ホームページとなるよう掲載内容の整理を行い、医療費分析、健診・保健指導、セミナー案内の情報等の内容を充実させるとともに、最新情報への随時更新、関係機関とのリンク等の拡大を行いホームページ閲覧件数の増加（前年度以上）を図る。

1-5-2 メールマガジンの充実と登録者数拡大

1) 内容の充実

健康づくりチャレンジ運動、データヘルス計画、医療費分析、健診・保健指導、セミナー案内や法改正等の情報等、内容を充実させ、定期的に記事配信を行う（速報は適宜行う）。

2) 登録者数の拡大

各種広報媒体でのメールマガジン配信の広報、研修会やセミナー参加者への案内、健康保険委員の勧奨時に併せて勧奨を行う等、あらゆる機会に広報アプローチを行い、新規登録者数150件の達成を目指す。

1-5-3 支部発行広報誌の充実

和歌山支部が発行している広報誌（「協会けんぽわかやま通信」、「健保委員わかやま」）の内容を充実（疾病予防・健康情報・健康づくりチャレンジ運動登録事業所の取り組み紹介等）させ、情報発信を行う。

1-5-4 その他

1) 関係機関等の広報紙の活用やメディアへの発信を行い、加入者だけでなく広く一般の方々への広報を

	<p>推進する。</p> <p>2) 各種説明会やセミナーに参加し、取り組み状況等を説明するとともに、協会けんぽの存在感を示していく。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>2-1 サービス向上のための取組み</p> <p>2-1-1 サービスの改善</p> <p>加入者の意見やニーズの把握に努め、サービスの改善に反映させる。</p> <p>当支部の実情に応じた事業を計画する中で、様々な手段を用いて加入者・事業主の意見やニーズを把握し、反映させる。また、健康保険業務に係る手続きの利便を図る。</p> <p>1) 苦情、お客様の声等の分析の実施</p> <p>さらなるサービスの改善に結びつけるため、苦情やお客様の声、申請書郵送時のアンケート等の分析結果をフィードバックし、サービス改善及びお客様満足度の向上を図る。また、年金事務所窓口についても周知を行う。</p> <p>2) 郵送化の推進等</p> <p>手続きの郵送化推進と、申請書類の配備場所等の維持管理・充実を図る。</p> <p>I 申請書類の入手方法の広報を行う。(ホームページからの印刷、商工会・商工会議所等)</p> <p>II 納入告知書同封チラシ、ホームページ及び年金事務所窓口にて、郵送による申請の広報を行う。</p> <p>2-1-2 保険証発行</p> <p>年金事務所が行う適用業務と連携のもとに、適切な保険証発行に努める。</p> <p>一般被保険者にかかる保険証の発行については、年金事務所と連携し、適切な保険証発行に努める。また、任意継続被保険者においては、日々、資格の喪失確認を行い、処理可能なものについては即時に処理し、迅速な発行に努める。</p> <p>2-1-3 口座振替の利用促進</p>

任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。

加入希望者については、必ず口座振替の制度説明を行い、口座振替申込書と案内チラシを配布し、利用の促進を図る。目標については、前年同月の割合以上とする。

2-1-4 窓口サービス

各種申請等の受け付けや相談等の窓口サービスについては、効率的かつ効果的なサービスの提供に努める。また、窓口の利用状況や届書の郵送化の推進状況を踏まえ、サービスの提供に配慮しつつ年金事務所窓口における職員配置の見直しを行う。

2-1-5 サービススタンダード

傷病手当金等の健康保険給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、不正が疑われ厳格な審査が必要な請求及び返戻・照会分を除き、サービススタンダード（10営業日）を定め、管理の徹底と受付から10営業日以内の着実な支払いを行う。

2-1-6 限度額適用認定証の利用促進

限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。

また、ホームページなど支部の広報媒体を通じて限度額適用認定証の利用促進の広報を行うとともに、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。

2-2 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認について、本部の計画に基づき、年金事務所との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。また再確認事務にかかる被扶養者状況リストの未提出事業所へは文書や電話連絡により提出を促す。

2-3 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

2-3-1

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請及び疑義のある申請について、正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。また、必要に応じ事業所・施術所への照会・近畿厚生局への情報提供を行う等、療養費の審査強化に努める。

2-3-2

柔道整復施術療養費について、年に10回以上の申請がされている加入者に対し、啓発文書とパンフレットを送付し、適正受診の促進を図る。

2-3-3

療養費（はり・灸、あんま・マッサージ）について医科の受診状況を確認し、必要に応じ同意医師及び受診者への照会を行い適正な給付に努める。

2-3-4

共通事案に対し、支部間、和歌山県、他保険者等と情報共有化等の連携により不正受給防止の徹底に努める。

2-4 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後の申請について、重点審査を行い適正な給付に努める。

また、不正が疑われる申請については保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立ち入り検査が必要な申請については日本年金機構と連携・協力して積極的に調査を実施し不正請求を防止する。

2-5 効果的なレセプト点検の推進

2-5-1 資格点検

資格点検については、審査支払機関から受領したレセプトについては、確認調査を強化し医療機関への返戻及び加入者への返還措置を確実に実施する。

〔検証指標〕 加入者1人当たり資格点検効果額：前年度支部実績以上

2-5-2 内容点検

内容点検については、自動点検等システムを活用した効率的な点検を行うとともに、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。特に点検員のスキルアップを図るために査定事例の共有化を図り、点検効果額の向上に努める。

〔目標指標〕 加入者1人当たり診療内容等査定効果額（10割）：前年度支部実績以上

〔検証指標〕 加入者1人当たり内容点検効果額：前年度支部実績以上

1) 効率的な内容点検の実施

レセプトの内容点検の一部を外部委託することにより、支部内の内容点検の更なる充実と、刷新システムの機能を有効に活用した内容点検の実施を行う。また、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させるとともに競争意識の促進と内容点検効果額の向上を図る。

2) 査定事例の共有化

毎月点検員が支部共有の汎用任意テンプレート・自動点検マスター、本部ツールに登録する事項を提出してノウハウの共有を図る。また、他支部の査定事例を分析し、和歌山支部でも活用できる査定事例を取り込んで点検調査を実施する。

2-5-3 外傷点検

外傷点検については業務上、通勤災害及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し、医療機関への返戻及び債務者への返還措置を確実に実施する。

〔検証指標〕 加入者1人当たり外傷点検効果額：前年度支部実績以上

2-5-4 医療費通知の送付

加入者に対し年1回医療費通知の送付を行う。また、毎月、高額査定通知の送付を実施する。

(実施方針)

1) 医療費通知 本部の事業計画に基づき年1回事業所経由で加入者に送付する。

2) 高額査定の医療費通知

毎月レセプト審査の結果、医療費が減額され、加入者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合において、該当する加入者に送付する。

2-5-5 多受診者に対する通知

1) 毎月、多受診者のレセプトを抽出し、通知の対象となる加入者に適正受診のお知らせ文書や、照会文書を送付する。また、必要に応じて保健師とともに訪問指導を行う。

2) 適正受診の指導が必要である重複受診や過量服薬がある加入者等をレセプトデータにて抽出し確認、分析を行う。またその他、レセプトデータを活用できるものについては他のグループと連携し、分析、検証等を行い支部内において情報の共有を行う。

2-5-6 職員及び点検員の資質向上を図る。

(実施方針)

1) 研修

職員及び点検員等の資質向上を図るため、指導医による研修(毎月)、外部講師による研修(随時)を実施する。

また、勉強会(討論会)を開催し、自動点検マスター、汎用任意テンプレート、本部ツールの追加等のメンテナンスについて意見の集約を行う。

2) 点検員のスキルアップ

点検員ごとの目標効果額の設定や点検員のスキルに応じた教育などを通じて、各点検員のスキルアップを図る。

3) 支払基金との協議事例の共有

毎月の支払基金との打ち合わせ会や2ヵ月に1回開催の原審事例説明会を通じて、疑義事例に対する意見交換と査定事例・原審事例の共有化を図る。

2-5-7 医療機関担当者向け説明会の開催

医療機関における健康保険に関する事務の説明、資格喪失者の受診に対するレセプトの返戻の同意、業務上や交通事故等の第三者行為が原因の受診者に対する協会けんぽへ届書の提出勧奨、高額療養費の制度説明や限度額適用認定証の使用促進の要望などの説明を行う。

2-6 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

債権の発生防止のため、保険証の回収を強化する。資格喪失処理後の未回収保険証については、2週間をめぐりに回収催告を実施する。

2-6-1

事業所宛の納入告知書へ保険証返却啓発チラシを同封する。また、窓口においても適宜配布し保険証の回収強化に努める。

2-6-2

一般被保険者にかかる保険証の回収については、年金事務所との連携のもと、的確に行う。

2-6-3

任意継続資格取消者や保険証の未回収者に対しては、文書による催告とともに電話による督促を行う。また、任意継続資格取消者など、債権発生見込みの高い者については、必要に応じて訪問督促を行う。

2-7 積極的な債権管理回収業務の推進

2-7-1

資格喪失後受診等により発生した債権については、システムによる進捗管理を適切に実施して、効果的な納付催告を行い早期回収に努める。

2-7-2

現金給付に関する債権については、納付書を送付する前に電話等により内容の事前説明を行い、納付催告後の早期回収に努める。

2-7-3

債権回収フローに基づく電話または文書による催告を計画的に実施することにより、早期の債権回収に努める。また、複数回の催告を実施しても支払いに応じない債務者については、現在の勤務先が判明している債務者への会社あて催告や弁護士名による催告を積極的に実施して早期の債権回収を図る。資格喪失後受診の返納金が発生している国保の加入者については、返納金に対する回収方法として保険者間調整を積極的に活用する。所在不明者は、年金事務所への照会、住民票取得による住所確認を行う。また、状況に応じて適宜、勤務先への催告や債務者宅への訪問による催告を実施する。

また、長期未納者については、支払督促等の法的手続きを積極的に活用して債権回収の強化を図る。法的手続きを実施しても、支払いに応じない債務者については、給与等の差押えによる強制執行を行う。

2-7-4

債権会議を毎月開催し、支部全体で回収状況を共有化するとともに、必要に応じて支部全体で債権回収の強化に取り組む。

2-8 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

2-8-1 活動の強化

1) 年2回～3回の研修会（年金事務所と共同）において、支部事業について研修を行うとともに、重点事業については外部講師による研修を検討する。

2) 研修会やセミナー参加者へのアンケート調査結果や、事業所訪問等により得た意見・要望等から、支

	<p>部事業の施策に反映できるものは反映していく。</p> <p>3) 健康保険委員及び事業所との結び付きを強化するため、健康保険委員を対象にした広報誌の発行や、卓上月表を作成・配布し事業内容の周知を図る。</p> <p>2-8-2 委嘱者数の拡大等</p> <p>1) 納入告知書送付時や新規適用事業所に対する健診案内時等、健康保険委員への勧奨が効果的と思われる機会に勧奨広報を実施する。</p> <p>2) 健康づくりチャレンジ運動登録事業所には、健康保険委員の登録を原則とし、委嘱の拡大を図る。</p> <p>3) 健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：身体活動量を増加させることを通じて、健康意識が高まり、血压管理をできる人が増える。 (I度高血压以上の人割合の減少、未治療者の割合の減少、健診受診率の増加、特定保健指導実施率の増加)</p> <p>下位目標：①日頃から意識して身体活動量を高める人が増える。 ②日常生活における身体活動量の増加や習慣的な運動の推奨について理解を示し、健康づくりに取り組む事業所が増える。 ③高血压予防対策を勧めることについて理解し、ともに積極的に取り組む団体が増える。 ④II度(160/100mmHg)以上の未治療者が減少する。</p>

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：106,720人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 60.4%（実施見込者数：64,500人）
- ・事業者健診データ 取得率 16.6%（取得見込者数：17,700人）

○被扶養者（受診対象者数：36,815人）

- ・特定健康診査 実施率 30.0%（実施見込者数：11,030人）

○健診の受診勧奨対策

3-1-1 被保険者

1) 事業所・任意継続加入者を対象に、生活習慣病予防健診の案内を行い、健診制度の周知を図る。新規適用となった事業所等へも随時案内を郵送し、より多くの方へ健診制度をお知らせする。

2) 生活習慣病予防健診未利用の事業所（加入者）に対して勧奨を実施する。

支部職員だけでなく、健診機関や社労士会、民間業者などへ業務を委託し事業所訪問や電話勧奨等による生活習慣病予防健診の受診勧奨および事業者健診データの提供依頼を行う。（生活習慣病予防健診未利用事業所、および胃部検査必須化により事業者健診へ移行した者を重点対象とする）

3) 事業者健診データ取得に関する協力健診機関の拡大を図る。

健診機関へ協力要請し、事業者健診データ作成および提供に関する同意取得勧奨に取り組む健診実施機関を増やす。

3-1-2 被扶養者

1) 特定健診受診券の個別郵送

- ・受診券と一緒に、和歌山県下で特定健診を受診できる医療機関情報・自治体のがん検診同時実施の特定健診予定・協会主催の集団特定健診の予定等の情報を同封し、受診促進を図る。
- ・被保険者の住所のある支部から受診券を被保険者自宅宛てに郵送（4月に一般扶養家族宛、5月下旬任意継続加入扶養家族宛に受診券を郵送。以後新規適用となった扶養家族（任意継続含む）に随時受診券を送付）

2) がん検診と同日実施の集団健診の拡大

- ・前年度実施している自治体と引き続き連携し、同事業を継続していく。
- ・実施困難な自治体へアプローチを行い、連携できる自治体を拡大していく。

3) がん検診と同日実施できていないエリアを対象に特定健診のみの集団健診を開催

- ・骨密度測定など、オプション健診や、有料のオプション検査の案内などを取り入れながら、受診者の拡大を図る。

4) 院内受診で受けられる健診機関で、ポスターを掲示してもらい、特定健診の受診促進を図る。

(3) 特定保健指導の推進

○被保険者（受診対象者数：16,939人）

- ・特定保健指導 実施率 15.4%（実施見込者数：2,603人）
（内訳）協会保健師実施分 12.2%（実施見込者数：2,063人）
アウトソーシング分 3.2%（実施見込者数：540人）

○被扶養者（受診対象者数：942人）

- ・特定保健指導 実施率 3.5%（実施見込者数：33人）

○保健指導の受診勧奨対策

3-2-1 被保険者の特定保健指導率

1) 特定保健指導の対象者がいる事業所に、特定保健指導の案内及び対象者には個別案内を実施する。

2) 保健指導の外部委託の推進と訪問体制の強化

- ・健診実施機関・民間業者などによる外部委託を取り入れ、特定保健指導の実施率向上を図る。
- ・継続支援の外部委託や、外部委託による集団指導（セミナー）の導入などを検討し実施を図る。
- ・特定保健指導外部委託機関の進捗状況を把握し、実施者数向上に向け対策を委託機関と協議する。

3) 職員および民間業者などによる事業所訪問・電話勧奨により、新規特定保健指導実施事業所を増やす。

- 4) ステップアップ検査の利用を推進し、特定保健指導参加者を拡大する。
- ・ステップアップ検査実施機関に地域偏在があることから、実施機関の拡大を図る。

3-2-2 被扶養者の特定保健指導率

- 1) 協会主催の集団特定健診後、集団で特定保健指導を実施できるように計画し、利用者の増加を図る。
- 2) 集団特定健診後、自治体との連携による結果説明会及び特定保健指導を実施できるように計画し、利用者の増加を図る。

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

1-1-1 事業所における健康づくり事業の推進（再掲）

事業所における健康づくりを推進するために「健康づくりチャレンジ運動」を実施し、事業主による従業員の健康づくりのサポートを行うとともに、事業主が健康づくりの取り組み度合が分かるための指標の通知を行う。

また、関係機関と連携し事業所における健康づくりに関するセミナーを開催しその啓発に努める。

(5) 重症化予防対策の実施

○二次勧奨実施予定人数 600人

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 10人

3-3 糖尿病・高血圧の未受診者などへの受診勧奨など重症化予防対策に取り組む。

1) 未治療者に対する受診勧奨

健診データとレセプトデータを突合せ、血圧・血糖の健診結果に関して、要治療と判定されながら治療をしていない方に、本部からの郵送による一次勧奨に加え、より結果が悪く治療が早急に必要な方に対して、文書による二次勧奨を支部にて実施する。

なお、特定保健指導で訪問する事業所に、二次勧奨者がいる場合は、面接による保健指導も実施する。

2) 血圧高値者に対する早期受診勧奨

健診受診（血圧測定）時、血圧高値者に対し、高血圧予防の啓発リーフレットの配布及び当日受診を含む早期治療の受診勧奨を実施する。

3) 糖尿病重症化予防対策

糖尿病性腎症患者の重症化予防対策について、県・自治体・医師会等と連携を図りながら、実施を検討する。

4) 高血圧・糖尿病などの重症化予防対策の一環として、事業主などから要治療・要精密検査の方へ受診を促してもらうよう働きかける。

健康づくりチャレンジ運動登録事業所や、特定保健指導の案内送付時などに協力依頼文を同封し、周知を図る。

(6) 各種業務の展開

3-4-1 「健康づくり推進協議会」の創設

新たに「健康づくり推進協議会」を創設し年に2回開催する。協議会で聴取した意見を展開することで保健事業を円滑かつ効果的に推進する。

3-4-2 自治体・他の保険者等との連携

自治体・他の保険者と連携し、健康づくりや生活習慣改善に関する意識啓発を行っていく。

1) 保険者協議会で代表保険者としての役割を担い、自治体のがん検診との同日実施による特定健診の推進に取り組む。また、データヘルス計画の推進や健康フェスタなどのイベントでの健康増進の意識啓発などにも他の保険者と連携しながら取り組む。

2) 特定健診・がん検診の受診促進のためデータ提供などを行い、自治体および地域職域連携推進協議会等で連携をとりながら健康増進に取り組む。

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>4-1 組織の適切な運営</p> <p>4-1-1 事業運営</p> <p>事業運営について、加入者・事業主の意見等に基づきP D C Aサイクルを適切に機能させる。</p> <p>1) 事業推進会議を毎月実施し、各グループの事業推進状況を把握する。また実施状況を適宜評価し、改善事項があれば、その都度必要に応じ事業見直しを行い、事業運営に反映させる。</p> <p>2) 計画にそって評議会を開催し、評議員の意見を基に事業運営を行っていく。</p> <p>4-1-2 コンプライアンス、個人情報等の徹底</p> <p>法令等規律の遵守（コンプライアンス）、個人情報等の保護については、自主点検の評価と対策・事案の共有と周知をコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会で行うとともに、研修を通じて職員の意識向上を図り、その遵守を徹底する。</p> <p>4-1-3 リスク管理体制</p> <p>災害時の初動対応や事業継続についての検討を行うとともに、緊急時対応における研修や訓練を実施することにより支部のリスク管理能力向上を図っていく。</p> <p>4-2 人材育成の推進</p> <p>「O J T（On the Job Training）」「研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて人材育成を図っていくとともに、「現場で育てる」という組織風土を醸成し、日々の業務遂行を通じて経験を積ませる機会を設けていく。</p> <p>4-2-1 研修等の実施</p> <p>本部で開催される研修については遅滞なく支部職員に伝達研修を行い、また、支部においては研修計画に基づき、支部の実情に応じた研修を実施する。研修終了後には、受講者から感想及び改善点等の意見を得て、今後の研修実施に活かしていく。</p>
----------------------	---

4-2-2 自己啓発の支援

通信教育講座の斡旋を引き続き行い、職員の自己啓発の支援を行う。

4-2-3 グループを横断した職員の連携

プロジェクトチーム等新規事業や業務改善の提案においては、グループ横断的に職員を配置して事業の企画・立案を行わせ、支部内の部門間連携、及び発信力の強化を図る。

4-2-4 事業所訪問の実施

事業所訪問を通じて職員の訴求力・発信力・営業力の強化に取り組むとともに、支部としての共通目標を設定することで組織コミュニケーションの醸成を図る。

4-3 業務改革・改善の推進

業務改革会議やパイロット事業の企画立案等、支部の意見を提案できる機会を通じて具体的な改善を実現していくとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、保険者機能を更に発揮できる体制づくりを進める。

4-4 経費節減等の推進

業務に対するコストを常に意識し、業務の効率化をすすめ、コストの削減に努める。また、調達や執行については、透明性の確保に努める。

4-4-1 支部全体における経費節減への取組

職員のコスト節減意識を高めるため経費節減会議を開催し、職員からの提案や他の事例等を参考にしながら経費節減の取り組みを行っていく。

「和歌山支部経費節減マニュアル」については、朝礼・管理職会議の活用及び掲示物・回覧物・メール等による周知と定着を引き続き推進する。

4-4-2 消耗品の適正な管理

消耗品の発注については、商品の種類・内容・必要性等を検討しながら消耗品台帳の管理数（在庫確認）を考慮の上、適正な量の発注を行うものとする。

1回あたりの消耗品発注金額に注意し、送料等負担のないようにする。

4-4-3 調達・執行の適正な運営

調達や執行については、案件の必要性に応じて調達審査委員会を開催しマニュアルに則った適正な運営を行う。

また、ホームページ等への調達結果公表により透明性の確保に努める。

4-4-4 事務室室料等の減額交渉

経済情勢・事務室周辺の賃貸料の状況等を総合的に考え、事務室料の減額交渉の実施について検討を行う。

4-4-5 事務室の整備

文書保管の寄託化にあわせて、支部の業務効率を考慮した事務室のレイアウト変更を検討する。

平成 29 年度 事業計画（鳥取支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の健康経営取組等「健康づくり」について取組内容等を充実させ、より質の高い事業へ展開する。 ・支部データヘルス計画の推進 <p>健康経営推進事業の推進</p> <p>事業所とのコラボヘルスによる具体的な健康づくりへの取組み</p> <p>健康経営宣言事業所数 平成 30 年 3 月末目標 1,300 事業所</p> <p>健康宣言事業所向情報誌「健康経営通信」の発信</p> <p>取り組みやすい健康づくりメニューの提案</p> <p>事業所の独自取組の取材・発信</p> <p>健康経営セミナーなど各種研修会・講習会の実施</p> <p>健康経営推進のインセンティブ付与</p> <p>支部長表彰・県知事表彰・金融機関との連携による金利引き下げサービス等</p> <p>経済団体や関係機関等のさらなる連携の強化・拡大の推進</p> <p>市町村と連携した保健事業の推進</p> <p>第 1 期データヘルス計画における目標の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」について支部運営での P D C A サイクル強化を図る。 ・「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」を目的に、加入者及び事業主に対して直接働きかける。 <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度には第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）が実施される予定であるため、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の関係機関とも連携しながら意見発信や働きかけを行う。 <p>県の政策関係部局、市町村、関係機関などの各種協議会などに積極的に参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村との連携をより強化するとともに、経済団体との連携に関する協定を締結し、共同して加入者の健康増進や医

療費の適正化、各種広報の実施など連携推進を図る。

(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

- ・ 地域（二次医療圏又は市町村単位）の実情に応じて支部独自の事業を積極的に立案・実施していく
鳥取県医療費適正化評価策定委員会への参画
- ・ 都道府県単位保険料率に影響を与える協会けんぽ内のインセンティブ制度について平成 29 年度の試行的運用の中で課題を抽出し、平成 30 年度からの本格実施に繋げる。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ・ 国の第一段階の目標でもある 70%以上を達成するとともに、最終目標である平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上を見据えて使用促進を図る。
- ・ 地域（二次医療圏等）での使用率向上策を立案、実施する。（県薬剤師会との連携強化等）
お薬セミナーの開催
- ・ 軽減額通知サービスの実施。
平成 29 年 8 月・平成 30 年 2 月の 2 回実施
- ・ 希望シールの積極的な配布。
健康保険証交付時、軽減額通知サービス時、研修会等での配布

(5) 地域医療への関与

- ・ 上記(2)の「平成 30 年度に向けた意見発信」で掲げた事項のほか、県・市町村等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、働きかけや意見発信を行う。

（ 鳥取県医療審議会、鳥取県各圏域地域医療構想調整会議、鳥取県がん対策推進県民会議、
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議等に参画 ）

- ・ 鳥取県地域医療構想に関する加入者向けアンケートを実施し、この結果を発信し、地域医療に貢献する。

(6) 調査研究の推進等

- ・ アンケート実施や成功事例の収集など支部で行える調査研究を推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村等と連携し、主体となって職域・地域の両面からなど幅広く分析 協会けんぽベースでは協会全国平均・他支部との比較 県ベースでは、国保、後期と合算した県平均、市町村別での比較 ・ 県・市町村等と合同で健康課題を抽出、効果的な対策を立案・実施 ・ 鳥取大学など学術機関からのアドバイスを受け幅広い視野で検証 ・ 事業の推進のため、関係機関に発信し、連携を呼びかけ ・ 加入者・事業主が行動変容につながるようわかりやすく発信 <p>(7) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の発信力を広げるため、メディアの活用を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進 ・ 協会事業の理解と参画を推進するため、「事業所・加入者向け総合パンフレット」を作成・配布 ・ 加入者から直接意見を聞くため、アンケートや対話集会等を実施 ・ 意見などを踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施 ・ 県・市町村・関係団体との共同広報の実施 ・ 県・市町村・中小企業関係団体・医療関係団体と健康セミナー等を共同開催【29年10月】 <p>(8) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の財政状況と基盤強化について、理解・協力を得るため、加入者及び事業主、関係方面に発信
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者等のご意見や苦情等についてさらなるサービスの改善に取り組む。 ・ お客様満足度調査、電話対応調査を実施し、その結果をもとにサービスの改善に取り組む。 ・ マニュアルに基づき、正確・迅速な事務処理を行い、事務処理誤りを発生させない。 ・ 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 ・ 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。 ・ 任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替と前納による納付を推進する。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

・限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、加入者・事業主などへの広報に加え医療機関など関係機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。

(3) 窓口サービスの展開

・各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながら、効率的かつ効果的な窓口サービスを提供する。

・窓口での相談内容を取りまとめ、対応のフィードバックを行うことで、サービス向上につなげる。

・申請手続きは郵送でもできることを各種広報や健康保険委員研修会等において周知し、お客様の利便性向上を図る。

・年金事務所窓口体制の見直しに当たっては、地域の特性、利用状況等及び届書の郵送化の進捗状況を考慮のうえ、サービスの低下とならないように配慮する。

(4) 被扶養者資格の再確認

・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

・柔道整復施術療養費の適正化のため、支部独自基準による加入者に対する文書照会を実施する。

基準：多部位（施術箇所が3部位以上）または頻回（施術日数が月に15日以上）

・照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

・文書照会の回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ受診者や施術者に照会し、必要があれば厚生局に情報提供を行う。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

・保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や資格取得直後に申請されたものについて、重点的に審査を行う。

・審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検を実施する。
・内容点検は、自動点検システムの活用や点検員のレベルアップ、査定事例などの情報収集、基金との協議強化などの取組を「点検効果向上計画」を策定することで一体的に管理・運用し、点検効果額の向上を目指す。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で行う任意継続被保険者分に対し、文書・電話・訪問による催告を早期に実施する。
・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
・保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進

・不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、弁護士催告、電話や訪問による催告を行うとともに、納付拒否者に対しては法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。
・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。
・傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。
・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

(10) 健康保険委員の活動強化

・健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている健康保険委員に対して、わかりやすい研修や広報活動を通じて、

	<p>健康保険事業の理解を深めてもらい、より事業所に近い事業展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険事業等に対する理解・協力を得るため、研修、広報を実施 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員情報誌「けんぽ便り」ととり」の発信【年4回】 健康保険委員向けの専用冊子「健康保険委員必携」の作成配布 健康保険委員研修会など各種研修会・講習会の実施 健康保険委員表彰の実施
3. 保健事業	<p>(1) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：78,434人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 58%（実施見込者数：45,492人） ・事業者健診データ 取得率 19%（取得見込者数：14,903人） <p>○被扶養者（受診対象者数：20,894人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 21%（実施見込者数：4,388人） <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診未実施事業所への訪問勧奨の実施 ・データ提供不可の健診機関にて事業者健診実施している事業所へ紙媒体による健診結果提供依頼訪問勧奨実施 ・鳥取労働局・鳥取県との三者連名による事業者健診データの提供依頼の実施 ・生活習慣病予防健診実施機関の拡大 ・新規事業所・加入者への月次による健診案内通知 ・特定健診未受診者への受診勧奨 <ul style="list-style-type: none"> 事業主と協会の連名による受診勧奨 <p>(2) 特定保健指導の推進</p> <p>○被保険者（受診対象者数：10,598人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 32%（実施見込者数：3,391人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳）協会保健師実施分 30%（実施見込者数：3,179人） アウトソーシング分 2%（実施見込者数：212人） <p>○被扶養者（受診対象者数：435人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 7%（実施見込者数：30人） <p>○特定保健指導推進対策</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・メタボ改善向上への保健指導 ・健診実施機関との連携を深め、特定保健指導の実施体制の確立 ・特定保健指導外部委託機関の拡大 ・健診・保健指導結果やデータ分析報告書を基に、特定保健指導結果の効果分析・業態別の状況把握を行う ・特定保健指導の結果を活用した未実施事業所への訪問勧奨、業態別の特性を活かした案内文書による特定保健指導実施者の拡大 ・（被扶養者）特定保健指導未実施者への直接勧奨 ・集団健診会場における特定保健指導を見据えたアプローチの実施
	<p>(3) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOL維持を図るため、健診結果が要治療域と判定されながら未治療の者に対して確実に治療に繋げる取組を行う。 ・糖尿病腎症患者の透析導入防止を主眼に主治医の指示の基づき、保健指導を実施する。 ・地区ごとの糖尿病予防対策検討会等への参画により関係機関との連携強化と地区の実情を把握
	<p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）：データヘルス含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データヘルス計画」による健康経営推進事業を活用し保健事業の実効性を高め、より事業所に直接働きかけ、従業員の「健康づくり」に最大限努める。 ・モデル事業所を選定し、健康づくり事業（健康経営、保健指導や重症化予防など）を実践し、事例研究を通してコラボヘルスを行う。 <p>データヘルス計画 上位目標：</p> <p>鳥取県との連携事業である「健康経営推進事業」、市町村など関係機関との連携により、健診受診、特定保健指導などを柱とした健康づくりの環境整備・推進をさらに進め、加入者及び事業主、そして県全体が、健康づくりの重要性を認識し、積極的に取り組んでいる。</p> <p>健康経営参画事業所 平成30年3月末目標 1,300事業所 特定健診受診率 平成30年3月末目標 65% 特定保健指導実施率 平成30年3月末目標 30%</p>

	<p>下位目標</p> <p>①健康経営宣言事業所数を拡大する。</p> <p>②事業所が健康づくりメニューに具体的に取り組み始めている。</p> <p>③健康づくりに取り組んだ事業所の健康度が改善している。</p> <p>④事業所が健康診断を従業員全員に実施している。</p> <p>市町村との連携を強化して被扶養者の健診率向上に取り組んでいる。</p> <p>⑤健診受診率の向上・市町村との共同分析により、精度の高い分析ができ、効果的な対策を実施できている。</p> <p>⑥事業所が健康診断後の特定保健指導を対象者全員に実施している。</p> <p>⑦特定保健指導対象者の健康度が改善し、効果を数値検証できている。</p> <p>(5) 各種業務の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者へのポピュレーションアプローチ 講習会や事業所における健康づくり講演等の実施 ・「健康づくり推進協議会」を開催し、意見を聴取し事業展開に生かす。 ・鳥取県がん対策推進会議等県主催の会議への参画により、関係機関との連携強化と東・中・西部地域の実情を把握する。 ・連携協定を締結した関係団体との協働事業に積極的に取り組む。 県内全市町村と共同による、地域別医療費分析などの情報を加えた「市町村別の健診ガイド」の作成・配布 ・刷新システムの機能やデータを活用し、業務の効率化と平準化を図る。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着 研修などを通じ、職員に期待する職員像、役割を示すとともに、協会のミッションや目標の徹底、意識改革を図る。 ・コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検・徹底する。 ・リスク管理体制の整備 平時からの点検・訓練やリスク管理委員会の開催

(2) 人材育成の推進

・職員の「発信力・営業力・訴求力」の向上を目指し、職員が「自ら育つ」という成長意識を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせての実施

(3) 業務改革・改善の推進

・業務の効率化・標準化を進めるため、業務全般を見える化（数値化、グラフ化など）し、阻害要因などを洗い出すことで具体的な改善に取り組む。

・業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費の削減等の推進

・サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や消耗品の適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成 29 年度目標指標

【目標指標】

サービス関係指標		平成 29 年度（目標）	平成 29 年度（数値）
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10 営業日）の達成率	100%	
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内	
健康保険委員の委嘱拡大	健康保険委員委嘱者数	1,850 事業所	
健康保険委員の活動強化	広報誌「けんぽ便り」の発行	年 4 回発行	
加入者・事業主への広報	メールマガジン新規登録者数		
保健事業関係指標			
データヘルス	健康宣言事業所数	1,300 事業所	
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 58%（45,492 人） 被扶養者 21%（4,388 人）	
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	19%（14,903 人）	
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 32%（3,391 人） 被扶養者 7%（30 人）	
医療費適正化等関係指標			
レセプト点検効果額	加入者 1 人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）		
ジェネリック医薬品の使用促進（年間）	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	70%以上 （平成 32 年度末までに 80%以上）	

平成 29 年度 事業計画（島根支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>○加入事業所が健康づくりに取り組む動機づけを行い、加入者の健康度向上、疾病予防等を図ることを目的として、「健康経営」を島根県内の加入事業所に浸透させ、「ヘルス・マネジメント認定制度」のエントリー事業所数の拡大を推進する。</p> <p>※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ヘルス・マネジメント認定制度」エントリー事業所数の拡大 ・「ヘルス・マネジメント認定制度」エントリー事業所に対する健康づくり支援事業の実施 <p>○「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。具体的には、島根支部の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図り、戦略的保険者機能の発展のため、その施策の評価・検証結果を次期施策に活かすことにより、PDCAサイクルの強化を図る。</p> <p>加えて、他支部の好事例を参考とするとともに、新たに効果的な施策を検討し、島根支部において有益な業務を実施していく。さらに、保険者機能強化に向けて、支部間の情報共有の充実を図る。</p> <p>(2) 平成 30 年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画、第3期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（島根県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>○島根県の政策関係部局や県内の自治体に対して、他の保険者と連携しながら各種協議会や医療政策の立案に積極的に参加し、協会としての意見を発信していく。</p> <p>また、自治体をはじめ他の保険者や医療関係団体等との間で、医療情報の分析や保健事業等で共同し、加入者の</p>

健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。

(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策

○医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施する。
また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権限を必要に応じて活用し、現金給付の審査の強化を図る。

さらに、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者等と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。

加えて、島根支部が収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。

- ・事業所に対する総合的な啓発

(4) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進

○国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図るため、ジェネリック医薬品の広報や薬剤師会等と連携したセミナーの開催など、更なる使用促進のための方策を進める。

- ・ジェネリック医薬品セミナーの実施
- ・ジェネリック医薬品使用促進ポスターの作成配布
- ・ジェネリック医薬品使用促進シールの作成配布
- ・医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用した薬局関係者への働きかけの検討

(5) 地域医療への関与

○地域医療構想(ビジョン)の協議の場において、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

(6) 調査研究の推進等

○保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿って、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえ、成果を施策に反映できる調査・研究を行う。本部から提供されたデータや情報を活用し、島根県との共同分析などにより、島根支部における特徴的な疾病構造等の分析を行う。

・「島根支部における医療費の状況と傾向」による研究

(7) 広報の推進

○保健事業や医療費適正化など、保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとして、ホームページ、メールマガジンを充実させる。

○新聞などのメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。

○医療保険制度の中でも高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図るため、島根支部独自のチラシやリーフレットを作成して丁寧なお知らせを行う。

○加入者・事業主が必要としている情報をお伝えするという視点から、対話集会やアンケート等の加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、わかりやすく、加入者・事業主へ響く広報を実施する。

○島根県、市町村、関係団体との連携による広報において、救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう努める。

○島根県、市町村、関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

・関係団体と連携した医療事務合同セミナーの開催

(8) 的確な財政運営に向けた意見発信

○協会けんぽの中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、広く加入者の理解を得るための情報発信を行う。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

○加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に本部に報告し、さらなるサービスの改善に結びつける。

さらに、加入者の意見やニーズを適切に把握したうえで創意工夫を活かしつつ、サービス改善や向上を図る。

○傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。

○健康保険給付などの申請については、郵送による申請の促進及び届書・申請書作成支援サービスの使用促進等、事務処理の効率化を図るため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。

○任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替と前納による納付を推進する。また、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスの利用促進を更に行う。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

○限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、チラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、島根県内の医療機関と連携し、窓口に限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。

また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

○効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等への窓口サービスについては、島根支部の実情を踏まえ、創意工夫を活かしたサービスを提供する。

(4) 被扶養者資格の再確認

○高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

○柔道整復施術療養費の適正化のため、保険給付適正化対策プロジェクトチーム会議による効果的な審査及び調査手法の検討と並行して、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請を中心に、加入者の方に対する文書照会を実施するとともに、必要に応じて施術者に照会をする等、照会業務を強化する。

○不適切な申請の防止のため、文書照会時にパンフレットを同封するなど柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金、出産手当金の審査強化

○保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。審査で疑義が生じた案件については、保険給付適正化対策プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入調査を実施するなど、不正請求防止に努める。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

○診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、島根支部においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

- ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検の徹底
- ・点検技術の底上げのための点検員研修の実施
- ・支払基金との効果的な打合せ会(定例会等)の実施
- ・点検員会議(毎月)による査定事例の集約及び共有化
- ・点検員のスキル向上のための勉強会(毎月)の実施
- ・外部委託業者の点検ノウハウによる点検員のスキルアップ

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

○資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般

被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会けんぽで回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。さらに、訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、各広報媒体や健康保険委員等研修会等を通じて、保険証の返却について更なる周知を行う。

併せて保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

- ・ 保険証の未返納者に対する文書、電話及び訪問催告
- ・ 医療機関窓口での保険証提示徹底ポスターの掲示

(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進

○不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。なお、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。

- ・ 悪質な債務者等に対する法的手続きによる債権回収

○交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

- ・ 医療機関への負傷原因報告書ハガキの設置

(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

○健康保険委員については、健康保険に関する事業主・加入者からの相談への対応、健康保険事業への意見の発信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている。より一層、健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。

- ・ 対話集会の実施

	<p>○健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員委嘱拡大強化月間を定めた委嘱勧奨
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>○健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>○「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より島根支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県と連携した健康イベントへの出展 ・運輸業への各種協働事業の展開 ・高血糖者に対する糖尿病対策 <p>【データヘルス計画】</p> <p>(上位目標)</p> <p>代謝リスクの保有率を全国平均以下にする。</p> <p>(下位目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①代謝リスクについて理解し、対策を考える人が増える。 ②早期に代謝リスクへ対応するために医療機関を受診する加入者が増える。 ③代謝リスクを抱えている者が多いことを「その他運輸業」の事業所（事業主・従業員）が理解し、対策を図る事業所が増える。 <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。また、健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性の向上を図る。</p>

る。さらに、健診が保健事業の起点であることを再認識し、事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効率的かつ効果的に取得できるセグメントを選定し、効果的にアプローチを行う。

健診機関等の関係機関との連携については、島根県の実情に合わせた動機づけを強化し、受診勧奨を強化、加速化する。

健診の推進に向けては、目標と進捗状況を本部と共有し、一体となって目標達成に向けた取り組みを行う。

<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

○未受診事業所には、これまでの通知・架電中心の勧奨に加え、外部委託を活用した勧奨を強化する。健康宣言などの事業所の健康づくりの入り口として健診を位置づけ、事業主の理解を深め、受診や事業者健診データの提供に結び付ける。

- ・ 社会保険労務士と連携した事業者健診結果データの取得勧奨
- ・ 民間業者による事業者健診結果データの取得勧奨
- ・ 健診実施機関による事業者健診結果データの取得勧奨

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

○8市との協定の具体的事業として、8市が行うがん検診との連携強化を図る。また、「オプション健診」や個人負担の検査項目の追加を提案するなど、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。

- ・ 魅力ある被扶養者健診の再構築プロジェクト

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：99,875人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 60.6%（実施見込者数：60,500人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 13.4%（取得見込者数：13,400人）

○被扶養者（受診対象者数：27,216人）

- ・ 特定健康診査 実施率 44.5%（実施見込者数：12,100人）

（3）特定保健指導の推進

第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。

特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。

被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。

なお、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図り、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。

また、業種・業態健診データの分析結果や協会保健師等を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

○被保険者（受診対象者数：13,228人）

- ・ 特定保健指導 実施率 28.6%（実施見込者数：3,783人）
（内訳）協会保健師実施分 23.3%（実施見込者数：3,082人）
アウトソーシング分 5.3%（実施見込者数：701人）

○被扶養者（受診対象者数：1,125人）

- ・ 特定保健指導 実施率 4.2%（実施見込者数：47人）

（4）事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）

「データヘルス計画」による協働事業や「ヘルス・マネジメント認定制度」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

（5）重症化予防対策の推進

生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。

○二次勧奨実施予定人数 180人

	<p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 一人（平成 29 年度実施予定）</p> <p>（6）各種事業の展開</p> <p>○刷新システムの機能やデータを利活用し、健診や保健指導の勧奨を積極的に行う。</p> <p>また、島根支部における「健康づくり推進協議会」の意見を活用するとともに、他支部における好事例を参考とした事業展開を行う。</p> <p>地方自治体との連携については、健康づくりに関する 8 市協定に基づく連携を強化し、健康づくり事業を具現化するとともに、その事例を保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等を通じて発信し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。</p> <p>さらに、重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体と連携したメンタルヘルス対策 ・ 健康増進支援 Web サイト「へるし～まね」の一部リニューアル ・ たばこ対策（リーフレットの配布・たばこ対策セミナーの実施） ・ ウォーキング大会の実施 ・ 重複投薬防止に向けた啓発事業（お薬手帳カバーの作成配布）
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>（1）組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>○組織運営の強化</p> <p>支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて業務体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>また、本部及び他支部に対して積極的な意見・情報交換を行う中で、各業務における課題解決に向けた諸施策を展開する。</p> <p>○協会理念の実践に向けた組織風土の構築</p> <p>平成 28 年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。</p> <p>○コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</p>

法令等規律の遵守（コンプライアンス）及び個人情報保護やセキュリティについては、各種委員会の定期的な開催、各種研修の適確な実施により、その規律・規程等の遵守を徹底する。

○リスク管理の徹底

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

○職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、本部主催の研修及び支部内でのOJTを通じて人材育成を推進する。

(3) 業務改革の推進

○島根支部の業務運営方針や複数の支部単位で設置された業務改革会議等を踏まえ、創意工夫を提案・検討し、具体的な改革・改善の実現を推進していく。

○業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費節減等の推進

○引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の見直しの検討を行うとともに、職員のコスト意識向上、適切な在庫管理等の実行により経費節減を推進する。

○調達や執行については、支部調達審査委員会を適確に開催するとともに、ホームページにより調達結果を公表することにより、競争性と透明性の確保に努める。

全国健康保険協会島根支部の運営に関する目標指標（平成29年度）

1. サービス関係

項目	内容	目標数値
(1) サービススタンダードの遵守	・健康保険給付の受付から振込までの日数の目標達成率	100%
	・健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内
(2) お客様満足度	・窓口サービス全体としての満足度	28 年度の状況より改善
	・職員の応接態度に対する満足度	28 年度の状況より改善
	・訪問目的の達成度	28 年度の状況より改善
(3) お客様からの苦情	・苦情の受付件数（支部の責によるもの）	0 件
(4) 事務処理誤り	・事務処理誤り件数	0 件
(5) 健康保険委員の委嘱者数	・委嘱者数	1,700 名

2. 保健事業関係

項目	内容	目標数値
(1) 健診の実施	・生活習慣病予防健診実施率（被保険者）	60.6%
	・特定健康診査実施率（被扶養者）	44.5%

(2) 事業者健診の取得	・ 事業者健診データ（被保険者）の取込率		13.4%
(3) 保健指導の実施	・ 特定保健指導実施率（被保険者）	協会保健師実施分	23.3%
		アウトソーシング分	5.3%
	・ 特定保健指導実施率（被扶養者）		4.2%

3. 医療費適正化関係

項目	内容	目標数値
(1) レセプト点検効果額	・ 加入者一人当たり診療報酬内容等査定効果額（10割）	28年度を上回る
	・ 加入者一人当たり資格点検効果額	28年度を上回る
	・ 加入者一人当たり外傷点検効果額	28年度を上回る
	・ 加入者一人当たり内容点検効果額	28年度を上回る
(4) ジェネリック医薬品の使用促進	・ ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	29年央に75%
(5) 加入者・事業主への広報	・ メールマガジンの登録件数	新規登録140件

平成 29 年度 事業計画（岡山支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>○保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想調整会議への参画や他保険者との連携を通じた意見発信 ・ 日本健康会議を踏まえた「健活企業」宣言等に取り組む事業所数の拡大 ・ ICT を活用したソーシャルマーケティングを踏まえた受診勧奨及び魅力ある集団健診の実施 ・ 地方自治体と連携した特定健診・がん検診の同時実施の更なる推進 ・ 県、大学等と連携した CKD（慢性腎臓病）重症化対策の実施 ・ 地域医療の機能強化を目指した関係団体と連携した情報発信等による地域医療連携パスの活用 ・ 運動習慣の定着や食生活の改善等健康づくり事業を通じた健康寿命の延伸 ・ 協定を締結した地方自治体、経済団体および医療関係団体等との連携強化、及び加入者利益の実現に資する新たな協定の締結 <p>○30 年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや関係審議会等において意見発信を行う。 <p>○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データヘルス計画に基づく各種事業の実施、及び次期データヘルス計画への事業の検討 ・ 良質かつ効率的な医療の享受に向けた地域医療への保険者としての関与 ・ 重複受診の防止等、加入者に対する医療サービスの適切な利用の啓発を図るため、医療関係団体と連携した「かかりつけ医」の普及啓発 ・ 歯科検診事業と特定健診結果の関連性の調査分析 ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ 未治療者への受診勧奨による重症化予防の推進 ・ 被扶養者資格の再確認業務の的確な実施

- ・医療機関における資格確認業務の利用率向上、及び実施効果を高めるための利用勧奨の実施
- ・傷病手当金等の審査業務の強化による現金給付費の適正化
- ・適正受診に資する周知広報
- 「健活企業」宣言等に取り組む事業所数の拡大
 - ・県、経済関係団体、マスコミ等と連携したイベントの開催
 - ・事業所訪問等を通じた「健活企業」宣言事業所の普及、宣言事業所へのアフターフォローの充実及び事業主の健康づくり意識の醸成
- ジェネリック医薬品の更なる使用促進
 - ・県、医療関係団体等と連携したイベントの開催
 - ・医療機関及び薬局関係者への更なる働きかけ
 - ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額のお知らせの実施
 - ・「希望シール」等の配布
 - ・他機関への情報提供や軽減効果額等に係る効果的な広報の実施
- 地域医療への関与
 - ・岡山県医療審議会地域医療構想部会、地域医療構想調整会議等関係審議会等において加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携した関係機関への働きかけや意見発信
- 調査研究の推進等
 - ・人口構造の高齢化等を踏まえた地域ごとの受療動向等地域医療に係る現状の把握
 - ・加入者調査実施結果を踏まえた事業展開や政策提言の検討実施
 - ・保険者協議会を通じた他保険者とのデータ共有、専門家を活用した医療費データ等の分析の推進及び情報発信
 - ・GIS（地理情報システム）を用いた、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果の提供
- 広報・意見発信の推進
 - ・データヘルス計画の推進、「健活企業」宣言事業所数の拡大に資する広報
 - ・地方自治体や医療関係団体等と連携した各種広報の実施
 - ・他団体が発行する広報紙を活用した広報の推進
 - ・各種事業に係る積極的なプレスリリースの実施
 - ・関係団体と連携したイベント等を活用した保健事業の推進に資する情報発信

	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関するイベントへの参画を通じた各種事業の周知広報 ・各種チラシやホームページ、メールマガジン等を活用した広報 <p>○健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員への効果的な広報や情報提供による活動強化 ・更なる委嘱数の拡大に向けた各種取組の検討
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>○サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の声を踏まえたサービス改善及び満足度の向上 ・健康保険給付に係るサービススタンダードの適正な管理及び実施 ・各種申請書及び届出書の郵送化の更なる促進 ・任意継続被保険者に係る保険料の口座振替の利用促進 <p>○ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されることから、岡山県病院協会と連携し、窓口限度額適用認定申請書セットを配置するとともに、問い合わせ時には病院へ設置していることを周知し加入者の利便性を図る。また、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施し利用促進を図る。 <p>○被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無資格受診の防止を目的とした被扶養者資格の再確認業務に係る事業主及び日本年金機構との協力及び連携による的確な実施 <p>○柔道整復施術療養費の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復療養費審査委員会での指摘や申請傾向を踏まえ、疑義のある施術所に係る積極的な患者照会の強化及び制度の更なる周知広報による適正受診の促進 ・不正請求事案等の地方厚生局等への情報提供 <p>○傷病手当金及び出産手当金の不正請求の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正請求の疑義が生じた案件への保険給付適正化プロジェクトチームによる対応 ・事業所への立入検査の実施等による不正請求の防止強化 <p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容点検の推進を図るための情報共有の促進、研修の充実等を通じた点検スキルの向上

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格点検の推進を図るための加入者資格の全件確認及び負担割合相違請求の確認の徹底 ・ 外傷点検の推進を図るための負傷原因照会の徹底及び照会未回答者に対する提出勧奨の強化 <p>○適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未返納者に対する法的措置拡充による債権回収の強化 ・ 効果的な催告フローの確立と実施による債権回収率向上と早期回収に向けた適正な債権管理の推進 ・ 無資格受診債権の保険者間調整を活用した債権回収業務の推進及び加入者サービスの向上 <p>○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構との連携による資格喪失後の保険証の回収の徹底 ・ 保険証未返納者へ文書催告依頼及び不芳事業所への文書及び訪問等による返納催告 ・ 未回収対策として、未回収の入口である事業所へ退職者に対する保険証返納のチラシを配布し、入口対策を図る。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標1：CKDに係る保健指導を受けた者のeGFRが上昇する。</p> <p>下位目標1：新たな国民病としてのCKDへの理解が深まり、該当者数が減少する。</p> <p>上位目標2：代謝リスク保有率、又は検査平均値（空腹時血糖、HbA1c）が低下する。</p> <p>下位目標2：自身の健康に関心を持つようになり、特定健康診査・特定保健指導実施率が向上する。また、未治療者等の重症度の高い者への認定看護師による個別指導や当協会のフォローアップ保健指導の実施数が向上する。</p> <hr/> <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：252,670人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 61.3%（実施見込者数：155,000人） ・ 事業者健診データ 取得率 15.0%（取得見込者数：38,000人） <p>○被扶養者（受診対象者数：75,157人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 26.6%（実施見込者数：20,000人） <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所訪問による勧奨 ・ 健活企業宣言へ訪問による各種勧奨 ・ 生活習慣病予防健診の集合型健診の開催

- ・被保険者個人への受診勧奨の対象者拡大
- ・新規適用事業所への健診案内発送（毎月）
- ・健活企業宣言事業所へ健康づくりメニューとして「スマトレ」の普及
- ・健活企業宣言事業所への集団学習（食生活・禁煙等）の実施
- ・健活企業宣言事業所の管理システム構築による進捗管理とフォローの充実
- ・県・経済団体等と一体となった健康経営の促進
- ・集団健診の地域を県全体（北部）への拡大
- ・集団健診の百貨店やショッピングセンター等での開催
- ・上記の健診を県外在住者のため集団健診を県外会場（隣県）でも開催
- ・未受診者層への郵送型自己採血による実態把握と受診行動へ誘導
- ・健活企業の事業主と連名による受診勧奨通知の送付

（３）特定保健指導の推進

○被保険者（実施対象者数：38,600人）

- ・特定保健指導 実施率 26.4%（実施見込者数：10,185人）
 - （内訳）協会保健師実施分 18.4%（実施見込者数：7,085人）
 - アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：3,100人）

○被扶養者（実施対象者数：1,820人）

- ・特定保健指導 実施率 24.1%（実施見込者数：439人）

○保健指導の受診勧奨対策

（被保険者）

- ・対象者が多い事業所へ訪問による導入勧奨
- ・健診機関へ事業所単位での一括委託
- ・保健指導専門機関への効率的な委託
- ・保健師・管理栄養士による実施率3割増し活動
- ・特定保健指導実施者育成研修会の開催

（被扶養者）

- ・集団健診時における特定保健指導該当候補者へ後日結果説明会の案内

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村健診実施機関による指導実施委託 <p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健活企業宣言事業所へ健康づくりメニューとして「スマトレ」の普及 ・健活企業宣言事業所への集団学習（食生活・禁煙等）の実施 ・健活企業宣言事業所の管理システム構築による進捗管理とフォローの充実 ・県・経済団体等と一体となった健康経営の促進 <p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症の重症化予防保健指導実施者100名 ・糖尿病性腎症の重症化予防スキームの拡大 ・国保との連携による糖尿病性腎症の重症化予防スキームの構築
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>○組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部が目指す組織風土の定着に向けた職場づくりの推進 ・創造的業務への積極的な取組を通じた職員の企画力の向上 ・28年度に導入した「人事評価制度の見直し」、「職員に期待する職員像の提示」、「等級ごとの職員の役割の明確化」等の新たな人事制度の運用・活用を通じた、協会を支える人材の育成 <p>○コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット事例の定期的な把握等を通じたリスク管理体制の強化 ・研修等による法令等規律の遵守や個人情報の適切な取扱いの徹底 <p>○人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の業務意欲の向上を目指した支部長表彰の実施 ・支部における業務改善・提案制度を通じた職員の解決力等の育成 ・定例ミーティング等を通じた職員の更なる意識改革による加入者本位の徹底 ・職員が担うべき役割について理解し、それに合った実績を上げ、能力を発揮するための人材育成 <p>○業務改革・改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WGによる提案しやすい環境の整備 ・部門間連携の強化を通じた業務の更なる効率化の推進 <p>○経費の節減等の推進</p>

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 節電対策等を踏まえたコスト意識の向上による一般事務経費の更なる節減・ 調達審査委員会及び支部独自の契約審査会による適正な調達及び予算執行・ 支部ホームページ等での調達結果の公表による透明性の確保 |
|--|---|

平成 29 年度 事業計画（広島支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 評議会運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部の円滑な業務推進に資する運営を意識し、重要課題である保険者機能発揮及び事業計画の承認 ・ 進捗状況のチェックに向け計画的に開催する。(四半期ごと年 4 回と随時年 2 回程度) ・ 評議員からの多様な意見・提案による活発な意見交換の場とし、速やかに業務運営・情報発信に活かすために、適切な情報を提供するとともに時宜を得た議題を設定する。 <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島支部がこれまで取り組んできた事業結果を広く知ってもらうための施策を継続して周知するとともに、平成 30 年度以降の保険料率引き上げ抑制と制度の存続に向け、関係方面へ発信していく。 ・ 評議会における意見・提案および「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき事業所や加入者あるいは地域医療提供体制への働き掛けを強化する。 ・ 加入事業所へのアンケートにより経営状況や保険料負担が経営に与える影響等を把握し保険料負担軽減を関係方面へ訴える。 ・ FMラジオ等地元メディアを利用して情報提供を積極的に行い、地域および事業所・加入者の理解を深める。 ・ 平成 25 年 10 月に締結した包括協定に基づき、県・医師会・各市町等と協力・提携しつつ、事業所とのコラボヘルスに取り組む。 ・ 参画している県医療審議会などの審議会等を通じ、保険者として、事業主・加入者の立場に立った意見発信を積極的に行う。 ・ 県の策定する「健康ひろしま 2 1」「第二期医療費適正化計画」の成人期部分については、協会加入者が多く該当するため、計画を理解し、事業主、加入者に対して積極的に周知し、県と連携した取り組みを実施する。 ・ 経済産業省、県、市町、他保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会などと健康保険委員研修会等の機会を利用し、健康セミナー等を共同開催することにより、連携力強化を図る。(年 2 回開催) ・ 保険者協議会等を通じ、他保険者と連携し、データヘルス計画・医療費分析等に関する意見交換の機会を設ける。 <p>(3) 医療費情報等の収集、分析の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等の関係団体と連携した分析事業の推進。 ・ 分析結果を学会等で積極的に発信し、事業主・加入者の健康及び適切な医療、医療費に関する理解を深める。

- ・レセプトデータ・健診データによる業種別・事業所規模別等の医療費分析を昨年度同様に実施し加入事業所への保健事業提案に活用する。(ヘルスケア通信簿)

(4) 医療費適正化総合対策の推進

- ・保険料率適正化プロジェクトチームによりジェネリック医薬品使用促進、糖尿病重症化予防など保険料率適正化に有効な事業進捗を的確に管理し、支部保険料率の引き下げを目指す。
- ・「医療機関におけるオンライン資格確認事業」を実施する医療機関の拡充の推進および全国展開にともなう利用率向上に向けた取り組みを進めていく。また、先行実施支部として調剤薬局のレセコンと連動した資格確認事業を実施し、全国展開に向け本部に意見・提言を行っていく。
- ・多剤服用者へ適正な服薬を促す多剤通知を送付することで健康被害の抑制、残薬の解消、医療費適正化につなげる。(パイロット事業)
- ・医療費や健診結果などに関する各種データを活用し、事業化を検討・実施する。

(5) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・各市町国保と共同でジェネリック医薬品使用促進に向けた広報(軽減額通知時期の統一等)を実施し、使用率上昇につなげる。
- ・本部と協力し、軽減額通知(年2回)を継続実施する。
- ・事業所別のジェネリック医薬品の使用状況を把握し、効果的に広報活動を行い啓発する。(ヘルスケア通信簿)
- ・県、医師会、薬剤師会、ジェネリックメーカー等と協力し、セミナーを開催するなど地域で一層の理解を深めることに努め、使用促進の気運を醸成する。

目標：ジェネリック医薬品使用割合 全国平均以上

前年同月からの伸び幅 全国平均以上

参考：全国平均使用割合 67.9%、広島 65.2%

(6) 広報の推進

- ・中小企業団体、労働局等と連携し、事業主等に対し、協会けんぽとして、事業所内における健康管理(健診異常値放置者への受診勧奨を含む)について周知する機会を設ける。
- ・加入者・事業主との距離を縮め、事業の理解を深めるため、メルマガジンの登録者数増加に向けた施策を取り組む。
- ・ホームページ、納入告知書同封チラシ、メルマガ等の媒体を利用した広報の時期や内容について、広報会議等で

	<p>検討を行い事業主・加入者にタイムリーな情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等により、事業主・加入者のニーズに応える広報を実施する。(委員研修等) ・事業所の健康づくりの取り組みなどを紹介し、好事例の横展開に資する広報を実施する。 ・データヘルス事業等について、学会において積極的に演題登録を行い、広く情報発信を行う。(2件以上) <p>(7) 30年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業(支援)計画、第3期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革(都道府県による財政運営等)について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成30年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービススタンダードの完全実施 <ul style="list-style-type: none"> ・目標：給付関係 受付から支払いまで10営業日以内 ○迅速・正確な事務処理を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実例・法令などの情報共有を図る ・事務処理を遅延することなく、事務処理誤りゼロを目標とする。 ・システム及び業務の刷新による審査の効率化を促進し、迅速・正確な事務処理を実施する。 ○お客様の声の反映 <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の声を考慮しながら、より分かり易い資料やチラシづくりを行う。 <p>(2) 適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○柔道整復施術療養費 <ul style="list-style-type: none"> ・縦覧点検や分析に基づく照会及び権限強化される柔整審査会を活用した新たな施術所へのアプローチ等により、適正化の取り組みを強化する。【患者照会件数 3,000件/年】 ・適正受診の広報や他保険者等と審査方法、疑義照会等に関する情報共有を実施する。 また、情報共有した内容を基に他保険者等と患者照会等の連携した適正化の取組みを検討、実施する。 ・新規受診者への啓発文書送付及び長期受診者への柔整版医療費通知・柔整手帳送付により、適正化取組みを強化する。 ○鍼灸・マッサージ・あんま療養費

- ・医療機関との混合受診防止のため、レセプトとの突合を実施する。
- ・施術疑義があるものについて施術所や受診者等への照会を実施する。
また、必要に応じて施術所への臨場調査を実施する。【照会件数 240件/年】
- ・適正受診の広報や他保険者等と審査方法、疑義照会等に関する情報共有を実施する。
また、情報共有した内容を基に他保険者等と連携した適正化の取組みを検討、実施する。

○傷病手当金・出産手当金

- ・支給決定審査において生じた資格疑義や疾病疑義について、保険給付適正化プロジェクト会議に諮り、調査依頼・情報提供・被保険者への聞き取り等を実施し、不正請求を抑制する。
- ・レセプトデータを活用した傷病手当金請求の傾向分析を行い、給付の適正化を図る。

○限度額適用認定証の利用促進

- ・限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されることから、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。

○高額療養費の未請求者に対する申請促進

- ・高額療養費未請求者に対する申請促進の確実な実施を継続することとし、対象データ到着月の月末までの実施を目標とする。

○事業所等調査

- ・保険給付申請されたもののうち、資格及び申請内容に疑義のあるものについて、事業所への立入検査や申請者本人への実地調査を実施する。

○関係機関や他保険者との連携

- ・厚生局などの関係機関への情報提供や他保険者との連携を密にすることで、審査に関する情報共有を図る。

(3) 窓口サービスの展開

○窓口サービスの実施

- ・地域の特性、利用状況等及び、郵送化の進捗状況を勘案し、サービスの低下を招かないよう留意する。

○申請書の郵送率向上に向けた取組み

- ・窓口の閉鎖、縮小を踏まえ郵送率90%を目標とする。
- ・窓口相談、電話相談の際の郵送による申請の案内、窓口へのポスター掲示、申請書への郵送案内の表示を継続

して行う。

○窓口職員のスキルアップ

- ・窓口職員個々のスキルアップとお客様サービスの向上を目的として研修を実施する。(年2回)

(4) 効果的なレセプト点検

○目標

- ・加入者1人当たりの診療内容等査定効果額(医療費ベース)は、平成28年度を上回る。
- ・減額査定レセプト(自己負担1万円以上)通知サービスは100%実施する。

○効果的な点検

【内容点検】

- ・本部提供データや自動点検等システム、本部主催スキルアップ事業を効果的に活用する。
- ・点検員に対して審査医師による定期的な指導を行うとともに、点検業者のノウハウを集約し点検員のスキルアップ向上及び競争意識の促進を図る。また、点検員の情報共有など連携を密にし、組織として効果的な点検を行う。
- ・支払基金との定例会議開催により、疑義レセプト、疑義項目について協議及び折衝をすると同時に、査定事例の支部間差異を把握し是正する。
- ・内容点検業務の一部外部委託(20%)により支部内の内容点検の充実を図る。
- ・刷新システムの自動点検機能を有効に活用した点検を行う。
- ・不正が疑われる各種情報について、積極的に関係機関へ情報提供を行うとともに、レセプトデータから医療機関の傾向等の分析を検討する。
- ・多受診者に対する適正受診指導を実施する。
- ・薬剤師との連携。
 - ①多受診者に対し、より専門的な知識を持つ薬剤師と連携して適正受診を図る。
 - ②他の関係団体とも連携し、情報を共有しつつ適正受診に繋げる。

【外傷点検】

- ・外傷点検においては、第三者行為傷病のレセプトは全件、他は2,000点以上を行う。
- ・求償案件の進捗管理の徹底により、より迅速に求償を行う。
- ・第三者行為届の提出促進のため、より効果的な方法を実施する。(関係機関への勧奨、リーフレット作成)

【資格点検】

- ・ 保険者間調整を円滑に実施する。
- ・ 資格喪失後受診にかかる返納金調定を迅速・正確に実施する。
- ・ 刷新後の点検項目を活用し、全件点検・全件調定を行う。

(5) 効果的な債権管理と回収

○債権の発生抑制

- ・ 目標：保険証回収率 前年比1%増
- ・ オンライン資格確認の実施医療機関に対し利用率向上策を講じ、喪失後受診に伴う債権の発生を抑制する。
- ・ 保険証回収率の低い事業所に対して訪問や文書により確実な回収を依頼し、早期回収登録と回収率向上を図る。
- ・ 保険証の回収案内を早期に実施（年金機構の督促後1週間程度）するとともに、音声自動案内を活用し、保険証回収を強化する。
- ・ 研修会等の場で「喪失後受診状況」や「保険証の返納」について周知する他、保険証未回収事業所、外国人加入者や退職者への啓発チラシ、職業安定所への啓発パンフレットの設置等、幅広く広報を行う。
- ・ 年金機構での資格遡及取消に伴う債権を抑制するため適正な調査の実施を申し入れる。
- ・ 任意継続保険証の納付確認後交付により資格取り消しによる債権発生を防止する。

○債権の確実な回収

- ・ 目標：年度末債権残高 前年度末を下回る
- ・ 債権を金額、内容等により分類し各カテゴリーに適した対処を行うことで効率的回収を図る。
- ・ 保険者間での債権調整を積極的に活用するとともに、電話や弁護士による催告を早期に実施する。

(6) 任意継続被保険者適用業務の効率化

○任意継続の口座振替の原則化、勧奨の強化

- ・ 目標：40%（平成28年11月末現在：34%）

(7) 健康保険委員の活動活性化と委嘱拡大

- ・ 年2回の研修を通して、制度の周知、保健事業の拡充等、担うべき役割を周知徹底し、支部業務の推進に協力いただく。
- ・ 初心者向けセミナー（給付制度等）を開催する。
- ・ 支部全体の取組みとして、委嘱拡大に取り組む。（目標委嘱数：4,800人）

3. 保健事業

(1) 健診

【健診】被保険者 388,746 人被扶養者 118,671 人計：507,418 人 (H28.12 月末現在) 目標 65% : 329,822 人

- ・被保険者 (40 歳以上) 実施率 : 75.7% 294,220 / 388,746 人
 - 生活習慣病予防健診 実施率 : 60.7% (実施見込者数 : 235,908 人)
 - 事業者健診データ 取得率 : 15.0% (取得見込者数 : 58,312 人)
- ・被扶養者 (40 歳以上) 実施率 30% : 35,602/118,671 人

(2) 保健指導

○目標 特定保健指導実施率(終了者) 16.4% (協会目標 13.9%) 実施見込者数 10,100 人/対象者 61,432 人

[内訳]

- ・被保険者 (実施対象者数 : 58,549 人) ←健診受診目標数 294,220 人から平成 27 年度特定該当率 19.9%として算出
 - 初回面談実施率 : 21.9% (12,800 人)
 - (内訳) 協会保健師実施分 18.4% (実施見込者数 : 10,800 人)
 - アウトソーシング分 3.4% (実施見込者数 : 2,000 人)
 - 終了者実施率 : 17.0% (実施見込者数 : 10,000 人)
 - (内訳) 協会保健師実施分 14.8% (実施見込者数 : 8,700 人)
 - アウトソーシング分 2.2% (実施見込者数 : 1,300 人)
- ・被扶養者 (実施対象者数 : 2,883 人) ←健診受診目標数 35,602 人から平成 27 年度特定該当率 8.1%として算出
 - 終了者実施率 : 3.4% (実施見込み数 : 100 人)

(3) その他の保健事業

○愛のメッセージカード運動

- ・学生を対象に保護者あてメッセージカードを記入いただき、健診受診につなげる。(目標 : 7,000 人)

○中小企業合同スポーツレクリエーションの開催

- ・中小企業複数社と運動会を開催し、加入者の健康増進・事業主とのコラボヘルス強化を図る。

(4) データヘルス計画

(上位目標)

- ・ヘルスケア通信簿を活用し、事業主が自社の健康課題を認識した上で、職場環境の改善に向けた保健事業を展開する。(訪問目標 : 500 事業所)

(下位目標)

・加入者が具体的な行動変容ができるようサポートする。

⇒他社の「職場環境の改善に向けた取り組みの好事例集」などを作成しヘルスケア通信簿発送時に同封することで、取り組みやすい事例を共有する。

⇒禁煙に積極的に取り組む事業所を選定し、スパイロメーター等を活用し喫煙者に対し禁煙への動機づけを行う。

⇒支部指導者による糖尿病重症化予防事業（広島モデル）を実施し、効果検証を行う。

⇒糖尿病重症化予防事業の参加者増に向け、軽度腎症者・中～重度腎症者へのプログラムを分けて実施する。（目標 1,000 人）

軽度腎症者／保険薬局における糖尿病教育冊子配布・服薬指導の徹底による病期進行を防止するモデルを確立・実施する。（パイロット事業）

中～重度腎症者／引き続き、委託による事業を行いつつ、支部の直接実施によるプログラムの改善へ結びつける。

⇒高血圧の重症化予防対策の一環として、特定保健指導及び集団指導等で塩分チェックシートを活用し、減塩への動機づけを実施する。

⇒健診結果から医療機関を受診すべきと判断されたにもかかわらず、受診していない加入者に対して事業主、産業医と連携して受診勧奨を行う。

⇒歯科医師会と協力・連携し、生活習慣病に影響を与える歯周病のスクリーニング検査を事業所にて実施する。（目標実施人数：4,500 人）

⇒経営者が従業員の健康管理はコストではなく「投資」ととらえる「健康経営」を加入事業者に広げるため「ひろしま企業健康宣言」の宣言事業所の拡大を図る（目標事業所数：500 社）

・大規模事業所や複数事業所が合同で健診を行っている会場で肺年齢測定や歯周病検査を同時実施できるよう取り組む。

・ポピュレーションアプローチとして実施する事業所単位での集団指導について、メンタルヘルスと運動を加え、委託により実施拡大させる。

・広島大学とデータヘルス計画における具体的な保健事業の評価・検討を実施し、PDCAサイクルを展開する。

<広島県との連携により実施する事業>

- ⇒35～70 歳まで 5 歳毎節目年齢の肝炎ウイルス検査未受診者に対し、受診を促す通知を送付し、肝炎ウイルス検査の推進と重症化予防に取り組む。
- ⇒肝炎陽性者が適切に医療機関を受診して重症化を予防するため、広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業を肝炎陽性者に案内する。
- ⇒肝炎ウイルス検査の受検を覚えておくため、受検者に「肝炎ウイルス検査の記録」を配布する。

(5) 受診勧奨対策

【健診】

■被保険者

- ・加入者に受診していただきやすい健診案内を作成し、事業所及び家族にわかりやすく地域の実情に合わせたパンフレットを作成することで受診率向上を図る。(3 月)
- ・広島県・広島労働局と連携し、特定健診・特定保健指導の実施率向上のための連名パンフレットを作成し、健診機関や事業所訪問の際に活用する。
- ・新規に加入した事業所に対し、生活習慣病予防健診の受診を促すパンフレット等を送付して受診勧奨を行う。
- ・平成 22 年度に整備した健診予約状況照会システムを 28 年度においても運用を行い、健診を受診しやすい環境づくりを継続して行う。
- ・健診受診促進、事業者健診データの取得促進、特定保健指導使用促進について、対話形式の新聞広告により広く周知する。(年 2 回)
- ・健診実施機関と連携し、委託契約に基づく事業者健診データ提供同意書の取得勧奨を行う。対象を小規模事業所等にも拡大し取得を推進する。
- ・健診推進インセンティブを活用し、生活習慣病予防健診の実施数の増加を図る。
- ・社会保険労務士会と連携し、委託契約に基づく事業者健診データ提供同意書の取得勧奨を行う。
(社労士が受託する顧問事業所の拡大、小規模事業所等にも対象を拡大し取得を推進する。)
- ・生活習慣病予防健診未受診者に、個別通知による受診勧奨を実施する(1～2 月)。
- ・生活習慣病予防健診勧奨(4～5 月)、事業者健診データの提供勧奨(9～10 月)を外部委託により実施する。

■被扶養者

- ・受診券の直送時、治療中の情報提供及び地域毎の無料健診案内等、わかりやすいパンフレットを作成し、周

知拡大を図る。(4月)

- ・広島県医師会と連携し、治療中のため特定健康診査を受診しない方に、データ提供を促す通知を送付する。また、医療機関に対しては、提供を促すポスターを合同で作成し、配布する。
- ・健診推進インセンティブを活用し、無料健診の実施健診機関を増やし特定健診の実施数の増加を図る。また、無料健診と同時に実施する骨密度検査又は血管年齢測定（オプション健診）について、検診車以外の無料健診実施機関にも拡大する。
- ・広島県と連携し、ヘルスケアポイントの周知・活用促進を通じ、健診受診率を向上させる。また、広島支部の情報提供に基づき、各市町から特定健診とがん検診の同時受診を促す通知を送付する。
- ・ヘルスケア通信簿を活用し、事業主を通じた被扶養者の受診勧奨を実施する。
- ・全市町で実施するがん検診と特定健診の同時実施会場を一つのパンフレットにまとめ、申し込みの煩雑さを軽減する。
- ・フリーペーパー等を活用し、特定健診やがん検診の受診の必要性を訴え、健診受診勧奨を実施する。

【保健指導】

■被保険者

- ・継続支援の外部委託を推進し、支部継続支援担当指導者を初回面談業務に移行することで、特定保健指導実施数増加を図る。
- ・特定保健指導実施専門事業者に、初回面談からの特定保健指導を委託し、特に広島支部保健指導者が不足する地域での特定保健指導実施数増加を図る。
- ・特定保健指導を受け入れていない事業所に対し、電話等で受け入れに関する再勧奨を実施する。
- ・健診実施機関との合同研修会を実施し好事例の共有を行い、特定保健指導の質の向上を図る。
- ・事業所における集団指導で、指導内容をイメージしやすいよう教材を活用しながら指導を実施する。また集団指導以外は、個別相談や窓口への設置、健康イベントでの提示を行う。
- ・ICTによる保健指導を推進する。

■被扶養者

- ・利用券発送時、対象者宅の近くで保健指導を受けられる会場等の案内を同封することで保健指導を受けやすい環境を確保する。
- ・特定保健指導未実施者に対して、受診を促すダイレクトメールを送付し実施率向上を図る。(通年)

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

- ・協会の理念の実現に向け、組織目標を達成するための個人目標を職員が設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成を図っていけるよう新人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。
- ・定例的なグループ長会議の開催によりガバナンスを強化し、支部組織の適切な運営を図る。
- ・グループをまたいだプロジェクトチームでの取組みをさらに進め、各担当者の意識レベルの向上とスキルアップを図る。
- ・職員の健康増進のため、健診・保健指導の実施率向上・体づくりを支援し健康経営を推進する。

(2) リスク管理

- ・事務処理誤りの発生原因の追究と、その対応策について検討する。
- ・支部内自主点検を確実に実施し、個人情報管理・業務ルールを徹底する。
また、情報担当者会議による情報管理点検を実施し、顕在化したリスクに迅速に対処する。
- ・支部内研修やコンプライアンス強化月間を通じ、ハラスメント、事故、事務処理誤り等の撲滅を図る。
- ・報告・連絡・相談を迅速・確実に行い、リスク管理を徹底する。(支部外で勤務する職員を含める)
- ・緊急時の連絡網整理等、危機管理体制を管理運営していく。

(3) 人材育成の推進

- ・「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。職員一人ひとりが「人を育てる」意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。
- ・プロジェクトチームへの参加を通じ、情報収集、分析、発信を具現化できるコアメンバーを育成する。
- ・年金機構との研修、支部独自研修、通信講座を通じ、担当業務以外の個々のスキル向上を図る。
- ・各グループが中心となり、業務スキルの向上研修を開催し、業務知識の底上げを図る。

(4) コンプライアンス・個人情報保護の推進

- ・コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会、個人情報保護担当者会議の実施。
- ・研修の定期的な開催。(新規採用者は採用時に実施)
- ・日常の朝会等を活用したコンプライアンスや個人情報保護意識の維持・向上に加え、年2回のコンプライアンス強化月間を設定し活動を推進する。(7月、12月)

(5) 業務改革の推進

- ・情報共有や注意喚起を常に行い、お客様への均一なサービスを心掛ける。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ミーティングにおいて業務改善を常に意識し、意見発信を行うよう意識付けを行う。・お客様の声やお客様目線により業務を迅速に見直し、業務改革を継続する。・改善のための情報収集を常に行い、業務改善のため、具体的提案を行う。・アウトソーシングによる経費節減と業務精度の向上を検討する。 |
|--|---|

(6) 経費削減の推進

- ・経費削減計画を策定し、支部全体でその達成に向け取り組む。

平成 29 年度 事業計画（山口支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>○保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療に関する情報の収集と分析 ・ 医療に関する情報の加入者・事業主への提供 ・ 医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や県などへの関係方面への積極的な発信 ・ 保険者協議会を通じた共同事業の実施 <p>○平成 30 年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種協議会への参画・意見発信 ・ 市町村や関係団体と連携した保健事業や各種広報の実施 ・ 地方公共団体に対する他の医療保険者と連携した提言 ・ 地域医療政策立案への参加及び意見発信 <p>○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体や関係団体、他保険者との幅広い分野での連携・協働の推進（健康づくりセミナーの開催等） ・ データヘルス計画の確実な実施 ・ 「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を締結した他団体との連携・協力事業の推進 ・ 事業連携協定締結の推進 <p>○ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参画及び情報発信 ・ 自己負担軽減額通知の実施 ・ 使用促進セミナーの実施（県との協働開催） <p>○調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプトデータを活用した医療費分析の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口支部の医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析 ・ 健診及び保健指導の推進に係る分析 ・ 健診データを活用した市町毎のリスク分析 <p>○広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主や加入者に向けた定期的な情報発信 ・ メールマガジンを活用したタイムリーな情報発信及び支部登録者数の拡大 ・ 県や関係団体が主催するイベントやセミナー等への積極的な参加による広報 ・ 健康保険委員の委嘱拡大及び情報提供やセミナーの実施 <p>○的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な財政基盤強化のための方策にかかる関係方面への発信 ・ 協会の保険財政等にかかる加入者、事業主への情報発信
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>○サービス向上のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービススタンダードの進捗管理の徹底 ・ 窓口サービスの展開 ・ お客様の声等を活用したサービスの改善 ・ 事務処理誤りの防止策の徹底 <p>○高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額適用認定証の利用促進 ・ 高額療養費の未申請者に対するの申請手続きの勧奨 <p>○被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者資格再確認業務における提出率の向上 ・ 削除届出漏れ及び不該当者について日本年金機構と連携した的確な業務の実施

- 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
 - ・加入者等へ給付適正化に向けた定期的な文書照会の実施

- 傷病手当金、出産手当金、療養費等に係る適正な給付業務の推進
 - ・傷病手当金、出産手当金の審査の適正化
 - ・支部保険給付適正化プロジェクトチームによる不正受給防止
 - ・必要に応じた事業主への立入検査の実施
 - ・はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る保険給付の適正化
 - ・厚生局及び日本年金機構への積極的な情報提供

- 効果的なレセプト点検の推進
 - (1) 資格点検
 - ・資格エラーレセプトの適正な事務処理
 - ・喪失後受診者等の適正な把握に係る返納金債権の適正な事務処理
 - ・返納金調定件数・金額の抑制を目的とした各種取組の推進
 - (2) 内容点検
 - ・自動点検等システムを活用した点検の強化
 - ・支部間審査差異の解消
 - ・各種情報の共有化
 - ・専門知識、点検スキル向上のための勉強会、研修の実施
 - ・審査医師の積極的な活用
 - ・多受診者に対する適正受診の指導、啓発
 - (3) 外傷点検
 - ・外傷レセプトの適正な審査
 - ・負傷原因照会の促進
 - ・第三者行為届未提出者への届出の促進
 - ・損害賠償請求（求償）の適正管理及び迅速な事務処理

	<p>○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構との連携による確実な証回収の推進 ・ 資格喪失者に対する証返納催告の早期実施 ・ 喪失後受診発生率の高い事業所への指導 <p>○積極的な債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権回収業務フローに基づいた債権管理回収の推進 ・ 文書催告・電話催告・訪問催告の確実な実施 ・ 法的手続の的確な実施 ・ 資格喪失後受診等に係る保険者間調整の積極的な活用
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：山口支部の乳がん死亡者数の減少</p> <p>下位目標：①乳がんの早期発見・早期治療の促進</p> <p style="padding-left: 2em;">②健康意識を向上させ、乳がんのリスクを減少させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診・保健指導結果やレセプトデータ等を活用した保健事業の推進 ・ 第一期データヘルス計画の確実な実施 ・ 第一期データヘルス計画の実施状況等を踏まえた第二期データヘルス計画（H30～H35年度）の策定 <hr/> <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：168,950人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 58.0%（実施見込者数：97,991人） ・ 事業者健診データ 取得率 18.5%（取得見込者数：31,278人） <p>○被扶養者（受診対象者数：51,191人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 27.0%（実施見込者数：13,823人） <p>○健診の受診勧奨対策</p> <p><被保険者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診枠不足地域での会場健診の実施

- ・生活習慣病予防健診実施機関の健診受診勧奨業務委託の拡大
- ・新規適用事業所に対する健診受診案内の実施
- ・生活習慣病予防健診未受診事業所への受診勧奨
- ・新規任意継続加入者への健診受診案内の実施
- ・事業所に対する事業者健診データ提供についての文書勧奨
- ・社会保険労務士会を活用した事業者健診データ取得勧奨
- ・生活習慣病予防健診の受診勧奨及び事業者健診データ提供の取得勧奨
- ・事業者健診データ取得の強化

<被扶養者>

- ・協会けんぽ主催の集団健診の実施（無料の追加検査項目の実施）
- ・市町のがん検診と特定健康診査の同時実施の拡大
- ・新規適用事業所に係る被扶養者の受診券の随時案内の実施
- ・新規任意継続加入者への健診受診案内の実施

(3) 特定保健指導の推進

○被保険者（受診対象者数：25,078人）

- ・特定保健指導 実施率 14.9%（実施見込者数：3,729人）
 （内訳）協会保健師実施分 12.5%（実施見込者数：3,129人）
 アウトソーシング分 2.4%（実施見込者数：600人）

○被扶養者（受診対象者数：995人）

- ・特定保健指導 実施率 10.0%（実施見込者数：100人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・特定保健指導（被保険者）の保健指導専門機関の実施拡大
- ・事業所における集団健診時の特定保健指導（被保険者）の拡大
- ・事業者健診データに基づく特定保健指導の推進
- ・特定健診の健診結果に基づく特定保健指導（被扶養者）の当日実施の拡大

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

- ・健康宣言事業所拡大に向けた勧奨

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体への協力要請や意見発信 ・ 健康経営セミナーの実施（関係団体との協働開催） <p>（５）重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病・高血圧症未治療者に対する二次勧奨実施予定人数 1,000人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 20人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病性腎症重症化予防の推進 <p>（６）各種業務の展開（その他の保健事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防対策および歯周病対策のための基礎的調査事業の実施 ・ 糖尿病の重症化予防に向けた歯科健診事業の実施 ・ 若年者を対象にした肥満対策の推進 ・ 生活習慣病対策のための啓発（出前講座、健康づくりイベントにおける健康相談等の実施）
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○組織や人事制度の適切な運営と改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新人事評価制度を適切に運用した、実績や能力本位の人事の推進 ・ 労働安全衛生の推進 ・ コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・ リスク管理体制の整備 ・ ハラスメント対策の確実な実施 ○人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部の実情に応じた研修の実施 ・ OJTの実践による育成 ・ 「集合研修」「自己啓発」による知識・スキルの向上 ○業務改革・改善の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営推進会議の定期開催 ・ 業務改善提案検討委員会の逐次開催 ・ 積極的な提言を受け付ける風土の醸成 ・ 支部横断的な検討組織の活用 ○経費の節減等の推進

	<ul style="list-style-type: none">・競争入札の実施及び消耗品のWeb発注を活用した適正な在庫管理・調達審査委員会による適正な調達の実施・年間を通じた節電
--	---

平成 29 年度 事業計画（徳島支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に記載された、「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」の実現に向けて、徳島の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、加入者への情報提供を行うほか、他の保険者と連携しながら、県の医療審議会をはじめ地域の医療提供体制等に係る検討の場に参画し、意見発信を行うなどの働きかけを強化する。 ◆「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」を締結した県、市町村、関係団体等との連携の強化を図りながら、県民の健康増進に係る効果的な事業の推進に取り組む。 <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化、債権発生抑制・早期回収等、徳島県の実情を踏まえた取組みを推進する。特に、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権限を必要に応じて活用し、適正な給付に努める。 ◆「データヘルス計画」に基づき、事業所や関係団体との連携を深めながら、確実に実施していく。 <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ジェネリック医薬品の使用促進に取り組む、使用割合を全国平均に近づけるよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品への未切替え者に対し、ジェネリック医薬品へ切替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを、平成 28 年度に引き続き、年 2 回実施する。 ・徳島県後発医薬品適正使用協議会（年 2 回開催）等において、関係方面への使用促進のための広報やデータ提供を行い、環境整備を働きかけていく。また、徳島県保険者協議会への意見発信を通じたジェネリック医薬品の使用促進活動を推進する。 ・徳島県薬剤師会との連携協定を活かしたジェネリック医薬品の使用促進のための加入者向けのセミナーの開催や、バスのラッピング広告などにより、徳島県のジェネリック医薬品の使用率が全国最下位であることを強調し、加入者に対し広く普及啓発を行う。 ・平成 28 年度に実施した鹿児島支部との調査研究事業で得られた調査結果を踏まえ関係方面への情報発信、並びに新たな使用促進のための方策を検討、実施する。 ・医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働

	<p>きかけを実施する。</p> <p>(4) 調査研究の推進及び地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき徳島の医療費について、二次医療圏や市町村別、年齢階級、疾病別などの分析を行うほか、受療行動、医療提供体制を含めた地域の医療にかかる情報の蓄積及びその情報発信に努める。 また、徳島県が進める「医療ビッグデータを活用した健康づくり応援事業」へ可能な限り協力できるようデータ収集に努める。 ◆平成28年度に導入したGIS（地理情報システム）の活用推進等により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にわかりやすい分析結果を提供する等、各種事業の推進に活用する。 ◆医療審議会等の医療提供体制等の検討の場において、保険者協議会などを通じた他の保険者との連携も図りながら、加入者・事業主を代表する立場で、地域の実情に応じた必要な意見発信を行う。 <p>(5) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆加入者及び事業主に対する情報提供や広報について、創意工夫を活かし、下記ツール等を活用し、わかりやすく、タイムリーに実施する。また、保険者機能の発揮にかかる取組みについても積極的に発信していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・納入告知書へのチラシの同封 ・メールマガジンの配信 ・ホームページでの情報発信 ・各種関係団体広報誌への記事掲載 ・新聞社への情報提供 ・テレビCMによる情報発信 ・県や市町村、関係団体等のイベントの共催や後援、協賛
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆加入者のご意見やニーズ等を適切に把握し、創意工夫を活かし、サービスの改善や向上に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・スムーズな手続きを推進するため、わかりやすいパンフレット等の作成・改善を行うとともに、業務システム刷新によるアウトソーシングの徹底を図り、郵送化を進める。 ・健康保険給付などの申請については、郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等に

において周知を行う。(平成 29 年度末郵送化率 70%目標)。

・任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービスの利用促進を更に行う。

◆サービススタンダード達成に向けた進捗管理を行う。

・給付金等の支払いについて、画面審査を徹底し、不正が疑われ、厳格な審査が必要な請求等の返戻・照会・保留分を除き、原則 10 営業日以内での支払いを着実に実施する。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

◆限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、地域の医療機関のみならず事業所訪問時には、限度額適用認定申請書セットを配布するなど広報を実施する。特に、計画入院者に対する医療機関および事業所の協力を得つつ、医療機関窓口(入院相談窓口含む)に申請書セットを配置する等、限度額適用認定証などの周知や未申請者に対する申請の促進を図る。

◆診療月から一定期間経過した高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。

(3) 窓口サービスの向上

◆各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについて、加入者の立場に立った適切なサービス提供体制の充実(単純提出者用専用ボックスの積極的活用、郵送化等)を図る。なお、年金事務所窓口体制の見直しに当たっては、日本年金機構と連携し、サービスの低下とにならないよう配慮する。

(4) 被扶養者資格の再確認

◆保険給付の適正化及び高齢者医療制度に係る拠出金の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得て、被扶養者状況リスト提出率について全国平均以上(目標 86%以上)とする。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

◆柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位(施術箇所が 3 部位以上)かつ頻回(施術日数が月に 15 日以上)の申請について加入者に対するアウトソーシングを活用した文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会し、明らかな給付不正がある場合は、関係団体等と調整のうえ法的措置を講じる。また、照会時や研修会等において柔道整復施術受診について正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金、出産手当金等の審査強化

- ◆保険給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたもの、申請直前に標準報酬月額の等級が不自然に上昇しているものについて、重点的に審査を行う。審査において疑義が生じたものは、支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム会議」において、支給の適否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。
- ◆傷病手当金で通院分にかかる申請の内、過去からの療養内容に変化がないような請求については、医師及び本人へ照会や実地調査等を実施する。
- ◆年金事務所と連携した実地調査や被保険者面談（傷病手当金等申請者）などを通じて、適正な資格の届出を事業所等に対し、啓発していく。
- ◆適正な申請がなされるよう加入者及び事業主へあらゆる広報媒体を活用して、加入者に対し適正な給付申請について啓発を行う。
- ◆鍼灸療養費については、申請全件の診療報酬明細書と突合させて併用による施術を調査する。特に、往療料については、診療報酬明細書の有無を確認し、医療機関を受診している場合などは患者及び医療機関に対し調査を実施する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

- ◆加入者資格の有無の点検、診療内容の点検、受診の起因が交通事故等か否かの点検の実施により、保険診療の適正化に努める。
- ◆内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を実施するとともに、点検員のスキルアップを図るため、査定事例の集約・共有化、外部講師による研修を行う。また、支払基金との協議を十分に活用し、他支部の査定事例等を積極的に協議案件として提出する等、支部間差異是正に努める。
- ◆四国ブロック各支部との連携を図り研修実施、情報共有化を行う。

<加入者1人当たり効果額（目標）>

資格点検	1,340円以上
内容点検	664円以上（診療内容等140円以上）
外傷点検	252円以上

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証回収強化

- ◆日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会での回収を行う任意継続被保険者分保険証の回収催告状は、アウトソーシングを活用してできるだけ早期に送付する。また、未回収確認の上、再催告は電話や訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。
- ◆資格喪失後受診の撲滅を図るため、保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行うとともに、特に、退職が多い3月末に備え、2月～3月に回収率が低迷している事業所を訪問し、回収業務の協力を促す。

(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進

- ◆不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、返納金等債権については早期回収に努め、支部顧問弁護士を含めた文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施する。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、債権回収を積極的に実施するとともに債務者の負担軽減に努める。また、交通事故等が原因による損害賠償請求権については、損害保険会社等に早期に折衝を図り、場合によっては顧問弁護士の活用を図り、確実な回収に努める。
- ◆具体的な債権回収業務推進については、債権回収専門員を中心に電話での督促・訪問勧奨を実施し債権回収の強化を図る。特に大口債権発生時には、事前に債務者へ架電または訪問にて説明を行った後に通知等を送付しスムーズな債権回収に繋がるように努める。また、回収困難な案件等については、平成26年度より依頼している弁護士督促の頻度を多くし、早期回収に努める。
- ◆債権回収率（返納金）については前年度実績を上回る目標とする。

平成28年度 現年度 80%

(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数の拡大

- ◆年金委員委嘱者で健康保険委員未委嘱者に対して、日本年金機構との合同研修会の開催案内時に再々勧奨をする。
- ◆健康保険委員の活動強化策としてジェネリック医薬品使用促進に関するアンケート等を実施し、医療費適正化、健康づくり促進について啓蒙を図る。また、事業所健康度診断（事業所カルテ）を活用し、健康保険委員委嘱事業所を訪問し、生活習慣病予防健診受診向上、事業所健診データ取得促進を行う。また、日本年金機構と連携し、新規適用事業所事務説明会においても委嘱勧奨を行う。

	<p>◆健康保険委員研修会等の開催（年3回実施）により、「健康づくり」を含めた健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、健康保険事業の運営、事務手続きの向上やサービスの充実を図り、更なるご意見を頂戴し、健康保険委員との結びつきをより一層強めていく。</p> <p>＜健康保険委員委嘱者数（目標）＞</p> <p>1,450名 *平成28年12月末現在 1,332名</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>特定健診及び特定保健指導の実施率が低い現状にあることから、特定健診及び特定保健指導を最大限に推進することを目標にしながら、データヘルス計画に基づく取組みを確実に進める。</p> <p>(1) 健診</p> <p>◆被保険者（40歳以上）（受診対象者数：99,234人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：53.0%（実施見込者数：52,594人） ・事業者健診データ 実施率：23.0%（取得見込者数：22,824人） <p>◆被扶養者（受診対象者数：30,003人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：30.0%（実施見込者数：9,001人） <p>(2) 保健指導</p> <p>◆被保険者（実施対象者数：13,952人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：25.9%（実施見込者数：3,612人） （内訳） 協会保健師実施分 23.7%（実施見込者数：3,312人） アウトソーシング分 2.2%（実施見込者数：300人） <p>◆被扶養者（実施対象者数：846人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：9.0%（実施見込者数：76人） <p>(3) その他の保健事業</p> <p>◆健康増進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等、関係団体との健康づくり協定を活かし、関係団体が実施する健康づくり事業に積極的に参画していく。

- ・健康ウォーク（社会保険協会主催）を共催する。
- ・健康啓発ポスターコンクールを行い（中学生対象）、若年期からの健康意識の醸成を図る。
- ・徳島県教育委員会の協力を得て、中学校で「健康教室」を開催し、若年期からの健康意識の醸成及び、家族の健診受診につなげる。

（４）データヘルス計画

（上位目標）メタボリックシンドロームの該当者および予備群の割合を減らす（26.0%→24.0%）

（下位目標） ・自分の身体の状態を知ろうとする者の増加

未受診事業所に対する受診勧奨

- ・健診結果に基づく健診受診者の健康意識（生活習慣改善意識）の向上

糖尿病予防のための早期介入

- ・健康づくりに対する事業主の理解が深まる

事業所の健康づくり支援事業の実施

企業団体と連携した健康づくりセミナーの開催

◆事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）

- ・「データヘルス計画」による協働事業や「健康宣言」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康維持・増進に最大限努める。

（５）受診勧奨対策

◆年度当初の健診案内時に、徳島労働局及び徳島県との3者連名での受診勧奨文書を全事業所に送付する。

◆生活習慣病予防健診及び特定保健指導の推進のため、事業所健康診断ツール等を活用し、書簡、電話勧奨のみならず、昨年度と同様、事業所訪問により積極的に事業主へ働きかけを行う。

◆受診勧奨委託契約により健診機関による受診勧奨を行う。

◆生活習慣病予防健診の未受診者に対して、勧奨対象者を選定した上、DM 勧奨を行い直接的に健診情報を発信することにより、より一層の受診契機を促し、受診率の向上に努める。

◆事業者健診データの取得件数を伸ばすことにより、健診受診率の向上を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診案内時、生活習慣病予防健診を受診しない事業所向けのチラシを作成・配布し、データ提供依頼を行う。 ・ 健診申込率の低い事業所に対し、徳島労働局及び徳島県との3者連名でのデータ提供に関する行政通知を最大限に活用し、電話及び訪問により提供依頼を行う。 ・ 事業者健診データの取得率を向上させるためには、直接データを取得できるようにすることが重要であることから、徳島県労働基準協会連合会同様、各健診機関にも積極的に協力依頼を行う。また、紙媒体により提出された事業者健診データのパンチ委託を行う。 ◆被扶養者の特定健診・特定保健指導の受診率向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が行うがん検診と特定健診が同時受診できる健診日程についての情報提供を行う。 ・ 未受診者に対し、年度後半に集団健診を実施する。また、併せて特定保健指導も実施する。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織運営については、各グループ間の連携を適宜行いながら、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ◆実績や能力本位の人事の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ◆協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。 ◆コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守（コンプライアンス）については、年2回のコンプライアンス委員会や研修等を通じて、職員に対し徹底する。 ・ 個人情報保護やセキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

◆リスク管理

- ・適切な運営を脅かすリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修を実施するなど、全職員のリスクに対する意識の高揚に努める。

(2) 人材育成の推進

- ◆本部開催の研修参加者による支部内伝達研修の実施や、各グループ内での勉強会などを通じて支部職員の知識の習得や能力の向上を図る。また、特に重要な事項については、各グループ主任等による研修会を行い、人材育成に努める。

(3) 業務改革の推進

- ◆創意工夫をしながら効率的な業務処理に努める。
 - ・保険給付の審査事務等のコア業務や企画業務（医療費適正化のための総合的対策やパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）へ職員をシフトし、充実を図る。
 - ・四国ブロック業務部長連絡会議およびグループ長会議において、業務部門で発生する諸問題の情報交換を行い、その対策についても協議し業務改革改善、効率化に取り組む。
 - ・中四国ブロックで設置されている「業務改革会議」に積極的に意見を発信し、業務の効率化に向け取り組んでいく。

(4) 経費の節減等の推進

- ◆本部事務経費削減計画を踏まえ、職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
 - ・夏季及び冬季における節電対策の徹底を図る。

平成 29 年度 事業計画（香川支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>I. 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>1. 保険者機能強化アクションプラン（第3期）について</p> <p>○総合的な取組の推進 協会から加入者等に直接的に働きかけを行う業務を更に強化するため、保険者機能強化アクションプラン（第3期）の28年度までの実施状況を検証し、その結果について、30年度の事業計画や保険者機能強化アクションプラン（第4期）（仮称）の策定に反映させる。</p> <p>○平成30年度に向けた意見発信 平成30年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画、第3期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら、関係機関へ働きかけや意見発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県地域医療構想策定の調整会議等に委員として参画し意見発信を行う。 ・保険者協議会、国民健康保険運営協議会等に委員として参画し意見発信を行う。 <p>○香川県等との包括連携による「オール香川」での健康づくり事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県と健康づくり事業の共同実施を推進する。 ②市町と健康づくり事業推進のために、包括的な協力連携を図る。 ③関係団体との間で包括的な協定等を締結し、連携の強化を図る。 ④保険者協議会と連携し、共通する健康課題に対し、共同で事業を実施する。

○医療に関する情報の収集と分析及び関係機関等への積極的な発信

医療費および健診結果の分析・評価を継続実施することにより医療費動向、健診受診者の傾向把握から加入者の健康課題を確認するとともに、その結果について加入者、事業主及び自治体等へ情報の発信を行う。

- ・医療の質や効率性の向上、生活習慣病リスクに応じた行動変容の状況、保健指導の効果、医療費適正化等、業務の発展に資する分析を実施する。
- ・医療提供体制等に係る分析結果や病床機能報告をホームページに公表する等、医療介護に関する情報提供を実施する。

○他の保険者、自治体・関係団体等と連携し、加入者の視点に立った広報の推進

保険者協議会、自治体事業主等に対して、香川支部の取り組んでいる事業の情報を発信し、連携を図るとともに、加入者のニーズに合わせた情報を効果的に提供する。

- ①各事業の進捗状況の取りまとめのつど、香川支部が参画している会議や自治体・関係団体等に情報発信し、広報誌等を通じた広報の依頼を行う。
- ②データヘルス計画に基づく取組みを通して、事業所及び健康保険委員と連携強化を図る。
 - ・健康保険委員新規委嘱者の目標数を100人（年間）とする。
 - ・新規委嘱および交代の健康保険委員に対しての学習会を実施する。
- ③健康保険委員を通じた効果的な広報の推進を図る。
 - ・健康保険委員への研修（年金機構と合同）等を有効に活用し、保険料率改定、健康保険制度、健康増進や健診・特定保健指導等の情報提供を行う。

情報提供は年に2回を基本とするが、情勢が変化した場合は適宜実施する。

- ・健康保険委員の表彰を実施する。

④広報チラシ等の紙媒体の有効活用を図る。

加入者の視点に立った広報を一層推進するため、チラシ等を活用した効果的な広報を実施する。

- ・納入告知書への同封チラシによる広報を実施する。(毎月/年間12回)
- ・香川県社会保険協会の「協会だより」による広報を実施する。(年3回)

⑤ホームページによる有効な広報(周知・情報提供)を図る。タイムリーな情報を提供し、

加入者、事業主等との距離を縮め、協会けんぽの認知度を高める。

⑥メールマガジンの活用を図る。加入者等に直接届くツールであり、複数媒体と連携させる

ことにより相乗効果を高め、効果的な運用を行う。

⑦新規適用事業所へ協会けんぽ総合案内を実施する。

新規適用事業所に対して「協会けんぽのしおり」を送付、健診案内等を同封することにより事業の理解促進を図るとともに連携の強化を図る。

○ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の使用割合が低いことから、都道府県格差の是正と更なる使用促進に向け、医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、軽減額通知サービスの効果額などについて、香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会等、様々な機会を捉えて積極的に情報発信するとともに、医療機関及び薬局関係者への更なる使用促進に向け働きかけを実施するとともに、新たな施策を実施する。また、県と共同によるセミナー開催に取り組む。

	<p>①ジェネリック医薬品使用率目標を70%（数量ベース）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況の分析を実施し、新たな施策の取組みや都道府県や市町、事業主をはじめとする関係者への意見発信に活用する。 ・医療機関や調剤薬局ごとの使用割合等のデータを活用し、使用促進のために医療機関側への働きかけを行う。 <p>②ジェネリック医薬品使用促進に関する広報を実施する。</p> <p>ジェネリック医薬品に関する情報収集を行うほか、支部ホームページや「希望シール」「使用促進ポスター」等の活用及び事業主・自治体・関係団体等との連携も含め、より効果的周知広報を実施する。</p> <p>③ジェネリック医薬品「自己負担軽減額通知サービス」の円滑な実施を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度内2回の通知を実施する。 ・通知サービス実施後の軽減効果額等の適切な情報提供を行う。 ・各種会合等におけるジェネリック医薬品自己負担軽減額通知サービスの取組み事例の紹介を行う。 ・「自己負担軽減額通知サービス」を円滑に実施するため、医療関係団体（医師会等）との連携強化を図る。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>2. 適正かつ迅速な給付業務の推進及びレセプト点検の推進</p> <p>○健康保険給付の適正化対策を検討・実施することにより、正確な審査に努め、事務処理誤りを防止する。また、不正請求事案については、保険給付適正化プロジェクトチームを活用するとともに、関係機関と連携を取り厳正に対応する。</p>

①傷病手当金・出産手当金の審査の強化を図る。

- ・保険給付適正化プロジェクトチーム会議の有効活用による適正化対策の検討・実施を行う。
- ・日本年金機構との連携による不適切給付の未然防止を図る。
- ・事業主に対する立入検査等を行う権限を活用し、調査による不正請求の防止を図る。

②柔道整復施術療養費審査業務の適正化を図る。

- ・様々な広報媒体を利用した加入者への適正受診の周知を実施する。
- ・効果的な患者照会を実施（金額、日数、負傷理由、施術内容）する。
- ・疑義案件などに係る厚生局等への積極的な情報提供を行う。

③サービススタンダードを確実に実施する。

- ・申請書受付日から振込みまでの期間について10営業日以内の実施とする。

④限度額適用認定証の利用促進を図る。

- ・限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されることから、事業主や健康保険委員等に対してさまざまな媒体による広報を実施するとともに、地域の保険医療機関及び保険薬局と連携し、窓口限度額適用認定申請書を設置するなど利用促進を図る。

○債権の発生抑制及び早期回収

関係機関と連携を取り、資格喪失後の保険証の回収を確実に行うとともに、適切な債権管理のもと法的措置を含めたより効果的な債権回収を図る。

①保険証回収業務の推進を図る。

- ・事業所、日本年金機構との協力連携による保険証回収の早期実施の徹底を図る。
- ・任意継続被保険者の資格喪失時の保険証回収の早期実施の徹底を図る。
- ・保険証の未回収が多い事業所へ文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

②債権の早期回収を実施する。

文書、電話、訪問による納付催告を実施する。

- ・納付書送付後3営業日以内の電話催告を実施する。
- ・定期的な催告（2ヶ月後、3ヶ月後、4ヶ月後、半年後）を実施する。
- ・赤、黄色封筒の使用及び現存資格判明者への勤務先宛催告状を送付する。
- ・資格喪失後受診による返納金に対する保険者間調整のスキームを積極的に活用する。
- ・納付誓約書の入手や分割納付による時効中断措置を実施する。

最終催告未納者への法的手続を実施する。

- ・内容証明＋支払催促の組合せを基本とした法的手続を実施する。
- ・法的手続を積極的に活用し、件数は本部設定件数を上回る。

○サービス向上の取組み

加入者などから寄せられた意見や苦情、要望などについては適宜・適切に対応し関係者と情報連携するとともに、節度あるサービスの改善・向上を図る。

①郵送による申請の拡大を図る。

- ・様々な広報媒体等を活用した郵送化促進の周知を図る。

②窓口におけるお客様サービスの向上を図る。

- ・日本年金機構との連携体制の強化・充実を図る。
- ・窓口職員の業務知識や能力及び接遇のスキルアップ向上を図る。

③パンフレットや記載要領等の改善を図る。

- ・適時、お客様の視点に立った改善を行う。
- ・本部への積極的な意見・要望等の発信を行う。

○被扶養者資格の再確認業務の的確な実施

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、関係機関と連携を取りながら迅速かつ的確に被扶養者資格の再確認業務を実施する。

- ①日本年金機構との連携により、被扶養者資格の再確認業務を的確に実施する。
- ②事業主・健康保険委員・社会保険労務士等へ協力依頼を行う。

○効果的なレセプト点検の推進

システム等を活用した効率的なレセプト点検を実施する。
レセプト点検効果向上に向けた行動計画を的確に実施する。

効果的なレセプト点検を実施する。

毎月、進捗会議を行い事業実施状況について PDCA サイクルをまわし、効果的な事業運営に努める。

資格点検の充実を図る。

- ・医療機関照会等、適正な処理を実施する。
- ・無資格受診については医療機関等と連携した適正な処理を実施する。
- ・レセプト返戻処理及び返還請求処理を的確に実施する。

内容点検の充実を図る。

別途、作成の「レセプト内容点検の効果額向上のための行動計画」による。

ア) 点検員のスキルアップ向上を図る。

- ・ 業務日報等による点検・達成状況等の把握および向上策の検討を行う。
- ・ 勉強会を中心とした情報共有と意思統一を実施する。
- ・ 支部内研修の実施や本部研修等の早期の伝達を実施する。
- ・ 点検員による他支部点検員との情報交換を行う。
- ・ ベテランと若手のペアによる育成体制を構築する。
- ・ 点検委託業者のノウハウを活用する。

イ) 自動点検、汎用点検等を効果的に実施する。

- ・ 自動点検マスタの積極的なメンテナンスを実施する。
- ・ 汎用テンプレート等の作成と共有化を図る。
- ・ レセプトの重複点検を実施する。

ウ) 他支部査定事例やデータ等の分析・活用を行う。

- ・ 他支部査定事例を収集・分析した情報の共有化と点検を実施する。
- ・ 本部で保有するデータを活用した点検を実施する。

外傷点検の充実を図る。

ア) 的確な照会対象者の選定と届書の提出勧奨を行う。

- ・ 対象傷病名等によりの確に対象者選定を実施する。
- ・ 届書未提出者に対しては早期催告を実施する。

イ) 損害保険会社等に対する協力依頼等を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険会社等に対する届出の協力依頼、早期支払い要請を実施する。 <p>ウ) 労働局等との協力連携を実施する。(毎月)</p> <p>○支払基金の審査内容に対する協議を実施する。(毎月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準の確認、支部間差異の解消に重点を置いた協議を行う。 ・ 協議結果の情報整理と活用強化及び情報共有化を図る。(四国内でも情報交換) <p>○審査医師等によるレセプト点検研修等の効果的な実施を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査医師により再審査分析結果についての研修を実施し、効果の高い事例等を周知するとともに点検ポイントの集約を図る。(2か月に1回) ・ 外部講師等による再審査事例等の研修等を開催し、点検員等の能力向上を図り、併せて点検効果額の向上、事務処理の効率化を図る。(年2回) <p>○無資格受診防止の協力要請及び診療報酬請求事務の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険証確認事務の徹底について、医療関係団体(医師会等)へ協力要請を行い、無資格受診防止を図る。 ・ 支払基金と連携した事務的過誤の多い医療機関等に対する協力依頼を実施する。 ・ 医療機関におけるオンライン資格確認システムの利用率向上に向けた取り組みを実施する。 <p>○多受診者へ適正な受診に向けた対応を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診状況より対象者を抽出し、文書による照会・指導を実施する。 ・ 文書送付後の受診状況を追跡し、継続的な適正受診指導を実施する。
3. 保健事業	(1) データに基づいた保健事業の推進

香川支部における加入者・事業主の特性を踏まえたより効率的かつ効果的な保健事業を推進するために、これまでの経過検証と各情報の分析を行う。分析結果を基に、より支部の実態に即した平成 30 年度からの第二期計画を策定する。国、香川県、市町等との包括連携によるオール香川での健康づくり事業、重症化予防事業の推進を図る。

上位目標：香川県の血糖値の値をよくする。

若い段階からリスク改善に努め、40 歳代の血糖リスク保有者率が減少する。

- ・健診受診者リスト 40～49 歳の空腹時血糖 110mg/dl 以上の者の割合（平成 25 年度 8.9%）を 1 割減少させる。

下位目標：①事業主が従業員の健康の重要性を理解し、健康づくりに取り組む事業所が増える。

- ・香川県と連携して健康宣言事業所に対しての情報発信、フォローを実施し、健康経営に積極的に取り組む事業所の認定及び表彰を行う。
- ・香川県等との包括連携によるオール香川で健康経営の普及、健康宣言・健康づくり実施事業所の拡大を図る。（平成 29 年度：新規宣言事業所目標 100 社）
- ・職員、保健師、管理栄養士による事業所訪問を実施し、事業主を中心とした事業所における健康づくりの重要性の理解促進、健康宣言へとつなげるよう積極的に働きかける。

②加入者が血糖リスクを理解し、改善に向かうようにする。

若い段階からリスク改善に努めることにより、40 歳代の血糖リスク保有者を減少させる。

- ・医療機関と連携し、保健師、管理栄養士による保健指導を行う等、糖尿病性腎症患者の重症化予防対策を実施する。
- ・健康宣言事業所（事業主）との連携により、重症化予防への理解促進と事業主による受診勧奨実施を促進する。

《被保険者》

- ・健診結果データより、血糖が境界域の者（35歳～49歳）に対して、生活習慣改善を促す文書指導を実施する。
- ・本部からの文書による受診勧奨実施後も未受診である受診勧奨域の者に対して、再度受診勧奨の文書指導を実施する。その後も受診のない者（空腹時血糖 160 mg/dl 以上）に対して、保健師等による保健指導を実施する。

《被扶養者》

- ・健診結果データより、受診勧奨域の者に対して受診勧奨の文書指導を実施する。

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

特定健康診査及び特定保健指導について、事業主・加入者へ適切な周知を図り、実施率の向上に努め、生活習慣病予防に資する。

【健診目標】

特 定 健 診	40歳以上対象者合計	184,570	人
	特定健診実施者数	120,000	人
	特定健診受診率	65.0	%

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：142,005人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 51.4%（実施見込者数：73,000人）
 - ・事業者健診データ 取得率 22.5%（取得見込者数：32,000人）

- 被扶養者（受診対象者数：42,565人）
 - ・特定健康診査 実施率 35.2%（実施見込者数：15,000人）

○健診の受診勧奨対策

- ①生活習慣病予防健診（特定健康診査）を推進する。
 - ・健診受診機会の拡大を図り、健診機関の少ない地域に対して、集団健診等を健診機関に働きかける。
 - ・健診推進インセンティブを活用して、受診率の向上を図る。
 - ・情報提供サービスの運用切り替えにより、健診申込等健診業務の効率化を図る。
- ②特定健康診査を推進する。
 - ・オプション健診を導入した集団健診（無料）の実施と未受診者への再勧奨の実施により受診率を向上させる。
 - ・がん検診と特定健診の同時実施ができる機会の拡大を図る。
- ③事業者健診データの取得を推進する。
 - ・労働局・社会保険労務士会・健診機関・その他関係機関との連携強化と健診推進インセンティブの活用により事業者健診結果データの取得促進を図る。
 - ・定期健診を受ける加入者個人からも、結果データを取得する。
 - ・事業所訪問や電話勧奨で、事業者健診データ提供の同意書を積極的に取得する。

（3）特定保健指導の推進

【保健指導目標】

特 定 保 健 指 導	特定保健指導対象者数	22,815	人
	特定保健指導実施者数	4,900	人
	特定保健指導実施率	21.5	%

○被保険者（受診対象者数： 21,210 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 22.6%（実施見込者数： 4,800 人）
 - （内訳）協会保健師実施分 16.5%（実施見込者数： 3,500 人）
 - アウトソーシング分 6.1%（実施見込者数： 1,300 人）

○被扶養者（受診対象者数： 1,605 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 6.2%（実施見込者数： 100 人）

○保健指導の受診勧奨対策

《被保険者》

- ①協会けんぽの保健師・管理栄養士による保健指導を推進する。
 - ・ 保健指導に関する評価・分析を実施する。
 - ・ 事業者健診データを提供された事業所へ特定保健指導の周知と保健指導を実施する。
 - ・ 保健指導の質を向上させ、保健師等のモチベーションを高めるための研修会・自主勉強会を実施する。
 - ・ IT ツールを活用した特定保健指導を検討する。
- ②特定保健指導外部委託を積極的に推進する。
 - ・ 特定保健指導を行うことが可能な外部委託機関を増やす。
 - ・ 既存委託機関への指導や進捗管理を実施し、特定保健指導実施者が増えるよう積極的に働きかけを行う。

《被扶養者》

- ・ 集団健診を受診した特定保健指導対象者に対して、集団による特定保健指導を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導を受けていない対象者へ、再勧奨を実施する。 <p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○香川県との共同事業「事業所まるごと健康宣言」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・香川県等との包括連携によるオール香川で健康経営の普及、健康宣言・健康づくり実施事業所の拡大を図る。（平成29年度：新規宣言事業所目標100社） <p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二次勧奨実施予定人数 500人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 5人 <p>(6) 各種業務の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○その他保健事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 自治体及び関係団体等との連携した健康づくり事業を実施する。県市町等の実施する健康イベント等に協賛、参加を行い、情報提供の実施等により、イベント参加者の健康意識の向上を図る。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>II. 財政基盤強化の推進</p> <p>1. 加入者、事業主への情報提供</p> <p>協会けんぽの中長期的な財政基盤の脆弱性について、加入者、事業主等に情報提供することにより、協会けんぽ財政の問題点及び強化の必要性を訴える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協会けんぽの中長期的な財政基盤の脆弱性について適時・適切な広報を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者、事業主等に様々な媒体を活用し情報提供することにより、現在の協会けんぽ財政の問題点及び強化の必要性を訴える。 ○都道府県単位保険料率への適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の財政見通しや保険料率への影響について、的確な情報把握に努め、加入者等へ早期に

適切な情報提供を図る。

2. 更なる効率化の推進

コスト意識の徹底及び消耗品の適切な調達・在庫管理を行うとともに、業務の効率化を目指し、事務処理の見直し、アウトソースの推進を図る。

- ・「消耗品持出簿」の徹底した活用により、職員の意識の向上や在庫管理の効率化等を図る。
- ・長期的に持続可能な節電対策を推進する。特に夏季、冬季においては節電計画を策定し、それに基づく節電対策を実施する。
- ・業務の効率化を目指して事務処理の見直しやアウトソースの検討を行う。

Ⅲ. 組織力の更なる向上

1. 評議会の効果的な運営

収支見通し・保険料率等、協会全般に関わるものや香川支部の事業について、幅広く意見・助言を仰ぎ事業運営に反映させる。

- ・支部の実情を見据えた議題・審議による評議会運営（年5回予定）を行う。
- ・事業全般に関する指導・助言を事業運営へ反映させる。

2. 人材育成の推進

OJT「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

- ・本部研修の伝達及び支部の実情に応じた研修を実施する。
- ・「現場で育てる」「自ら育つ」という観点から、各チーム内で、業務上の課題についてのミーティング

の実施と検証を行う。

3. 業務改革の推進

職員が創意工夫した提案案件を幅広く検討するために、CS 向上・業務改善会議を開催し、改善提案意識を醸成するとともに改善策を具体化する。

①「CS 向上・業務改善会議」を中心とした情報交換・討議により業務改革を推進する。

②日常業務における問題意識の醸成を図り業務の効率化・改善を推進する。

- ・ 地域の実情を踏まえたよりよいサービスの標準化を目指し、現行の事務処理体制等について常に創意工夫を提案・検討できる機会を作ることにより、職員の意識改革を醸成し、具体的な改善の実施につなげる。
- ・ 主任、スタッフによる「ボトムアップ会議」において、積極的な意見交換・検討ができる機会を作り、具体的な改善への提案・実施を行う。

③支部内で共通する課題を検討する必要がある業務について業務推進チームで検討する。

- ・ 以下のチームで、協議した事項については、各グループで実施する。
保険者機能強化チーム（随時）

4. 組織や人事制度の適切な運営と改革

協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした、新人事評価制度を適切に運用し、その評価を適正に処遇に反映することにより、個々人の能力・適性を踏まえた配置を行う。

5. コンプライアンス・個人情報保護の徹底

コンプライアンス委員会・個人情報保護委員会の定期的開催及び研修等を通じて、その遵守を徹底する。

- ・定期的な委員会の開催（年3回）により遵守の徹底を図る。
- ・本部主催の研修に参加、伝達研修を速やかに実施する。

6. リスク管理の徹底

コンプライアンス委員会・個人情報保護委員会において、適正な運営を脅かすリスクの点検や分析を行う。

- ・管理職会議等において、リスク管理に関する情報収集（常時）を行う。
- ・コンプライアンス・個人情報保護とリンクさせた取り組みを実施する。

7. CS 向上の取組み

お客様満足度調査結果等に基づき、支部の課題・改善点を洗い出し、改善を行う。

- ・本部主催のCS研修に参加、伝達研修を速やかに実施する。
- ・お客様満足度調査結果（支部カルテ）で明らかとなった課題について、支部全体での検討と改善策の策定・実施を行う。
- ・PDCA サイクルにより、更なる改善策の検討から実施へつなげる。

8. 働きがいのある健全な職場づくり

①職員間のコミュニケーションを積極的に図り、職場の一体感を醸成する。

②管理職会議等において、必要な情報の共有化を図るとともに「報・連・相」が迅速に行える職場風土を醸成する。

- ③メンタルヘルス不調の未然防止を目的として、本部等との連携によるストレスチェックを実施する。
(年度1回実施)
 - ④産業医や衛生委員会(毎月開催)などを通じて、職員に対して健康・安全情報をタイムリーに提供する。
 - ⑤ワークライフバランスの実現のため、労働時間縮減を推進する。
 - ・年次有給休暇取得の促進を図る。
 - ・超過勤務時間の縮減を図る。
 - ・ノー残業デー(水曜日)の徹底を図る。
9. 大規模災害に備えた対策
- ①香川支部初動対応マニュアルに基づいて、防災訓練を定期的実施することにより、各職員が担当する役割の徹底や防災意識の向上を図る。
 - ・香川支部初動対応マニュアルの周知徹底と防災意識や担当する役割の再確認を図る。
 - ・入居ビル主催の防火訓練等へ参加し、避難・救難等の知識や意識の向上を図る。

平成 29 年度 事業計画（愛媛支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>○保険者機能強化アクションプランを踏まえた総合的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度より開始した愛媛支部コラボヘルス事業「健康づくり推進宣言～Yell for your healthy life～」について、インセンティブを整備するとともに、宣言事業所拡大に向け事業主への働きかけを強化する。 ※コラボヘルス・・・加入者の健康維持や改善に向けた事業主と保険者が連携した取組み。 ※目標・・・平成 29 年度末における健康づくり推進宣言事業所数：500 事業所 ・30 年度に向けた意見発信・地域医療への関与 <ul style="list-style-type: none"> 保険者協議会において、被用者保険代表としての意見を発信する。 また、愛媛県内の 2 次医療圏（6 医療圏）毎に設置された地域医療構想調整会議において、愛媛県健康保険組合連合会等他の被用者保険と連携し被用者保険代表としての意見を発信する。 ※愛媛支部が担任する 2 次医療圏単位地域医療構想関係会議：3 会議（松山/八幡浜・大洲/宇和島） ・地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 <ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ内インセンティブ制度の評価指標として選定された事業について、職員の意識変革を伴う支部横断的な実施による進捗管理体制を確立し運用する。 ●指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 ●指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況 ●指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況 ●指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況（健康宣言事業の実施） ●指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 ●指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況 <p>○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町別の使用割合等の自支部データを分析し、その結果について愛媛県ジェネリック医薬品安心使用連絡会での公表を企図する。 ・愛媛県薬務衛生課とジェネリック医薬品使用促進セミナーを共催にて開催する。 ・全国的に低い女性のジェネリック医薬品切替率の向上を図るため、県内主要女性誌において、ジェネリック医薬

品切替に係る広報を展開する。

- ・地元ゆるキャラを使用したジェネリック医薬品希望シールを作成・配付する。
- ・「健康フェスタ 2017」等のイベント出展区画において、ジェネリック医薬品使用促進に向けた宣材物掲示・配備・配付を実施する。
- ・全国共通課題（ジェネリック医薬品軽減額通知サービス）における支部対応分について、円滑に実施する。
- ・目標・・・数量シェア全国平均を上回る。

【参考】「医薬品使用状況」における都道府県別ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（平成 28 年 7 月期）
全国平均 67.5% 愛媛 66.5%（36 位）

○調査研究の推進等

保険者機能の発揮に向けて、平成 28 年度より導入された GIS（地理情報システム）の活用推進等により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供し、各種事業の推進に役立てる。

○広報の推進

- ・既存広報媒体について、定期的な発信と内容の改善に努める。
 - ①支部ホームページ【既存：通年】
 - ②メールマガジン「Salud! えひめ」【既存：年 12 回】
 - ③社会保険えひめ【既存：年 4 回：掲載 2 頁を継続確保】
 - ④事業主向けチラシ【既存：年 11 回：納入告知書封入分】
 - ⑤郷土色を付与した健康保険委員向け教材（健康保険の事務手続き）の作成
- ・地方自治体や関係団体との連携強化
 - ①「まつやま里山ウォーク」への出展及び運営協力
 - ②「しまのわ学校体育祭 in ごごしま」における運営協力及び宣材物配備
- ・各社会保険委員会・愛媛社会保険協会とのイベント共催（運営協力）
 - ①「新居浜社会保険健康ウォーク」
 - ②「今治社会保険健康ウォーク」
- ・「識者の声」【通年：有識者から専門的見地による提言・寄稿を依頼し、支部広報媒体を通じて発信する】
- ・保険料率変更又は本協会財政状況等に係る投げ込み等【随時】
- ・ラジオ番組による所管事業周知宣伝【通年】

	<p>支部がラジオ番組の提供者となり、医師たる出演者・30秒CM（年50回）によって所管事業（後発医薬品普及推進/肝炎等）の広範な周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険の事務手続きに郷土色を付与するため、俳句イベントを実施し、優秀句を健康保険の事務手続きに掲載する。 <p>○的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達事務における競争性及び公平性・公正性の確保
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>○サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者のご意見や苦情を適切に管理し、迅速かつ正確にフィードバックして、サービスの改善や向上を図る。また、お客様満足度調査の結果を分析し、支部内研修等を実施して電話対応や窓口対応の品質向上に繋げる。 健康保険給付（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料）については、申請書の受付から給付金の振込までの期間（10営業日以内）をサービススタンダードとして定め、その進捗状況をシステム管理し、正確・迅速・丁寧を基本に審査を行う。 その他サービススタンダード以外の健康保険給付についても、進捗状況をシステム管理し、正確・迅速・丁寧を基本に審査を行う。 <p>○限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。 限度額適用認定申請書の医療機関等の窓口配置について協力を求め、利用促進を図る。 <p>※勧奨対象医療機関数 40 機関</p> <p>○窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種申請書の受付や相談等の窓口として、支部窓口および年金事務所窓口に常駐の契約職員を配置する。 申請書類の郵送化促進を図るとともに、平成30年度の年金事務所窓口体制の方針を検討する。 <p>※目標郵送化率 82%（平成28年11月末現在 78%）</p> <p>○被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金事務所と連携のもと、事業主の協力を得て確実に実施する。 被扶養者状況リストの未提出事業所に対して提出勧奨を行い、提出率が平成28年度実績を上回るようにする。 <p>※目標提出率 88%（平成28年10月末現在 86.9%）</p>

○柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・施術箇所が3部位以上または施術日数がひと月15日以上の受療者が多い施術者については、特に注意して審査するとともに、その受療者に適宜文書照会を実施する。加入者への文書照会件数の目標は100件/月とする。
- ・柔道整復師の正しいかかり方について、ホームページ等で広報し、適正受診の啓発を図る。
- ・保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催して、不正請求の疑いのある申請については、視点や論点を整理して調査につなげる。

※保険給付適正化プロジェクトチーム会議は四半期ごとの定期、及び随時に開催する。

○傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

- ・標準報酬月額が高い者や資格取得後すぐの者等の申請は特に注意して審査し、必要に応じて医師照会や本人照会、立入検査を実施する。

※立入検査目標実施件数10件

- ・保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催して、不正請求の疑いのある申請については、視点や論点を整理して調査につなげる。

○療養費（はりきゅう、あんま・マッサージ）支給申請における審査強化

- ・はりきゅうは、医科との併給に注意し、レセプトで併給の有無を確認したうえで審査を行う。疑義がある場合は、医師照会を実施する。
- ・あんま・マッサージは、往療の必要性の可否や往療の距離を重点的に審査し、必要に応じて医師照会や本人照会を実施する。
- ・保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催して、不正請求の疑いのある申請については、視点や論点を整理して調査につなげる。

○効果的なレセプト点検の推進

- ・レセプト内容点検効果向上計画の策定と実施。

※参考：平成28年度加入者一人当たり査定効果額目標値は125円

- ・外傷関係届書の早期提出並びに未提出者への提出勧奨による適確な求償事務の実施。
- ・適確且つ迅速な資格点検業務の実施。
- ・医療機関における資格確認業務の拡大と充実。
- ・保険証適正使用にかかる啓発、広報の実施。

	<p>○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失時や扶養解除時における保険証回収について、文書による催告を早期に実施する。 ・事業主や加入者、医療機関等に対して周知広報を実施し、債権発生の抑制を図る。 ・保険証回収率の目標は、平成 28 年度を上回る数値とする。 <p>※参考：平成 27 年度回収率（一般：97.8%、任継 97.4%）</p> <p>○積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収計画の策定と実施。 （現年度債権回収率目標数値は平成 28 年度実績を上回る数値とし、別途策定する） <p>※参考：平成 27 年度現年度分実績（回収率） 返納金債権 70.51% 損害賠償金債権 91.82% 法的対応目標件数 60 件/年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者間調整の推進 <p>○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動強化 <ul style="list-style-type: none"> ア. メールマガジンの登録促進 ⇒ 目標：平成 29 年度中の登録数純増 200 【参考】28.12.1 現在登録数 502 イ. 健康保険委員表彰・研修会の企画・実施 ・委嘱者数拡大 ⇒ 目標：平成 29 年度末の委嘱者 2,900 【参考】28.12.1 現在委嘱者数 2,647（30人以上未委嘱事業所 788[つうしんぼ対象 428・同対象外 360]） <ul style="list-style-type: none"> ア. 大規模事業所等未委嘱事業所への電話勧奨の実施 イ. 新規適用事業所への電話・訪問による勧奨の実施
3. 保健事業	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：肝がんにおける年齢調整死亡率を減少させる。（目標：平成 25 年度全国平均 5.97%）</p> <p>下位目標：自治体（愛媛県・県内市町）が保険者の垣根を超えて協働した肝炎対策を意識する。</p> <p>事業主が肝炎ウイルスを理解し、従業員の肝炎検査促進等の対策を意識する。</p> <p>加入者が肝炎ウイルスを理解し、肝炎検査を受けるようになる。</p> <p>肝炎ウイルスの陽性者が肝炎ウイルスを理解し、適切な治療を受けるようになる。</p> <p>【参考】愛媛県の年齢調整死亡率 平成 25 年度：8.16% 平成 26 年度：8.32%</p>

	<p>○第2期計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データヘルス計画について、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期計画を策定する。 <hr/> <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：189,058人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 65.0%（実施見込者数：122,888人） ・事業者健診データ 取得率 13.0%（取得見込者数：24,578人） <p>○被扶養者（受診対象者数：60,738人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 25.0%（実施見込者数：15,185人） <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診及び特定健診の制度周知（年次案内及び新規適用事業所・新規加入者含む） ・任意継続加入者に対する受診勧奨 ・経年受診記録を活用した受診勧奨 ・GISを活用した受診勧奨 ・事業者健診結果データの取得促進 ・協会独自の集団健診の実施 <hr/> <p>(3) 特定保健指導の推進</p> <p>○被保険者（受診対象者数：29,936人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 23.0%（実施見込者数：6,886人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳）協会保健師実施分 18.0%（実施見込者数：5,389人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：1,497人） <p>○被扶養者（受診対象者数：1,580人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 15.0%（実施見込者数：237人） <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導推進事業（ソルセイブ・減塩テープを使用した継続率の向上） ・休日を含めた保健指導の外部委託 ・外部委託先の拡大
--	--

	<p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス） → 「1. 保険運営の企画 ○事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）」参照。</p> <p>(5) 重症化予防対策の実施 ○二次勧奨実施予定人数 1,523人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施目標人数 30人</p> <p>(6) 各種業務の展開 ○事業所に対する「姿勢と健康」推進事業の実施 ・姿勢測定によって自身のカラダの歪みを理解し、その改善に向けた運動方法をレクチャーすることで運動習慣定着を動機付けるとともに、姿勢改善による内臓活性化や代謝促進を通じて加入者の健康づくりに繋げる。 ・600名×2回測定</p> <p>○道後湯けむり遍路道ツーデーウォークの後援</p> <p>○「健康フェスタ in えひめ 2017」への出展 ・同イベントは、県内最大の医療関係イベント（2日間：来場約2万人）。「姿勢チェック・エクササイズ指導」をブースにて実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及啓発をはじめとする協会所管事業のパンフレット等を配布する。</p> <p>○ヘルスケア通信簿による『心身ミックス健康づくり』の普及促進 時代はまさに「健康経営」。この実践には心身ミックスした従業員へのアプローチが必須であり、メンタル、特に「不眠」に着目した「ヘルスケア通信簿」のブラッシュアップに繋げ、心身ともに健康な従業員（加入者）づくりに貢献する。</p> <p>・レセプトデータ・健診時間診データ等の分析・対経営者プレゼン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基礎分析・・・正規/非正規・業態・勤務年数・性別・年齢・住所地等による基礎的な傾向を把握。 ●「不眠」に関する分析・・・「不眠」による労働力・生産性・医療費等「経済的損失の現状」を把握。 <ul style="list-style-type: none"> ■「ヘルスケア通信簿」との連携・・・同通信簿中で示した睡眠に関する問診結果が良くない企業を中心に、不眠分の労働力・生産性・医療費等の経済的損失度合を提示。 ●平成28年度第3四半期実施事業との連携・・・メンタルヘルスアンケート結果とレセ・問診データを突合し、データと企業（の担当者）意識の一致度合を把握。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内における人材育成と具体的対処ツールの提案 <ul style="list-style-type: none"> ●「不眠に気付いて、重症化を防ぐ」企業内人材育成・・・健康づくり推進宣言を行った企業等を対象に、「不眠に気付いて、重症化を防ぐ」企業内人材育成に向けたDVD制作・ライン向けセミナーを関係先とともに協働・実施。 ●「未然に防ぐ・重症化を防ぐ・再発を防ぐ」経営サポートサービスの提案・・・中小企業内では困難なメンタルヘルス事案への対処をサポートするため、関係先と協働して「経営者・従業員双方を対象とした外部相談窓口」・「企業内年間計画作成支援」・「社内セミナー」・「情報提供サービス」を企業に提案。
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ○週次会・月例幹部会の開催と適切な運営（支部内ガバナンスの徹底並びに組織目標達成に向けた業務進捗状況の確認） ○適切な労務管理の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①超過勤務の適切な運用と平時における更なる縮減 ⇒ 目標：職員一人当たり月10時間以下 ②職員の健康保持増進（計画的な休暇取得の促進）⇒ 働きやすい職場環境の構築 ③衛生委員会の適切な運用 ○データヘルス計画や広報等にかかるグループの垣根を越えた実施体制の構築 ○コンプライアンスの徹底とリスク管理（組織の信用凋落防止） <ul style="list-style-type: none"> ①支部主催研修を通じた情報セキュリティー・個人情報保護・コンプライアンスの徹底 ②支部内自主点検の実施（年2回） ○新人事評価制度の適切な運用による実績・能力本位の人事の推進 ○新卒応募者増大に向けた愛媛県内の4年生大学訪問 <p>(2) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「OJT」「集合研修」「自己啓発」の効果的な組み合わせによる人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①業務管理や人事管理を通じたOJTの徹底並びに新卒採用職員に対するOJT研修及び定期的なジョブローテーションの実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ジョブローテーション・・・本協会所管業務全般の経験蓄積を目的とする計画的な人事異動 ※OJT (On the Job Training) 研修・・・本協会都道府県支部に必要な基本的知識を習得し、定型的な実務を一人で遂行できることを目的として実施する実務研修 ②本部主催研修への参加と受験者を講師とする支部内伝達研修の確実な実施

③支部主催研修計画の策定とその確実な実施

I. ハラスメント研修 II. メンタルヘルス研修 III. 情報セキュリティー研修 IV. 個人情報保護研修
V. コンプライアンス研修 VI. 接遇研修 VII. 前述したI～VI以外の独自研修の企画・実施

④通信教育講座等の自己啓発活動の積極的な周知・斡旋

(3) 経費の削減等の推進

○夏季及び冬季節電対策の実施による光熱費削減

○消耗品の適切な在庫管理及び当該管理を踏まえた発注時の適量・適種の徹底

(4) 業務改革・改善の推進

○中国・四国等のブロック単位の業務改革会議で支部の意見や改善事項を提案するとともに、決定事項は確実に支部内に展開し、より良いサービスの標準化を目指す。

○証発送等の定型業務は、極力外注化（乃至は機器導入等）して事務処理の省力化・効率化を図る。

○事務処理誤りを発生させないよう、事務処理の基本事項やマニュアルの徹底を図るとともに、省力化・効率化可能な個所がないか検証のうえ、業務改善提案を行う。

平成 29 年度 事業計画（高知支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目標に向けて、加入者及び事業主に対する協会からの直接的な働きかけを行う業務を更に強化する。 ○「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。 ○「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づく取組の実施状況については、次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、PDCAサイクルの強化を図る。 <p>(2) 30年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○30年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画、第3期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。 <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化のための総合的な対策を、自治体や関係団体と連携しつつ積極的に立案・実施していく。 ○協会が収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。 <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○27年度に高知県と国際医療福祉大学とともに実施した、ジェネリック医薬品使用促進のための共同研究の結果に基づき、高知県や医療関係団体等と連携して使用促進事業を実施する。 ○ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスや、使用促進に関する周知・広報を積極的に実施する。 ○高知県後発医薬品安心使用促進協議会に参画し、的確な情報発信を行う。 ○国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成29年央に70%以上、平成30年度から平成32年度末までのなるべく早い時期に80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。 <p>(5) 地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関に対する働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

	<p>(6) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿って、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえ、その成果を支部の事業に反映できる調査研究を行う。 ○地域医療構想に対して、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行うためのデータ収集と分析を行う。 ○具体的な製品名まで明らかにした「高知県版GE汎用品リスト（仮称）」等を訴求資材として、大規模病院と門前薬局を中心に協力要請を行っていく。 <p>(7) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動強化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や加入者との結びつきを更に強めるため、広報活動を積極的に行う。具体的には、年4回の広報誌を発行予定。広報誌を活用して、事前に健康保険委員向けに行ったアンケートで要望のあった内容や、協会けんぽが伝えたい内容を掲載する。 ○委嘱者数拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所への勧奨 ・10名以上の約1800事業所に文書で再勧奨を行い、その後電話勧奨を行う。 <p>(6) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年金事務所発行の納入告知書に「協会けんぽからのお知らせ」を毎月同封して、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みを積極的に発信する。 ○ホームページ及びメールマガジンの内容充実を図るとともに、加入者に理解と協力を得られるような内容に努める。 ○新規適用事業所講習会等、各種説明会を通じて、制度の説明や協会けんぽの取り組みについての周知と啓蒙を図る。 ○引き続き「限度額適用認定証」、「出産育児一時金申請」、「治療用装具申請」については、医療機関等に案内リーフレット・申請書のセットを配置することで、加入者の制度に対する認知率のアップとスムーズな申請手続きを支援する。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度は、今後示される、アンケート及びお客様満足度調査の結果を基にさらなるサービスの改善に取り組み、お客様サービス向上を行う。

- 平成29年度についても100%達成にむけて対応を行う。
- (2) 限度額適用認定証の利用促進
- 高額療養費未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費申請書を送付して、申請手続きの勧奨を実施する。なお、勧奨を診療年月から6か月後を目標に実施する。
- 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施する。
- (3) 窓口サービスの展開
- 平成29年度も引き続き、効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するとともに、地域の実情も踏まえた窓口サービスを提供する。
- (4) 被扶養者資格の再確認
- 重複加入者を減らすことで、高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診者の防止を目的として、高知県社会保険労務士会や日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
- (5) 柔道整復施術療養費の照会及び審査業務の強化
- 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について患者に対するアウトソースでの文書照会を強化する。
- (6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止
- 引き続き重点審査項目の調査を進めていくのに合わせて、役員の傷病手当金・出産手当金の給付金支払い時に決算時期を確認し、決算後給与の支払い状況の確認のため事業所へ赴き立ち入り検査を行う調査を新たに行っていく。
- (7) 海外療養費支給申請における重点審査
- 平成28年10月より神奈川支部で取り扱うようになり、受付業務のみとなったため、申請等があった場合は速やかに神奈川支部へ引き継ぎを行う。
- (8) 資格喪失後受診等による債権発生防止のための保険証の回収強化
- 平成29年度についても引き続き、日本年金機構での1次催告時に協会の案内文と返信用封筒の同封を依頼し迅速な回収に努める。回収ができないものについては、協会から行う2次催告、3次催告をさらに早期に催告を行い回収強化を図る。
- 各種説明会、研修会を通じて健康保険証の早期回収の周知を図る。

(9) 積極的な債権回収業務の推進

- 返納金債権回収は早期対応が重要であるため、引き続き初動対応から概ね6か月を経過するまでの取り組みに重点を置き回収に努める。
- 国民健康保険との保険者間調整への取り組みをさらに強化する。
- 債権回収にかかる支払い督促等の法的措置を20件以上実施する。

(10) 効果的なレセプト点検の推進

- 資格点検により、資格喪失後受診等にかかる疑義レセプトについて全件点検を行い、債権調定等を確実に実施する。
 - 外傷点検により、外傷性病名にかかるレセプトについて負傷原因の照会を行い、返納金および損害賠償請求等を確実に実施する。
 - 査定事例を集約して、「自動点検・任意抽出・本部ツール」を活用した点検の実施を徹底する。
 - 研修会の充実及び四国ブロック交流会議により知識及び情報の共有を図り点検員のスキルアップに努める。
 - 内容点検業務の一部（レセプト全件の約20%）を外部委託し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。
 - 一部外注化部分の査定事例並びに他支部の査定事例の検証を行い、外注業者及び他支部の点検ノウハウを取り込んで点検員のスキルアップに努める。
 - 加入者一人あたりの点検効果額目標
 - ・外傷点検・・・昨年度実績もしくは、昨年度全国平均の高い方を上回る。
 - ・内容点検・・・昨年度実績もしくは、昨年度全国平均の高い方を上回る。
- （具体的数字は28年度点検効果額確定時期に決定する）

3. 保健事業

(1) データに基づいた保健事業の推進

上位目標：壮年期（40～64歳）男性の高血圧者の割合を減少させる

下位目標：平成30年3月時点で、高血圧者の割合を30%未満にする（平成25年が30%）

○モデル事業所の選定

- ・高血圧リスク保有者の人数が多い大規模事業所1社を選定

○勧奨ツール（事業提案書）の作成

- ・健診結果・レセプトデータを分析し、リスクを可視化した事業提案書を作成

○データヘルス関連事業

- ・「今すぐ実践！高血圧対策」
- ・「職場の健康づくり応援研修会」

各福祉保健所、高知市保健所と連携し、事業主や健康保険委員を対象に、健康づくりに関する研修会を開催。

○引き続き、協会が保有する各データの分析結果を活用し、事業所・加入者の特性や地域性などの特性や課題を踏まえて、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。

○平成28年度中に、モデル事業所へ事業の趣旨説明を行う

○モデル事業所での取り組みを実施し、PDCAを意識して改善を加えながら取組事例を増やしていく。

○平成29年度に、モデル事業所の取り組み事例を広く広報すると同時に、健康宣言事業を絡めて参加事業所を増加させる

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：100,636人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 69.7%（実施見込者数：70,000人）
- ・事業者健診データ 取得率 8.9%（取得見込者数：9,000人）

○被扶養者（受診対象者数：26,594人）

- ・特定健康診査 実施率 26.3%（実施見込者数：7,000人）

○健診の受診勧奨対策

- ・生活習慣病予防健診実施委託機関の拡充
安芸地区、高幡地区の委託機関を開拓し、受診しやすい環境を作る。
- ・委託機関との連携強化

健診機関との連携を密にして情報共有を図り、各機関の抱える問題を把握したうえで課題解決をおこない、各実施件数の増加を図る。

また、健診機関へのインセンティブを有効に活用していく

○事業者健診データの取得対策

①経済三団体への協力依頼

事業所に対する影響力の強い経済三団体へ、データ取得に係るインセンティブの活用などを含めて協力依頼を行う。

②医師会への協力依頼

事業者健診実施率の高い医療機関のデータ取得について、インセンティブの活用などを含めて協力依頼を行う。

③外注業者の活用

他支部で同事業実施の実績がある業者へ勧奨業務を委託する。

(3) 特定保健指導の推進

○被保険者（受診対象者数： 16,590人）

- ・ 特定保健指導 実施率 13.9%（実施見込者数： 2,300人）
（内訳）協会保健師実施分 12.7%（実施見込者数： 2,100人）
アウトソーシング分 1.2%（実施見込者数： 200人）

○被扶養者（受診対象者数： 770人）

- ・ 特定保健指導 実施率 13.0%（実施見込者数： 100人）

○保健指導の受診勧奨対策

・ 保健指導のスキルアップ

支部保健師等が行う特定保健指導は、積極的支援対象者の中断率が高いことが課題となっているため、中断率低下に向けてスキルアップ研修（委託機関保健師・管理栄養士との合同研修会等も含めて）を継続していく。

・ 被扶養者の保健指導

対象者の利便性はもちろん、魅力のあるグループ支援を企画し、自治体と連携して実施する。

・ 健康学習

事業所全体の健康づくりを支援する目的で、保健師・管理栄養士等が事業所に出向き、健診結果の見方や健診結果に基づく生活習慣改善の方法、バランスのとれた食事などについて健康学習を行う。

	<p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加入者の健康の維持・増進に向け、データヘルス計画による協働事業や健康宣言事業を活用する。 ○データヘルス計画、健康宣言事業とのリンク <ul style="list-style-type: none"> → 各企業の健康状態を可視化した資料（健診結果・レセプトデータを基に作成）を用いて、経営者層へ働きかけを行い、健診及び保健指導の受け入れについて働きかける。 ○Let's Start! オフィスdeエクササイズ <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度は、事業所宛に送付したチラシなどで開催のお知らせを行ったり、保健師が事業所を訪問した際に勧奨を行っていたが、来年度はデータヘルス計画・健康宣言事業の中の取り組み事例の中の一つとして、積極的に勧奨を行っていく。 <p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二次勧奨実施予定人数 489人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 未定 <p>(6) 各種業務の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前述の(1)～(5)の事業を、健康経営事業「ヘルシー高知家・健康経営宣言」とリンクさせながら実施率の向上を図る。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 支部内グループ間の連携強化と組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業主や加入者の意見に基づく適切な運営を行う。 ○リーダー等による高知支部の活動に関する委員会を毎月開催し、各グループが連携協力して、保険者機能を発揮した取り組みや、支部全体の円滑な事業実施に関する検討を行う。 ○コンプライアンスについては、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて遵守を徹底する。 ○個人情報保護や情報セキュリティについては各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検することにより徹底する。 ○リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。 <p>(2) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種の専門研修等に積極的に参加するとともに伝達研修を実施する。 ○支部内勉強会や情報共有の推進を通じて、職員の知識の向上とスキルアップを図る。

	<p>○「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。</p> <p>(3) 業務改革・改善の推進</p> <p>○業務システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や職員の配置等、効率的手法を積極的に取り入れ、業務の効率化と改善を推進する。</p> <p>○各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改革・改善を実現していくため、業務改革会議等を実施する。</p> <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <p>○職員のコスト意識を高め、消耗品などの在庫管理、電力消費量の節減などにより経費節減に努める。</p> <p>○サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p> <p>○ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p> <p>(5) 職員の健康管理</p> <p>○衛生委員会を毎月開催するとともに、健康相談や健康学習を通じて職員の健康管理に努める。</p> <p>(6) 働きがいのある職場づくり</p> <p>○職員がより一層やりがいをもって働けるように、ソフト・ハード両面から職場環境の見直し・改善を行う。</p>
--	--

平成 29 年度 事業計画（福岡支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体および関係団体等との連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康増進にかかる包括的連携協定を締結している福岡県・福岡県医師会・福岡県歯科医師会・福岡県薬剤師会及び北九州市との間で、それぞれ連携協定に基づく協働事業を展開する。 ・ 健康づくりに取り組む事業所への後押しとして、福岡県信用保証協会・西日本シティ銀行と締結した覚書に基づく支援策を推進する。 ○ 加入者・事業主との距離を縮める仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所を支部職員全員で訪問することで、加入者・事業主を肌で感じ、直接加入者・事業主の意見・意識を把握するとともに、支部で取り組んでいる事業について積極的に情報発信を行うことにより、加入者・事業主との距離を近づけ一体感の醸成を図る。 ○ 関係方面への積極的な発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県保険者協議会、福岡県・各市町村国保運営協議会、地域職域推進協議会等の場において、協会としての意見を発信していく。また、支部での医療費等の分析結果を基に、積極的な政策提言を行う。 <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト点検・現金給付の審査強化等の医療費適正化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化を更に推進するため、レセプト点検強化、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き進めるとともに、事業主に対する調査権も活用しながら、現金給付の審査強化を図る。 ○ 自治体・関係団体等との連携による医療費適正化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協定を締結している福岡県や医療関係団体等と連携し、かかりつけ医及びかかりつけ薬局・薬剤師の普及や、適切な医療機関への受診方法等についての周知を図り、医療費適正化につなげる。 ○ 医療機関におけるオンライン資格確認の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県医師会・福岡県歯科医師会の協力のもと実施しているオンライン資格確認について、利用率向上を図る。

(3) 地域医療への関与

○ 地域医療への積極的な関与

- ・ 平成 29 年 2 月に策定された福岡県地域医療構想の実施に向けて、県内 13 の二次医療圏のうち 5 区域において地域医療構想調整会議で委員として参画していることを踏まえ、保険者協議会等と連携しながら、加入者・事業主を代表する立場で積極的に関与する。
- ・ 平成 30 年度から国民健康保険の財政主体が都道府県となることに伴い設置される福岡県国民健康保険運営協議会に委員として参画し、加入者・事業主を代表する立場で積極的に関与する。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

○ ジェネリック医薬品使用促進のための周知広報の取り組み

- ・ 自己負担額軽減通知サービス事業の実施に向け、加入者に対し支部ホームページ、支部広報誌等により効果的な広報を実施する。
- ・ 支部広報誌やメールマガジン等により加入者に対し広報を実施し、ジェネリック医薬品の周知及び使用促進を図る。

○ 県及び関係機関との連携による取り組みの推進

- ・ 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において積極的に意見発信するとともに、県及び福岡県薬剤師会との連携を図りジェネリック医薬品使用促進の取り組みを共同して実施するなどの取り組みを進める。
- ・ 九州大学と共同で行っているレセプト分析により、ジェネリック医薬品使用状況の詳細な分析を行い、地域特性に応じた有効な施策を検討し効果的な対策を実施する。

(5) 調査研究の推進等

○ 医療に関する情報の収集と分析

- ・ レセプト情報や健診データ等に加え、国や地方自治体等が提供する情報等を通じ、地域の健康特性や疾病動向、受療動向、医療費や医療提供体制の現状の把握に努める。

○ 医療に関する情報の加入者・事業主への提供

- ・ 上記で得られる情報を加入者や事業主に対し、支部ホームページ、メールマガジン、支部広報誌等を通じてわかりやすく提供する。

- データを活用した外部機関との提携による調査研究の推進
 - ・ 保健事業の効率的かつ効果的な推進及び医療費適正化につながる分析を行うため、調査研究に実績のある九州大学との提携による調査研究を推進し、福岡支部が保有する保健事業に関するデータの関連性についての分析・評価を行う。
- (6) 広報の推進
 - 加入者・事業主の視点に立った積極的な情報提供
 - ・ 支部ホームページによる地域に密着した情報の提供（健康づくりイベント開催案内等）を行う。
 - ・ 支部メールマガジンにより、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。
 - ・ 健康づくりイベント参加者に対して支部案内パンフレットを配布し、加入者に対する協会けんぽ福岡支部の認知度の向上及び事業内容の周知を図る。
 - ・ 制度紹介、申請手続きの案内冊子「協会けんぽのしおり」を、新規適用事業所等を対象に配布し、健康保険制度、事業内容及び申請手続き等の周知を図る。
 - 支部事業運営にかかる広報の強化
 - ・ 保健指導や医療費適正化などの保険者機能を発揮した協会けんぽ福岡支部の取組みについて、支部広報媒体や直接事業所を訪問するなどして、加入者・事業主に対し情報発信を行う。
 - 自治体および関係機関と連携した広報の推進
 - ・ 健康増進にかかる包括的連携協定を締結している福岡県・北九州市・福岡県医師会・福岡県歯科医師会・福岡県薬剤師会をはじめとする関係機関と連携した広報を展開し、協会けんぽの認知度を高める。
- (7) 的確な財政運営
 - 協会の財政状況や負担の在り方に関する積極的な情報発信
 - ・ 高齢化の進展や医療技術の発展・高額薬剤の開発等の要因により医療費が増大することが見込まれる中、協会の保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、広く加入者・事業主の理解を得るため、支部広報誌をはじめとする支部広報媒体により積極的に情報発信を行う。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組み

○ サービススタンダード遵守

- ・ 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、処理状況を適切に管理し着実に支給を行う。

○ サービスの質の向上のための取組み

- ・ 事務処理誤り防止の取組みを実施し、職員ひとりひとりが事務処理等における手順などの確認・見直しを徹底することにより、サービスの質の向上につなげる。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関等窓口での負担が軽減されることから、加入者・事業主・健康保険委員に対して広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を設置するなど利用促進を図る。

(3) 窓口サービスの展開

○ 窓口サービスの質の向上

- ・ 例年実施しているお客様満足度調査の結果等も踏まえ、年金事務所内協会けんぽ窓口を適宜巡回し、窓口担当職員への指導・管理・フォローを行うことで、窓口サービスの質の向上を図る。

○ 窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえた窓口体制の検討

- ・ 窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、開設時間や窓口担当職員の配置数の見直しを検討し、効率的かつ効果的な窓口体制構築を図る。

(4) 被扶養者資格の再確認

○ 日本年金機構との連携による的確な実施

- ・ 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構及び本部との連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に実施する。

- (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
- 適正受診の促進
 - ・ 支部広報媒体により、正しい柔道整復のかかり方を周知する。
 - ・ 加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術療養費についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
 - 加入者・施術所への照会業務の強化
 - ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、請求内容に不正が疑われるものについて、必要に応じ調査を行う。
- (6) 傷病手当金・出産手当金の審査強化
- 審査の重点化
 - ・ 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬が83万円以上である者からの申請について、重点的に審査を行う。
 - 保険給付適正化プロジェクトチームの活用
 - ・ 申請内容に疑義のある保険給付の請求に対しては、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。
- (7) 効果的なレセプト点検の推進
- 資格点検の的確な実施
 - ・ 無資格診療等の資格関連について、計画的および的確な点検を実施する。
 - 外傷点検の的確な実施
 - ・ 業務上並びに第三者行為に該当するレセプトについて、システムを活用した対象者の把握を計画的に実施し、保険給付費の適正化に努める。なお、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償案件においても適正に請求する。
 - 内容点検効果額目標達成に向けた取組み
 - ・ 点検効果額向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

- ・ 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を実施する。
- ・ 個別事案に対する査定事例の集約・共有化を推進し、点検員全体のスキルの底上げと平準化を図るための研修を実施する。

(8) 資格喪失後受診等による債権発生防止のための保険証の回収

○ 文書等による催告の実施

- ・ 資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で行う任意継続加入者分に対し、文書や電話による催告を早期に実施し、保険証の回収を強化する。

○ 事業主・加入者に対する啓発活動

- ・ 保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスター等の広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
- ・ 保険証未回収が多い事業所へは、文書・電話や訪問により資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

○ 文書・電話及び訪問による催告の実施

- ・ 納付書による催告・電話催告・訪問催告の流れで、迅速かつ確実な債務者への接触・折衝に努め、早期回収を図る。特に高額債務者へは早期対応を実施する。約束不履行者への早期対応を実施する。
- ・ 日中に連絡が取れない者については、夜間連絡を月に1回実行し接触を図る。

○ 国保保険者との調整の実施

- ・ 資格喪失受診時に国民健康保険に加入しており、一括払いが困難な債務者に対しては、保険者間調整を積極的に活用し、債務の解消を図る。

○ 法的手続きによる債権回収の強化

- ・ 度重なる約束不履行者や長期未納者、納付意思がない者及び納付する財力が見込める者（給与所得等）については、顧問弁護士を活用した内容証明による催告文書を送付し、法的手続きによる回収を積極的に行う。

○ 債権管理進捗会議による進捗管理と対策の検討

- ・ 毎月、債権管理進捗会議を開催し、効果的な債権回収を展開する。

	<p>(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険委員事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を県内各会場にて開催し、制度等についての周知を図る。 ・ 広報誌「KENPO'S 通信」を随時発行し、健康保険委員へのタイムリーな情報提供を図る。 ○ 委嘱者数拡大を図る取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険委員未委嘱事業所及び新規適用事業所に対し文書による勧奨を実施する。 ・ 年金事務所主催の年金委員研修会や算定説明会等、様々な機会をとらえた勧奨を実施する。 ○ 健康保険委員表彰の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施し、健康保険事業の円滑な推進と健康保険委員事業の活性化、委嘱者数の拡大を図る。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：平成 29 年度までに、40～64 歳男性被保険者のメタボリックシンドローム該当者割合を 21%から 19%に減少する。</p> <p>下位目標：①特定健診・特定保健指導の実施率向上</p> <p>②血糖値が受診勧奨値であるがそのまま放置している被保険者へ受診勧奨を実施し、うち 10%が受診する。</p> <p>③健康づくりに取り組む事業所（「健康宣言」事業所）が増える（平成 29 年度までに 100 社）</p> <hr/> <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：642,185 人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 68.7%（実施見込者数：441,400 人） ・ 事業者健診データ 取得率 10.0%（取得見込者数：64,200 人） ○被扶養者（受診対象者数：215,066 人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 24.0%（実施見込者数：51,600 人）

○健診の受診勧奨対策

(被保険者・生活習慣病予防健診)

- ・ 事業所への健診申込書一斉発送時に同封する案内を工夫し、受診率の向上を図る。
- ・ 健診機関を活用し、生活習慣病予防健診への切替を促進する(健診機関全体会議等で周知及び依頼を行う)。
- ・ 被保険者本人自宅住所を用いてのGISを活用したダイレクトメールによる個別受診勧奨を行う。

(被保険者・事業者健診データ取得)

- ・ 県・労働局との連名通知により事業者健診データ取得の促進を図る。
- ・ 外部委託を活用し、事業所等へのデータ取得勧奨を行う。
- ・ 健診機関へのインセンティブを活用した事業者健診データの取得勧奨を行う。
- ・ 紙媒体でのデータ提供を積極的に促進し、パンチ業務を外部に委託するなどして効率化を図る。
- ・ 事業所訪問などによる大規模事業所への取得促進を行う。
- ・ 経年データについて、事業所の健診時期に合わせてタイムリーなデータ提供依頼を実施する。
- ・ 社会保険労務士と連携し事業者健診データ取得を促進する。
- ・ 大手健診機関との連携によるインセンティブを活用した、問診票での個人同意によるデータ取得を行う。

(被扶養者・特定健診)

- ・ 市町村主催のがん検診と特定健康診査(被扶養者)との同時受診について、対象者の自宅へダイレクトメールにより案内を送付することで受診率の向上を図る。その際増加する新規市町村からのニーズにも応じられるよう電話予約受付・日程管理の外部委託を実施する。
- ・ 被扶養者にかかる特定健診受診率向上のため、ショッピングモール等利便性の良い会場での集団健診を実施する。また、さらなる動機づけを図るために腫瘍マーカー等のオプション健診や魅力的なインセンティブを付与した健診を実施する。

(3) 特定保健指導の推進

○被保険者(受診対象者数:105,165人)

- ・ 特定保健指導 実施率 14.0%(実施見込者数:14,700人)
(内訳) 協会保健師実施分 6.5%(実施見込者数:6,800人)
アウトソーシング分 7.5%(実施見込者数:7,900人)

○被扶養者（受診対象者数：4,283人）

- ・ 特定保健指導 実施率 11.7%（実施見込者数：500人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・ オプトアウト方式により対象者の把握を行い、事業所へ対象者名簿を送付し勧奨を実施する。
- ・ 勧奨専門員を配置し事業所への電話や訪問により、特定保健指導の内容周知及び利用勧奨を行う。
- ・ 健診委託機関を活用した、健診当日保健指導の強化及び産業医契約事業所における特定保健指導実施の徹底を図る。
- ・ 特定保健指導専門事業者に特定保健指導の勧奨を含めた委託を行い、ICT（タブレット）活用による遠隔地などの特定保健指導を実施し地域拡大を強化する。
- ・ 健診委託機関のうち特定保健指導未委託機関との新規契約を進める。
- ・ 特定保健指導委託機関を集めグループワークなどの研修を行いスキルアップや実施の促進を図る。
- ・ 特定保健指導継続支援部分を外部委託し、保健師の事業所訪問件数を確保し初回面接を推進する。
- ・ 市町村との連携などで特定健診を受診した被扶養者に対して、後日同じ会場で特定保健指導を実施する。

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

○ 健康づくりアドバイザー派遣による健康宣言事業所獲得推進

- ・ 福岡県との連携により、健康づくりに取り組む事業所に対し、「健康づくりアドバイザー」として保健師等の専門職を派遣し、事業所の健康課題を踏まえた健康づくりの取組みについて指導のうえ、目標を設定し「健康宣言」の実施につなげる。

○ 健康づくり優良企業認定推進

- ・ 健康宣言事業所のうち、複数の要件を満たした事業所について「健康づくり優良企業」として認定し、「健康づくり優良企業」の上位事業所についてはさらに「健康づくり優良企業ゴールド」として認定し、様々な特典を設けることで事業所が健康づくりに取り組むためのインセンティブとする。

○ 自治体・関係機関との連携による健康宣言事業所の拡大

- ・ 福岡県知事による健康づくり優良企業の表彰制度や、福岡県信用保証協会との連携による信用保証料優遇制度、西日本シティ銀行との連携による健康宣言事業所で働く従業員への住宅ローン優遇等、関係機関と連携した様々な施策により、健康づくりに取り組む事業所の拡大を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協会保健師による特定保健指導と絡めた健康宣言事業所獲得推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導継続事業所を中心に健康経営の重要性を伝え、健康宣言へのサポートを行い継続支援する。 <p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病・高血圧症の未治療者に対する文書・電話による受診勧奨を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次勧奨文書発送件数 12,000 人、2次勧奨電話実施件数 1,000 人 ・ 文書・電話勧奨による医療機関受診者数 500 人 ○ 糖尿病性腎症重症化への取り組みを開始する <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や市町村が実施している糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取り組みに関して情報交換を行い、連携実施を視野に入れた取り組みを開始する。 <p>(6) 各種業務の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくりイベント支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州市で開催される無法松ツデーマーチ、福岡県主催の健康づくりイベント等にブース出展し、協会けんぽのPR等を行う。 ○ 多剤服用と不適切処方の可能性のある患者への通知事業（調査研究事業として実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡支部における多剤服用・不適切処方患者の現状を確認したうえで、多剤服用、不適切処方の可能性がある患者に対して注意喚起文書を送付する。
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス及び個人情報保護等の各種規定の遵守を徹底する。 ・ 職員採用時の研修を通じて、コンプライアンス及び個人情報保護等の各種規定の遵守を徹底する。 ・ 事務処理誤りが発生した際、「事務処理誤り等対策会議」において早急に原因の究明と再発防止策を検討する。 ○ 支部内の部門間の連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月、事業進捗報告会議において支部事業の進捗管理を行うとともに、支部全体での共有化を図る。 ・ 支部事業実施状況について全職員を対象とした報告会を年 2 回開催し、支部における課題等を共有するとともに部門間のコミュニケーションを図る。

	<p>(2) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 研修等を通じた人材育成の推進<ul style="list-style-type: none">・ 新規採用職員を対象としたOJT研修をはじめとする階層別研修や、重点的な分野を対象に支部独自の研修及び本部での伝達研修を実施する。 <p>(3) 経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 適切な在庫管理等の徹底<ul style="list-style-type: none">・ 競争入札や在庫管理等を適切に行い、経費の節減に努める。・ 100万円を超える調達については、原則として競争入札とし、随意契約がやむを得ないものは調達審査委員会で厳密に審査する。○ 調査・執行の透明性の確保<ul style="list-style-type: none">・ 調達や執行については、これらを適切に管理するとともにホームページより調達結果等を公表する。○ 節電対策の実施<ul style="list-style-type: none">・ 平成22年度の最大使用電力を20%抑制した値を上限と定め、節電対策を実施する。
--	--

平成 29 年度 事業計画（佐賀支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>佐賀支部は保険料率 7 年連続ワースト 1 であることを重く受け止め、インセンティブ制度の本格実施を見据えつつ、加入者の利益実現に向けた施策について重点的に取り組む。</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン(第 3 期)」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <p>具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や地域医療の在り方に対する必要な意見発信等を図る。</p> <p>加えて、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプランに記載された各種施策の更なる充実・強化を図る。</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン(第 3 期)」に基づく取組の実施状況については、次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、P D C A サイクルの強化を図る。</p> <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <p>平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対しても他の医療保険者と連携して提言を行うとともに、積極的に各種審議会に参加するなど、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、県・市町や医療関係団体（医師会等）と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。</p>

(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

- 医療費適正化対策を更に推進するため、効果的なレセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施を図り、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を県や、他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。
- 前項を踏まえ、支部の医療費や健診データの分析結果を活用し、加入者、事業主の立場から保険者としての意見を積極的に発信し、医療費適正化の総合的対策を重点的に実施する。
- オンライン資格確認システムを使った医療機関における資格確認業務の効果的な推進を図る。
- 各保険者間の垣根を超えた特定健診受診勧奨広報の実施、国保との協働による特定健診の実施などを目指し、県保険者協議会へ引き続き働きかけを行う。
- 医療費適正化プロジェクトを継続し、全職員が担当業務の垣根を越えた協働事業に参画することで、総合的な医療費適正化を推進する。
- 市町等関係機関との健康づくり事業等に関する協定締結を促進する。
- 加入者の健康づくりを目的とした健康経営の普及活動及び健康宣言事業所に対する取組への支援について、関係機関との連携や支部全所体制により事業の推進を図る。
 - ・ 関係団体と連携し、事業主等に対し健康経営の実践を主題としたセミナーを実施する。
 - ・ 関係機関と連携し、健康宣言事業所に対するインセンティブ付与制度を創設し事業内容の充実化を図る。また、必要に応じて宣言事業所への健康づくり事業の活動支援を行う。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。

- ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、加入者が安心して使用できるための環境整備を図り、自己負担額の軽減や健康保険財政の改善を目指す。
 - ・ 後発医薬品使用検討協議会に参画し、積極的な意見発信を行う。
 - ・ 更なる使用促進のための環境整備や各種施策の検討を進め、その実施結果等を県をはじめとする関係者へ意見発信する。
 - ・ ジェネリック医薬品に関するセミナー及び各種研修会を通じて、使用促進を図る。

- ・ジェネリック医薬品を希望する意思表示をさらに容易にする「希望シール」等の活用を図る。
- ・ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の自己負担の軽減効果額通知サービス（年度内2回目通知）を継続して行うとともに対象範囲の更なる拡大を引き続き図る。
- ・医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを行う。

(5) 地域医療への関与

- 地方公共団体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。また、医療提供体制等の検討の場へ参画できるよう、引き続き県に対する働きかけを行う。

(6) 調査研究の推進

- 保険者機能を強化するため、医療の質の向上や効率化の観点から、医療費分析マニュアル及びGIS（地理情報システム）を活用した分析を行い、その受診状況や疾病動向等の医療に関する情報を分かりやすく加入者や関係団体へ提供できるよう、以下の取り組みを強化する。
 - ・健診・レセプトデータ・各種情報リストを活用した多角的な分析を行い、その結果を発信する。
 - ・県・市町等と情報交換を行いながら分析を行うことで、情報の共有を図るとともに、その結果を保健事業の効果的な推進に活用する。

(7) 広報の推進

- 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みや、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報について、タイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールの充実を図り、それぞれの属性に応じた多様な広報チャネルを活用し、より効率的な広報の推進を図る。
 - ・加入者に直接届く広報として、メールマガジンの充実を図る。
 - ・医療保険制度の中でも高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図るためのチラシやリーフレットの配布を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、市町、医療関係団体等と連携し、情報の発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新聞メディア等への働きかけを強化する。 ・特定健診とがん検診との同時実施について、県、市町と連携し情報の発信を行う。 ○ 地方自治体や中小企業関係団体及び医療関係団体が県内各地で開催する健康イベント等に参加し、C I活動を図ることで、広く協会の存在感、協会の取組みを示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会合やイベント会場において保健師・管理栄養士による各種測定機器等を活用した健康相談等を行う。 ・関係団体等との共同開催による健康セミナー等を実施する。 <p>(8) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直面している厳しい財政状況を広く伝え、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現のため、引き続き、行政・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。 ○ 協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、広く国民の理解を得るための情報発信を行う。 ○ 県、市町の医療・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を訴える。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) 更なるサービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスの改善に結びつけるため、以下の取組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査等の結果から加入者等のご意見やニーズを適切に把握し、更なるサービス改善に努める。 ・保険給付適正化対策である審査強化とバランスを取りながら、サービススタンダードを適切に管理し、正確かつ着実な支給を継続する。 <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関と連携し、限度額適用認定申請書の利用促進に努める。

また、高額療養費の未申請者に対しては、引き続き、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請促進を図る。

(3) 郵送による申請の推進

- 健康保険給付などの申請については、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行うことで、郵送による申請をより一層推進する。また、窓口来訪者に対しても、必要に応じ郵送での申請を案内することにより、加入者の利便性を高める。

(4) 被扶養者資格の再確認

- 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を行うため、以下の取組みを行う。
 - ・ 日本年金機構との連携を強化する。
 - ・ 効果的な広報を展開し、事業主の協力を得ながら的確に実施する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- 柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者に対する文書照会を、従来の多部位・頻回に加え、対象範囲を拡大するなど、より効果的な照会を検討・実施する。
また、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、適宜、施術者に照会するとともに、必要に応じ厚生局への情報提供を行う。
- 照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- 保険給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が 83 万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、重点的に審査を行う。
- 審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど不正請求を防止する。

○ 保険給付審査医師の積極的な活用や加入者及び療養担当医師等への文書による照会を継続し、更なる保険給付適正化に努める。

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

○ 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、以下の取組みを行う。

- ・ 保険証回収について、日本年金機構の催告状による一次催告後速やかに文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を実施し、早期回収を図る。
- ・ 事業主や加入者に対して、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。併せて保険証未回収が多い事業所に対して、文書や電話等により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

○ 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検において以下の取組みを行う。

- ・ 支払基金との連携を図り、支払基金での一次審査の点検領域や点検方法を把握し、より効率的な点検を実施する。
- ・ 点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。
- ・ 外部委託による点検業者のノウハウを取得・活用し内容点検業務の更なる向上を図る。
- ・ レセプト点検員の専門的知識の習得や点検技術の向上を図る。
- ・ 医療機関及び患者照会の強化を図り、更なる資格・外傷の点検効果額の向上を目指す。

(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進

○ 不適正に使用された医療費等の早期回収のほか、積極的な債権回収について以下の取組みを行う。

- ・ 発生した債権については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を実施するなど債権回収の強化を図る。
- ・ 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを活用し、回収に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案において適正な請求を行う。 ・ 交通事故が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、確実な回収に努める。 ・ 債権対策会議等を実施し、これまでの対策とその結果を踏まえ、より効果的な対策を検討・実施する。 <p>(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、より一層結びつきを強めていくことを目的とし、以下の取組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の実施や広報活動等により健康保険事業への理解をさらに深めていただく。 ・ 協会の各種事業にご協力いただいた活動や功績に対して、健康保険委員表彰を実施する。 ・ 日本年金機構が実施する新規適用事業所を対象とした説明会に参画し、健康保険制度の周知を図るとともに健康保険委員の役割と活動内容及びその重要性を提唱する。
<p>3. 保健事業</p>	<p>加入者の疾病の予防と健康増進を目指し、持続可能な医療保険制度を維持するために、PDCAを十分に意識した取組みを行うことで保健事業の効果的な推進を図る。</p> <p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：107,580人）平成29年度見込 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率：61.3%（実施見込者数：66,000人） ・ 事業者健診データ 取得率：15.6%（取得見込者数：16,800人） ○ 被扶養者（40歳以上）（受診対象者数：34,074人）平成29年度見込 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率：27.4%（実施見込者数：9,350人） ○ 受診勧奨対策 <p>受診状況、受診環境などを踏まえた、効率的かつ効果的なアプローチを行う。</p> <p>（被保険者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診機関、外部委託等を活用した受診勧奨および事業者健診結果データ提供の勧奨を実施する。 ・ 新規適用事業所、任意継続被保険者への受診勧奨を実施する。

- ・ 事業所訪問による受診勧奨を実施する。
 - ・ 健診機関ごとの受診状況の目標管理を適切に行う。
- (被扶養者)
- ・ オプション健診を取り入れた支部独自の集団健診を実施する。
 - ・ 市町と連携した特定健診とがん検診との同時実施の拡大を図る。
 - ・ 健診機会の充実を目的とした大型商業施設等での特定健診を実施する。

(2) 保健指導

○ 被保険者（受診対象者数：16,063人）平成29年度見込

- ・ 特定保健指導 実施率：31.2%（実施見込者数：5,025人）
 （内訳）協会保健師実施分 18.7%（実施見込者数：3,000人）
 アウトソーシング分 12.6%（実施見込者数：2,025人）

○ 被扶養者（受診対象者数：842人）平成29年度見込

- ・ 特定保健指導 実施率：5.7%（実施見込者数：48人）

○ 保健指導委託先の指導・育成および拡充

- ・ 支部保健師と委託先保健師の合同研修や外部委託機関の意見交換会を開催する。
- ・ 健診時の初回面談の同時実施を促進する。
- ・ トップ営業による外部委託先の新規開拓を実施する。
- ・ 保健指導専門機関への外部委託を実施する。

(3) その他の保健事業

○ 生活習慣病の重症化予防対策

- ・ 県、労働局と連携し、要治療者への事業主からの積極的な働きかけを促す。
- ・ 糖尿病等の未治療者への受診勧奨を専門職の知見を活用し効果的に実施する。
- ・ 生活習慣病が疑われる者への保健指導を実施する。
- ・ 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、市町や関係団体との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体等と締結した協定を活用し、健康イベント等への参加や特定健診とがん検診の同時実施の拡大を図るなど、関係機関と連携した事業を推進する。 ○ イベントを活用した加入者の健康づくり啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者等にメタボリックシンドロームへの理解を深めてもらう観点で、イベントでの健康づくり啓発と適切な情報提供を行う。 <p>(4) データヘルス計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ データヘルス計画で策定した上位目標《メタボリックシンドロームリスク保有者および予備群の該当割合を対24年度比で減少させる》を達成するため、以下の取組みを推進する。また、データヘルス計画のPDCAサイクルを十分に意識して実施することにより、効果的な保健事業を推進していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者への適切な情報提供を行うことで、メタボリックシンドロームへの理解を深めていく。 ・ 事業主・関係機関等との連携を強化することにより、保健事業を円滑に推進させる。 ・ 加入者への取組を強化することにより、健診受診率の向上・重症化予防を推進させる。 ○ 大学研究者等の協力を得ながら健診結果データ、レセプトデータを分析し、健診受診者で数値が境界値にある者へ対し根拠に基づいた啓発資材を作成・配布する。 ○ これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫・文化の更なる定着を図る。 ○ リスク管理体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理委員会の結果について、全職員に対しリスク回避等の周知・徹底を行う。 ・ 危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。 ○ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・コンプライアンス委員会の開催やコンプライアンス通信の発行、行動規範の読み合わせや研修等を通じて、職員全員に法令等規律の遵守徹底を行う。

- ・セルフチェックの定期的な実施等により個人情報保護などコンプライアンスに対する職員への啓発を図る。

○ 情報セキュリティ対策の推進

- ・佐賀支部における電子ファイル管理手順に基づき、電子ファイル等の管理状況を定期的に点検することにより、情報セキュリティの強化ならびに職員の情報セキュリティに対する意識向上を図る。

○ 実績や能力本位の人事の推進

- ・新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。

○ 組織運営体制の強化

- ・内部統制（ガバナンス）機能を発揮し、支部内部部門間の連携を一層深め組織運営体制の強化を図る。

(2) 人材育成の推進

○ 「OJT」・「集合研修」・「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の活用を図りながら、戦略的な人材育成を推進する。

- ・契約職員等に対する研修体制の整備を図る。

- ・全ての職員が、健康保険制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。

- ・本部研修受講者による伝達研修により人材育成の強化を図る。

- ・支部または各グループで重点的な分野について研修計画を策定し、個々の能力向上のための支部独自の研修会等を行う。

- ・全職員を対象としたハラスメント研修等を実施する。

- ・支部活性化プロジェクト、全体朝礼等支部独自の取組を通じ、職員の発想力・発信力・企画力を養成する。

(3) 業務改革・改善の推進

○ 業務改善委員会等により日々業務に携わる職員からの創意工夫の提案、検討を行い、サービスの向上や業務改革・改善を推進する。また、ブロック別業務改革会議等を通して、より良いサービスの標準化を目指す。

- 業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や職員の配置等不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。
- 支部活性化プロジェクト事業など、若手職員からのボトムアップによる様々な創意工夫・知恵等の提案を業務の効率化、組織の活性化に反映させる。

(4) 経費節減等の推進

- 事務経費削減の観点から、予算の執行に当たっては、業務の再点検により低コストの実現、コスト効率の向上の徹底を図るとともに、適切な在庫管理等により経費の削減に努める。
- 各グループの調達計画を踏まえ、年間調達計画書を作成し、効率的効果的な物品等の調達を行うとともに、調達における競争性、透明性の確保を図るため、100万円未満の調達案件についてもできる限り競争入札を行い、調達コストの削減に努める。

平成 29 年度 事業計画（長崎支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、保険者として実現すべき目標である「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」に向けて、加入者及び事業主あるいは地域の医療供給体制に対する直接的な働きかけを行う業務を更に推進するものとする。</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①長崎県等と連携し、加入事業所における「健康経営」宣言事業を展開し、事業所における健康づくりを推進する。 ②長崎県が実施する「職場の健康づくり応援事業」等に積極的に連携・協力し、県民の健康増進と健康寿命の延伸を目的とした事業を展開する。 ③長崎県保険者協議会の活用 <ul style="list-style-type: none"> イ 集計及び分析した結果を地域における健康事業や地域医療構想等の協議の場において活用する。 ロ 県内の各保険者が有する医療費及び健診結果データを集積、検証し、分析を行う。 ④関係団体（商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会等）が主催する研修会等を利用し、直接事業主へ情報発信する。 <ul style="list-style-type: none"> イ 協会けんぽの財政状況と医療保険制度現状 ロ 「健康経営」宣言事業の必要性 ハ 健診・特定保健指導の重要性 <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①長崎県との「健康経営」宣言事業を活用し、「データヘルス計画」を確実に実施することで、受診率の向上とⅡ度高血圧以上の未治療者の改善を図る。 ②長崎市と連携し、世界腎臓デーのイベント等の際に「慢性腎臓病（CKD）」の予防啓発を行う。 ③県・市町・長崎県国民健康保険団体連合会と連携して、医療費及び健診結果の分析を行い、県民の健康増進に寄与する施策を立案・実施する。 ④長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の利用におけるメリットを加入者等に広報し、「あじさいネット」の利用拡大に貢献する。 ⑤医療機関における資格確認事業については、実施医療機関の利用率の向上を図り、その効果を高めるための取組を実施する。 <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ジェネリック医薬品軽減額通知サービス事業の実施にあわせて、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用して、わかりやすい広報を行い、加入者の状況に合わせた使用促進を図る。 ②長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、積極的に情報提供し意見を発信するとともに、使用促進に向けて長崎県薬剤師会と情報交換を行い、連携事業の検討を図る。 ③協定を締結した長崎県及び長崎市、大村市と積極的に情報交換を行い、ジェネリック医薬品使用促進セミナーなどの連携事業の検討を図る。

- ④健康保険委員等を対象とした研修会において、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。
- ⑤医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。

(4) 地域医療等への関与

- ①地域における健康づくりや医療提供体制に関わる各種協議会に参画し、平成28年11月策定の地域医療構想の協議の場で意見・主張を積極的に発信し、地域医療に貢献する。
- ②長崎県保険者協議会、地域職域推進協議会、市町国保運営協議会等への参加に際しては、事前に支部内において協議の場を持ち、協会けんぽ長崎支部としての意見・提案を共有し、意識の統一を図る。
- ③第3期長崎県医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（長崎県国民健康保険運営協議会）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成30年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。

(5) 広報の推進

- ①健診実施機関や市町のがん検診実施情報についての広報を充実させ、特定健診受診率向上を図る。
- ②加入者に直接届く広報として、メールマガジンが有効であることから、更なる登録勧奨を行う。
 - イ 各種説明会・研修会等の機会を活用。
 - ロ 幹部職員や保健師・管理栄養士の事業所訪問の機会を活用。
 - ハ 新規適用事業所に「健康保険事務手続き」を送付する際に、勧奨文書を同封する。
 - ニ 健康保険委員や「健康経営」宣言事業所の拡大勧奨と同時に実施する。
- ③長崎支部の医療費・健診結果データの分析や統計情報を利用し、地域性を強化した広報を行う。
- ④長崎県歯科医師会と連携し、定期的な健診の必要性や理想的な口腔ケア、生活習慣の改善方法等の広報を行い、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図る。
- ⑤限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図る。

(6) 健康保険委員の活動の充実と委嘱者数の拡大

- ①協会けんぽ独自の健康保険委員研修会を開催し、健康保険の知識の習得と事業所の健康づくりの推進を図り、委員活動の具現化に向けての意見聴取を行うとともに、健康保険の知識の習得や事業所の健康づくりの推進を図る。
- ②メールマガジン等を利用し、健康保険にかかる制度改正等の最新情報を発信し、事業所内での周知を図る。
- ③健康保険委員委嘱者数の拡大を図る。
 - イ 支部の広報媒体の活用。
 - ロ 各種研修会及び説明会の機会を活用。
 - ハ 事業所への訪問を活用。
 - ニ 文書による勧奨。（新規適用事業所など）

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

お客様の声やお客様満足度調査等の結果を踏まえ、加入者の意見やニーズを適切に把握し、支部の創意工夫を活かして、サービスの改善や向上に努める。

① サービススタンダード等の着実な実施

- イ 傷病手当金等の現金給付の支給申請受付から給付金振込までの期間のサービススタンダードを定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。
- ロ 被保険者証再交付申請書等の届書について、申請書を支部で受付してから（任意継続被保険者資格取得届については、在職時の被保険者資格喪失記録が協会システムへ取り込まれてから）発行登録を完了するまでの標準処理期間（2営業日）を定め、その状況を適切に管理し、着実な保険証発行を行う。

② お客様満足度の向上

- イ 支部内研修を通じて業務知識の向上を図るとともに、お客様第一主義の意識の徹底を図り、お客様満足度を高める。
- ロ 電話対応の向上のため、接遇研修を実施する。
- ハ 任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替と前納による納付を、チラシや各種説明会により推進する。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

- ① 事業主や健康保険委員等に対するチラシやリーフレットによる広報の実施及び、医療機関と連携し、医療機関窓口限度額適用認定申請書を配置するなど、限度額適用認定証の利用促進を図る。
また、高額療養費未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、支給申請を勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

① 郵送化の推進

- イ 協会窓口で郵送化の案内用リーフレットを配置し、相談者へ周知を図る。
- ロ 電話での相談者に対して、郵送化の周知を図る。また、申請書送付依頼者に対しては、返信用封筒を同封し、郵送化の推進を図る。

(4) 被扶養者資格の再確認

- ① 被扶養者資格の再確認については、被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を目的として、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得て的確に行う。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化及び適正な給付業務の推進

- ① 柔道整復施術療養費の適正化のため、プロジェクトチームにより、データ分析を行い、適正化のための方針を決定する。
- ② プロジェクトチームの方針に基づき、多部位かつ頻回の申請等について加入者に対し文書照会を強化する。加入者からの回答により疑義が生じた案件については、施術者に照会等を行い、適正化を図る。
- ③ 加入者への文書照会時にチラシ等を同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行う。

また、各種説明会や広報媒体を活用し、適正受診の促進を図る。

④九州厚生局長崎事務所・長崎県との連携により、施術者に対し、柔道整復施術療養費請求の適正化を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

①支部現金給付適正化対策要領に基づき、保険給付プロジェクトチームの重点審査会において、重点審査項目に該当する申請書(役員等からの申請書、資格取得から3か月以内の申請書・標準報酬が高額な被保険者の申請書等)の審査強化を図る。

②不正請求の疑いのある申請等には、保険給付プロジェクトチームの重点審査会において適否を判断し、事業主への立入検査を積極的に実施するなど、不正請求を防止する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

資格・外傷・内容点検の各点検を効果的に実施し、医療費適正化を推進する。

①特に、内容点検においては、レセプト点検効果向上計画を引き続き実施し点検効果額の向上を目指す。

イ 自動点検、汎用任意抽出・本部配布ツール検証を行い、システムを活用した効率的な点検を徹底し、入院等の高点数レセプト点検に注力する。

ロ 点検業務の一部外部委託により、レセプト点検の充実、質の向上に努める。

②レセプト点検員のスキルアップを図る。

イ 本部主催及び外部業者の研修による知識の習得、各支部査定事例等の検討による情報の共有化に努め、点検技術の向上を図る。

ロ スキルの高い点検員から、他の点検員への指導・教育に努める。

③多受診、はしご受診者に対する適正受診指導に取り組み、加入者の健康増進並びに医療費適正化を図る。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

①保険証回収については、資格喪失後、文書による催告を早期に実施する。その後さらに電話催告を行い、回収強化を図る。

②医療機関受診時における保険証の確認等を、医療機関等への協力要請等により、無資格受診等の事由による債権の発生を抑制する。また、事業主や加入者に対して、資格喪失後(または被扶養者削除後)は保険証を確実に返却するよう、チラシ等の広報媒体や各種説明会を通じ周知徹底する。併せて保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

(9) 債権管理回収業務の強化

①資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を実施する。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。傷害事故等による加害者本人あての求償事案についても適正に請求する。

②交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：被保険者が真に求める「健診サービス」を構築し、加入者のニーズに適応した情報を提供し、効果的な健診の勧奨を実施する。 被保険者特定健診受診率を向上させ、生活習慣病予防健診受診者で、Ⅱ度高血圧以上の未治療者を30%行動変容させる。</p> <p>下位目標：①生活習慣病予防健診のマーケティング及びデータマイニング ②生活習慣病予防健診未実施理由の見える化 ③効果的勧奨の実施 ④「健康経営」宣言の普及 ⑤受診勧奨等によるⅡ度高血圧以上未治療者の改善</p> <hr/> <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：172,059人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 56.5%（実施見込者数：97,200人） ・事業者健診データ 取得率 18.2%（取得見込者数：31,400人） <p>○被扶養者（受診対象者数：53,936人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 33.7%（実施見込者数：18,200人） <p>○健診の受診勧奨対策</p> <p>第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。</p> <p>①生活習慣病予防健診 健診機関との連携を強化し、健診促進インセンティブを活用した受診勧奨を強化する。 データヘルス計画の結果等に基づき、事業所・加入者のニーズに適応した情報を提供し、効果的な勧奨を実施する。 「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、被保険者の健診受診を促進する。</p> <p>②事業者健診データの取得 長崎県と連携した「職場の健康づくり応援事業」に基づく勧奨を強化し、効率的な事業者健診データ取得に務める。 支部幹部のトップセールスにより、事業所訪問による勧奨を実施し、事業者健診データ取得に務める。 「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、事業者健診データ取得を促進する。</p> <p>③特定健康診査 市町が行うがん検診との連携を強化し、がん検診との同時実施の拡大を図る。 支部主催の集団健診との「オプション健診」や個人負担の検査項目を追加するなど、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。 「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、被扶養者の健診受診を促進する。</p>
----------------	---

(3) 特定保健指導の推進

○被保険者（受診対象者数：24,948人） ・ 特定保健指導 実施率 23.2%（実施見込者数：5,800人）
（内訳）協会保健師実施分 16.1%（実施見込者数：4,000人）
アウトソーシング分 7.2%（実施見込者数：1,800人）

○被扶養者（受診対象者数：1,511人） ・ 特定保健指導 実施率 5.6%（実施見込者数：85人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・ 第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導受診率の向上に最大限努力する。
特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診当日に特定保健指導を行うことが可能な外部機関へ委託を積極的に促進する。
事業所の規模が大きく保健指導未実施者が多い事業所に対し、より一層保健指導を利用するよう推進し、また、離島部における保健指導の拡充を図り、実施率向上を目指す。
「健康経営」宣言事業を活用し、事業主へ積極的な働きかけを行い、保健指導の利用を促進する。

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

「健康経営」宣言事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

(5) 重症化予防対策の実施

○二次勧奨実施予定人数 400人

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 3人

生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。
糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐため、協定（覚書）を締結した自治体等と連携し、主治医の指示に基づき、保健指導を行う。

(6) 各種業務の展開

- ①長崎県歯科医師会と連携し、生活習慣病予防健診受診者に対して歯科健診を実施し、生活習慣病と歯周病との関連性や、健診実施後の受診行動及び行動変容等について分析を行うとともに、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図る。
- ②協定（覚書）を締結した長崎県、長崎市、大村市、長崎県歯科医師会及び長崎県国民健康保険団体連合会等との連携し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。
- ③保健事業の取組事例を、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて、行政機関や他の保険者と共有し、連携強化を図る。

4. 組織運営及び
業務改革

- (1) 組織運営体制の強化
 - ①幹部職員の役割と責任の再認識を行い、部下の指導及びフォローの徹底を図る。
 - ②職員の役割と責任を明確にし、職員が自ら考え実践できる「自律した組織」を構築する。
 - ③支部内会議の定期開催等により情報の共有化を図るなどして支部内連携を強化し、「協働する組織」を構築する。

- (2) 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着
 - ①新人事制度を活用し、協会を支える人材を育成することにより、加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。

- (3) コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理の徹底
 - ①法令等規律の遵守については、研修等を通じて徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守や、アクセス権限・パスワードの適切な管理等を定期的に点検し徹底する。
 - ②コンプライアンス委員会を年2回（5月・11月の自主点検後）開催する。また、案件が発生した場合は適宜開催する。
 - ③職場内に「報告・連絡・相談」と、それに対する「指示・命令・回答」を確実にを行う風土を定着させる。

- (4) 人材育成の推進
 - ①支部内において、社会常識のある人材を育成し、本部主催の階層別研修、業務別研修受講後の伝達研修を実施することにより、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。
 - ②支部の各専門分野での研修（窓口研修、レセプト点検員研修、保健師研修、グループ内研修（OJTなど））を実施し、専門知識の習得を図る。
 - ③オンライン研修や通信教育講座の受講を推奨し、自己啓発を図る。

- (5) 業務改革・改善の推進
 - ①業務・システム刷新の機能を活用した業務を実施し、職員の配置等の不断の点検等を通じて、業務の集約化・効率化を図り、コア業務や企画的業務への重点化を進める。
 - ②常に問題意識を持って業務を遂行し、ムダ・ムラ・ムリの排除や小さな事の徹底を積み重ねることで、業務の効率化を推進する。

- (6) 経費の節減等の推進
 - ①引き続き、事務用消耗品や水道光熱費等の執行状況を分析し、職員のコスト意識を一層高め、徹底して「無駄」を省き、さらなる経費の節減に努める。
 - ②消耗品管理簿による在庫確認を徹底し、使用者へ用途を確認し、適正な管理・払出し・要求を行う。
 - ③調達や執行について、必要に応じて調達審査委員会を開催して適切に管理する。また、支部ビルへの掲示、積極的なホームページ公告を行うことにより、幅広く公平性を確保する。

(7) 職場環境、職員の健康管理

- ①毎月、産業医による健康相談を実施し、職員等の健康増進を図る。
- ②時間外勤務の状況等を日毎に確認し、特定の職員に負荷が集中することがないように管理を行い、ワークライフバランスに取り組む。
- ③支部の健康経営に取り組み、健康イベントへの参加や、職員一人ひとりが自分自身の健康に対する意識の向上を図る。

平成 29 年度 事業計画（熊本支部）

項目	実施内容等
<p>I. 保険運営の企画</p>	<p>○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>1. 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標である「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して、又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <p>具体的には、①医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考え等の収集・分析。②「データヘルス計画」の確実な実施。③事業主に対する健康経営意識の更なる普及・醸成。④地域医療のあり方に対する必要な意見の発信。</p> <p>また、「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づく取組の実施状況については、次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、PDCAサイクルの強化を図る。</p> <p>2. 協会の財政基盤の強化や給付の重点化・制度運営の効率化について現場目線で検討し本部へ発信する。</p> <p>○平成30年度に向けた意見発信</p> <p>平成30年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画、第3期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成30年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>上記の実施に当たっては、特に、県の政策関係部局をはじめ、市町村に対して、収集・分析したデータを活用しながら、医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。また、県、並びに市や医療関係団体（3師会）との連携に関する協定に基づき、関係機関と協働して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報の実施など、具体的施策の連携推進を図る。</p> <p>○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>1. 医療費適正化対策を更に推進するため、以下の事項について強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関における資格確認事業の利用率の向上を図る。 ・ 必要に応じた調査権限の活用による現金給付の審査の強化。

2. 「データヘルス計画」を確実に実施するとともに医療費適正化対策を県や市、他の保険者と連携しつつ、積極的に立案し実施する。また、事業主の健康宣言からの健康経営評価制度（ヘルスター認定制度）を浸透させるとともに、行政・経済団体・メディアを含めた「オール熊本」による健康寿命の延伸の普及・啓発を引続き推進することにより、保健事業を実施しやすい環境・風土づくりを行う。
3. 収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。
4. 都道府県単位保険料率について、激変緩和や国の検討状況も踏まえた後期高齢者医療に係る協会けんぽ内のインセンティブ制度を念頭に置き事業を推進する。

○ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、以下の施策を実施する。

1. ジェネリックシール等本部作成ツールの積極的な配布による促進を図る。
2. 県薬剤師会と連携したセミナーの開催など啓発活動の展開による促進を図る。
3. 医療機関・調剤薬局毎の使用割合等のデータを活用し、医療機関や調剤薬局への働きかけを引き続き実施するとともに、県をはじめ関係機関への働きかけや各種協議会等の場における意見発信を行う。
4. 自己負担額の軽減額効果通知の更なる充実による使用促進を図る。

○地域医療への関与

上記の「平成30年度に向けた意見発信」で掲げた事項のほか、県や市等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

1. 地域医療構想調整会議等の医療提供体制に係る協議の場において、加入者・事業主の意見を反映した意見発信を行う。
2. 保険者協議会において、他の保険者とデータを共有し分析を行い、その上で連携・協力して医療提供体制等に対する政策提言を行う。

○調査研究の推進等

保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿って、医療の質の向上、効率化の観点も踏まえ、その成果を施

策に反映できる調査研究を行う。

1. 本部提供の各種情報リストや医療費分析マニュアル、または研修の成果を活かして地域ごとの医療費等の分析に取り組む。
2. 地域医療構想調整協議の場における意見発信に必要な理論構築に向けた調査・分析を定期的に行う。
3. 外部有識者との連携協力を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。
4. GIS（地理情報システム）を活用し、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供する。

○広報の推進

協会の取り組みや医療の情報を加入者・事業主のみならず、協会の発信力を広げるため一般の方々への広報を推進するとともに、加入者からの直接意見を聞く双方向の取り組みを進める。

1. 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みや、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報をタイムリーに加入者・事業主に発信する。
 - ・ホームページやメールマガジン等の内容の充実を図り、真に加入者・事業主が必要としている情報の発信を工夫する。
 - ・アンケート調査等による加入者からの直接意見を踏まえた広報を行う。
 - ・加入者にメリットのある制度の認知率アップのため支部独自のチラシ・リーフレットを作成し、丁寧なお知らせを行う。
2. 加入者・事業主のみならず、広く県民一般の方々に対しても、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアを有効に活用した広報を展開する。
 - ・行政・経済団体・メディア含めた「オール熊本」の連携による「健康寿命の延伸」をキーワードとした疾病予防に向けた取り組みについて、県民に直接届く広報を継続して実施する。
 - ・医療機関の適切利用、はしご受診の防止等の医療・介護サービスを適正利用、柔道整復施術療養費の適正化のための啓発を行う。
 - ・県や市町村及び、関係団体が行う健康セミナー・イベント等に共同参画し、協会の取り組み等を紹介するなど広く関係者に存在感を示して行く。

	<p>○的確な財政運営</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く県民の理解を得るための情報発信を行うとともに、本部と連動して国や関係機関への働きかけを行う。
<p>II. 健康保険給付等</p>	<p>○サービス向上のための取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様満足度調査等を実施し、加入者等のご意見や苦情等から加入者目線で創意工夫したサービス改善に取り組み、更なるお客様の満足度向上に取り組む。 2. 健康保険給付などの申請については、郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修等において、周知する。 3. 業務・刷新システムの機能を有効に活用し業務の迅速化・効率化を図るとともに事務処理誤りを防止する。 4. 傷病手当金等の現金給付は、支給申請の受付から給付金の振込までの期間を 10 営業日以内と定めるサービススタンダード 100%を継続実施する。 5. インターネットを活用した医療費の情報提供サービスが利用できることを周知する。 6. 任意継続被保険者の保険料納付は、口座振替や前納による納付の利用を促進する。 <p>○限度額適用認定証の利用促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されることから、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。 2. 高額療養費の未請求者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給手続きを勧奨する。 <p>○窓口サービスの展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 窓口職員の業務遂行能力の向上を図り、効率的・効果的なサービスを提供する。 2. 郵送化の状況や窓口利用状況を踏まえ、支部及び年金事務所の窓口体制のあり方を検討する。

○被扶養者資格の再確認

1. 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および無資格受診防止を目的とした被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。

○柔道整復施術療養費の照会業務の強化

1. 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位や頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。また、照会時には、パンフレットを同封し受診についての正しい知識を普及させる。

○傷病手当金・出産手当金の審査の強化

1. 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

○効果的なレセプト点検の推進

1. 資格点検は、計画的な医療機関照会等を実施し、的確な返納処理を行う。
2. 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。
3. 内容点検は、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を充実させるとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の勉強会等を実施する。また、内容点検の一部を外委託し、支部が行う内容点検を充実させるとともに点検業者のノウハウを取得し活用することでより一層の点検効果額の向上を目指す。
4. 加入者の健康保持増進及び医療費適正化のため、多受診者に対し適正受診指導を実施する。

○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

1. 債権発生防止のため、資格喪失した加入者に対して文書や電話による催告を早期に行い、保険証の回収を強化する。
2. 一般被保険者分は、事業主に対し、文書・電話等により今後の保険証の確実な添付について協力を依頼する。

	<p>○積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各債権に応じた債権回収方法として文書・電話・訪問勧奨を効果的・効率的に実施する。 2. 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。 3. 悪質返納拒否者に対し、訴訟等法的手続きも視野に入れた債権回収を実施する。 4. 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。 <p>○熊本地震関連業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康保険一部負担金等免除証明書発行を迅速に行う。 2. 健康保険一部負担金等還付を迅速に行う。 <p>○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>より一層、健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行うとともに、委嘱者数の更なる拡大に努める。</p>
<p>Ⅲ. 保健事業</p>	<p>○データに基づいた保健事業の推進</p> <p>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAサイクルを的確に回し、地域や各業界の実情に応じた効果的な事業を推進する。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部に実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。 <p>上位目標：生活習慣病予防健診受診者の代謝リスク保有率（空腹時血糖 110mg / d l 以上または HbA1c6.0 以上の割合）が下がる。</p> <p>下位目標：①代謝リスクの高い加入者が糖尿病の予防方法や改善策を理解し、空腹時血糖が改善する人が増える。 ②事業主及び加入者が、糖尿病予防対策に取組み、空腹時血糖が改善する事業所が増える。 ③受診勧奨対象者の受診割合が増える。</p>

○特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。また、健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性の向上を図る。

1. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数： 228,301人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 64.0%（実施見込者数： 146,113人）
- ・事業者健診データ 取得率 12.3%（取得見込者数： 27,330人）

2. 被扶養者（受診対象者数： 64,223人）

- ・特定健康診査 実施率 26.0%（実施見込者数： 16,698人）

3. 健診の受診勧奨対策

<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

- ・健康宣言などの事業所の健康づくりの入り口として健診を位置づけ、事業主の理解を深め、受診や事業者健診データの提供に結び付ける。
- ・生活習慣病予防健診未利用事業所への訪問及び健診実施機関等への委託による勧奨を更に強化する。
- ・任意継続被保険者への健診案内を工夫し実施する。
- ・社会保険労務士会等との連携による受診勧奨及び事業者健診データ取得を効果的に行う。
- ・事業者健診データ取得においては、業者委託により勧奨を強化する。

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

- ・自治体との連携の効果を活かし、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底するとともに、協会主催の集団健診においては「オプション健診」など、加入者のニーズに応え、受診者の増加を図る。
- ・要治療域の対象者に対する受診勧奨策を関係機関と連携し積極的に展開する。

○特定保健指導の推進

第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。

特保健指導については、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進めるとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。

生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。
業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携した保健指導を推進する。

1. 被保険者（受診対象者数： 34,817人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 24.1%（実施見込者数： 8,395人）
（内訳）協会保健師実施分 13.2%（実施見込者数： 4,600人）
アウトソーシング分 10.9%（実施見込者数： 3,795人）
2. 被扶養者（受診対象者数： 2,890人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 16.0%（実施見込者数： 462人）
3. 保健指導の受診勧奨対策
 - ・ 訪問による受診勧奨を強化する。

○事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

事業所カルテや「ヘルスター認定」制度などを活用し、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取組み（コラボヘルス）を促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。

○重症化予防対策の実施

生活習慣病の重症化を防ぐため、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを行う。また、糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために医師会・医療機関と連携して、主治医の指示に基づく保健指導を行う。

1. 二次勧奨実施予定人数 1,300人
2. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 25人

○各種業務の展開

保健事業の効果的な推進を図るため、「健康づくり推進協議会」の意見を聴取するとともに、県や市との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化する。

保険者協議会や地域職域連携推進協議会を通じて、健康づくり事業の事例を行政機関や他保険者と共有し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。

<p>IV. 組織運営及び業務改革</p>	<p>○評議会の開催及び適切な運営</p> <p>評議会において、協会運営に対する意見を聴取するとともに、定期的に支部の事業進捗状況を報告することにより、効果的な事業推進に繋がる意見発言が出やすい環境づくりを行う。</p> <p>○業務・システム刷新の定着に伴う要員配置検討</p> <p>刷新システムの早期定着と効率化の検証を行い、本来の目的である創造的業務への要員配置について<u>引続き</u>検討を行い、実行する。</p> <p>○組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・支部における各種委員会、プロジェクト等において、職員自らが考え、具体的な実行提案が出来るような組織づくりを推進し、組織力強化を図る。 ・組織目標を達成する上で必要な情報を共有するため、報・連・相に基づく職員同士のコミュニケーションの強化を図る。 2. 協会理念を實踐できる組織風土・文化の定着 <ul style="list-style-type: none"> ・役割定義を明確化した新人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、協会ミッションや組織目標の徹底を図る。 ・組織目標達成のための個人目標の設定・面談、中間ヒアリングを適切に行い、目標達成のための仕組みを定着させる。 3. コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスについては研修等を通じて、その遵守を徹底するとともに定期的に委員会を開催し支部の状況等を確認する。 ・個人情報の保護については、パスワードの設定、暗号化を必ず施し、保有状況と管理ルールを常時点検するとともに、自主点検の点検項目を強化し、情報の保護を徹底する。 4. リスク管理の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・本部及び、隣県支部と連動し、大規模災害等が発生した場合であっても協会事業の継続・早期の復旧を図るための計画の整備を進める。 ・来訪者、並びに職員の安全を確保するため、災害時支部初動対応マニュアルに基づいた危機管理の実践的な訓
-----------------------	--

練・対策協議をテナントビル所有者側を含めて行う。

- ・自主点検の指摘事項や支部活性化プロジェクト委員会の提案、並びにお客様の声に基づき、定期的な支部保有リスクの洗い出しを行い、対応策を協議の上で迅速な対応に努める。
- ・さらに、事態深刻化に備え、リスク管理委員会の開催や支部における役割等を明確にするなどリスク管理体制の整備を進める。

5. 事務処理誤りの発生防止

- ・職員一人一人が発生防止に対する意識を高めるために各グループにて定期的なミーティング・勉強会を行う。
- ・支部活性化委員会の中で情報の共有と支部全体の防止策の協議を行う。
- ・定期異動と併せて支部独自の強化月間を設定し、発生防止のための意識の高揚を図る。

○人材育成の推進

1. OJT、集合研修、自己啓発を効果的に組み合わせる中で人材育成策を展開し、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、責任感を持って創造的な活動ができる人材を育成する。
2. 関係機関と調整・協働ができる交渉力を持った人材、関係する協議会等において適切な意見発信のできる人材を育成する。
3. 専門的な知識の習得のため、関係団体等の主催する研修会への積極的な参加、また自己研鑽のための本部幹旋の通信講座の受講を推進する。

○経費の節減等の推進

1. 予算・実績管理の徹底
 - ・毎月の実績管理を確実にやり、定期的に進捗状況を報告し、計画的な事業推進に努める。
2. 超過勤務の適正化に努め、結果として経費節減となるよう業務管理を行う。
3. ペーパーレスの推進
 - ・業務・システム刷新の目的であるペーパーレスによる経費削減を推進する。

平成 29 年度 事業計画（大分支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 保険者機能強化アクションプラン(第3期)に基づき、大分支部中期計画(第Ⅱ期)で定めた目指すべき姿「質の高いサービスを提供する支部体制の実現」、「加入者自身による健康再発見の実現」、「エリアごとの健康支援体制の実現」、「『健康経営』日本一の実現」へ向けて取り組む。</p> <p>○「健康経営」の普及促進による健康づくりの推進</p> <p>① 一社一健康宣言事業の拡充 ・「健康経営」による事業所・社員の相互利益の理解を促し、累計登録事業所数 1,000 社を目指す。</p> <p>② 大分県「健康経営」認定事業所数増加への支援強化 ・大分県の平成 29 年度認定目標数 200 社達成へ向けて、委託業者の活用や、県(保健所)、自治体との連携による事業所訪問支援を行う。</p> <p>○データヘルス計画の推進 ・支部で作成した「データヘルス計画」を確実に実施し、効果的な保健事業に繋げる。</p> <p>○サービス向上を含む適正な給付業務の推進 ・効果的なレセプト点検、現金給付の審査強化、債権発生抑制・早期及び確実な回収について継続推進していく。</p> <p>(2)地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策の実施</p> <p>○ 地域医療の在り方に対する意見発信 ・地域医療構想や各種協議会など各自治体の医療政策・介護政策の立案に、保険者として加入者・事業主を代表する立場で関与し、医療費、健診データの分析結果や加入者の声など協会の意見を発信する。 ・平成 30 年度に実施される医療、医療保険、介護保険の次期計画の策定を見据えた意見発信を行う。</p> <p>○ 自治体・関係機関との連携による事業の推進 ・包括協定を締結した自治体を中心に、地域における健康事業の様々な取組みへの協力支援を行う。 ・大分県が掲げる「健康寿命日本一」のもと、各地域で開催される、働き盛りの健康づくりを目的とした会議へ参加し、地域ごとに関係機関との連携強化を図る。 ・大分県との共催によるセミナーやイベント等の開催や、説明会の機会を活用した自治体・関係機関の事業周知を行うことで、県内の健康推進企業の拡大を図る。</p>

(3)ジェネリック医薬品の使用促進

- ・県・自治体に対し、ジェネリック医薬品に関するセミナーの共同開催等の働きかけを行う。
- ・薬剤師会等と連携し、希望シールの配布、お薬手帳の活用など加入者への適切な働きかけを継続する。
- ・地域ごとジェネリック医薬品の使用状況の分析を行い、後発医薬品安心使用協議会の場などを通じ、関係者への意見発信に活用する。

(4)調査研究の推進等

- ・医療の質や効率性の向上を目指し、地域ごとの医療費等の分析や医療・介護に関する情報の収集を行い、ホームページ等で公表する。
- ・保険者協議会と連携し、各地域の医療費、健診結果の動向等の見える化を図り、県・市町村へ発信する。

(5)広報の推進

○ 支部ホームページ・メールマガジンの充実

- ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した様々な取組を、タイムリーに加入者及び事業主にお伝えするツールとして、積極的な情報発信を行う。
- ・アンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、加入者・事業主のニーズに応じた情報発信を行う。
- ・メールマガジンの新規登録者数拡大のため、説明会など各種広報の機会を活用した勧奨を行う。

○自治体・関係団体との連携による広報

- ・地域の医療資源の公共性や有限性について、加入者の意識が高まるよう広報に努める。
- ・自治体と連携した取り組みを行うことによる各メディアへの発信力の強化を最大限に活かし、加入者のみならず広く県民の方への広報を推進する。
- ・保健事業や医療費適正化事業を効率的に推進するため、自治体・関係団体が行う事業について情報発信を行う。

○健康保険委員に対する広報・委嘱拡大

- ・健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。また、これまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の拡大に努める。

○定期的な紙媒体広報の充実

- ・インターネットによる広報の届かない事業所・加入者へも適切な情報が提供されるよう内容の充実を図る。
- ・ホームページへの誘導、説明会や各種イベント等への導線として、各媒体と双方向的な広報を推進する。

	<p>○各種事務説明会や事業所訪問等を活用した広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務担当者説明会等を通じて、協会の財政状況や取組、医療保険制度などについて情報発信を行う。 ・支部の事業等を周知するためのリーフレットを、事業所訪問時や説明会等の参加者に配布する。 <p>(6)的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費適正化のため行う支部の取組みが適切に働くよう、支部予算執行状況の管理を徹底する。 ・協会の中長期的な財政構造の脆弱性や他の被用者保険との格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担のあり方等について、加入者の理解を得るための情報発信を行う。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1)サービス向上のための取組</p> <p>○お客様満足度調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見や苦情を迅速かつ正確に把握及び情報共有し、創意工夫を生かしたサービスの改善に結びつける。 さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 <p>○サービススタンダードの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内とするサービススタンダードの状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 <p>○申請の郵送化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険給付などの申請については、郵送化促進のため、各種広報や健康保険委員研修会等で周知を図る。 <p>○利用者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意継続被保険者の保険料の納付忘れ防止のため、口座振替と前納による納付の推進をする。またインターネットを活用した医療費の情報サービスの利用促進を図る。 <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の医療機関窓口での負担軽減のため、医療機関と連携し、窓口に限度額適用認定申請書セットを配置するなどして利用促進を図る。(制度周知チラシ、申請書、郵送用封筒をセットにした配布物を作成) ・高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)し、支給申請手続きを勧奨する。 <p>(3)窓口サービスの展開</p>

- ・各種申請書等の受付や相談等の窓口サービスについては、契約職員を含む担当職員の研修を実施し、接遇マナーや説明スキルのレベルアップにより、お客様満足度の向上を図る。
- ・年金事務所窓口体制については、窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とにならないよう配慮する。

(4)被扶養者資格の再確認

- ・高齢者医療に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に行い、扶養調書の回収率向上を図る。

(5)柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・柔道施術療養費の適正化のため多部位・頻回(3部位かつ15日以上)の申請について、加入者等に対し文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて必要に応じ施術者に照会する。
- ・不正が疑われるものは、厚生局へ情報提供を行う。
- ・各種講習会や研修会、支部広報誌、ホームページ等を活用した広報を通じて、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及に努め、適正受診の促進を図る。

(6)傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ・不正請求の疑いのある申請等、審査において疑義が生じた案件については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じて事業所への立入調査を実施するなど、不正請求を防止する。
- ・傷病手当金・出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が83万円以上である申請について重点的に審査を行う。また、資格取得直後に申請され、かつ標準報酬月額が高額な案件として本部から提供された支払済データ等を活用し、これらの事業所に対して調査を実施するなど審査を強化する。
- ・傷病手当金で請求期間中の受診日数が0日の申請の案件等については、必要に応じて医療機関や本人に対して照会を行う。

(7)効果的なレセプトの点検の推進

- 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。
- 特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には自動点検等システムを活用することにより疑義レセプトを効率よく抽出し、審査・再審査請求を行うなど効果的な点検を行い、内容点検の効果向上を図る。

○内容点検

点検効果向上のため、審査事例の共有化、研修の充実、内容点検疑義事例に対する勉強会の開催等により点検員の点検業務に関するスキルアップを図り、社会保険診療報酬支払基金との意見交換・協議を行いながら効率的かつ効果的な点検を推進していく。また、効果的な取組をしている他支部との情報交換を積極的に行い、職員・点検員における情報交換や事例共有を図り、自支部における施策へ活用し効果額の向上に努める。

- ・点検効果向上計画を策定・実施するとともに、毎月点検効果向上会議を開催し進捗状況の管理を徹底することにより点検効果額の向上を目指す。
- ・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、審査事例の集約・共有化し、研修を実施する。
- ・点検員が外部委託業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引き上げる。

○資格点検・外傷点検

- ・資格喪失後受診等の資格点検について、計画的及び的確な点検を実施する。
- ・外傷点検による負傷原因照会により第三者行為及び労災が疑われる事案に関しては、業務グループとの連携を密にし、適切な求償・返納を実施する。

※効果額の目標

内容点検：平成28年度実績を上回る
(加入者1人あたりの査定効果額)

(8) 資格喪失後受診等による債権発生防止のための保険証の回収強化

- ・資格を喪失した加入者の保険証回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書による催告、更には電話や訪問による催告を早期に行い、保険証の回収強化を図る。
- ・日本年金機構との連携のもと、事業主や加入者に対しては、資格喪失後(又は被扶養者削除後)は保険証を確実に返却するよう事務説明会等において周知を行う。
- ・保険証未回収が多い事業所へは、文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について徹底を図る。

(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進

- ・資格喪失後受診により発生する返納金債権等については、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに顧問弁護士を活用し早期回収に努める。また、国保保険者との保険者間調整のスキームの活用や法的手続きによる回収を積極的実施するなど債権回収の強化を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理進捗会議を毎月開催し、職員への周知・情報共有を図る。 ・交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図りより確実な回収に努める。 ・傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進 (一社一健康宣言事業所及び臼杵市における以下の項目)</p> <p>上位目標: ①生活習慣病にかかる医療費の削減 ②糖尿病を主因とする透析移行者の削減</p> <p>下位目標: ①健診異常値放置者を減少させる。 ②生活習慣を改善し重症化しないようにする。 ③健診異常値がない人も健診結果を把握し、現状維持に努める。 ④保健事業の高い対策・立案を展開していくための詳細な効果検証及び対象者抽出を行う。</p> <p>○健診データ・レセプトデータの分析を行い、生活習慣病にかかる経年変化分析し、効果検証する。 ○平成29年度は第1期データヘルス計画の最終年度となり、これまでの施策検証並びに分析を行い、平成30年度からの第2期データヘルス計画策定に向け、実態に即した実施計画の策定を行う。</p> <p>(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</p> <p>○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:157,076人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:65%(実施見込者数:102,099人) ・事業者健診データ 取得率:15%(取得見込者数:23,561人) <p>○被扶養者(受診対象者数:50,226人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:30%(実施見込者数:15,068人) <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係機関(健診機関・労働局・社労士会など)との連携強化の徹底を図り、生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得の推進並びにアウトソーシングの促進に努める。 ② 大分県や市町村との連携による特定健診とがん検診との同時実施の強化を図る。 ③ 健診対象者の属性・受診状況等、効果的な抽出を行い、支部独自特定健診の促進並びにオプション健診の

	<p>活用を図る。</p> <p>④ 自治体等と連携した効果的な情報発信を図る。</p> <hr/> <p>(3) 特定保健指導の推進</p> <p>○被保険者（受診対象者数：22,816人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 <ul style="list-style-type: none"> 実施率：30%（実施見込者数：6,845人） （内訳）協会保健師実施分：10%（実施見込者数：2,282人） アウトソーシング分：20%（実施見込者数：4,563人） <p>○被扶養者（受診対象者数：1,339人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 <ul style="list-style-type: none"> 実施率：4.1%（実施見込者数：55人） <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ①加入者の生活習慣改善が図れる、分かりやすいツールの提供を行う。 ②既存委託健診機関の進捗状況を把握し、連携強化に努める。 ③外部委託機関（健診機関等）との新規契約促進を図る。 ④事業所・加入者の健康づくりに専門性（保健師等）を活かし、加入者の健康維持・増進の寄与に努める。 <hr/> <p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）</p> <p>（コラボヘルス）</p> <p>○（継続）一社一健康宣言事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に健康推進企業宣言をしてもらうことで、健診受診やその後の健康活動の行動変容を図る。 ・一社一健康宣言事業所に対する健康経営事業所認定に向けた支援を、大分県・保健所・市町村と連携して行う。 ・健康経営事業所に認定された事業所について周知広報する。
--	--

	<p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未治療者への早期医療機関の受診促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・二次勧奨実施予定人数 電話勧奨 84 人 文書勧奨 1,080 人 ○地域の医師会や医療機関等と連携を図り、実施体制の構築・対象者の生活習慣改善指導を行い、人工透析導入時期を遅らせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 2 人
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・支部と本部の適切な協力関係のもと、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて支部の組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ○実績や能力本位の人事の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・協会の組織目標を達成するために、各々の職員が役割に応じた個人目標を設定し、人事評価制度を適切に運用するとともに、実績や能力本位の人事を推進する。 ○協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。 ○コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、支部内研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理を強化し、さらなる徹底を図る。 ○リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・支部の適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練など、リスク管理体制を整備する。 ○人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成を図る。 「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。 また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うために、本部による階層別研修、業務別研修や、支部の実情に応じた支部内研修を通じて人材育成の推進を図る。

(2)業務改革・改善の推進

・ブロック業務改革会議や他支部好事例の活用、各グループでの業務改革の提案を行い、事務処理誤りの発生を防止するとともに、業務効率化を進める。また、新しい業務システムの定着により、職員のコア業務や企画立案業務への重点化を進める。

(3)経費の削減の推進

・引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や消耗品のweb発注を活用した調達、適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成 29 年度 事業計画（宮崎支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>○保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を行う。 「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づく取組の実施状況については、次期保険者機能強化アクションプランに活かすことにより、PDCAサイクルの強化を図る。 なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等の健康保険給付の審査強化等についても、引き続き着実に推進していく。 <p>○平成 30 年度に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。 ・県をはじめ、地方公共団体に対しても他の医療保険者と連携して提言を行うとともに、積極的に各種審議会に参加するなど、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。 ・県・市町村や医療関係団体との間で、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。 <p>○医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における資格確認業務については、実施医療機関の利用率の向上を図る等、その効果を高めるための取り組みを実施する。 ・事業所に対する調査権限を必要に応じて活用し、現金給付の審査の強化を図る。 ・「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者と連携しつつ積極的に立案・実施していく。加えて、協会が収集・分析したデータ等を活用し、効果的な意見発信を行う。

・はり・きゅう・あんまマッサージの申請書について頻回受診者、往療料のある者及び長期受診者等を中心に患者照会を実施する。また、患者照会に合わせて適正受診に関するリーフレットにより啓発を行う。

・支部のジェネリック使用割合で「0 - 4 歳」区分の使用割合がについて、GIS システムを活用し、ジェネリック医薬品の使用動向を見える化し対象地域の加入者に啓発を行う。また、この区分において使用割合が向上しない課題を解明するために調剤薬局へアンケートを実施して意識調査を行う。

○ジェネリック医薬品の更なる使用促進

国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。

・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果額を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内に 2 回の通知を継続する。

・ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを引き続き実施するとともに、新たな施策を実施する。

・地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況の分析を実施し、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会等において発信する。

・ホームページ、メールマガジン、広報誌、封筒裏面印刷による広報及び新規適用事業所加入者へジェネリック医薬品の希望シールの送付等により加入者へ適切な広報を行う。

・県薬剤師会及び自治体等関係団体と連携のうえ「ジェネリック医薬品使用促進セミナー」を開催して積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

○地域医療への関与

・県、自治体の協定に基づき、健康づくりに関する会議等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

○調査研究の推進等

・保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）に沿って、中長期的な視点から、医療の質等の向上、効率化の観点を踏まえ、その成果を施策に反映できる調査研究を行う。

・平成 28 年度に導入した GIS（地理情報システム）の活用推進等により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供する等、各種事業の推進に活用する。

・保険者協議会において他の保険者と可能な範囲内でデータを共有し分析を行う。

○広報の推進

- ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みや、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報についてタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。
- ・協会の発信力を広げるため、テレビ、新聞等メディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。
- ・高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図るため、チラシやリーフレットを作成して丁寧なお知らせを行う。
- ・加入者・事業主が必要としている情報をお伝えするという視点から、アンケート等をはじめ、加入者・事業主から直接意見を聞く取り組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施する。
- ・県、市町村及び関係団体との連携による広報では、救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、県等とともに広報に努める。
- ・地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取り組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取り組みを示す。
- ・支部独自の広報誌「協会けんぽみやざき」を引き続き発行し、日本年金機構より毎月送付する納入告知書へ広報誌を同封し、事業主及び加入者へ提供する。
- ・社会保険協会発行の広報誌や地方新聞紙の定例コーナーに原稿を提供する。
- ・定期的にプレスリリースを行い、メディアを通じた情報発信に努める。
- ・年金機構において開催される算定基礎届説明会や社会保険委員研修会、また宮崎県社会保険協会主催の講習会等において、制度内容や健康づくりに関する研修を実施し情報提供を行う。またアンケートを実施し、今後の支部事業における取り組みに反映させる。

○的確な財政運営

- ・被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中長期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係各方面へ発信していく。
- ・協会の中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正

	<p>な負担のあり方等について、広報媒体や各種研修会等において理解を得るための情報発信を行う。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>○サービス向上のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者等のご意見や苦情等について適切に把握し、今後さらなるサービスの改善に取り組む。また、お客様満足度調査の実施結果をもとに創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組む。 ・ 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振り込みまでの期間については、本部で定める 10 営業日を 2 日早め、8 営業日で振り込みを行う。その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 ・ 健康保険給付などの申請については、郵送による申請を促進するため各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。 ・ インターネットを活用した医療費の情報提供サービスの利用促進を更に行う。 <p>○限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。 ・ 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。 <p>○窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種申請等の受付や相談等の窓口については、年金事務所への職員の配置により効率的かつ効果的な窓口サービスを提供する。 <p>○被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者医療に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に行っていく。 <p>○柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 ・ 加入者及び施術者への文書照会の結果により、不正受給等が判明した施術者の情報については、積極的に厚生支

局に情報提供を実施する。

○傷病手当金・出産手当金の審査強化

・保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化事前審査委員会を開催し、支給の妥当性・今後の対応について協議。また、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

・申請者及び医師等への文書照会や審査医師の積極的な活用により適正な給付に努める。

○効果的なレセプト点検の推進

・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。

・点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化し、研修を実施する。

・点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

・内容点検業務の一部について外部委託を引き続き実施し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。併せて、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額が前年度を上回るよう更なる引き上げを行う。

・支払基金との協議を実施する。

○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会での回収を行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書や電話による催告を早期に実施する。さらに、訪問を取り混ぜた催告を行い、保険証の回収を強化する。

・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

・保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

○積極的な債権管理・回収業務の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・債権回収業務を適正に進めるため、支部長を含めた債権管理対策会議を毎月開催し業務の推進を図る。 ・不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行う。 ・法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。 ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。 ・傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。 ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ・債権強化月間を設け全職員で電話催告及び訪問を実施し債権回収に努める。 <p>○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員は、健康保険に関する事業主・加入者からの相談への対応や健康保険事業への意見発信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている。より一層、健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、協会は、健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。 ・これまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、第二期「データヘルス計画」を策定する。</p> <p>上位目標：血圧リスク保有率（$\geq 130/85\text{mmHg}$）の割合を4割以下に減らす。</p> <p>下位目標：①（特定健診）健診を受ける人が増え、自分の血圧の状態を知り、高血圧予防への必要性を知る人が増える。</p> <p>②（特定保健指導）指導を受ける人が増え、高血圧予防への具体的な行動を起こすことができる。</p>

③（コラボヘルス）健康宣言から始まる健康経営を事業所で行い高血圧予防への取り組みを行う事業所が増える。

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：145,897人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 63.2%（実施見込者数：92,207人）
- ・事業者健診データ 取得率 11.0%（取得見込者数：16,049人）

○被扶養者（受診対象者数：40,622人）

- ・特定健康診査 実施率 32.0%（実施見込者数：12,999人）

○健診の受診勧奨対策

- ・第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。
- ・健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性の向上を図る。
- ・健診が保健事業の起点であることを再認識し、事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効率的かつ効果的にアプローチを行う。
- ・健診機関等の関係機関との連携については、地域の特性に合わせた動機づけを強化し、受診勧奨を強化、加速化する。

《被保険者の健診受診率向上に向けた施策》

- ・新適事業所に対し、健診案内パンフレットを送付し、受診勧奨する。
- ・健診機関による事業者健診から生活習慣病予防健診への振替促進と、事業所への定期健診結果提供の勧奨を行う。
- ・事業者健診結果データについて、外部委託や、社労士会等の外部団体と連携し、提供数の増加に結び付ける。
- ・任意継続保険取得者に対し、健診案内を定期的に送付し、受診勧奨する。
- ・労働局との連名の事業者健診データ提供パンフや、生活習慣病の受診を促進するパンフを作成し、事業所及び加入者への周知を行う。

《被扶養者の健診受診率向上に向けた施策》

- ・市町村と連携したがん検診と特定健診のコラボ健診を実施するとともに、集団健診にオプション健診項目を追加し受診勧奨する。

- ・市町村と連携し、国民健康保険特定健診との同時実施と市町村保健師による結果説明等を行う。
- ・新規加入の被扶養者に対し、定期的に受診券を送付し、受診勧奨を行う。
- ・特定健診が受けられる健診機関一覧や、受診勧奨パンフを作成し、周知・広報を積極的に行う。
- ・パート先で定期健診を受診している被扶養者のデータ提供の勧奨を行う。

(3) 特定保健指導の推進

○被保険者（受診対象者数： 21,647人）

- ・特定保健指導 実施率 25.0%（実施見込者数： 5,412人）
 - （内訳）協会保健師実施分 20.4%（実施見込者数： 4,416人）
 - アウトソーシング分 4.6%（実施見込者数： 996人）

○被扶養者（受診対象者数： 1,144人）

- ・特定保健指導 実施率 10%（実施見込者数： 114人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。
 - ・特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を促進するとともに、支部直営、外部委託による保健指導実施計画の進捗状況を管理する。
- 被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、集団健診会場など身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。
- ・健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善結果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図り、生活習慣病リスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。
 - ・文書による勧奨に加え、保健指導を希望しない事業所へ電話による再勧奨を行い、特定保健指導の利用促進を図る。

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

○健康宣言優良事業所認定事業の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・支部と行政機関及び経済関係団体等が連携し加入事業所の健康経営を支援する。 ・従業員の健康づくりへの支援等を継続的かつ積極的に取り組む旨の「健康宣言」を募集する。 ・行政機関及び経済関係団体等との連携により健康経営セミナーを開催し、健康経営に係る意識醸成を行う。 <p>(5) 重症化予防対策の実施</p> <p>生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療をしていない者に対して、確実に医療に繋げる取り組みを進める。</p> <p>糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために県や関係団体と連携し、重症化予防事業を行う。</p> <p>○二次勧奨実施予定人数 900人</p> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 1,100人</p> <p>(6) 各種業務の展開</p> <p>○地方自治体と協定の締結等に基づく、健康づくり事業を具現化するとともに、その事例を保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等を通じて、行政機関や他保険者と共有し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。</p> <p>○重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取り組みを進める。</p> <p>○連携団体関連のイベントへ協会けんぽブースを出展し、測定機器やパネルを活用し健康意識の向上、協会の認知度向上を図る。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>○組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）支部内の部門間連携を強化するとともに必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。 ・コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を計画的に開催のうえ、取り組みの検討及び審議を行い、職員研修等を通じて、その遵守を徹底する。 ・個人情報保護及び情報セキュリティについては、個人情報保護管理委員会（年2回開催）において個人情報の管理、安全確保維持、向上及び対策等について確認する。また個人情報を含む新規ファイル作成時のパスワード設定報告、個人領域への保存の有無・パスワード設定の確認を行う日常のセルフチェック及び幹部による抜き打ちの点検など支部としての対策について職員研修等により意識醸成を行い徹底していく。

- ・メンタルヘルス研修、ハラスメント研修について計画的に実施していく。
 - ・リスク管理については、研修の実施や訓練等によりリスク管理体制を整備する。
- 人材育成の推進
- ・「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着。
 - ・各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、多様な研修機会等の確保を図り、研修等を通じての人材育成を推進する。
 - ・支部独自の研修及び本部での研修後の伝達研修を実施する。
- 業務改革・改善の推進
- ・現場の創意工夫や発想を生かして業務の効率化、標準化、業務品質の向上を推進するため、業務改革会議等を積極的に活用する。
 - ・業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務を実施する。
- 経費の節減等の推進
- ・調達や執行は調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き一般競争入札や企画競争入札、見積競争により経費削減を図るとともに、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。
 - ・消耗品の在庫管理を行い、web発注による経費節減を図る。
 - ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料金の削減等に努める。
 - ・コピー用紙や電気使用量などの主要品目の使用状況を職員に周知し、経費節減の意識向上を図る。

平成 29 年度 事業計画（鹿児島支部）

項目	実施内容等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>本部事業計画に則り、鹿児島支部として次の施策を行なう。</p> <p>(1) 地域医療政策への積極的な関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の政策関係部局をはじめ、市町村等に対しても他の医療保険者と連携して提言を行ない、地域医療政策への関与を強める。 ○ 医療圏ごとの地域医療構想調整会議や各種審議会に参加するなどして、加入者・事業主を代表する立場として地域医療政策の立案に積極的に関与する。この際、可能な限り協会が収集・分析したデータなどを活用した意見を発信する。 <p>(2) 医療費適正化の総合的対策と地域団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県や地方公共団体との連携を図り、「データヘルス計画」を確実に実施し、健康宣言事業「健康経営力向上計画」の更なる推進を図る。また、併せて栃木支部などとの共同によるパイロット事業「ヘルシーズ（健康バランスシート）」や「事業所カルテ」を活用し、加入企業に向けた医療費適正化の啓発等に取り組む。 ○ 鹿児島市と連携し、社員の健康づくりに取り組む事業所に特典を与える「健康づくりパートナー」登録制度の普及と生活習慣病予防健診及び特定健診受診者に特典を与える「トク得キャンペーン」事業を展開する。（鹿児島市所在事業所と鹿児島市所在の医療機関・健診機関で受診した加入者のみが対象） ○ 県、市町村、医師会等と連携し、「CKD予防ネットワーク」の推進を図ることでCKD疾患の重症化予防、将来の医療費削減を目指す。 ○ 県・市町村や医師会・薬剤師会等鹿児島支部との間で協定締結を行なっている団体及び社会保険協会、各経済・医療団体などと共同して、講習会やイベントを活用した加入者の健康情報や医療費の適正化、各種広報、意見発信を行なう。 ○ 保険者協議会などと連携し、国民健康保険加入者分も含めた医療費の共同分析を行ない、地域における医療費適正化事業を推進する。 ○ 鹿児島支部として引き続きパイロット事業の立案を図り、事業開始に努める。 ○ 保険証の適正使用周知のために医療機関等へポスターを配布するなど及び資格喪失者のうち保険証未返還者の保険証不適正使用を防止するために返還督促を強化するなど、不適正受診を防止するための施策を行なう。 ○ 協会に付与された事業主に対する調査権限を必要に応じて活用し、現金給付の審査の強化を図る。 ○ 医療機関における資格確認業務について、実施医療機関の利用率の向上を図る等、その効果を高めるために引き続き職員による

	<p>医療機関への訪問を行なうなど、その効果を高めるための取組を実施する。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿児島支部の平成29年度末時点での使用目標を78%とする。 ○ 県後発医薬品安心使用協議会へ参画し、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、使用促進に向けての意見発信を行なう。 ○ ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを、引き続き年度内に2回実施する。 ○ セミナー開催やジェネリック医薬品希望シールの配布を行なうなどして、加入者への適切な広報を行なう。 ○ 医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施するとともに、引き続き薬剤師会と連携した使用促進に向けた施策を実施する。 <p>(4) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ GIS（地理情報システム）を活用した分析を行ない、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にわかりやすい分析結果提供の方策を検討して、各種事業推進に活用することに努める。 <p>(5) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した鹿児島支部の取組や、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報についてタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとして、ホームページ、メールマガジンを充実させる。なお、鹿児島支部の平成29年度末時点メールマガジン新規登録者目標数を230人とする。 ○ マスメディア、公共交通機関広告などを活用した広報を行なう。 ○ 経済団体や医療団体などへ積極的に働きかけ、広報誌等への掲載をしていただくことで周知広報を図る。 ○ 若年者向けの広報を強化するために、県全体の高等学校卒業生へ配布される記念新聞に記事を掲載して、健康保険制度についての周知広報を図る。また、将来医療分野での活躍が見込まれる看護学校など医療系学校の学生に対して、引き続き健康保険制度や適性受診、保険者の役割・財政状況等の理解を目的とした学校教育を実施する。
2. 健康保険 給付等	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者等の意見やニーズを適切に把握し、さらなるサービスの改善や向上に取り組む。 ○ サービススタンダード達成100%の維持、かつ、正確・着実な支給を行う。 ○ 任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付を推進する。

- 郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を図る。
- (2) 限度額適用認定証の利用促進**
- 事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。
 - 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。
- (3) 窓口サービスの展開**
- お客様に対する接遇の向上。
平成 28 年度のお客様満足度調査結果をもとに、創意工夫を生かしたサービス改善に取り組む
(参考：27 年度結果 窓口満足度 97.6 ポイント、架電満足度 56.7 ポイント)
 - 効率的かつ効果的な窓口サービスを提供する。なお、年金事務所の窓口にあたっては、地域の特性、利用状況等及び届書の郵送化の進捗状況を考慮のうえ、サービスの低下とならないように体制を配慮する。
- (4) 被扶養者資格の再確認**
- 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構（年金事務所）との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
- (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化**
- 多部位・頻回の申請について加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。
- (6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止**
- 審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。
 - 審査医師の有効活用により適切・適正な審査の実施。

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- 事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
- 保険証未回収が多い事業者へは文章、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知する。
- 文書による督促を月3回（同一人に対して2回まで督促）を継続し、電話による督促を強化する。
- 保険証回収業務の外部委託について検討を行う。

(8) 積極的な債権回収業務の推進

- 返納金等の各種債権について、新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。
- 喪失後受診者に対する債権の早期の勧奨を進める。
- 文書、電話、訪問催告を実施するとともに、法的手続き（支払督促、強制執行）による回収をさらに進める。
- 各回収率については、過去最高値である平成25年度支部結果を目標値とする。
- 新たな文書勧奨により国保との保険者間調整をより活用し、未回収債権を減少させる。

(9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- 鹿児島支部の29年度末時点委員委嘱者目標数を2,000人とする。
- 健康保険委員に向けた情報誌「Ikenakokke」を引き続き四半期ごとに発行するなど、委員であることのメリットを感じさせるきめ細かな情報伝達を行なう。

(10) 効果的なレセプト点検の推進

【資格点検】

- 喪失後受診に対する取組みを強化する。（事業主に対する遡及喪失による医療費返還発生の認識の徹底および該当者への周知の協力、早期回収の広報および指導、保険証の適正利用の啓発）
- 返納金債権発生抑制のため業務グループとの連携を強化する。
- 喪失後受診に対する返納金で、高額となる債権者については、初回納付書に保険者間調整の案内文書を同封することで、早期の対策を行う。
- オンライン資格確認業務導入医療機関に対するさらなる利用促進を勧奨する。

	<p>【外傷点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷原因届の提出勧奨強化を行い、回答の回収率を80%以上にする。 ○ 第三者行為届未提出者へ文書・電話等による届出提出の二次、三次催告を実施する。 ○ 支払遅延の損保会社および加害者へ早期回収のため文書・電話等による二次、三次催告を実施する。 <p>【内容点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容点検の一部外部委託により、支部の内容点検の充実と点検業者のノウハウ取得による点検員の質の向上を図ることで、点検効果の向上を目指す。 ○ 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検業務を徹底し点検効果額を向上させる。 ○ 点検員の査定事例の集約・共有化をし、研修を実施することで点検技術を向上させる。 ○ 支払基金一次審査拡大に対する新たな点検方法や対策を確立させる。 ○ 支払基金との医療費適正化に対する連携を強化する。 <p>※効果額の目標値</p> <p>【資格点検】 被保険者一人当たり点検効果額が28年度支部実績を上回ること。(参考：28年度目標値1,930円)</p> <p>【外傷点検】 被保険者一人当たり点検効果額が28年度支部実績を上回ること。(参考：28年度目標値420円)</p> <p>【内容点検】 被保険者一人当たり点検効果額が28年度支部実績を上回ること。(参考：28年度目標値1,000円)</p> <p>加入者一人当たり診療内容等査定効果額(10割)が28年度支部実績を上回ること。 (参考：28年度目標値115円)</p>
3. 保健事業	<p>(1) データに基づいた保健事業の推進</p> <p>上位目標：35歳以上の加入者について、新規透析導入者の割合が26年度新規導入者割合を下回る。</p> <p>下位目標：1. 生活習慣病予防健診など年1回の健診を受ける人が増える。(介入対象者の抽出と早期発見)</p> <p>2. 高血圧・糖尿病・CKD受診勧奨対象者が健診結果データ等の悪化による影響を認識し、医療機関を受診する人が増える。(適正治療による病状のコントロール)</p> <p>3. CKD発症リスクであるメタボリックシンドローム改善に取り組み、健診結果データが改善する人が増える。(特定保健指導の推進、リスク保有者対策)</p> <p>4. 従業員の健康管理を支援する事業所が増える。(事業所とのコラボヘルスにより、下位目標1～3の促進を図る)</p> <p>5. 透析やCKDを知っている人や事業所が増える。(若年者や健診結果異常無し者など加入者全体への啓発と健康行動を促す)</p>

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：218,433人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 62.7%（実施見込者数：136,957人）
 - ・事業者健診データ 取得率 13.5%（取得見込者数：29,488人）
- 被扶養者（受診対象者数：65,096人）
 - ・特定健康診査 実施率 27.3%（実施見込者数：17,771人）
- 健診の受診勧奨対策
 - ＜生活習慣病予防健診＞
 - ・職員、健診機関・社会保険労務士・DMなどを活用した勧奨及び事業者健診からの振替促進を図る。
 - ・検診車を活用した巡回健診体制の拡充を図る。
 - ＜事業者健診の取得＞
 - ・労働局と協会けんぽとの連名通知発出による健診実施の積極的な推進とデータ提供の周知を図る。
 - ・医師会、各業界団体等及び社会保険労務士との連携により、データ取得を促進する。
 - ・取得勧奨に取り組む健診機関等に対して、通常分に乗せした手数料を支払うことにより、勧奨取り組みの動機づけ向上と勧奨実施機関数の拡大を図る。
 - ＜特定健康診査の実施率の向上＞
 - ・対象者個人に確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。
 - ・医療機関との連携のもと、引き続き独自健診を実施し、被扶養者の自宅に日程等の案内を直接送付する。
 - ・市町村が行うがん検診の日程等を上記の送付時に同封するなど、情報の提供と連携を強化する。
 - ・引き続きオプション健診を実施する。

(3) 特定保健指導の推進

- 被保険者（受診予定数：166,445人）→ 特定保健指導対象者数 36,124人（受診者のうち21.7%該当）
 - 特定保健指導 実施率 14.8%（実施見込者数：5,340人）
 - （内訳）協会保健師実施分 12.0%（実施見込者数：4,340人）
 - アウトソーシング分 2.8%（実施見込者数：1,000人）
- 被扶養者（受診対象者数：17,771人）→ 特定保健指導対象者数 1,314人（受診者のうち7.4%該当）
 - 特定保健指導 実施率 3.8%（実施見込者数：50人）

- 保健指導の利用勧奨対策
 - <協会けんぽ保健師等による保健指導>
 - ・保健指導勧奨案内発送を全面的にシステム移行するなど効率化を図り、新規事業所への電話勧奨を実施する。
 - ・支部長・部長による事業所への利用勧奨を実施する。(健康宣言事業所への勧奨とあわせて)
 - ・事業者健診データ提供事業所への積極的な勧奨を実施する。
 - <保健指導委託機関の拡充と支援>
 - ・被扶養者の集団健診と連携した特定保健指導の委託の拡大を図る。
 - ・28年度契約機関のうち自職員や産業医契約がある事業所のみ保健指導を実施している機関については対象者の拡充を依頼する。
 - ・集客に課題の残る委託機関への支援を実施する。
 - ・離島対策：市町村との連携ならびに保健指導実施機関（市町村委託健診機関・専門事業者）への委託を推進する。
 - 保健指導実施者のスキル等の向上
 - ・支部内研修でのロールプレイと実践の振り返りを繰り返すことにより、スキルの定着を強化する。
 - ・コラボヘルスや未治療者への二次勧奨を通して、対象者や事業所の理解を深める。
- (4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス） 平成28年度計画の継続**
- 健康づくり取り組み状況に合わせて事業所を3つのセグメントに分け、(①健診・保健指導未受診未利用事業所・②健康宣言に合わせ自主的な取り組みを推奨する事業所③健康宣言内容から協会けんぽが介入する事業所) 3パターンに合わせた支援を展開する。
 - 平成28年度後半、健康宣言事業所としてエントリーした40事業所(28年12月現在)のうち、4事業所をコラボヘルス事業所(協会けんぽ保健師等が介入する)として選定、健康課題抽出、宣言内容、取組みスケジュール等計画の立案を28年度内に実施し、29年度取組み支援を開始する。
 - 共通評価指標として4事業所の従業員全員の食事調査結果を実施する。
 - 健康宣言事業所のうちコラボヘルス事業所選定から漏れた事業所についても、宣言内容に合わせた健康情報やコラボヘルス事業所の取り組み状況、成果等の情報提供を実施する。
- (5) 重症化予防対策の実施**
- 二次勧奨実施予定人数 1,000人(電話200人 文書800人)
 - 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 4人(支部保健師2名で対応)

	<p>(6) 各種業務の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「CKD 予防ネットワーク」を活用し、県・市町村・医師会等と連携した事業を展開する。 ○ 県、市町村と連携し、働く世代の健康づくりに関する共同事業に取り組む。(クーポン付健診など) ○ 保険者協議会と連携し、調査分析を実施、積極的な結果の活用を図る。
<p>4. 組織運営 及び業務改 革</p>	<p>(1) 職場における職員の健康づくりの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期健康診断と生活習慣病予防健診等を合わせて 100%受診を達成し、二次健康診断の受診対象者に対して受診を勧めるよう努める。 ○ 「健康宣言事業」と連携して、職場における職員の健康づくり実施に引き続き取り組む。 <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 本部との協力関係、本部と一体となった内部統制（ガバナンス）、鹿児島支部内の部門間連携の更なる強化を図る。 ② 支部目標達成に向けた個人目標の設定と進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> 支部目標を達成するための個人目標の設定と定期的な進捗管理を徹底し、日々の業務遂行を通じて支部目標が達成できる組織運営を行なう。 ③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。 ④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、年度内1回以上のコンプライアンス委員会開催及び個人情報保護管理委員会の開催と推進活動計画を策定し、研修等を通じて遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、更なる徹底を図る。併せて、執務室内の整理整頓、施錠を引き続き徹底する。 ⑤ リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> 危機管理能力向上のための研修や訓練、非常時における職員役割分担の意識徹底等、危機管理体制の整備と正確な運用を行なう。

(3) 人材育成の推進

- 「集合研修」への参加、積極的な「自己啓発」の取り組み及びCS向上、コンプライアンス関係等の鹿児島支部内で独自に行なう研修の取り組みにより、人材育成の強化を図る。

(4) 業務改革・改善の推進

- 業務改革会議等に参加した職員による伝達を徹底し、他支部から得られた先進的な取り組みの情報を活用し、業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や断続的な改善を行なう。また、定型業務のアウトソーシングを一層推進し、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

(5) 経費の節減等の推進

- 引き続き、全職員で経費の節減に留意したなるべく多くの取り組みを実施し、効果の測定を図る。

平成 29 年度 事業計画（沖縄支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務をさらに強化する。 具体的には、地域の医療費や健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、平成26年度に定めた「データヘルス計画」の確実な実施や、県に対し地域医療のあり方について必要な意見発信等を行う。 加えて、地域の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策の推進を図る。</p> <hr/> <p>(2) 事業主及び加入者の皆様の意見を反映した事業運営 支部事業の企画・運営については、「支部評議会」を基軸として、事業主及び加入者の皆様のご意見を反映させた事業運営に努める。</p> <hr/> <p>(3) 関係方面への意見発信及び地域医療への関与 地域医療構想調整会議や国民健康保険運営協議会、健康長寿おきなわ復活県民会議、地域職域推進協議会等の各種会議に対して、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。 「健康づくりに関する包括的連携に関する協定」については対象機関を拡大する。すでに締結している県、市町村、医療関係団体及び社労士会とは、医療情報の分析や保健事業等の共同実施を強化し、加入者の健康増進や各種広報を実施するなど、さらなる連携推進を図る。 県内の日本年金機構との「社会保険連絡調整会議」を開催し、適正かつ円滑な事業運営を図る。 「おきなわ津梁ネットワーク」については引き続き推進し、地域医療連携体制を構築する。</p> <hr/> <p>(4) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 無資格受診防止対策として平成28年度から実施している医療機関における資格確認業務については、実施医療機関の利用率の向上を図りつつ、引き続き実施する。 また、事業所に対する調査権限を必要に応じ活用し、現金給付の適正化を図る。</p>

(5) ジェネリック医薬品のさらなる使用促進

ジェネリック医薬品使用割合80%を上回る取り組みを図る。そのための施策として、各種広報誌掲載による普及啓発、医療機関等へのジェネリック使用促進ポスターの配布、加入者へのジェネリック希望シールの配布のほか、関係機関と連携したジェネリック医薬品に関するセミナーを引き続き開催する。

また、医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関等への働きかけを実施するとともに、平成28年に設置された「沖縄県後発医薬品安心使用促進協議会」においても積極的に意見を発信し、さらなる使用促進に向けた取り組みを強化する。

(6) 調査研究の推進等

医療費や健診・レセプトデータによる地域ごとの医療費等の分析に取り組むことにより、地域の実情にあわせた各種事業の推進に活用する。

(7) 広報の推進

疾病予防や健康増進の重要性、健診の受診、保険料率設定、資格喪失後受診、任意継続、給付の仕組み、申請手続き等を加入者へ分かりやすく広報する。

具体的には、地元メディアに対するプレスリリースの実施、広報チラシ「協会けんぽからのお知らせ」の発行、市町村・関係団体が発行する広報誌への記事掲載、担当者向け事務テキストの配付などを実施する。

また、ホームページを活用した情報発信の強化に加え、加入者に直接届くメールマガジンの登録者数の拡大を図る。

さらに、新規適用事業所に対しては、健康保険事業の案内リーフレット等の配付及び研修会を開催し、協会けんぽが行う事業の周知を図る。

(8) 「健康宣言」事業の効果的推進

事業主等が主体となって健康づくりに取り組む事業所を支援する「福寿うちな～健康宣言」事業を運用し、担当者の育成や健康講話の実施、ウォーキングの推奨等により、事業主等の健康づくり意識の醸成、加入者の健康増進、特定健診受診率の向上及び特定保健指導の強化を図る。

県や労働局等の関係団体と連携のうえ、当該運動を全県的に普及させるための活動を推進するとともに、県の実

	<p>施する「がんじゅうさびら表彰」や経済産業省の実施する「健康経営優良法人」の認定へとつなげる。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取り組み</p> <p>加入者等のご意見や苦情等については、加入者等の視点に立って適切に対応するとともに、さらなるサービスの改善に取り組む。</p> <p>また、お客様満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、電話対応等の一層の向上を図る。</p> <p>傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>健康保険給付などの申請については、郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。</p> <p>その他、任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替と前納による納付を推進する。また、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスの利用促進をさらに行う。</p> <hr/> <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。また、限度額適用認定申請書を配置いただく医療機関を拡大するなどして利用促進を図る。</p> <p>なお、高額療養費の未申請者に対しては、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。</p> <hr/> <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>届書の郵送化を推進し、効率的かつ効果的な窓口サービスを提供する。</p> <hr/> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。</p>

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。

また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、重点的に審査を行う。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、以下の取り組みを引き続き実施することにより、点検効果額を一層向上させる。

- ①自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。
- ②査定事例の集約・共有化や研修を実施し、点検員のスキルアップを図るとともに、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。
- ③前年度に引き続き内容点検業務の一部について外部委託し、内容点検を充実させる。併せて、点検員が点検業者のノウハウを収集しスキルを向上させるとともに、競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させる。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般

	<p>被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会での回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。さらに、訪問を取り混ぜた催告を行い、保険証の回収を強化する。</p> <p>なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。</p> <p>併せて保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。</p> <hr/> <p>(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <p>不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告・弁護士名催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。</p> <p>なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。</p> <p>交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</p> <p>また、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。</p> <hr/> <p>(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>健康保険委員は、事業主・加入者からの健康保険に関する相談への対応や健康保険事業への意見発信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいていることから、研修の実施、広報活動等により健康保険事業に対する理解の促進等に取り組み、健康保険委員活動の支援を行う。</p> <p>また、活動や功績が顕著な委員に対する表彰を実施するとともに、委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>データに基づいた保健事業の推進</p> <p>健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を活用し、効率的かつ効果的な保健事業を進める。</p>

「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認や結果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。

さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、「福寿うちな～（健康づくり）推進協議会」などの意見を聞きながら、関係機関との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた取り組みを強化する。

(1) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

医療費適正化計画第二期の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。

また、健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性の向上を図る。

さらに、健診が保健事業の起点であることを再認識し、事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効率的かつ効果的にアプローチを行う。

健診機関等の関係機関との連携については、地域の特性に合わせた動機づけを強化し、受診勧奨を強化、加速化する。

<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

未受診事業所には、これまでの通知・架電中心の勧奨に加え、受診者と協会に位置する健診機関や社会保険労務士会等への外部委託を推進することで、訪問による勧奨を強化する。また、協会けんぽ主催の日曜集団健診を実施するなど、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。

健康宣言などの事業所の健康づくりの入り口として健診を位置づけ、事業主の理解を深め、受診や事業者健診データの提供に結び付ける。

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底する。また、ショッピングセンター等における協会けんぽ主催の「まちかど健診（集団健診）」を実施するとともに、「オプション健診」や個人負担の検査項目の追加を提案するなど、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。

- ①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：169,923人）
- ・生活習慣病予防健診 実施率 66.6%（実施見込者数：113,168人）
 - ・事業者健診データ 取得率 9.0%（取得見込者数：15,293人）

- ②被扶養者（40歳以上）（受診対象者数：56,201人）
- ・特定健康診査 実施率 33.0%（実施見込者数：18,546人）

【合計】*特定健康診査対象者数：226,123人
実施率 65.0%（実施見込者数 147,007人）

(2) 特定保健指導の推進

医療費適正化第二期の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。

特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進める。

なお、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図り、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。離島や協会けんぽ保健指導担当者不在地域については、外部委託を拡大していくため健診実施医療機関等との調整を進めるとともに、市町村保健師とも連携した保健指導を展開する。

また、業種・業態別、市町村別の健診データの分析結果を活用し、事業主や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

- ①被保険者（特定保健指導対象者数：28,775人）
- ・特定保健指導 実施率 30.4%（実施見込者数：8,742人）
（内訳）協会保健師実施分 14.3%（実施見込者数：4,136人）
アウトソーシング分 16.0%（実施見込者数：4,606人）
- ②被扶養者（特定保健指導対象者数：2,225人）
- ・特定保健指導 実施率 11.2%（実施見込者数：250人）

	<p>(内訳) 協会保健師実施分 2.2% (実施見込者数 : 50 人) アウトソーシング分 9.0% (実施見込者数 : 200 人) 【合計】*特定保健指導対象者数 : 31,000 人 実施率 29.0% (実施見込者数 : 8,992 人)</p> <p>(3) 重症化予防対策の推進 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取り組みを進める。 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医と連携した保健指導を行う。</p> <p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取り組み (コラボヘルス) 「データヘルス計画」によるモデル事業や「健康宣言」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。 また、福寿うちな～運動を発展的に展開させ、「健康宣言」事業と結びつけることにより、事業主等との協働関係の強化を図る。</p> <p>(5) 妊産婦及び乳児の医療費削減に向けた取り組み 那覇市・浦添市と連携し、妊婦を対象とした食事に関する質問調査・アンケートデータ及び出生児情報を活用し、東京大学と共同で妊婦の栄養摂取状況と出生した子の体重等を分析調査することで、低体重出生児の原因究明を行い、広く県民に対して啓発を行う。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ①組織運営の強化 管理職会議、月次進捗会議、グループ単位の会議等を定例実施し、情報共有や企画力の強化を図りながら内部統制(ガバナンス)のとれた組織運営を行う。 また、広報委員会、CS向上委員会等の組織を横断した各種委員会の開催によりグループ間の連携を強化する。</p>

②実績や能力本位の人事の推進

協会理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。

③協会理念を実践できる組織風土・文化のさらなる定着

新人事制度の運用・活用を通じて協会を支える人材を育成し、積極的に目標にチャレンジする「明るく元気な職場」作りを推進する。

④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、行動規範の読み上げや研修等を通じて、その遵守を徹底する。

個人情報保護やセキュリティについては、各種規程の遵守及びアクセス権限やパスワードの適切な管理を常時点検し、徹底する。

⑤リスク管理

初期行動マニュアルを作成し、平時には防災訓練の参加や緊急連絡網、台風襲来時には職員行動手順に沿った適切な対応を行う等、危機管理体制を整備、運営する。

また、事務処理誤り、「お客様の声」、不審電話情報等を職員間で共有し、さらなる問題発生防止に努める。

(2) 人材育成の推進

支部独自の職場内研修を実施するとともに、本部が実施する階層別研修や業務別研修等に職員を積極的に派遣し、主体性と実行力のある人材の育成を図る。

また、通信教育講座の斡旋など研修機会の確保を図り、自己啓発に対する支援を行う。

(3) 業務改革・改善の推進

業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を推進する。

	<p>また、支部独自の業務カイゼン運動を活発に行い、職員のアイデアや現場の発想を事業運営に活かしていく。</p> <hr/> <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <p>経費に対する職員のコスト意識を高め、消耗品の在庫管理等を適切に行うことにより、より一層経費の節減に努める。また、調達については競争性・公平性を確保し、適正に実施する。</p>
--	--

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。